

# 郡山市都市計画 マスタープラン

Urban Planning Master Plan koriyama City

【都市計画に関する基本的な方針】

2023(令和5)年改定

郡山市



# はじめに

郡山市は、福島県の中央に位置し、北に名峰安達太良山が聳え、西は猪苗代湖と奥羽山脈、東は阿武隈高地に挟まれた安積平野と呼ばれる平坦地を中心に市街地が広がっており、首都圏から東北新幹線で約80分というアクセスの良さに加え、鉄道や東北・磐越両自動車道が縦横に交差し、福島空港も近接するなど、「人」「モノ」「情報」が繋がる「知の結節点」として発展を続けております。また、「こおりやま広域圏」の中心市、福島県の経済県都として広域的な都市機能を担う東北地方有数の拠点都市であります。

本市では、将来の都市計画に関する基本的な方針を市民に分かりやすく示すため、2000（平成12）年に「郡山市都市計画マスタープラン」を策定しました。その後、人口減少・少子高齢化や頻発・激甚化する自然災害など、地方を取り巻く社会情勢の変化や、国によるコンパクト・プラス・ネットワーク型都市構造へ向けた都市計画法、都市再生特別措置法などの都市計画に関連する法律改正の動きと整合を図りながら、魅力的で活気あふれるまちづくりと市民の健康で豊かな生活の実現を目指すため、その時代で求められるまちづくりの課題に応じて、2010（平成22）年、及び、2015（平成27）年に「郡山市都市計画マスタープラン」の見直しを行いました。

しかしながら、2019（令和元）年に発生した東日本台風による甚大な被害や2020（令和2）年からの新型コロナウイルス感染症の拡大といった大きな社会的価値観の転換、さらには、DXやサーキュラーエコノミー社会の実現など新しい時代への対応がまちづくりにおいても求められることとなったことから、俯瞰的視点から都市計画マスタープランの見直しを行うものです。

今回の都市計画マスタープランの見直しでは、2015年の国連サミットで採択された「誰一人取り残されない」持続可能な社会の実現を目指す「SDGs」の基本目標のもと、急激な人口減少・少子高齢化、異次元の高齢化の進展、激甚・頻発化する自然災害、DXの劇的な進展など、全国をはじめ福島県や本市を取り巻く時代の潮流や課題に対応するため、流域治水やDXの推進、サーキュラーエコノミー社会の実現といった観点から、本市の発展の礎となった安積開拓の「開物成務」の理念のもと、都市計画マスタープランの改定を行い、100年先を見据えた持続可能なまちづくりをバックキャストの発想のもと進めることとしたものです。

結びに、「郡山市都市計画マスタープラン」の見直しにあたりまして、貴重な御意見をいただきました市民の皆様、並びに、郡山市都市計画審議会の委員の皆様方に心から感謝申し上げます。

2023（令和5）年〇月 郡山市

# 目次

<b>■序章 改定の背景</b>	<b>1</b>
序-1 都市計画マスタープランについて	2
序-2 改定の背景とポイント	4
序-3 対象区域と計画期間	8
序-4 都市計画マスタープランの構成	9
<b>■第1章 郡山市の現状と課題</b>	<b>11</b>
1-1 郡山市の概況	12
1-2 郡山市の現状と課題	19
1-3 郡山市の強み	36
1-4 これからの都市づくりの観点	40
1-5 上位計画の概要	42
<b>■第2章 都市づくりの基本理念と基本目標</b>	<b>47</b>
「郡山市都市計画マスタープラン」の概要	48
基本理念の体系	50
2-1 都市づくりの基本理念	51
2-2 都市づくりの基本目標	52
<b>■第3章 将来都市構造</b>	<b>57</b>
3-1 将来都市構造	58
3-2 都市づくりの基本方針	66
<b>■第4章 分野別方針</b>	<b>81</b>
分野別方針の体系	82
4-1 土地利用の方針	83
4-2 交通施設の整備方針	95
4-3 都市施設の整備方針	101
4-4 都市環境の形成方針	108
4-5 都市景観の形成方針	110
4-6 都市防災の方針	112



## ■ 第5章 地域別構想 115

地域別構想のねらいと地域区分など	116
5-1 旧郡山地域	118
5-2 富田地域	126
5-3 大槻地域	132
5-4 安積地域	138
5-5 三穂田地域	144
5-6 逢瀬地域	150
5-7 片平地域	156
5-8 喜久田地域	162
5-9 日和田地域	168
5-10 富久山地域	174
5-11 湖南地域	180
5-12 熱海地域	186
5-13 田村地域	192
5-14 西田地域	198
5-15 中田地域	202

## ■ 第6章 実現化の方途 207

6-1 先導プロジェクト	208
6-2 関係主体の連携	215
6-3 計画の進行管理	216

## ■ 資料編 217

資-1 郡山市都市計画マスタープラン改定体制	218
資-2 郡山市都市計画マスタープラン改定経緯	222
資-3 市民意見の聴取	224
資-4 関連要綱など	242
資-5 用語解説	246





# 序章

## 改定の背景



- 序-1 都市計画マスタープランについて
- 序-2 改定の背景とポイント
- 序-3 対象区域と計画期間
- 序-4 都市計画マスタープランの構成

# 序 - 1 都市計画マスタープランについて

## 1 都市計画とは

都市は、人・モノ・カネ・情報が高密度に集積・対流するシステムであり、住民の日常生活、商業・工業などの様々な経済活動が営まれ、多様な人々が集う観光・文化の交流の場です。

このため、都市計画においては、健康で文化的な都市生活及び、機能的な都市活動を確保するため、都市の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画を定めるものです。

## 2 都市計画マスタープランの位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、1992（平成 4）年の都市計画法改正に伴い位置づけられました。市町村の建設に関する基本構想や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などの上位計画に即して定めることが規定されています。

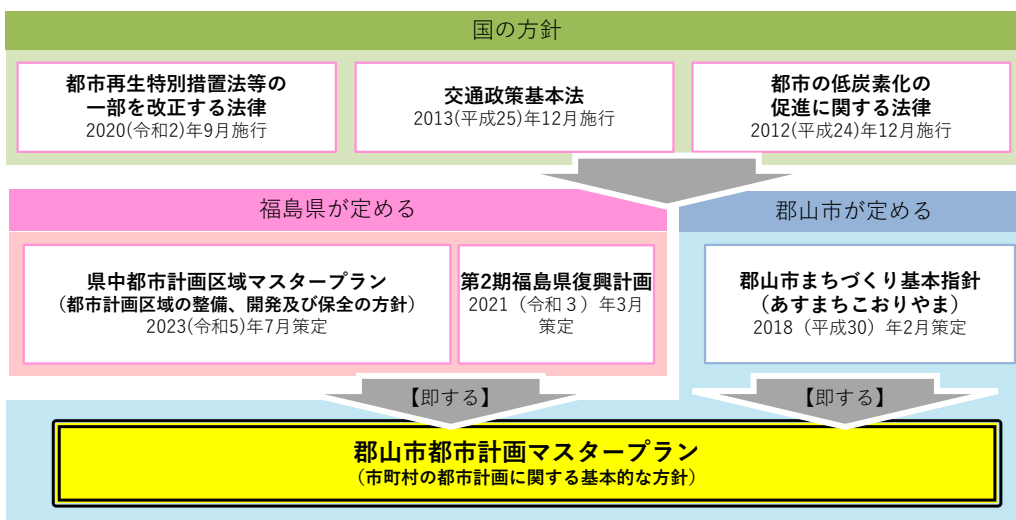
（都市計画法）

（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

- 第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
  - 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

郡山市のまちづくりの上位計画としては、市政運営の最上位指針である「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針である「県中都市計画区域マスタープラン」、「第 2 期福島県復興計画」などがあり、それらの上位計画に即して、郡山市都市計画マスタープランを定めます。

### ●郡山市都市計画マスタープランの位置づけ





### 3 都市計画マスタープランの役割

都市計画マスタープランは、計画的な都市づくりを進めるための指針であり、都市の全体像を示し、住宅地、商業地、工業地や公共施設の配置・規模などについて、中長期的な見通しを明らかにすることが求められています。都市計画マスタープランに求められる基本的な役割は次のとおりです。

#### (1) 分かりやすく都市の将来像を示します

市民や地域組織、NPO などの市民団体、事業者、行政などの多様な主体が共有できる都市づくりの目標を設定し、分かりやすく都市の将来像を示します。

#### (2) 都市計画の基本的な方針を示します

都市づくりを進める際の都市計画の決定や見直しに関する基本的な方針を示します。

#### (3) 都市計画の総合性・一体性の確保を推進します

土地利用、都市施設、市街地開発事業などの都市計画相互の関係を調整し、都市全体として総合的かつ一体的な都市づくりを進めます。

#### (4) 市民などの都市計画に対する理解醸成や実現への合意形成を図ります

都市づくりに対する課題や方向性について市民の理解や合意が得られ、都市計画の実現の際には円滑に進むような仕組みづくりを示します。

## 序-2 改定の背景とポイント

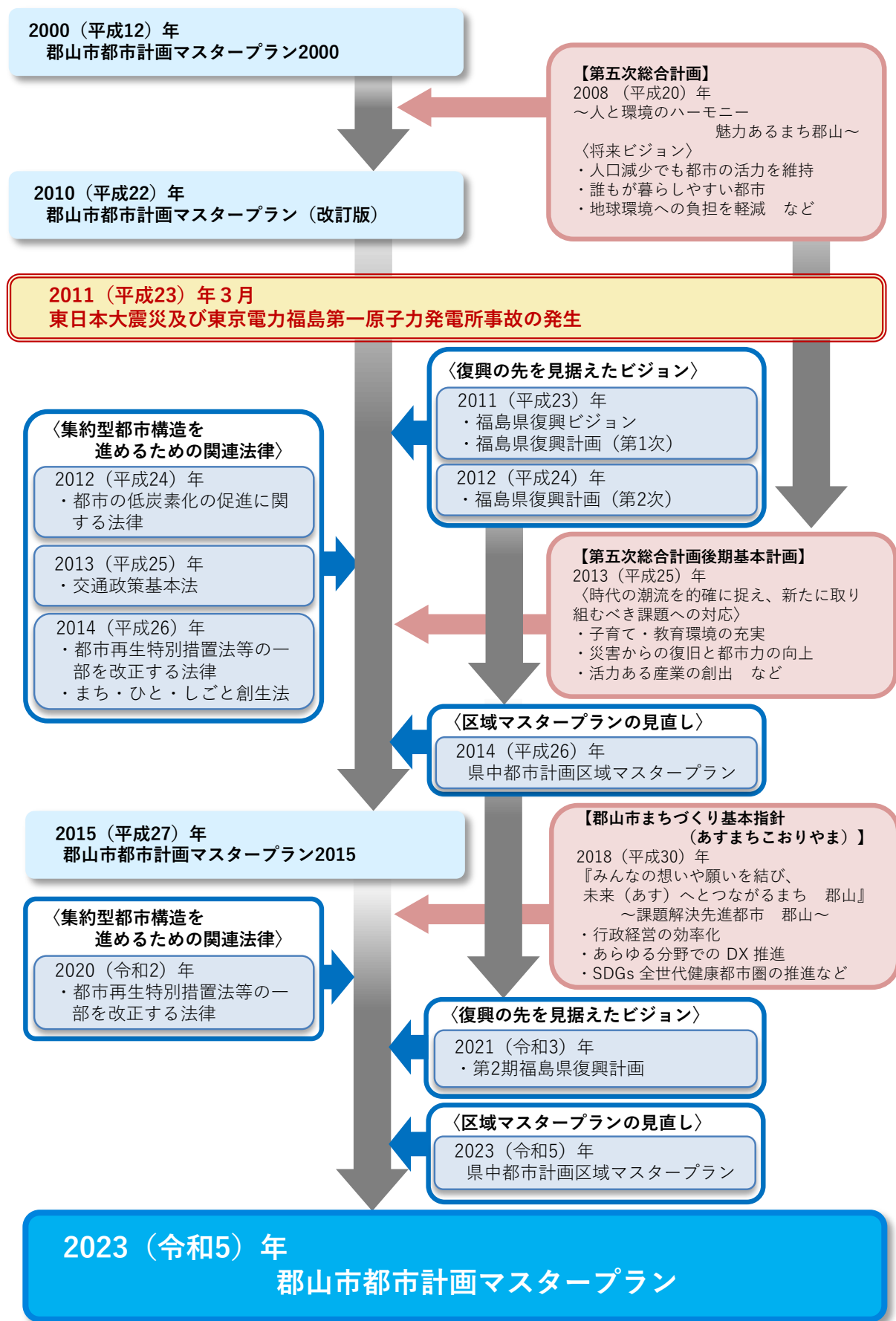
### 1 改定の背景

「郡山市都市計画マスタープラン 2000」は、2000（平成 12）年に策定され、10 年を経過した 2010（平成 22）年に、急速な少子高齢化に伴う人口減少等の社会構造の大きな転換期を迎えることから、将来都市構造を「集約型都市構造」として改定しました。

その後、2011（平成 23）年 3 月の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、本市を取り巻く社会情勢の大きな変化や都市計画に関連する各種法制度の改正等を踏まえ、震災復興に向けて本市に課せられた役割や、「集約型都市構造」の実現に向けた具体的な方策等について再度見直しを行い、2015（平成 27）年に、「郡山市都市計画マスタープラン 2015」を策定しました。

しかしながら、その後の本市を取り巻く社会情勢は、令和元年東日本台風による甚大な浸水被害など、近年の気候変動に起因した大規模な自然災害の頻発・激甚化が顕著となっていることや、2020（令和 2）年から始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、大きくその環境が変動しており、団塊世代が後期高齢者となる 2025 年問題、2030 年の SDGs 国際目標年限、2040 年頃を見据えた新たな自治体行政を取り巻く課題への対処、2050 年のカーボンニュートラル実現など、予見可能性の高い将来課題や目標からのバックキャスト思考による課題解決が必要なことから、国の「デジタル田園都市国家構想」の基本方針を踏まえ、「こおりやま広域圏」全体の今後と次の 100 年を見据えた俯瞰型の中長期的な都市計画の基本方針を再度改定することとしました。

●郡山市都市計画マスタープラン改定の変遷と今回改定の背景



# 序-2 改定の背景とポイント

## 2 改定のポイント

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を見据えた長期的視点に立って、都市全体及び地域別の将来像並びに都市づくりの基本方針を明らかにし、総合的なまちづくりの方針として策定することを目的としていることから、今回の改定の方針は以下のとおりとします。

- ① 目標年次、基本理念、基本目標、基本方針の基本的な構成及び方向性は原則として 2015（平成 27）年に策定した「郡山市都市計画マスタープラン 2015」を継承します。
- ② 本市を取り巻く社会経済情勢の変化や 2023（令和 5）年に策定した「県中都市計画区域マスタープラン」等の上位計画の見直しを踏まえ、今後のまちづくりに必要な改定を行います。

上記を踏まえ、今回の改定のポイントを 4 つに整理しました。

### （1）上位計画の見直しに対応した俯瞰型の都市計画

2023（令和 5）年に策定された「県中都市計画区域マスタープラン」では「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流の活力あるまちづくり」を都市づくりの理念として定めており、これに基づく本市の都市計画マスタープランにおいてもコンパクトな都市構造への転換や良好な市街地整備、持続可能な共生社会の実現といった視点を共有し、まちづくりの方向性を示します。

また、2018（平成 30）年に策定し、2022（令和 4）年に後期見直しを行った「郡山市まちづくり基本指針『あすまちこおりやま』」の将来都市構造「『みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山』～課題解決先進都市 郡山～」を踏まえ、「暮らしやすいまちの未来」の実現に向けたまちづくりの方向性を示します。

### （2）社会経済情勢の変化に応じたバックキャスト思考による都市計画

急速に進行している人口減少・少子高齢化社会を見据えて、未来を担う若者、子ども達が活躍できる地域を目指すとともに、子育て世帯に優しい「ベビーファースト運動」の理念に基づき、本市ではバックキャスト思考に基づいたまちづくりを基本とします。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、新たな暮らし方・働き方の実現が求められていることから、ポストコロナへの対応を念頭においたまちづくりの方向性を示します。また、新型コロナウイルスがもたらした社会・価値観の変容は、日本全体のデジタル化の遅れを浮彫りにしたことから、各分野において DX を前提とした取組推進が求められるようになりました。これを受けて、本市においても DX の推進を都市計画マスタープランに位置づけることとします。

さらに、幅広い世代が快適に住み続けられるまちであるために、環境負荷の少ない脱炭素社会の実現・サーキュラーエコノミー社会への転換に向けて、カーボンニュートラルの取組等を位置づけます。

### (3) まちづくりにおける防災・減災の主流化

近年、地球温暖化に起因する気候変動に伴い、各地で自然災害が頻発・激甚化しています。こうした巨大災害から市民の暮らしを守るため、防災・減災を主流とした安全・安心な社会を実現するまちづくりの方針を都市計画マスタープランに位置づけます。特に、水害に対しては堤防等の河川整備だけでなく、あらゆる分野の連携により災害リスクを低減する「流域治水」の考え方で対応します。

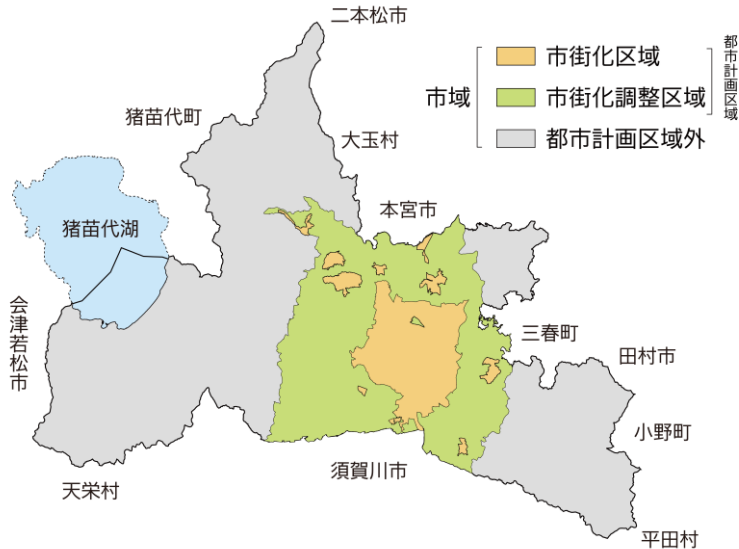
### (4) SDGs の理念に基づいたまちづくりの取組推進

2015(平成 27)年の国連サミットで採択されたSDGs(持続可能な開発目標)は、2016(平成 28)年から2030(令和 12)年までの世界共通の目標であり、将来を見据えたまちづくりの基本的な方針を定める都市計画マスタープランとの関連性が高いため、17の目標との整合を図り、持続可能なまちづくりを推進します。本市は、2019(令和元)年7月1日、自治体によるSDGsの達成に向けて優れた取組を行う都市として、県内で初めて「SDGs 未来都市」に選ばれて、2030年のあるべき姿として、こおりやま広域圏の圏域自治体とともに、「広め合う、高め合う、助け合う」全世代健康都市圏の形成を目指しています。これらを踏まえて、都市計画マスタープランにおいても持続可能な圏域の創生を目指すこととし、SDGs・GX(グリーントランスフォーメーション)に関連するまちづくりの取組を進めます。

# 序-3 対象区域と計画期間

## 1 対象区域

本市では都市計画区域外にも多くの市民が生活し、都市計画区域と連携する一体的な生活圏を構成していること、また、この生活圏を活かしたまちづくりを行うために、郡山市都市計画マスタープランの計画対象区域は郡山市全域とします。

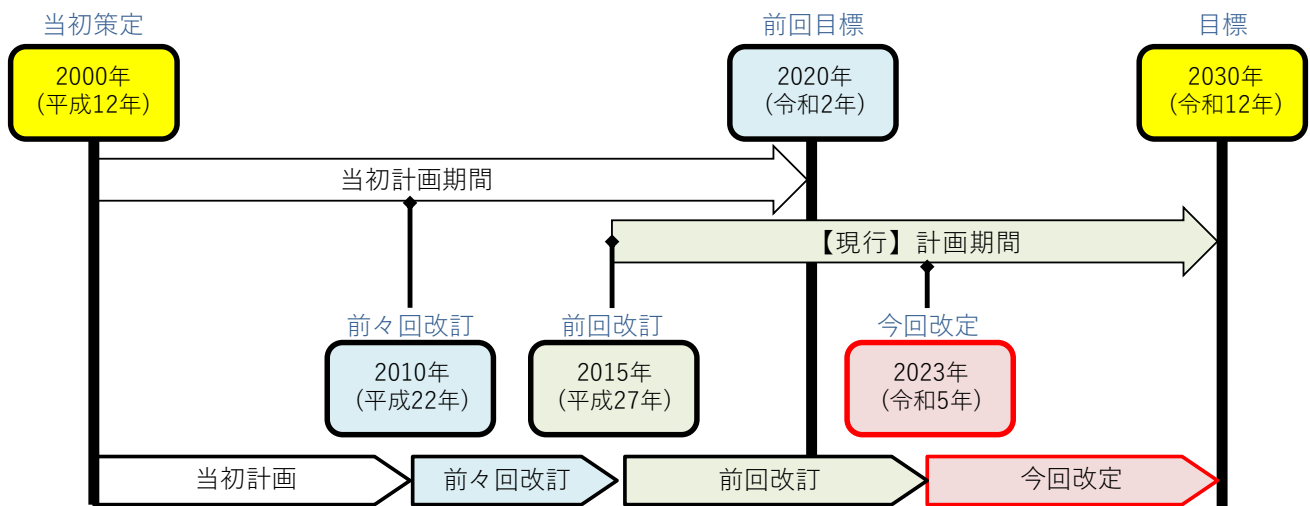


## 2 計画期間

郡山市都市計画マスタープランの目標年次は、2030（令和12）年とします。

都市計画マスタープランは、長期的、継続的取組が重要であるとの観点から、概ね20年を見据えた長期的視点に立って策定することを基本としており、また、本市都市計画の上位計画である「県中都市計画区域マスタープラン」においても、都市的土地利用の規模や都市施設、市街地開発事業の整備目標等の事項については、都市の成長管理という観点から目標年次を2030（令和12）年としております。

さらに、本市の都市計画に係る各種個別計画や、本市が優先的に取り組んでいる「SDGs」についても、目標年次が2030（令和12）年であることから、「郡山市都市計画マスタープラン2015」の目標年次である2030（令和12）年を引き続き維持することとしました。



## 序-4 都市計画マスタープランの構成

郡山市都市計画マスタープランは、市域全体を対象とした「全体構想」と市域を15地域に区分した「地域別構想」及びそれらの構想の実現のための「実現化の方途」により構成しています。

はじめに、計画策定の前提となる、改定の背景や都市の現状と課題を整理します。

「全体構想」では、郡山市の都市づくりの基本理念と基本目標を示した上で郡山市が目指す将来都市構造と、この都市構造の実現に向けた都市づくりの重点テーマである都市づくり基本方針を定めます。

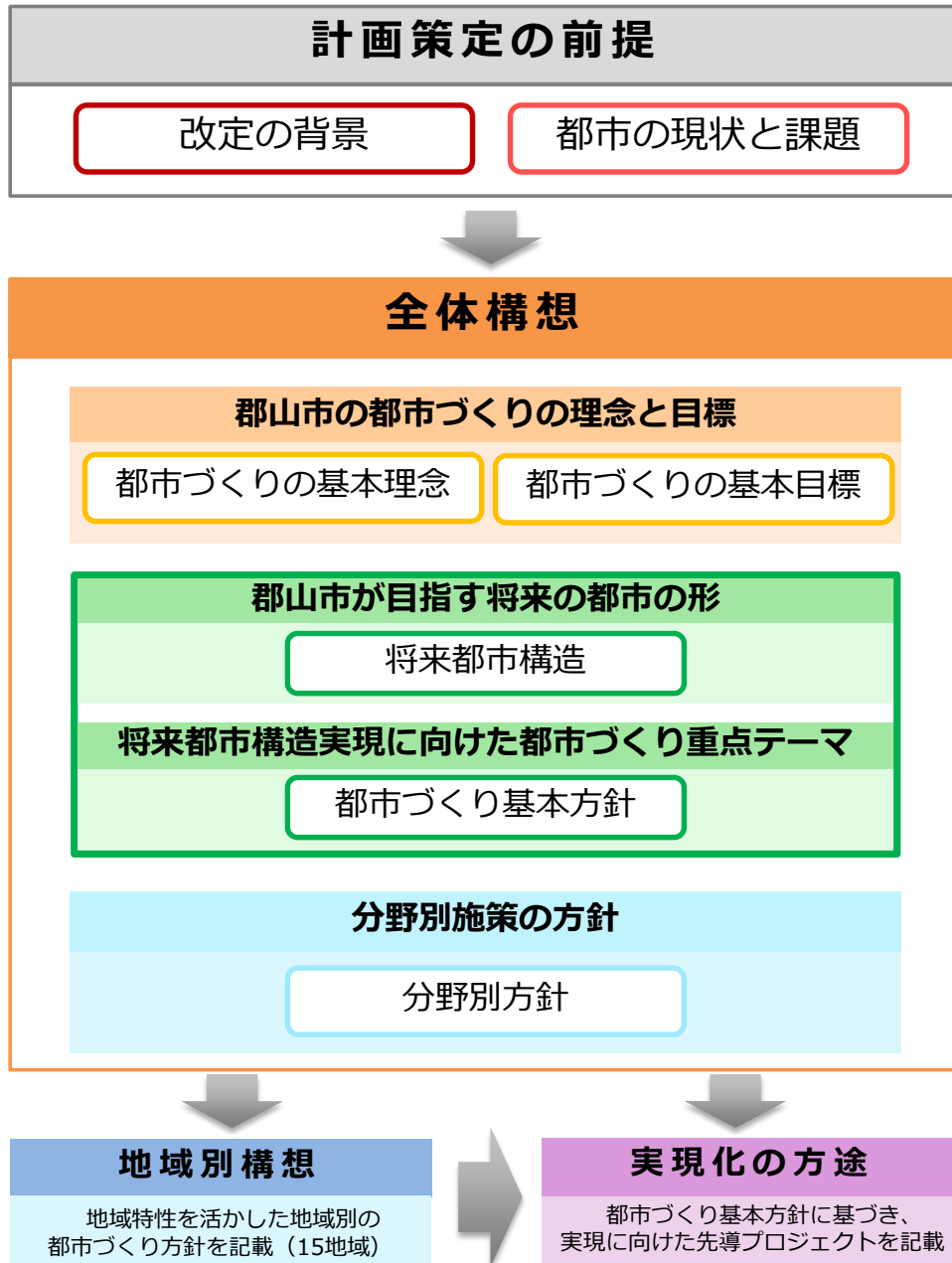
また、分野別方針では、基本理念等を踏まえ、分野ごとに基本的な考え方や主な取組を示します。

「地域別構想」では、歴史的な経過、地域特性や地理的条件などから旧町村を基本に、本市を15地域に区分し、まちづくりの目標や方針を示します。

「実現化の方途」では、都市計画マスタープランは具体的なプロジェクトの推進によって実現化していくことが重要であるとの観点に立ち、「都市づくり基本方針」の実現に向けた先導プロジェクトを示します。

今回改定の郡山市都市計画マスタープランでは、全体構成の中核に、「都市づくり基本方針」を据え、市民に分かりやすく、施策を伝えるための構成とします。

### ●郡山市都市計画マスタープランの構成図







# 第1章

## 郡山市の現状と課題



- 1 - 1 郡山市の概況
- 1 - 2 郡山市の現状と課題
- 1 - 3 郡山市の強み
- 1 - 4 これからの都市づくりの観点
- 1 - 5 上位計画の概要

# 1 - 1 郡山市の概況

## 1 歴史

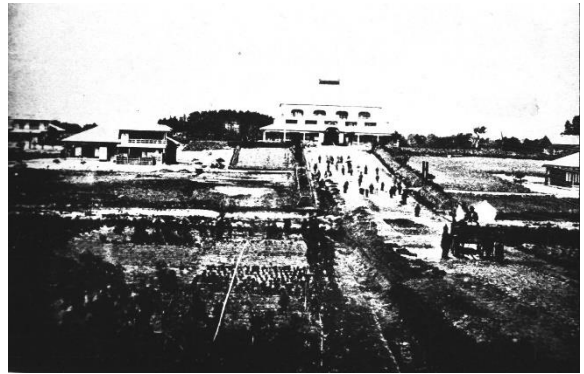
郡山市は、江戸後期には奥州街道の一宿場町として栄えていましたが、明治以降に行われた「安積開拓」と「安積疏水の開さく」により、飛躍的に発展した都市です。1876（明治9）年の明治天皇による東北巡幸の機会に、将来への大きな可能性が認められ、国営事業として士族授産による安積開拓と安積疏水の開さく事業が進められ、1878（明治11）年11月11日に士族の第一陣が入植し、安積疏水は1882（明治15）年に完成しました。不毛の地といわれた安積原野を人々は幾多の苦難を乗り越え、切り拓き、現在では全国有数の米の産地になりました。

安積疏水の完成により、1898（明治31）年には水路の落差を利用した水力発電による電力供給、長距離送電の成功などにより、工業化が進行しました。1908（明治41）年には水道用水、工業用水にも利用されるようになり、安積疏水は郡山の経済発展の原動力となりました。

また、県の中央に位置しているという地の利もあり、1887（明治20）年の東北本線（上野－郡山間）の開通をはじめ、1898（明治31）年には岩越鉄道（現：磐越西線）、1917（大正6）年には平郡線（現：磐越東線）、1934（昭和9）年には水郡線が開通するなど鉄道整備が進み、工業、商業も著しく発達し、次第に都市的形態が整えられてきました。こうした産業基盤と豊かな水と緑を背景に、市制施行の1924（大正13）年9月1日には、人口が約4万人の都市に発展しました。

昭和の戦争体制に入ると、本市では軍需産業の隆盛が見られましたが、空襲により壊滅的な打撃を受け、終戦を迎えることになりました。しかし、終戦の荒廃の中、本市は戦災復興都市の指定を受け、直接戦争に関与しない一般産業による都市復興を積極的に推進するとともに、全国に先駆けた基幹都市づくりを提唱し、1964（昭和39）年、常磐地区とともに新産業都市の指定を受け、内陸型の工業技術都市を目指しました。

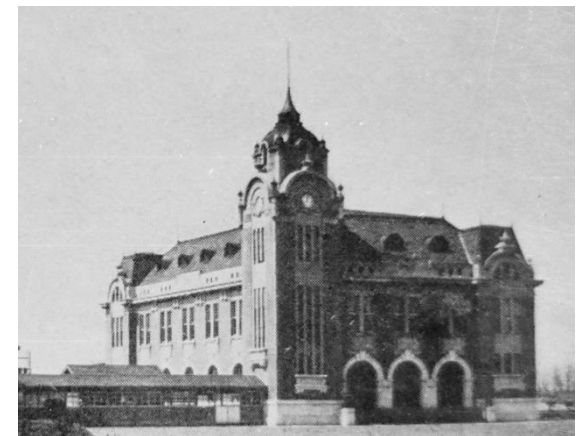
これを契機に、1965（昭和40）年に安積郡9町村及び田村郡3町村を合併、人口約22万人を数える全国有数の広域都市となりました。



●開成館（安積開拓当時）



●沼上発電所（明治32年）



●市制施行を記念して建てられた公会堂（大正13年）

以来、1973（昭和 48）年の東北自動車道をはじめ、東北新幹線、磐越自動車道の開通や1993（平成 5）年の福島空港の開港により、本市は、道路、鉄道、空港が結節する高速交通の要衝としての機能を高め、「陸の港」としての地位を確立しました。こうした高速交通体系とこれまで培われた産業の集積を活かし、1986（昭和 61）年の郡山地域テクノポリス開発構想など、「産」・「学」・「住」・「遊」・「創」の機能を備えた魅力ある産業と生活空間づくりを進め、1997（平成 9）年 4 月には、東北地方で最初の「中核市」へ移行し、地方分権を先導する自主・自立の個性豊かなまちづくりを進めてきました。



●新産業都市の指定（昭和 39 年）

そのような中、2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故では、郡山市を含め、福島県全域は甚大な被害を受けました。さらには、7 月末に発生した新潟・福島豪雨災害、9 月下旬に本県を通過した台風 15 号など、度重なる災害により市民生活や産業・経済は大きな影響を受けましたが、2018（平成 30）年からは「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）がスタートし、郡山市の目指す未来（将来都市構想）を「『みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山』～課題解決先進都市 郡山～」とし、将来都市構想の実現に向け、各分野における具体的な取組項目と達成目標を定め、スピード感を持って取り組んでいます。

しかし、2019（令和元）年 10 月に発生した台風 19 号（令和元年東日本台風）では、市内において国管理の阿武隈川で 8 か所の越水・溢水が発生し、また、県管理の藤田川、谷田川のそれぞれ 2 か所の堤防で決壊が生じ、市全体で 1,400ha が浸水するなど過去最大の被害を受けました。さらに、2020（令和 2）年 1 月からの新型コロナウイルス感染症の流行では、市民の生活や都市活動において大きな影響を受け、今後のアフターコロナを見据えた対応が求められています。

そのため、本市の今後のまちづくりにおいては、頻発・激甚化する自然災害に対応した防災型まちづくりや 5G、AI などによる DX、さらにはポストコロナやサーキュラーエコノミー社会といった今後の社会情勢を見据えた持続可能なまちづくりを進めていくことが重要です。



●郡山駅西口

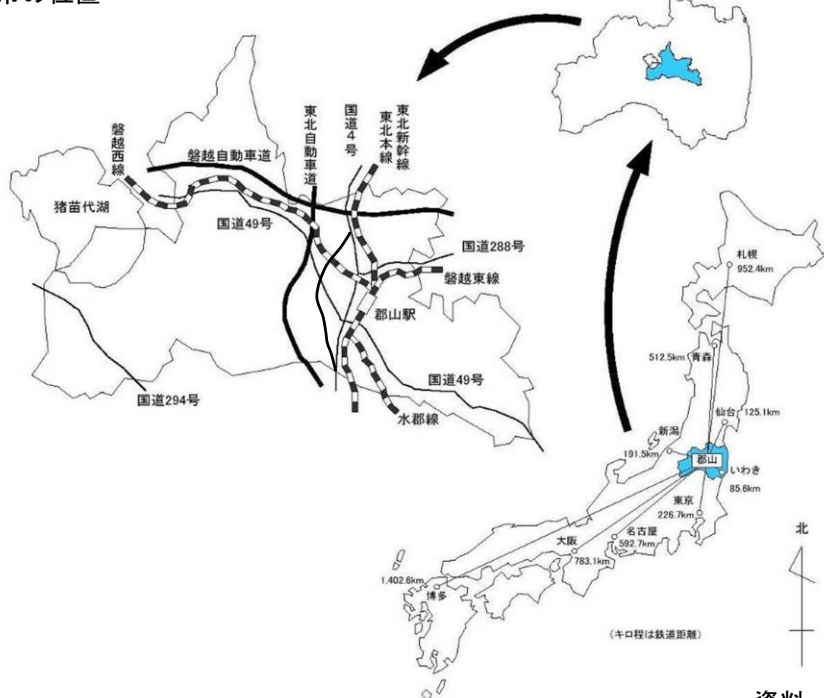


## (2) 地勢

福島県の中央に位置する郡山市は、安積平野または郡山盆地と呼ばれる平坦地を中心に市街地が広がっており、西は猪苗代湖、東は阿武隈高地、北は安達太良山頂に達しています。

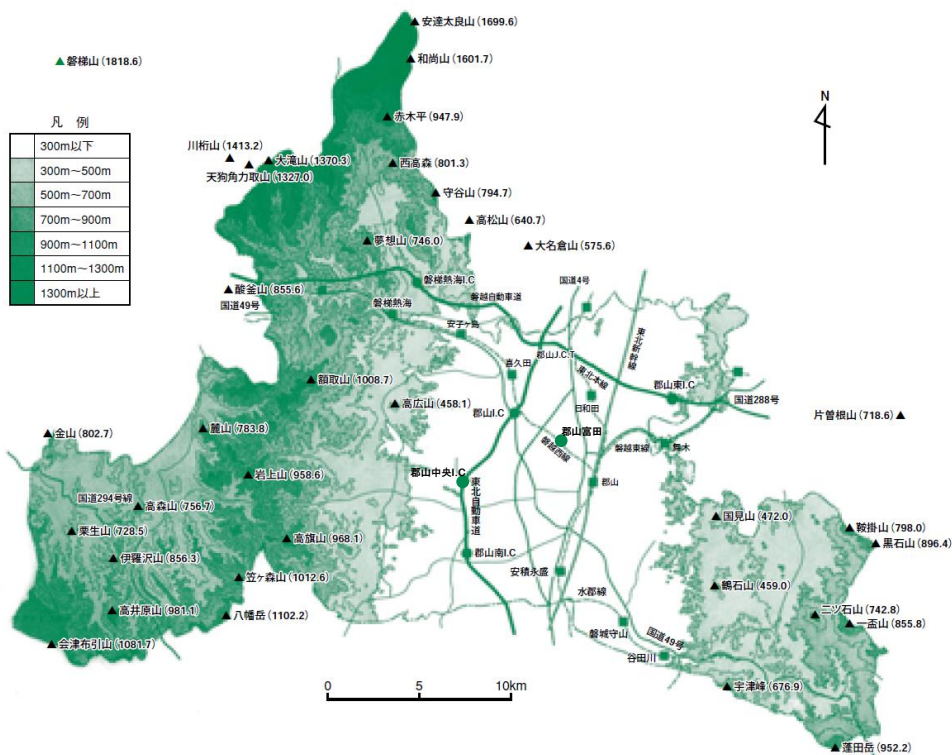
四季折々の表情を見せる豊かな風景や自然に囲まれ、安積開拓の歴史を伝える名所など数多くの歴史的・文化的遺産を有しているのが特徴です。

### ●郡山市の位置



資料：郡山市統計書

### ●郡山市の地形



資料：郡山市環境基本計画より加筆

# 1 - 1 郡山市の概況

## 3 都市計画の変遷

郡山市、永盛村、富久山村久保田、大槻村の一部で形成される郡山都市計画区域は、1929（昭和4）年7月20日に決定されました。

その後、1968（昭和43）年における新都市計画法の制定により、1970（昭和45）年に、郡山市、須賀川市、鏡石町で形成される県中都市計画区域が形成され、区域内を市街化区域と市街化調整区域とに区分し、計画的なまちづくりを推進してきました。

また、望ましい市街地の形成を誘導するため、用途地域も細分化され、現在では、本市において10種類の用途地域が設定されています。

### ●郡山市における都市計画の移り変わり

西暦	都市計画の移り変わり
1919（大正8）年	（旧）都市計画法制定
1929（昭和4）年	郡山都市計画区域の決定
1935（昭和10）年	4用途地域指定（住居・商業・工業・準工業）
1950（昭和25）年	建築基準法制定
1968（昭和43）年	（新）都市計画法制定（区域区分、開発許可制度等の導入）
1970（昭和45）年	都市計画法・建築基準法改正（用途地域の細分化（4→8用途）） 県中都市計画区域への変更 当初線引き
1973（昭和48）年	用途地域の細分化（4→8用途）
1978（昭和53）年	第1回定期見直し
1980（昭和55）年	都市計画法・建築基準法改正（地区計画の創設）
1984（昭和59）年	第2回定期見直し
1992（平成4）年	都市計画法・建築基準法改正 （市町村マスタープランの策定を規定（用途地域の細分化（8→12用途）） 第3回定期見直し
1996（平成8）年	用途地域の細分化（8→10用途） ※2
2000（平成12）年	都市計画マスタープラン2000策定 都市計画法・建築基準法改正（区域マスタープランの策定を規定）
2001（平成13）年	第4回定期見直し
2002（平成14）年	都市計画法・建築基準法改正（都市計画提案制度の創設）
2004（平成16）年	第5回定期見直し 県中都市計画区域マスタープラン策定（福島県）
2006（平成18）年	都市計画法・建築基準法改正（大規模集客施設立地規制 等）
2010（平成22）年	都市計画マスタープラン改定
2012（平成24）年	都市の低炭素化の促進に関する法律施行（低炭素まちづくり計画の作成を規定）
2013（平成25）年	交通政策基本法施行
2014（平成26）年	県中都市計画区域マスタープランの見直し（福島県） 第6回定期見直し 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律施行（立地適正化計画制度の導入） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行（地域公共交通網形成計画）
2015（平成27）年	郡山市都市計画マスタープラン2015策定
2016（平成28）年	郡山市低炭素まちづくり計画策定 郡山市地域公共交通網形成計画策定
2017（平成29）年	郡山市立地適正化計画（第一次）策定
2019（平成31）年	郡山市立地適正化計画策定 郡山市市街化調整区域地区計画運用指針策定
2020（令和2）年	郡山市市街化調整区域地区計画運用指針（旧福島県農業試験場本場跡地等周辺地区） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律施行（防災指針作成を規定） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律施行 （地域公共交通計画が規定）
2021（令和3）年	郡山市立地適正化計画の改定（防災指針の作成）
2023（令和5）年	郡山市総合交通計画マスタープラン策定

：郡山市の動向

※1：第1種住居専用地域・第2種住居専用地域・住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域

※2：第1種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域・工業地域・工業専用地域

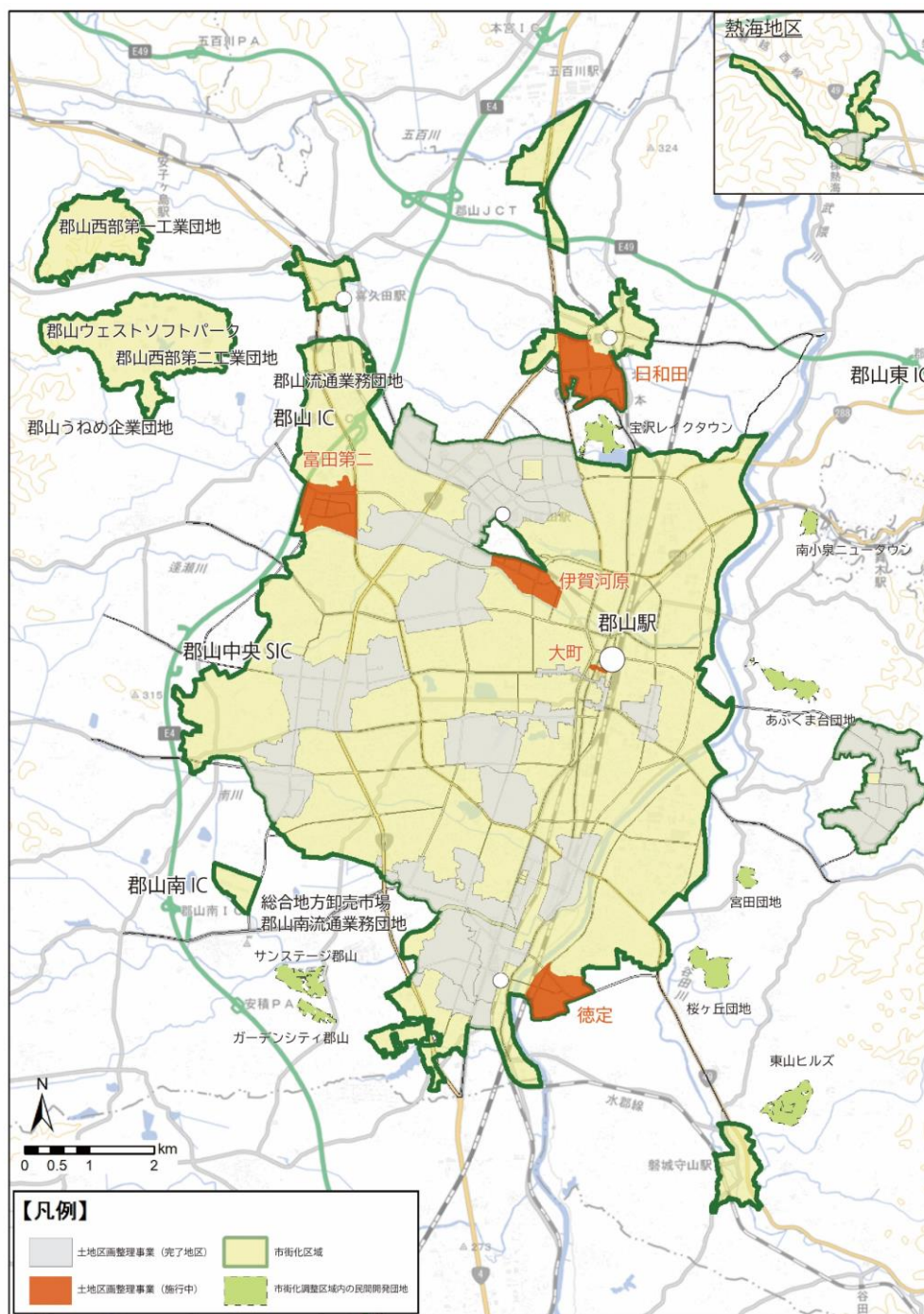
## 4 市街地整備の状況

本市では、戦後から高度成長期にかけて、急速な人口増加や農村部から都市部への人口流入を受け入れるべく、市街地整備を積極的に行うとともに、モータリゼーションの著しい進展を背景に、交通混雑の改善を目的として、環状道路やバイパス道路の整備にも取り組んできました。

近年では、社会の成熟化が進む中、人々のライフスタイルや居住ニーズの多様化に対応し、住環境の整備や土地区画整理事業などにより新市街地を形成し、居住人口の定着・拡大を図ってきました。

このような社会基盤の整備に伴い、環状道路や新市街地の周辺には様々な施設や事業所、商業店舗などが立地し、それとともに人口集中地区（DID 地区）も広がり、市街地が拡大してきました。

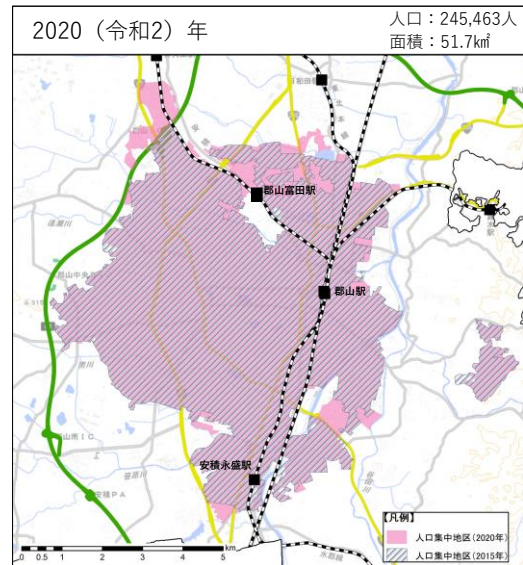
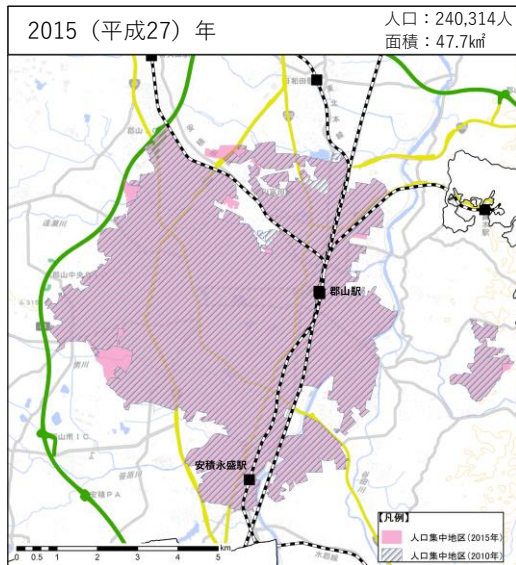
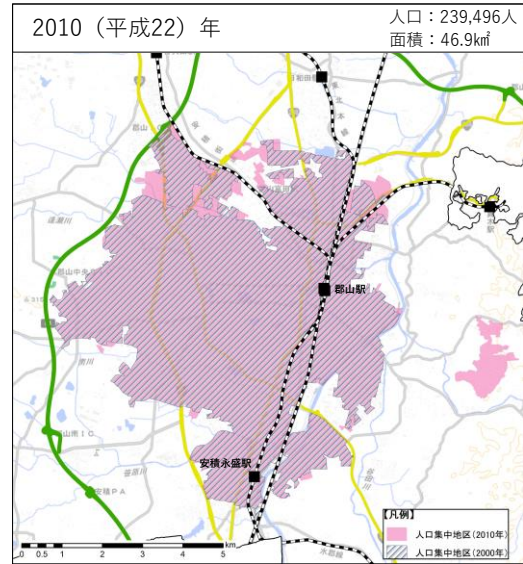
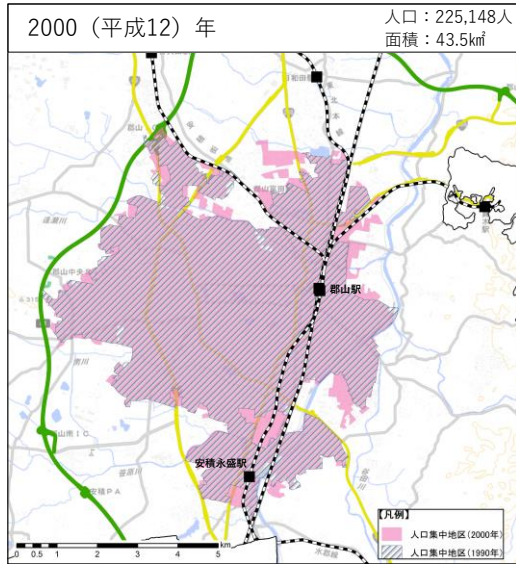
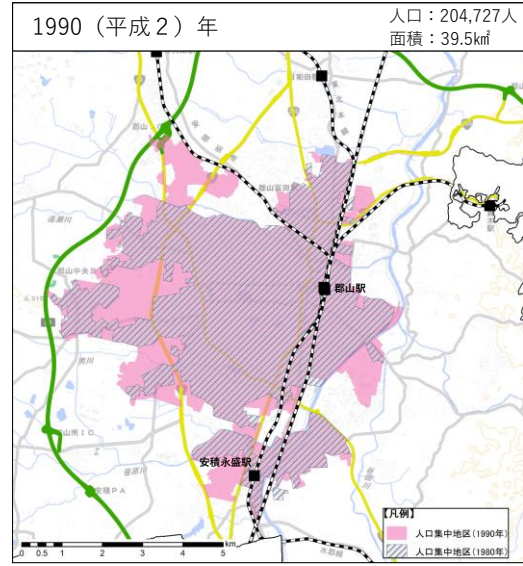
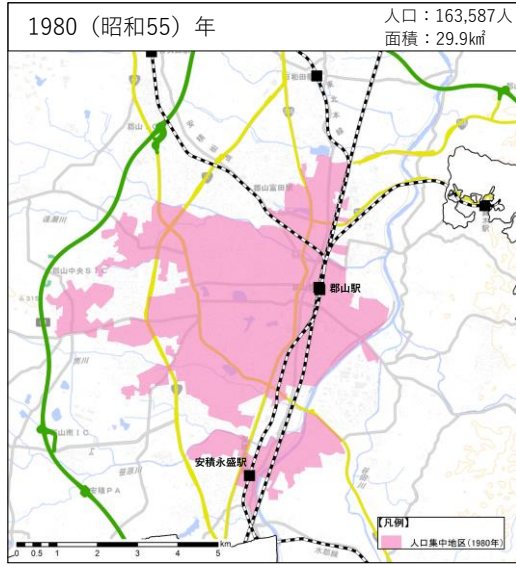
●市街地の整備状況



資料：都市計画基礎調査ほか

# 1-1 郡山市の概況

## ●人口集中地区（DID地区）の区域変遷



資料：国勢調査

序章  
改定の背景

第1章  
郡山の現状と課題

第2章  
都市基盤の基盤

第3章  
将来都市構造

第4章  
分野別方針

第5章  
地域別構想

第6章  
実現化の方途

資料編



## 1-2 郡山市の現状と課題

人口減少・少子高齢化の進行、産業構造の変化や環境問題の顕在化など、様々な課題への対応が必要となっており、都市計画においても、こうした時代の変化を見極め、的確な対応を行うことが求められています。

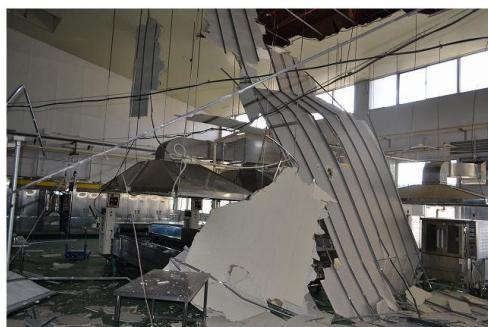
### 1 災害の影響

#### (1) 大規模な地震被害

2011（平成23）年3月11日に発生したマグニチュード9.0の巨大地震となった東日本大震災は、戦後最悪とも言える自然災害となり、本市においても、激しい揺れに襲われ、その後の余震と合せて、尊い命と財産が奪われるなど甚大な被害を受けました。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故に端を発した原子力災害は、放射性物質汚染による農林水産物の被害と商業・工業・観光産業への風評被害の拡大など、市民生活や産業・経済に大きな影響を及ぼしました。

さらに、2021（令和3）年2月13日には、福島県沖を震源とするマグニチュード7.3、市内震度6弱の地震が発生し、度重なる地震被害に見舞われています。



●東日本大震災による被害  
（中学校給食センター）



●浸水被害

#### (2) 浸水被害

近年では、集中豪雨や台風、土砂崩れなど様々な自然災害が多発しており、地球温暖化に起因する気候変動に伴い自然災害が頻発・激甚化しています。

本市では、集中豪雨災害をはじめ、度重なる河川の氾濫及び内水被害があったことから、河川改修事業が進められていますが、2011（平成23）年には、新潟・福島豪雨災害や台風15号の通過による被害が発生したほか、2019（令和元）年10月の令和元年東日本台風では、大雨特別警報が発令され、阿武隈川の越水などにより、人的被害や住家被害が発生しました。

そのため、近年の巨大災害に対応するためには、ハード整備だけでなく、ソフト対策も一体的に捉え、効果的に組み合わせる事業を展開することが重要であり、特に、水害対策については河川整備だけでなく関連するあらゆる分野の横断的な連携による「流域治水」の考えに基づき、防災・減災に力を入れる必要があります。さらに自然が有する防災力を取り入れたグリーンインフラの観点も重要であり、都市緑地や公園における遊水機能の整備が求められていることから、本市は「グリーンインフラとしての緑」の整備や保全、活用を推進します。

#### 課題

##### ○災害への備え

- ・東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興
- ・流域治水による浸水被害の低減や土地利用の誘導

# 1-2 郡山市の現状と課題

## 2 人口減少・少子高齢化

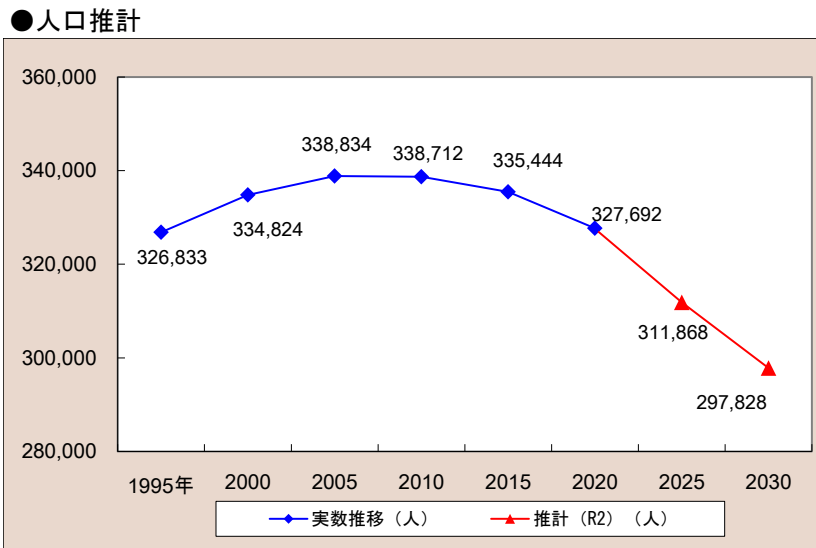
### (1) 人口減少

本市の人口は、2004（平成 16）年の 339,248 人をピークに減少に転じています。郡山市人口ビジョン（2020 改訂版）では、今後も人口減少は進み、2040（令和 22）年には、約 30.2 万人とピーク時の 89%まで減少すると予測しています。

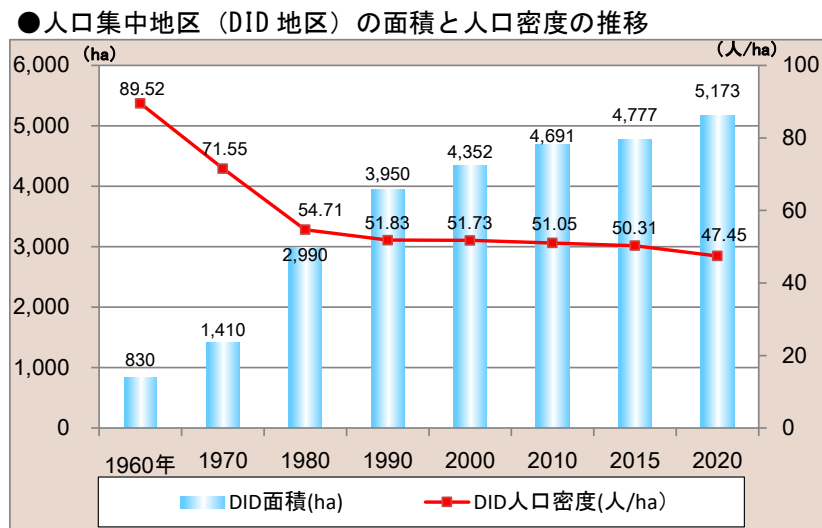
また、人口集中地区（DID 地区）の面積の推移を見ると、1960（昭和 35）年～2020（令和 2）年の過去 60 年間に 6.2 倍に拡大しています。一方、人口集中地区（DID 地区）の人口密度は、1960（昭和 35）年～2020（令和 2）年の過去 60 年で 53%にまで減少しています。市街地の外延化により、低密度な市街地となっています。

人口減少社会においても都市機能を維持し、生活利便性を確保するためには、都市機能の集約とともに人口の集約が重要です。そのため、本市ではコンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりに取り組む必要があります。

2020（令和 2）年以降、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により地方都市への居住ニーズが高まり、暮らしに対する社会的な価値観が大きく変化しました。また、コロナ禍において、各分野における DX の実装の遅れが顕在化したところであり、ポストコロナの地方都市における新たな暮らし方の実現にむけて、本市においても DX の推進が必要となっています。



資料：国勢調査、郡山市人口ビジョン（2020 改訂版）

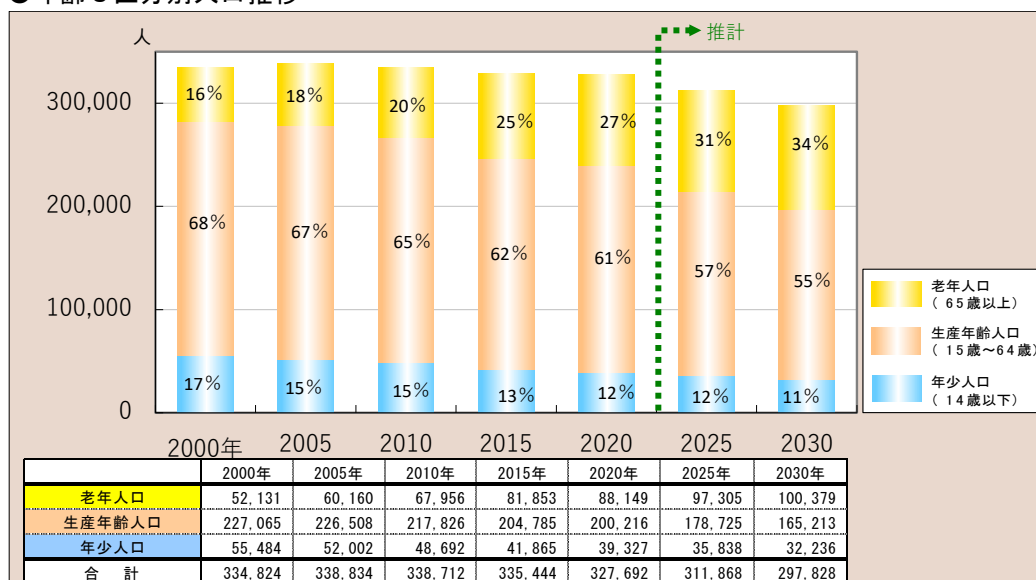


資料：国勢調査

## (2) 高齢化

本市の年齢別人口は、2005（平成 17）年に、老年人口（65 歳以上 60,160 人）が年少人口（14 歳以下 52,002 人）を上回りました。2020（令和 2）年には、老年人口は 27%となり、少子高齢化の傾向は、今後も進行すると見られ、2030（令和 12）年には老年人口が全体の 34%、約 3 人に 1 人が高齢者となると予測されています。

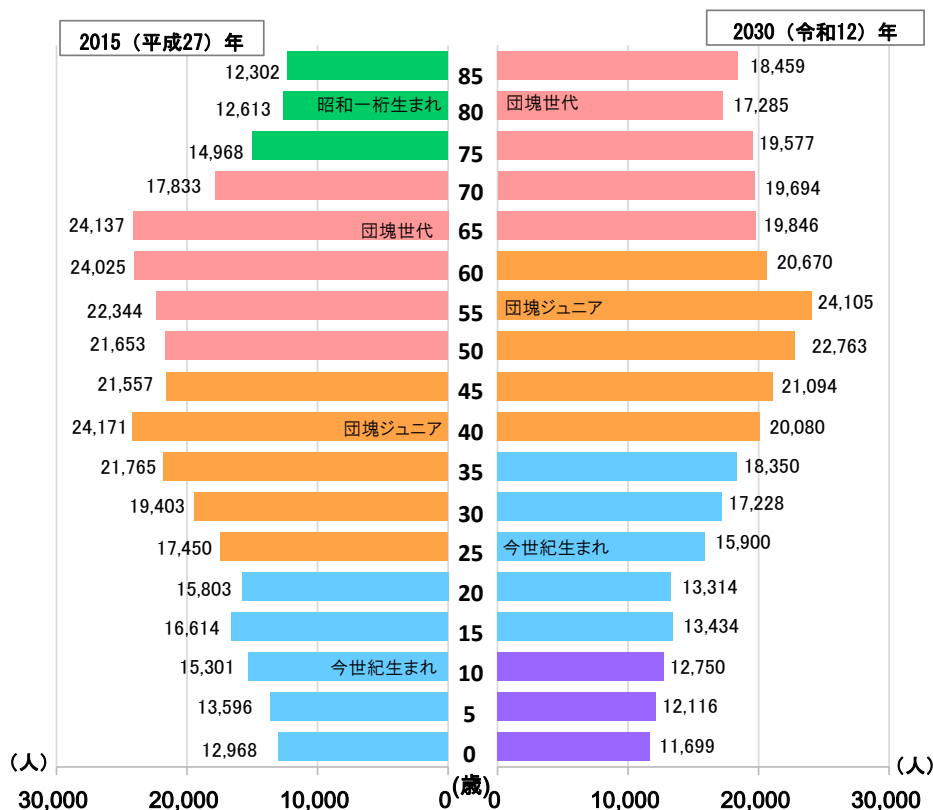
●年齢 3 区分別人口推移



資料：国勢調査、郡山市人口ビジョン（2020 改訂版）

※合計には「年齢不詳」を含むため、3 区分別人口の内訳を合計しても一致しない。

●将来推計人口ピラミッド

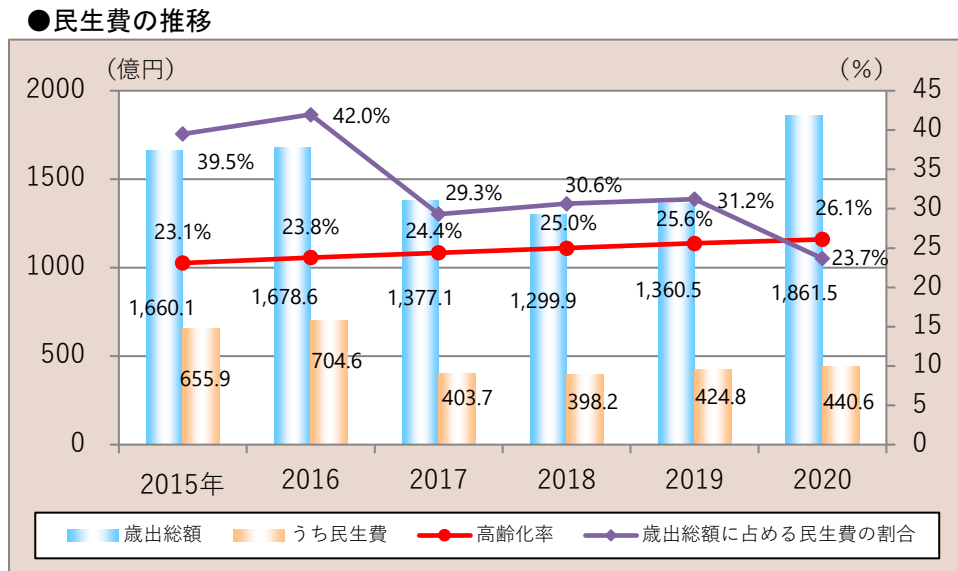


資料：国勢調査、市独自推計

# 1-2 郡山市の現状と課題

## (3) 民生費の増加

2017（平成 29）年以降、民生費は横ばい傾向にあります。歳出総額が増加している影響から、歳出総額に占める割合は減少傾向にあります。



資料：住民基本台帳、市町村財政年報（福島県）

### 課題

#### ○市街地における人口密度の低下

- ・都市施設の非効率化
- ・空き家、空き地の増加による防犯面の不安
- ・生活サービス施設の確保

#### ○高齢化の進行～3人に1人が高齢者～

- ・既存集落の活力低下
- ・交通弱者の増加
- ・地域コミュニティの希薄化
- ・社会保障費の増加

### 3 都市の活力低下

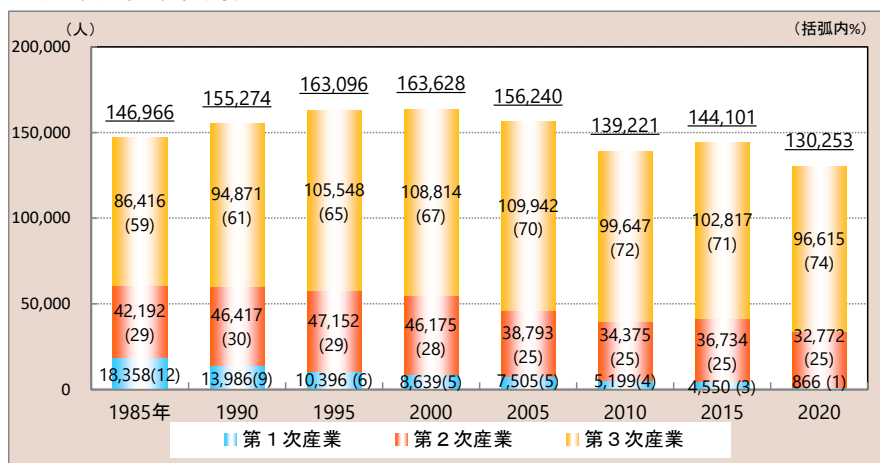
#### (1) 就業人口

就業人口は、2000（平成 12）年の 163,628 人をピークに減少傾向にあります。

また、産業分類別就業者の割合は、1985（昭和 60）年から 2020（令和 2）年の 35 年間で、第一次産業が 12%から 1%、第二次産業は 29%から 25%に減少する一方、第三次産業は 59%から 74%に増加し、就業環境が変化しています。

こおりやま広域圏は、圏域全体が「経済圏都圏域」であり、本県の経済活動の中心としての役割を担っていることから、その中枢都市である本市においては、商工業の就業の場の確保及び拡大が必要です。また、圏域全体として主たる産業である農業の就業者の確保が求められています。

●産業別就業者割合

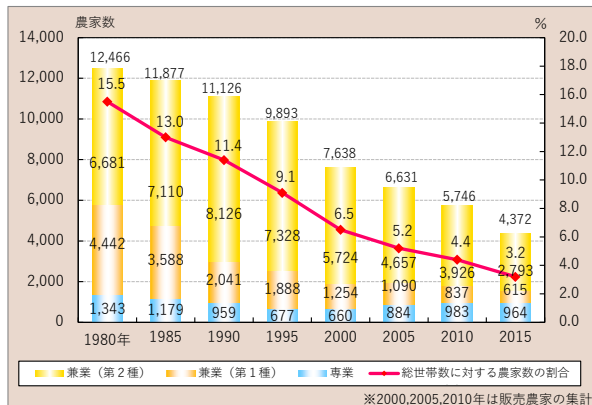


資料：国勢調査

#### (2) 農業

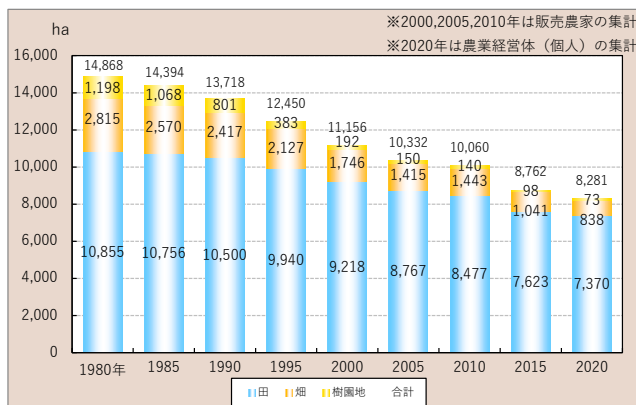
農林業センサスによると、農家戸数及び経営耕地面積は減少傾向にあり、2015（平成 27）年時点では農家戸数が 4,372 戸、2020（令和 2）年時点の経営耕地面積は 8,281ha となっています。

●農家戸数・農家率



資料：農林業センサス

●経営耕地面積推移



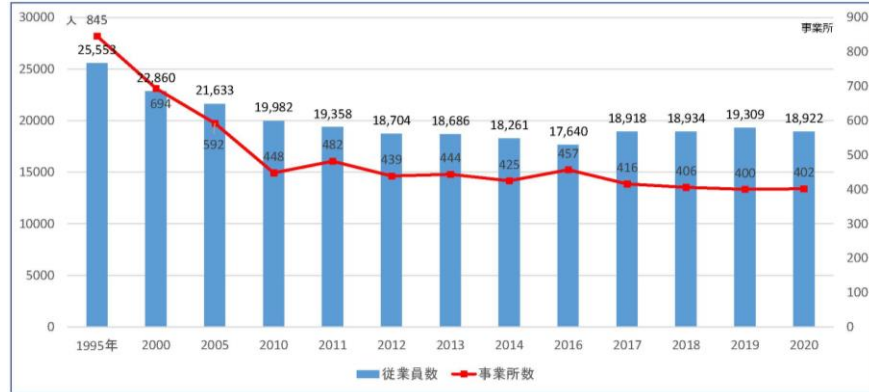
資料：koriyama DATA BOOK

# 1-2 郡山市の現状と課題

## (3) 工業

工業統計調査によると、従業者数及び事業所数は減少を続けています。また、製造品出荷額は2015（平成27）年より7,000億円前後で推移しています。

### ●従業者数・事業所数（製造業）



資料：工業統計調査

### ●製造品出荷額



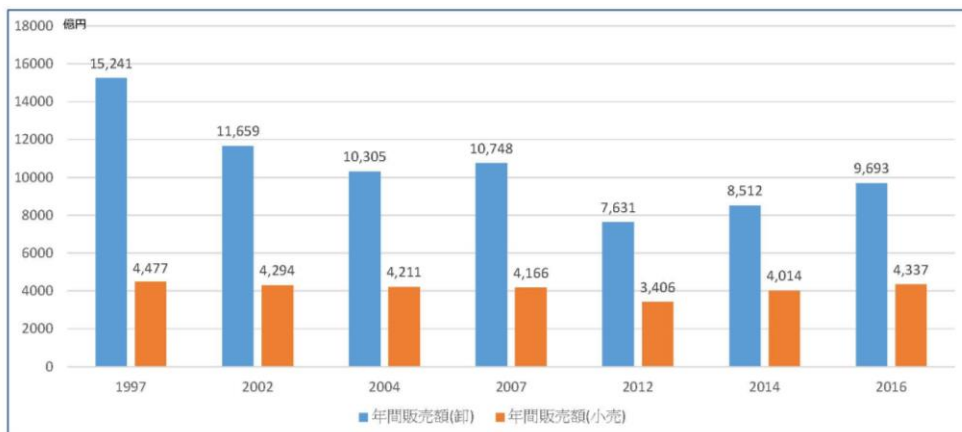
資料：工業統計調査

## (4) 商業

商業統計調査によると、卸売業年間販売額は2007（平成19）年から2012（平成24）年にかけて大きく減少したものの、2012（平成24）年以降は回復傾向にあります。一方、小売業年間販売額は4,000億円前後で推移しています。

小売業者の大規模化・全国化による卸売業者を経由しない直接仕入れが多くなり、卸売業の比重が相対的に低下しているといわれています。

### ●年間販売額（卸売・小売）



資料：商業統計調査

## (5) 観光

本市は、温泉や歴史的・文化的遺産を有しており、また、ビッグパレットふくしまや郡山ユラックス熱海などのコンベンション施設が整備され、全国各地から数多くの観光客やビジネス客などが訪れています。

観光客数は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生した2011（平成23）年に大きく落ち込みましたが、近年は回復傾向にありました。

しかし、2020（令和2）年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大の影響により観光客数が大きく落ち込んでいます。

●観光客数



資料：福島県観光客入込状況  
(福島県商工労働部観光交流課)

### 課題

#### ○産業活動の停滞

- ・都市内雇用の変化
- ・農家戸数及び経営耕地面積の減少
- ・商業の活力低下
- ・観光・交流人口の減少
- ・都市機能の集約
- ・新型コロナウイルスからの回復

# 1 - 2 郡山市の現状と課題

## 4 土地利用・建物の状況

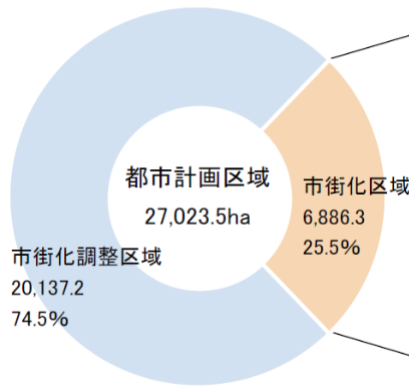
### (1) 都市計画区域

本市の都市計画区域面積は、行政区域の 35.7%にあたる 27,023.5ha が指定されています。そのうち市街化区域 6,886.3ha（行政区域の 9.1%、都市計画区域の 25.5%）、市街化調整区域 20,137.2ha（行政区域の 26.6%、都市計画区域の 74.5%）となっております。

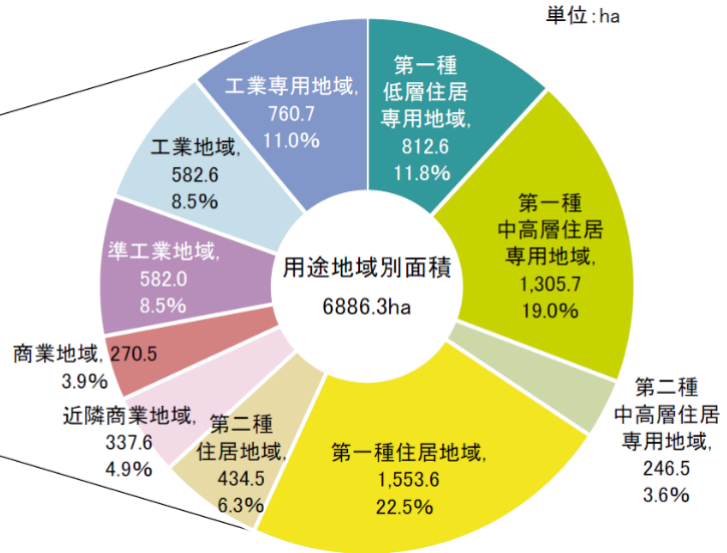
市街化区域では、10 種類の用途地域が指定され、内訳は住居系用途地域が市街化区域の 63.2%、商業系用途地域が 8.8%、工業系用途地域が 28.0%となっております。

人口減少社会においても本市の効率的な都市経営を持続するため、都市計画区域内の適正なゾーニングのもと居住誘導及び都市機能の誘導により、コンパクトシティの形成を図ることが必要です。

●都市計画区域の構成（2022 年）



●用途地域の構成（2022 年）



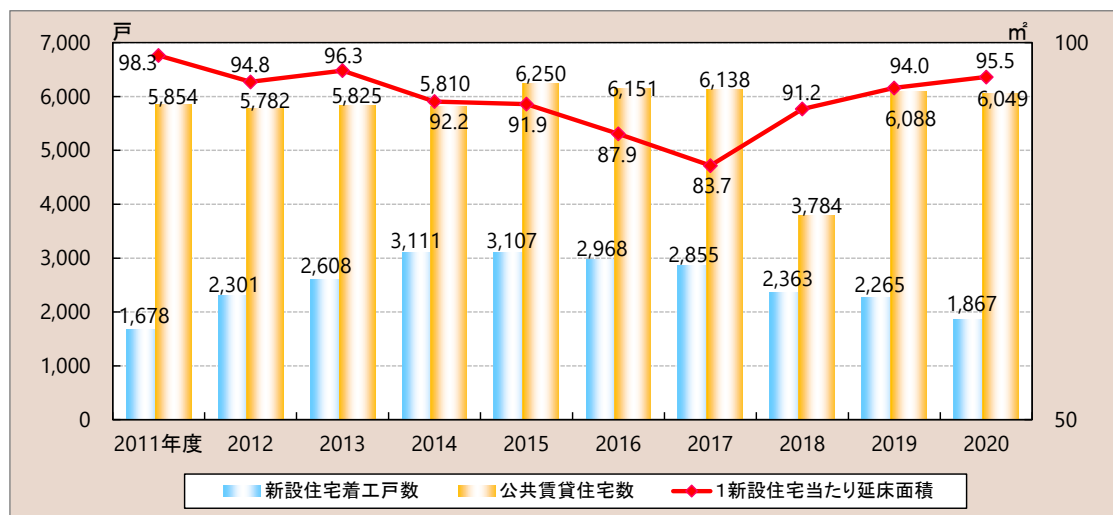
資料：郡山市統計書



## (2) 新設住宅着工戸数

本市の新設住宅着工戸数は、震災後の2011（平成23）年度には1,678戸まで落ち込み、一時は回復したものの、2020（令和2）年度には1,867戸と減少に転じています。

●住宅新設戸数推移



資料：都市要覧（統計指標）、koriyama DATA BOOK

## (3) 市街地整備

本市の土地区画整理事業は、市街化区域6,886.3haに対して、完了もしくは施行中も含め1,928.0haで、市街化区域の28.0%に当たります。

市街地再開発事業は、これまでに郡山駅西口市街地再開発事業、郡山中町第一地区市街地再開発事業などが完了しています。

また、地区計画等は現在18地区を都市計画決定しており、地域の特性に応じたまちづくりが進められています。

### 課題

#### ○土地・建物利用に対する意識の変化

- ・ゆとりある住環境や屋外空間、回遊空間へのニーズ
- ・高い住宅需要への対応
- ・防災に配慮した土地利用
- ・居住誘導
- ・都市機能の誘導

# 1 - 2 郡山市の現状と課題

## 5 都市施設の状況

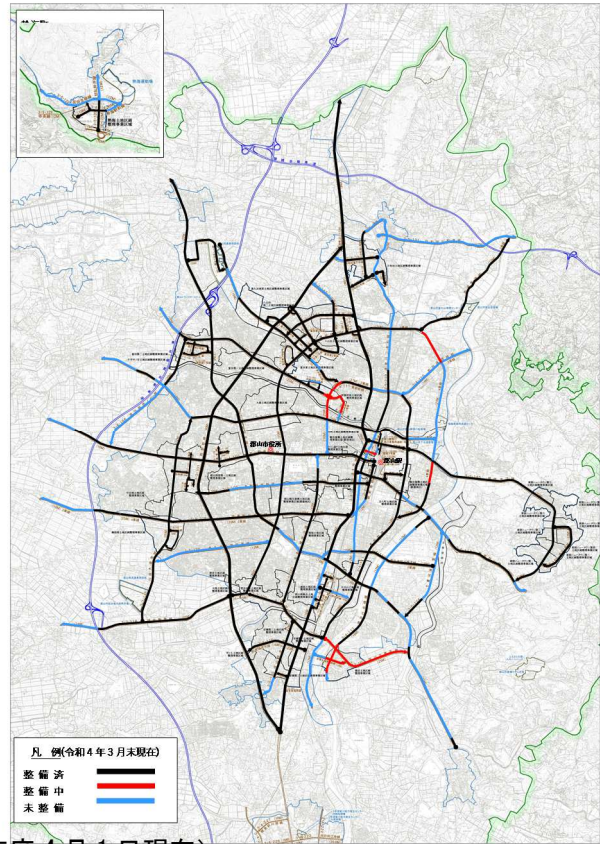
### (1) 交通体系と道路整備

本市は、東北自動車道をはじめ、東北新幹線、磐越自動車道の開通や福島空港の開港により、道路、鉄道、空港が結節する「陸の港」としての地位を確立してきました。

特に道路整備においては、高速交通体系への対応、鉄道や河川横断部の混雑解消、生活環境向上を図るため、都市計画道路などの幹線道路や生活道路の整備を進めてきました。

また、超高齢社会を支える社会インフラの確保、過度な自動車依存からの脱却等の観点から、公共交通の維持・確保が求められています。こおりやま広域圏の生活利便性を確保する観点からも、居住誘導、都市機能誘導とあわせて市内の拠点を結ぶための公共交通ネットワークの構築が必要です。

●都市計画道路の整備状況（2022年3月現在）



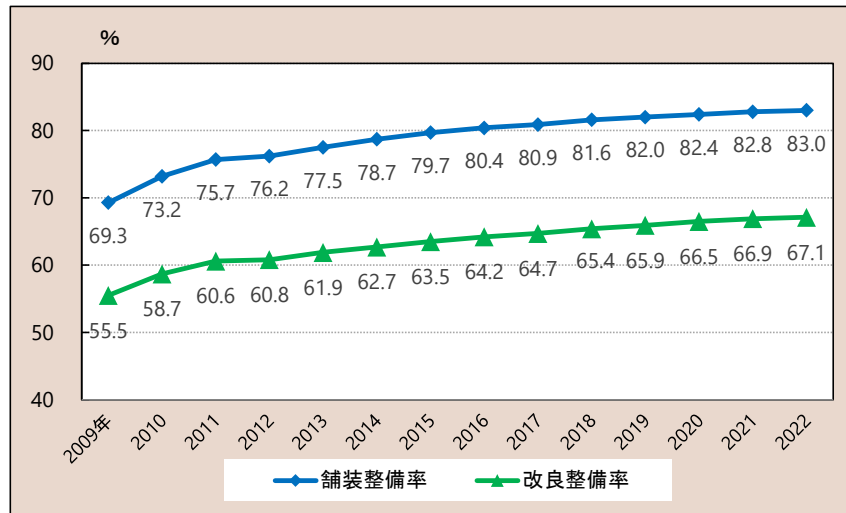
●都市計画道路の整備（2022年3月現在）

	延長	割合
計画延長	204.08km	
整備済み延長	146.91km	72.0%
概成済み延長	33.04km	—
整備・概成合計	179.95km	88.2%

※74路線

※概成済み：概ね計画幅員の3分の2以上の道路、または4車線以上の道路を指す。

●市道の舗装整備率と改良整備率（各年度4月1日現在）



資料：郡山市道路維持課

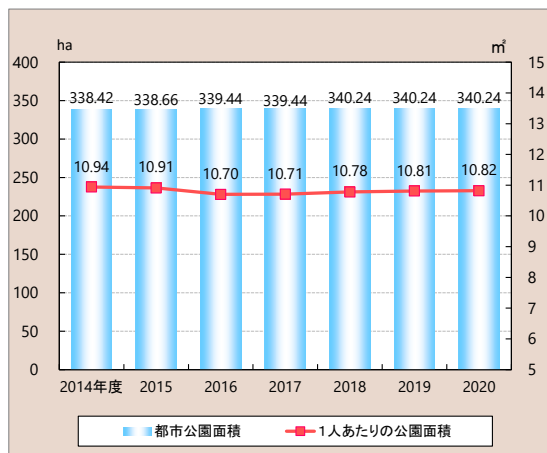
## (2) 公園の状況

これまでに、21世紀記念公園、平成記念郡山こどものもり公園の整備をはじめ、近隣公園（荒井中央公園、八山田公園など）、街区公園（赤沼公園、原掛公園など）、特殊公園（五百淵公園など）の整備を実施し、市民が憩いとやすらぎを感じられる場所、災害時の避難場所となる緑の空間の創出が図られました。

しかしながら、近年においては、公園施設の老朽化による計画的な修繕や、健康寿命の延伸による高齢者利用の増加といった公園を訪れる多様な市民のニーズに即した公園遊具の設置が求められています。

また、本市は持続的な都市経営の観点から民間活力の導入を進めており、現在は開成山公園の Park-PFI 事業による魅力向上に取り組んでいます。

●公園面積と一人あたりの公園面積



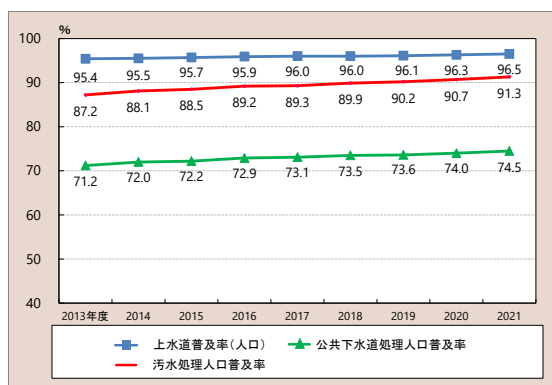
資料：公園緑地課

## (3) 上下水道の状況

「上水道」では、荒井浄水場の建設により、東部地域における給水区域拡大のほか、西田町高野地区及び三町目上地区の未給水地区の解消を図ったことにより、市全体の普及率は96.5%（2021（令和3）年度末）に達しました。

「下水道」では、公共下水道、農業集落排水施設及び合併処理浄化槽を合わせた、汚水処理人口普及率が2021（令和3）年度で91.3%に達していますが、8.7%の方々が汚水処理施設を利用できない状況にあり、生活改善を図る上で、未普及地域の早期解消に取り組む必要があります。

●上下水道普及率



資料：郡山市統計書、上下水道局経営管理課

## (4) 河川の状況

「河川」では、準用河川改修（徳定川、愛宕川、照内川、荒川、亀田川）、普通河川改修（大槻川、仲川、宮南川、川底川、根柄川、栗川）を行い、浸水被害の解消など安全性を高めてきました。また、水防活動を円滑に行うための拠点として、郡山河川防災ステーションが整備されています。また、令和元年東日本台風による被災を受けて、国・県・本市を含む阿武隈川流域沿川の市町村が共同で設置した「阿武隈川上流域治水協議会」において「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」を策定し、併せて「阿武隈川流域治水宣言」を表明しました。

### 課題

#### ○少子・高齢社会に対応した都市基盤の整備・維持管理

- ・インフラの長寿命化への対応
- ・人を中心とした施設整備への転換
- ・安全・安心な生活を支える基盤整備の充実
- ・公共交通ネットワークの強化
- ・既存ストックの有効活用

# 1 - 2 郡山市の現状と課題

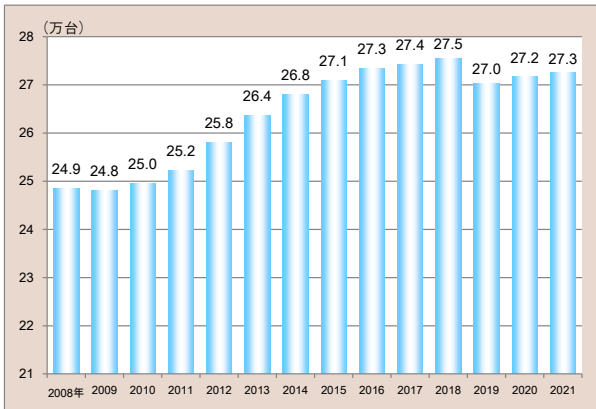
## 6 モータリゼーションの進展

本市の交通を取り巻く状況は、自動車保有台数及び自動車運転免許者数ともに増加傾向にあり、日常生活で自動車を使う人がどの程度いるかという代表交通手段別構成比を見ると、2015（平成27）年には自動車（運転）54.7%と自動車（同乗）12.0%を合わせて全体の66.7%と、他の交通手段に比べ最も割合が高く、自動車利用の依存が高まっています。

一方で、鉄道やバス等の公共交通利用者は減少傾向にあり、人口減少や高齢化の進行が著しい郊外部では、路線バスの廃止が進んでいます。また、新型コロナウイルスの感染拡大は、公共交通機関の利用に大きく影響を及ぼしています。

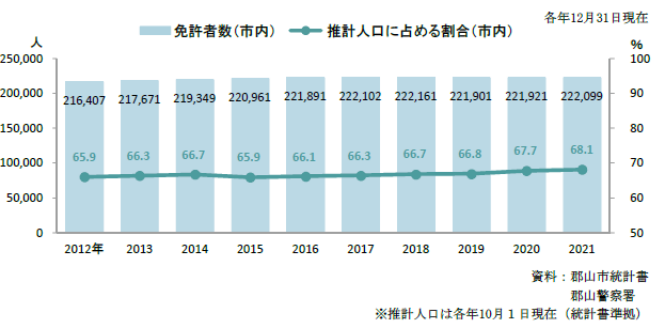
日常生活において過度に自動車を利用し、公共交通利用者が減少することに伴い、公共交通の減便や廃止が進められ、利用サービスが低下するといった負のスパイラルが懸念されます。今後、高齢者の運転免許返納の増加や交通事業者の運転手不足などが予測される中、地域の移動手手段の維持・確保は重要な課題となります。

●郡山市における自動車保有台数推移



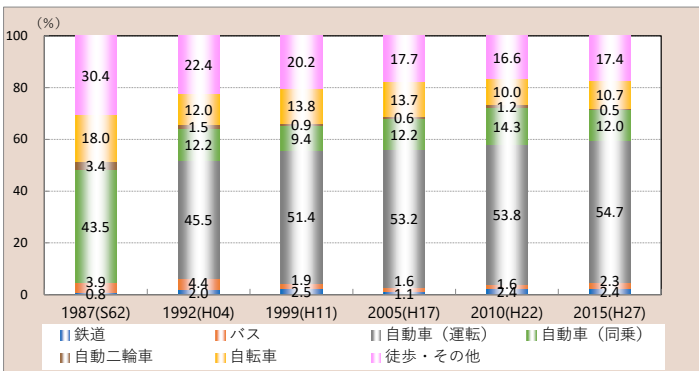
資料：東北運輸局福島運輸支局、  
koriyama DATA BOOK

●自動車運転免許者数



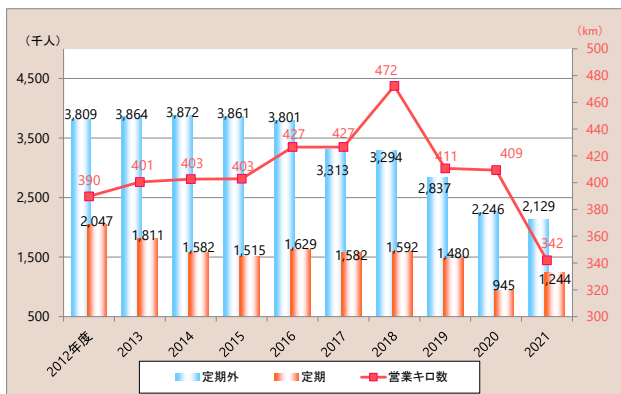
資料：koriyama DATA BOOK

●代表交通手段別構成比（平日）



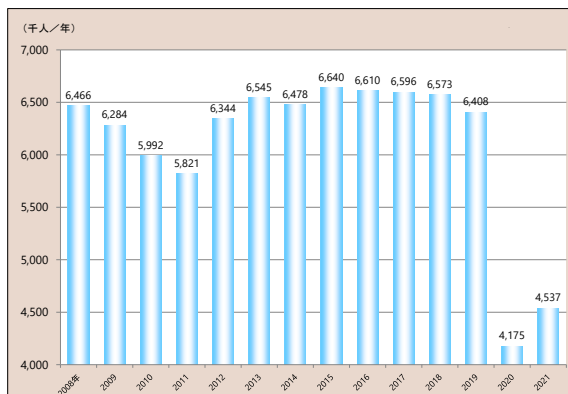
資料：H27年度全国パーソントリップ調査

●郡山市のバス利用者数と営業キロ数



資料：koriyama DATA BOOK

●郡山駅乗車人員



資料：東日本旅客鉄道(株)仙台支社福島支店、koriyama DATA BOOK

課題

○高い自動車依存率

- ・高齢者など交通弱者に不便なまち
- ・公共交通利用者の減少
- ・環境負荷の増大

○移動手段の維持・確保

- ・人口減少の本格化
- ・高齢者の運転免許返納の増加
- ・交通事業者の運転手不足
- ・公共交通維持に対する公的負担の増加など

## 1-2 郡山市の現状と課題

### 7 郡山駅周辺の魅力低下

#### (1) 郡山駅周辺の空洞化

郡山駅周辺は、人口が集中し都市機能が集積していたことから、交流、賑わい、文化などの中心としての役割を担ってきました。

しかしながら、近年の過度な自動車依存や大型店の郊外立地、居住の郊外化などに伴い、都市機能が分散している状態にあります。その結果、人が集まるコミュニティの場としての役割やまちの顔としての象徴性、地域文化を継承する役割などを担ってきた中心市街地の空洞化が進んでいます。

さらに、東日本大震災を受け、郡山駅周辺において被災建物を取り壊した跡地が空き地や暫定屋外駐車場などとして増加しています。

郡山駅周辺の歩行者通行量は2007（平成19）年から2009（平成21）年にかけて大きく減少しましたが、2009（平成21）年以降は増加傾向となっています。

このように中心市街地における空洞化が進んでおり、こおりやま広域圏としての持続可能性を高めるためには、中枢都市である本市においても、まちなか再生による魅力の向上が必要です。そのために居心地が良く歩きたくなるまちづくりや、エリア全体の価値の向上を目指すエリアマネジメントが求められています。

国においては「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」からの提言（2020（令和2）年）を受け、都市再生特別措置法の一部改正により「居心地の良く歩きたくなる」まちづくりの方向性を示しました。

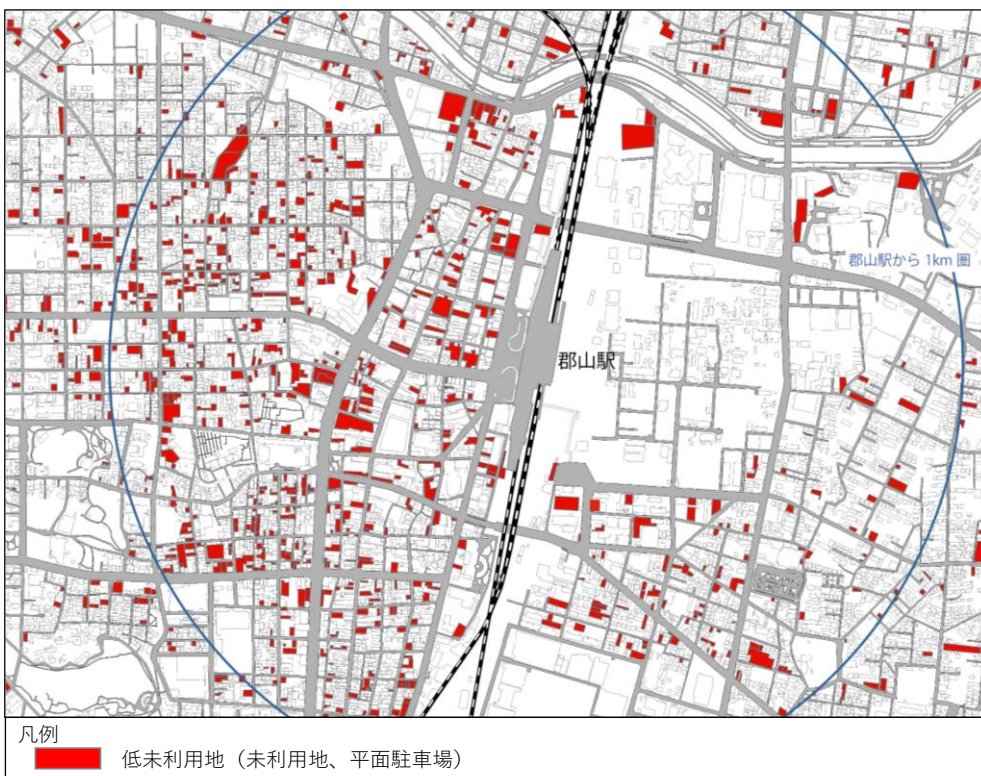
コンパクト・プラス・ネットワークの取組をさらに進化させ、パブリック空間をウォークアブルな人中心の空間へ転換するとともに、中心市街地の機能も商業だけではなく、多様な人や企業等の交流を生むイノベーション創出が求められています。

本市においても福島県の経済の中心地「経済県都」として、また、こおりやま広域圏の中心市としては、公民協奏によるエリアマネジメント体制を構築し、民間投資や新たな人流を呼び込む求心力の高いまちづくりを目指す必要があります。また、地域の玄関口として、市民の誇りと愛着を醸成し、シビックプライドを支えるシンボルとしても本市中心部の機能強化、ランドマーク型整備も求められています。



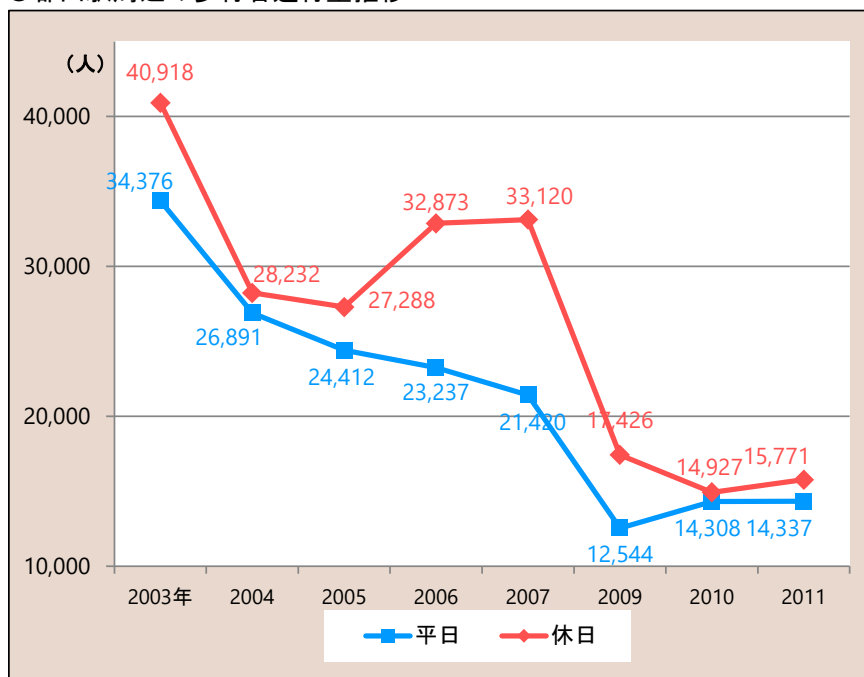
●郡山駅周辺の航空写真

●郡山駅周辺の未利用地の分布（2023年）



資料：ゼンリン地図及び航空写真より抽出・作成

●郡山駅周辺の歩行者通行量推移



資料：郡山市中心市街地活性化推進委員会協議報告

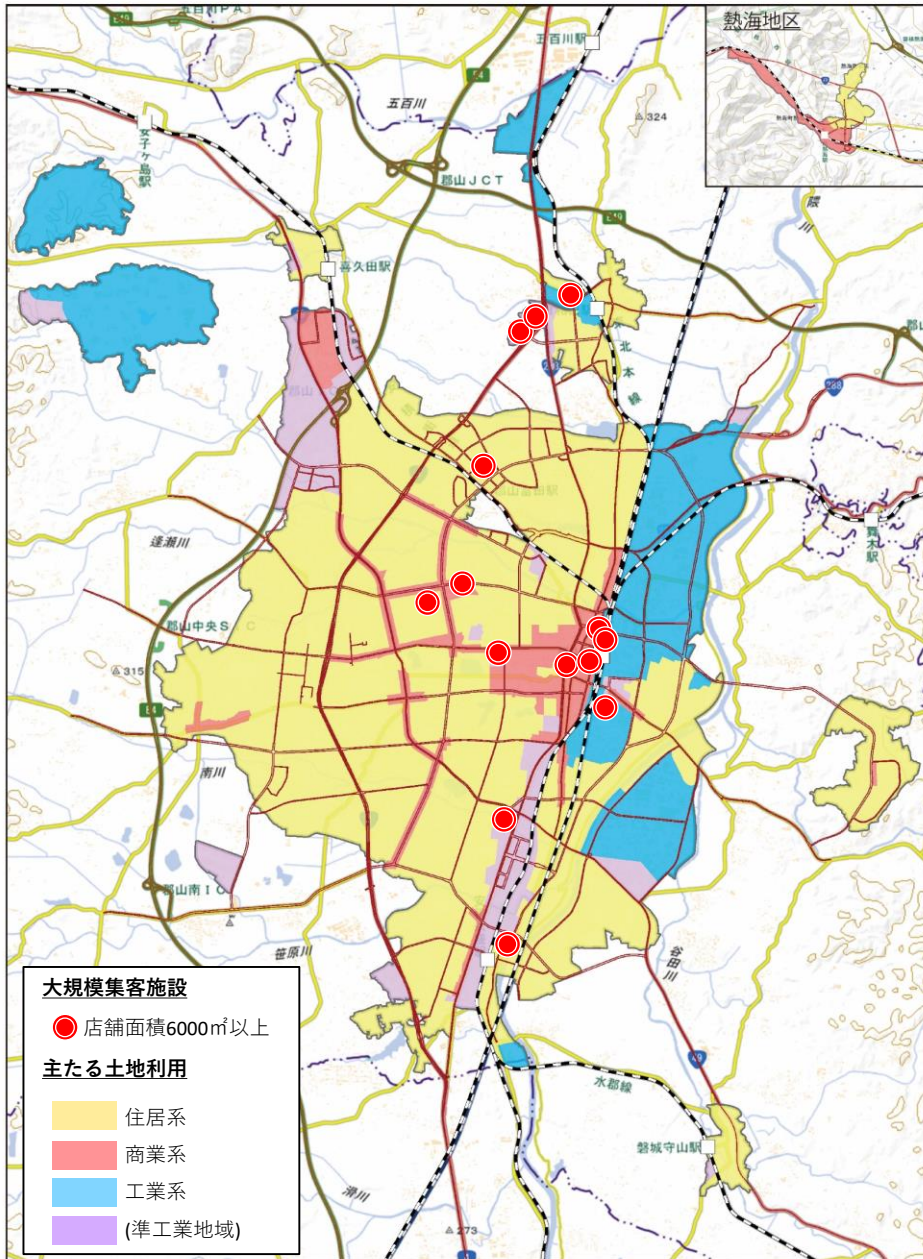
# 1 - 2 郡山市の現状と課題

## (2) 大規模集客施設の郊外立地

都市の中心部に立地していた集客施設は、モータリゼーションの進展に伴い、道路アクセスが良く、地価の安い郊外への立地が進んでいます。

特に、大規模な商業施設（大規模小売店舗）は、1991（平成3）年の「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（現在は廃止）」に関する規制緩和以降、郊外への出店が非常に顕著となっています。

●大規模集客施設立地状況



資料：郡山市商業まちづくり基本構想をもとに作成

### 課題

#### ○中心市街地の「まちの顔」としての魅力低下

- ・まちの顔としての賑わいの低下
- ・空き店舗、空き地の増加による防犯面の不安
- ・大都市への買い物客の流出
- ・郊外型大規模店舗への買い物客の流出



## 8 環境問題への関心の高まり

地球温暖化やごみ処理問題など、環境に関する様々な問題の顕在化に伴い、都市づくりにおいても、地域の脱炭素化の実現を目指したまちづくりが求められています。

本市の温室効果ガス排出量は、2013（平成 25）年度より減少傾向にあります。減少が見られるのは、産業部門や民生業務部門、民生家庭部門であることから、産業構造の変化や経済活動の停滞等の社会情勢による影響と考えられます。

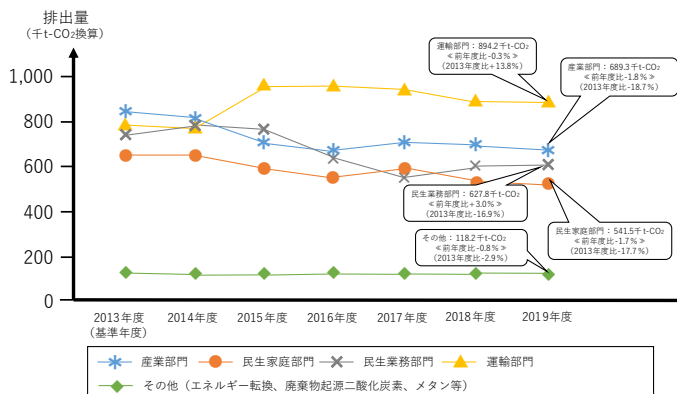
また、2013（平成 25）年度以降の運輸部門の温室効果ガス排出量は、鉄道の排出量は減少しているものの、自動車による排出量は増加していることから、公共交通や自転車、徒歩への転換を促すモビリティマネジメントの推進など、都市づくりにおける二酸化炭素排出量削減に向けた一層の取組の強化が必要となっています。

以上の背景及び近年の気候変動に関する国内外の動向を踏まえ、本市においては2019（令和元）年に「2050年二酸化炭素実質ゼロ」を宣言し、さらに、2021（令和3）年3月には郡山市気候変動対策総合戦略を策定し、被害を最小化・回避する「適応策」と、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を両輪とした気候変動対策を進め「Carbon Neutral City Koriyama」の実現を目指すこととしています。

また、2022（令和4）年3月に策定した第四次環境基本計画においては、市民、事業者、市（行政）といった各主体が、それぞれの立場において環境の保全に対する責務を認識し、本市の気候変動対策を含めた環境行政に関する取組を、総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

さらに、2023（令和5）年3月には、気候変動対策総合戦略を改定し、2050年カーボンニュートラル実現に向け、さらなる気候変動対策の推進を図ることとしています。

●部門別二酸化炭素排出量推移



資料：令和4年度版郡山市の環境（第三次環境基本計画年次報告書）

●運輸部門の二酸化炭素排出量推移

部門・分野等	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
運輸部門（単位：t）	786,032	788,740	976,844	972,066	959,690	896,890	894,240
自動車	778,129	780,956	969,960	965,802	953,570	890,851	888,338
鉄道	7,902	7,784	6,884	6,264	6,121	6,039	5,902

資料：郡山市気候変動対策総合戦略

### 課題

#### ○気候変動の影響

- ・地球温暖化の進行
- ・次世代エネルギーの導入促進

# 1-3 郡山市の強み

## 1 高い交通利便性

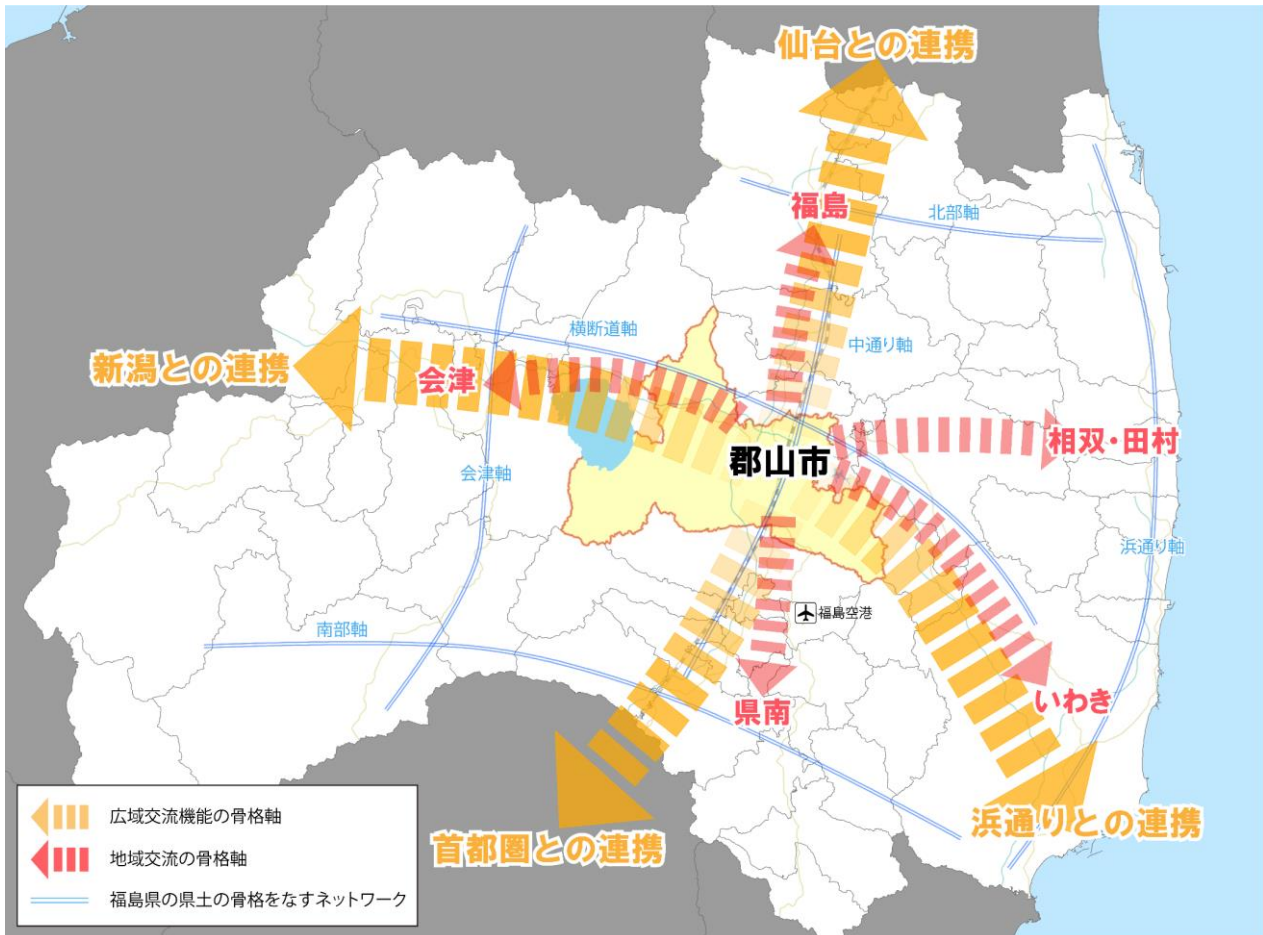
本市は、郡山駅を中心に、東北新幹線や東北本線、磐越西線、磐越東線、水郡線が乗り入れ、東西南北へ向かう鉄道網の結節点となっています。

また、東北自動車道、磐越自動車道、国道4号、国道49号などの自動車交通網や、福島空港なども整備され、本市の広域交通体系の利便性は飛躍的に高まっています。

## 2 広域的拠点となる立地

本市は、福島県の中央に位置するとともに、首都圏と東北、さらには太平洋側と日本海側とを結ぶ広域的なネットワークの結節点となっています。この利便性の高さもあり、本市は、産業、教育、文化、医療、流通等の都市機能が集積する、福島県の中心拠点となっています。

### ●郡山市の立地特性



## 3 こおりやま広域圏

2018 (平成 30) 年 9 月には、こおりやま広域圏を支える連携中枢都市として宣言を行ったところであり、本市を含む 17 市町村の連携により、「交易・交通・交信」のあらゆる分野での交流を圏域全体で活性化させ、関係人口の創出や学術研究機関とも連携したイノベーション創出、ビジネスマッチングの促進など、「人」・「モノ」・「情報」の還流拡大が期待されています。

## 4 先進的産業の集積

本市は、明治初期の「安積開拓・安積疏水開さく事業」を礎とし、農業の発展のみならず、水力発電などによる工業の近代化、さらには、1964（昭和39）年の常磐・郡山地区新産業都市指定による工場立地等に伴う商業、工業の活性化など、産業のバランスの取れた商工業都市として発展してきました。

また、本市は、東北新幹線や東北・磐越自動車道が縦横に交差する高速交通網の拠点であり、人・モノ・情報が集まる「陸の港」として、福島県をリードする「経済県都」として成長を続けています。

近年は工業、研究、流通に関して様々な企業立地が見られるとともに、企業の受け皿として、郡山西部第二工業団地、郡山流通業務団地、郡山南流通業務団地等を整備し、新たに郡山西部第一工業団地を整備しております。

東日本大震災や原子力災害の発生以降、郡山西部第二工業団地内に設置された「国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所」では、産学官が集結し、再生可能エネルギーに関する世界最先端の研究開発や実用化・市場化に向けた取組が進められています。

さらに、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する「ふくしま医療機器開発支援センター」が2016（平成28）年11月に開所したことから、最大限に活用するとともに、旧福島県農業試験場本場跡地を中心とするエリアにおいて、民間活力の活用も含めた多様な土地利用が可能となるよう、「メディカルヒルズ郡山基本構想2.0」及び「市街化調整区域地区計画運用指針」を策定し産学官の連携による医療機器関連分野を中心とする新たな産業の集積拠点の形成を進めているところです。

先端産業のイノベーション拠点を形成することにより、高度人材の確保や地域人材の育成、関連産業の創業・企業の促進、都市圏からの移住や二地域居住の促進などの効果が期待されることから都市計画・まちづくりとも一体に取り組むことが求められています。



●郡山西部第一工業団地整備イメージ



●ふくしま医療機器開発支援センター [福島県提供]

## 5 医療・福祉施設の充実

本市には高度医療を提供する総合病院をはじめ、多くの医療・福祉施設が立地しており、質の高い居住環境の形成に寄与しているとともに、地域包括ケアの確立に向けた基盤を有しています。



●郡山ビッグハート

# 1 - 3 郡山市の強み

## 6 豊かな田園風景に囲まれた市街地

本市は、奥羽山脈や阿武隈高地に連なる山々に囲まれ、阿武隈川をはじめ大小様々な河川が市内を流れています。また、開成山公園、逢瀬公園、21世紀記念公園、郡山カルチャーパーク等の地域の特性を有する公園、安積開拓の歴史を今に伝える麓山の飛瀑等があり、潤いのある良好な自然と歴史性を有しています。2016（平成28）年には、これらの構成文化財からなる「未来を拓いた「一本の水路」－大久保利通“最期の夢”と開拓者の軌跡 郡山・猪苗代－」が、文化庁の日本遺産に認定されました。

また、市街地の外には安積開拓等により開発された広大な田園風景が広がり、本市の重要な産業である農業を支えるとともに、市街地と自然が調和した土地利用がなされています。

湖南町の布引高原では、良好な自然環境を活かし、郡山布引高原風力発電所が設置され、国内最大級の規模のウィンドファームとして、大規模風力発電事業と農業の共存が図られています。



●郡山布引風の高原



●猪苗代湖と湖南地域



●安積疏水麓山の飛瀑



●豊かな田園風景

## 7 固有の伝統・文化

本市は、地元の富商たちと、遠方の地より来た士族によって開拓され、明治期以降に「人・モノ」が集積し形成された都市であり、東北有数の経済都市へと発展してきた「まち」です。

市内には、600箇所のため池や、市内を縦横に走る300kmを越える水路など、郡山の発展の礎となった「安積開拓」と「安積疏水の開さく」の面影が現在も市街地に残り、郡山の歴史・伝統を継承した市街地を形成しています。

また、本市の豊かな田園地域で生産される農産物や、全国的な知名度を誇る和菓子、職人の手技を駆使した物産など、郡山固有の様々な文化を有しています。



●高柴デコ屋敷 張子人形



●楽都郡山



●海老根長月宵あかり～秋蛸～



●郡山の酒

# 1-4 これからの都市づくりの観点

本市では、現在、人口減少・少子高齢化が進行しています。このような状況の中で、農業・工業・商業・観光分野における活力が低下し、郡山駅周辺の空洞化が進行すると、生活の基盤となる暮らしの環境やコミュニティの維持が困難になることが予測されます。そのため、国の「デジタル田園都市国家構想」の基本方針を踏まえ、福島県の中心都市として「こおりやま広域圏」全体の発展と圏域住民の暮らしを支える役割を認識し、次の100年に向け、全体を俯瞰した都市づくりの観点を以下のとおり整理します。

## 1 復興を牽引する産業活力の維持・再生

都市の活力の原動力となる産業振興によって、暮らしの基盤となる就業が将来にわたって継続的に確保されます。これまで発展の原動力となった、高速道路網を活用した産業立地の促進を継続的に推進していくと同時に、時代とともに推移していく産業構造の変化に対応するため、新産業への構造転換を並行して推進するなど、新たな取組も重要となります。

本市が産業振興によって発展していくことは、こおりやま広域圏はもとより福島県の震災復興を牽引する意味でも重要です。各分野でのDXの流れに遅れることなく、国際競争力のある産学金官等各主体が連携した最先端の中核拠点の形成を目指します。

## 2 度重なる被災経験に基づく防災・減災の取組推進

本市は令和元年東日本台風で発生した阿武隈川の氾濫による市内の大規模浸水や、2021（令和3）年及び2022（令和4）年に発生した福島県沖を震源とする地震により大きな被害を受けています。こうした経験を基に、巨大災害から市民の暮らしを守るための防災・減災の取組を進めます。

特に気候変動の影響による豪雨災害の頻発・激甚化は、阿武隈川の流域に位置する本市にとって対応すべき重要課題であり、「流域治水」の取組を進めていく必要があります。

## 3 農地・自然環境の保全

本市は、猪苗代湖や阿武隈川、阿武隈高地をはじめとする豊かな自然環境に加え、農業を支える豊かな田園風景を有しており、本市の魅力のひとつであるとともに、脱炭素まちづくりを推進する上で、重要な資源となります。

今後も、無秩序な市街化を抑制しながら、農地・自然環境をグリーンインフラとして保全していく必要があります。

## 4 環境負荷の低減

地球環境問題への対応は、21世紀の都市づくりを進めていく上で必要不可欠な課題です。本市においても、環境負荷の少ない脱炭素まちづくりを推進し、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現に向け、次世代でも豊かに暮らせる持続可能な都市づくりを基本とした多様な取組を推進します。また、持続可能な形で資源を利用する「サーキュラーエコノミー社会」の実現を目指します。

## 5 持続可能な都市経営

地方都市においては、持続可能な社会の構築に向けて、都市機能の集積、居住誘導を図るとともに、衰退したまちなかの賑わいを回復することが喫緊の課題です。都市経営コストの縮減の観点からも、行政だけでなく、民間事業者の創意工夫を取り入れた官民連携によるまちなか再生のまちづくりが求められており、本市では将来に渡り社会地域経済を持続可能なものとするため、こおりやま広域圏を形成

しており、関係市町村との連携のもと各産業の発展に取り組んでいます。

人口増加を前提とした拡大・拡散型の都市構造のまま人口減少社会を迎えると、市民ひとり当たりの都市経営にかかる費用や維持管理コストが増加していきます。このため成熟型社会に相応しい、効率よくコンパクトな市街地に対応するよう、本市の特徴を活かした集約型の都市構造への転換を進めていく必要があります。

## 6 高齢者の生活環境・子育て環境の向上

今後も人口減少・高齢化が進行することが予想される本市において、医療・福祉・子育て支援の生活支援機能の整備及び適正な配置・誘導などによって、高齢者の生活環境・安全安心な子育て環境の向上を図ることで、多世代が豊かに暮らせる都市づくりを推進することが必要です。特に、高齢者が住み慣れた地域において元気に安心して暮らすことができるよう、健康寿命の延伸に向けて取組を進め、すべての世代の方が健康で生きいきと暮らせるまちづくりを目指します。

## 7 都市の集客力向上

歴史的な交通の要衝でもあり、本来賑わいと交流の中心であるべき郡山駅周辺が、低未利用地によって空洞化していることは、都市全体の魅力低下となります。本市の将来都市構造の中核となる郡山駅周辺地区への集客力を向上させ、都市としての価値を高め、魅力を享受できるエリアに再生するためには、多角的な視点から費用対効果を検討し、市民・事業者などの官民連携のもとでまちづくりを進めていく必要があります。そのため郡山駅を中心とした賑わいの創出、魅力向上を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかの実現に向けて、市街地で進展する再開発事業による公開空地整備など、都市のアメニティ向上と民間活力を連携させ、公民協奏によるエリア全体の価値向上と、ウォークアブルな人中心で豊かな都市的生活の環境整備を進めることが重要です。

## 8 まちづくり・地域づくりと交通施策の連携

交通は、日常生活に不可欠な生活基盤であり、少子高齢化が進む中、持続可能な都市経営を進め、安心して暮らせる地域社会を維持するためには、まちづくり・地域づくりと連携した交通施策が重要です。

## 9 まちづくりのデジタル・トランスフォーメーションの推進

デジタルは地方の社会課題を解決する鍵であり、新しい価値を生み出す源泉とされており、官民双方で地方におけるDXを積極的に推進することが求められています。今後本市でも人口減少・少子高齢化が加速することが想定されるため、バックキャスト思考に基づき、まちづくりにおけるDXの推進が必要です。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、地方を巡る社会経済情勢が大きく変化していることに加え、デジタルインフラの飛躍的な進展、テレワークをはじめとしたデジタル技術利活用の浸透など、地方に住みながら様々な情報・サービスを利用できる環境が整いつつあり、デジタル技術を活用する機運が急速に高まっています。こうした背景から、本市では『誰もがデジタルの恩恵を受ける「こおりやま」』の実現に向けてDXを推進していくこととし、交通、エネルギー、生活サービス、都市経営、防災などの多岐にわたる分野において、DXの推進やスマートシティの実現により、新たな暮らし方・働き方の実現を目指します。

# 1-5 上位計画の概要

## 1 郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）

本市では、2018（平成30）年4月から「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）」がスタートしました。また、郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）に掲げる将来都市構想等の実現を図るため、前期4年間の進捗や社会経済情勢の変化等を整理し、改めて後期4年間の施策の取組方針等を示す「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）後期見直し【公共計画編】別冊」を、2022（令和4）年3月に作成、公表しました。

### （1）郡山市の目指す未来（将来都市構想）

郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）では郡山市の将来都市構想を

『みんなの想いや願いを結び、未来（あす）へとつながるまち 郡山』

～課題解決先進都市 郡山～

としています。この将来都市構想を実現するため、5つの大綱と横断的取組・基盤的取組を整理し、分野別将来構想を定めました。その後、「郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）後期見直し【公共計画編】において横断的取組・基盤的取組を基盤的取組に一本化し見直しを行いました。

#### 大綱Ⅰ 「産業・仕事の未来」 商業・工業・雇用・農林業分野

- 分野別将来構想
1. みんなが誇れる「郡山といえばこれ！」という産業があるまち
  2. 楽しくてやりがいのある満足できる仕事のあるまち
  3. 農林業が盛んで、市民の身近な産業となるまち

#### 大綱Ⅱ 「交流・観光の未来」 交流・文化・観光・広聴広報・シティプロモーション分野

- 分野別将来構想
1. 人が交流し、明るい声が聞こえるまち
  2. 国内外に発信できる、自慢の地域資源があるまち
  3. たくさんの人が「また来たい」、「住んでみたい」と思えるまち

#### 大綱Ⅲ 「学び育む子どもたちの未来」 子育て・教育・地域学習分野

- 分野別将来構想
1. 人と人がつながり、みんなで子どもたちを育むまち
  2. 笑顔があふれ、未来への夢を育むまち
  3. 一人ひとりの個性を伸ばし、すべての子どもが輝くまち
  4. 子どもたちが学びたいことを楽しく学び、地域で活躍できるまち

#### 大綱Ⅳ 「誰もが地域で輝く未来」 市民協働・生涯学習・保健福祉・男女共同参画分野

- 分野別将来構想
1. 市民生活に活気があり、地域で楽しく元気に暮らせるまち
  2. 好きなこと、得意なことを地域で学び生かせるまち
  3. 市民が互いに支えあい、一人ぼっちにならないまち
  4. 誰もが健康で生きいきと暮らせるまち
  5. 女性が元気で活躍できるまち

#### 大綱Ⅴ 「暮らしやすいまちの未来」 環境・防災・市民安全・生活インフラ分野

- 分野別将来構想
1. 環境にやさしく自然豊かな、住んでいてよかったなと思えるまち
  2. 誰もが安心して快適に暮らせるまち
  3. すべての人が安心して円滑に移動できるまち
  4. 豊かなまちなみがあり、誇りと魅力あふれるまち

#### 基盤的取組

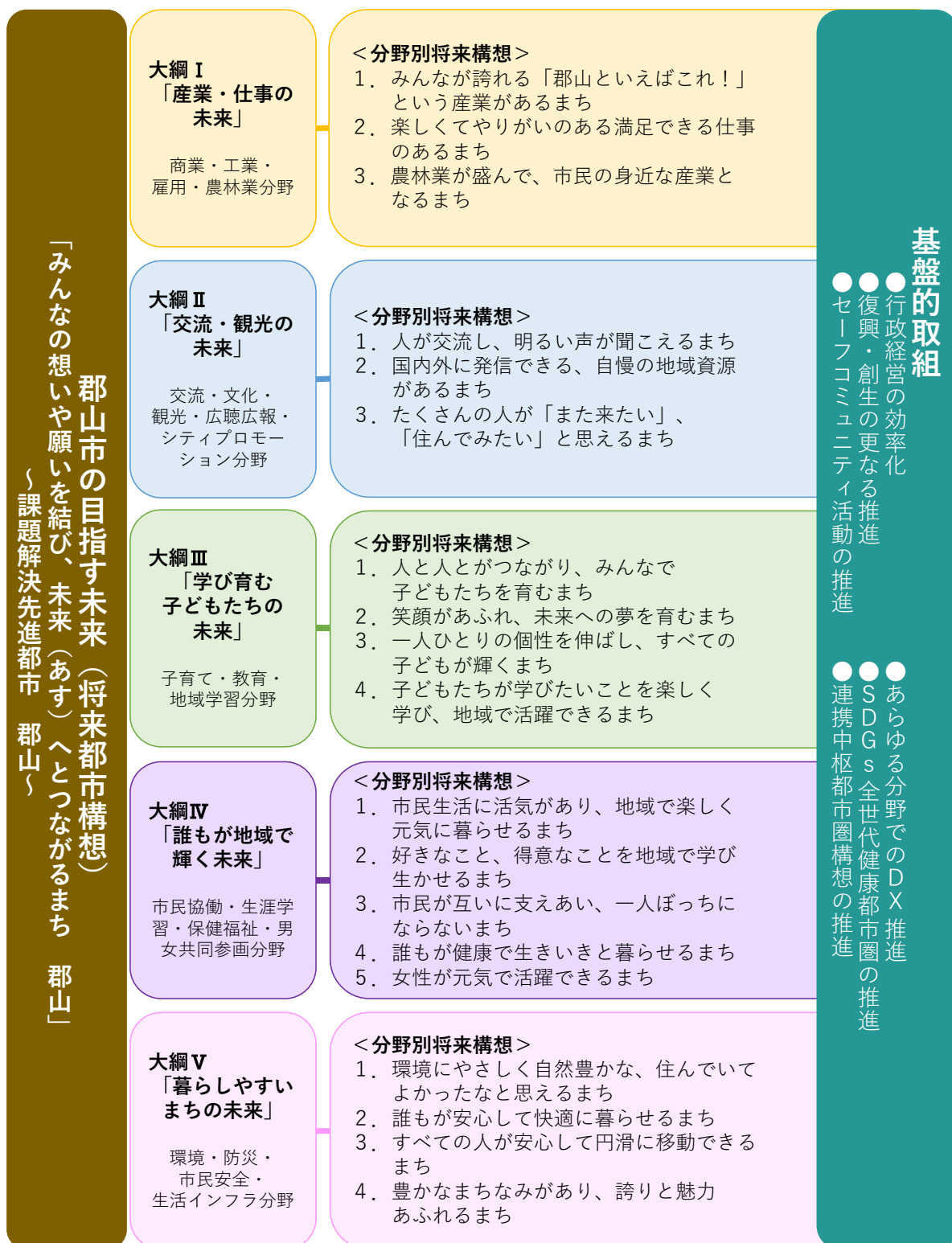
- ・行政経営の効率化
- ・あらゆる分野での DX 推進
- ・SDGs 全世代健康都市圏の推進
- ・セーフコミュニティ活動の推進
- ・連携中枢都市圏構想の推進
- ・復興・創生の更なる推進



## (2) 郡山市まちづくり基本指針で目指す『まち』の未来

郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）では、大綱Ⅴ「暮らしやすいまちの未来」の分野別基本構想のひとつを「豊かなまちなみがあり、誇りと魅力あふれるまち」と定め、郡山市のシンボルとなる「まちの顔」があり、活気があり人が集まっている『まち』、魅力的な景色や街並みが日常的にある『まち』、散歩したくなる安全で快適な道路や公園がある『まち』、中心市街地も周辺部もそれぞれ特色を活かして栄えている『まち』を目指しています。

### ●計画体系図



# 1 - 5 上位計画の概要

## 2 福島県復興計画

2011（平成 23）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と、その後発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を受けて、福島県においてはすべての県民が一丸となって復興を進めていくため、本県の復興の基本的な方向を示す「復興ビジョン」が策定されました。

さらに、具体的な取組や当該取組に基づく主要な事業を示す「福島県復興計画（第 1 次）」が 2011（平成 23）年に策定されました。その後、避難の長期化に伴う支援強化や新たな生活拠点の整備、帰還を加速する取組などの新たな項目を追加し、2012（平成 24）年に「福島県復興計画（第 2 次）」が策定されましたが、2021（令和 3）年 3 月に第 1 期福島県復興計画の計画期間の満了に伴い、今後も福島県の復興・創生を切れ目なく着実に進めていくため、第 2 期福島県復興計画が策定されています。

### （1）第 2 期福島県復興計画の基本理念と基本目標

#### 基本理念

- ～復興に当たっての基本的な方向～
- 1 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり
  - 2 ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興
  - 3 誇りあるふるさと再生の実現

#### 基本目標

- ～基本理念の実現に向けた目標～
- （1）避難地域等の着実な復興・再生 【避難地域等の復興】
  - （2）未来を担う人材の育成・人とのつながりの醸成 【ひと】
  - （3）安全・安心に暮らせる地域社会づくりの実現 【暮らし】
  - （4）持続可能で魅力的なしごとづくりの推進 【しごと】

## (2) 第2期福島県復興計画の復興へ向けた重点プロジェクト

本市は、「福島県復興計画」に示されている5つのエリアのうち、中通りエリアに位置しています。中通りエリアの復興に向けた考え方と復興の取組は次のとおりとなっています。

### ●復興へ向けた重点的なプロジェクト

#### 1 避難地域等復興加速化プロジェクト

【目指す姿】 安全・安心に生活できるまちづくりを進め、産業・なりわいの復興・再生を加速させます。

さらに、魅力あふれる地域の創造を通して「避難地域等の着実な復興・再生」を目指します。

【取組の方向性】 ○ 安心して暮らせるまちの復興・再生      ○ 産業・なりわいの復興・再生      ○ 魅力あふれる地域の創造

#### 2 人・きずなづくりプロジェクト

【目指す姿】

子育て環境の整備に取り組みとともに、復興を担う人材の育成を図ります。

さらに、県内外に避難している方々やふくしまを応援する方々とのきずなを深め、「未来を担う人材の育成・人とのつながりの醸成」を目指します。

【取組の方向性】

- 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり
- 復興を担う心豊かなたくましい人づくり
- 産業復興を担う人づくり
- ふくしまをつなぐ、きずなづくり

#### 3 安全・安心な暮らしプロジェクト

【目指す姿】

生活環境の充実と被災者支援の推進を図ります。

さらに、環境の回復に向けた取組に加え、防災力の高いまちづくりなどを通して、「安全・安心に暮らせる地域社会づくりの実現」を目指します。

【取組の方向性】

- 安全・安心に暮らせる生活環境の整備
- 帰還に向けた取組・支援、避難者支援の推進
- 環境回復に向けた取組
- 心身の健康を守る取組
- 復興を加速するまちづくり
- 防災・災害対策の推進

#### 4 産業推進・なりわい再生プロジェクト

【目指す姿】

県内全域で失われた各産業の復興に向け、販路開拓や人材確保に向けた支援の充実を図ります。

さらに、新たな産業の創出などによる国際競争力の強化に加え、農林水産業及び観光業の振興を図ることで、「持続可能で魅力的なしごとづくりの推進」を目指します。

【取組の方向性】

- 中小企業等の振興
- 新たな産業の創出・国際競争力の強化
- 農林水産業の振興
- 観光業の振興

# 1 - 5 上位計画の概要

## 3 県中都市計画区域マスタープラン

「県中都市計画区域マスタープラン」は、近年の少子高齢・人口減少社会の本格的な到来、市町村合併や生活圏域の広域化などの社会情勢の変化を背景に、2009（平成 21）年 3 月に策定した「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を根幹に据えながら、持続可能な集約型の都市を実現するため、見直しが進められました。

2011（平成 23）年 3 月には、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故が発生したことから、これらの状況を踏まえた緊急的対応を盛り込み、2014（平成 26）年 5 月に改定され、さらに 2023（令和 5）年 7 月に、SDGs や防災・減災といった新たな社会動向や地域懇談会、住民アンケート等をふまえて改定しました。

### 県中都市計画区域の都市づくりの理念

「水と緑に囲まれた豊かな生活と多様な交流の活力あるまちづくり」

- 福島空港や東北自動車道等の高速交通体系をいかし、広域的に、人・もの・情報・文化等の多様な交流を育む都市づくり
- 県中地域生活圏の中心都市として、歴史・風土等に配慮し、わくわく感を抱かせるコンパクトな都市づくり
- 都市周辺の安積疏水や羽鳥用水等に潤されたみどり豊かな田園風景を保全し、水と緑がきらめく都市づくり
- 自然と共生し、子どもから高齢者まで安全で安心して、そこに住みたい都市づくり

- ① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全
- ② 安全で安心できるまちづくりの推進
- ③ 生活圏の広域化に対応した交流と連携のネットワークづくり
- ④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進
- ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と成長を支える産業基盤の形成
- ⑥ 環境負荷の少ない脱炭素型のまちづくりの推進
- ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

# 第2章

## 都市づくりの 基本理念と基本目標



「郡山市都市計画マスタープラン」の概要  
基本理念の体系

2-1 都市づくりの基本理念

2-2 都市づくりの基本目標

# 「郡山市都市計画マスタープラン」の概要

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の理念と基本目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

地域別構想  
第5章

実現化の方途  
第6章

資料編

## 改定の要因

### 俯瞰型都市計画

県の「県中都市計画区域マスタープラン」の変更や本市の「郡山市まちづくり基本指針」及び「こおりやま広域圏」との連携・調整

### 令和元年東日本台風

令和元年東日本台風をはじめとした激甚化、頻発化する自然災害に対応するため、流域治水による防災・減災を主流化するまちづくりの推進

### 新型コロナウイルス感染症

新型コロナ危機による人々の意識や価値観の変化・多様化に対応した、今後のアフターコロナを見据えたニューノーマル=新生活様式への転換

### DXの進展

5G、AI、IoT等のDX社会の進展によるデジタル技術を活用した、まちづくりDXの推進

### SDGsの推進

SDGsが求める経済・社会・環境の好循環の達成のため、「誰一人取り残されない」SDGsの視点を持ったまちづくりの推進

## 改定のポイント

1. 上位計画の見直しに対応した俯瞰型の都市計画
2. 社会経済情勢の変化に応じたバックキャスト思考による都市計画
3. まちづくりにおける防災・減災の主流化
4. SDGsの理念に基づいたまちづくりの取組推進

## 基本理念

市民が輝くまち

郡山『開拓の歴史を生かした躍動感あるまちづくり』

## 基本目標

### 目標1 安全・安心なまちづくり

社会構造全体として強くしなやかな郡山市を目指し、安全・安心の基盤の上に豊かな市民生活が展開するまちづくりを進めます。

- 多様な居住ニーズに対応した生活環境の向上
- 安全・安心な暮らしの確保
- 地域コミュニティの充実
- 生き生きと暮らせる福祉環境の充実
- ポストコロナに対応した都市区間の形成
- DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用によるまちづくり

### 目標2 交流の促進と産業の振興

福島県の復興を牽引する産業振興及び交流人口や雇用人口の拡大と定住人口の維持を目指したまちづくりを進めます。

- 集客・交流の促進と都市機能の集約・充実
- 持続的な発展や成長が可能な産業基盤の整備
- 魅力あるアメニティ拠点の創出、活用
- 立地特性を活かした地域振興

### 目標3 地域特性を活かした暮らしの実現

都市と自然の魅力を強化し、相互がネットワークした多様な暮らしが可能な環境を実現します。

- まちの個性を活かした景観形成
- 自然環境の保全と活用
- 多様な暮らしの実現

### 目標4 脱炭素化の実現を目指したまちづくり

都市構造、交通、エネルギー、緑の各分野において、脱炭素まちづくりに向けた施策・取組を進めます。

- 脱炭素まちづくりの推進
- 公共交通の利用促進
- 再生可能エネルギーの活用
- サーキュラーエコノミー社会の実現

## 都市づくり基本方針

## 先導プロジェクト

### 方針1 安全・安心に暮らせる生活圏とネットワークの形成

女性や子ども、高齢者も安全・安心に暮らせる健康・医療・福祉・子育て・教育・買い物等の機能やネットワークの維持・強化

- 安全・安心なまちづくり（セーフコミュニティへの取組）
- 生活支援機能の適正配置と地域包括ケア等サービスの連携
- 世代ニーズに対応した住環境の形成
- 地域生活を支えるネットワークの強化
- 気候情報等やDXを活用した浸水被害の軽減・震災対策の強化
- 「ベビーファースト」のまちづくり

1-1 浸水被害対策推進事業

1-2 バス路線の再編と交通結節拠点の整備検討

1-3 集落地域の維持と拠点づくり

### 方針2 市街地を東西につなぐ「歴史と緑の生活文化軸」の形成

郡山市の拠点性強化に向けて、都市の骨格軸の機能、アクセス性を強化

- 郡山市の魅力を発信する「歴史と緑の生活文化軸」の形成
- 高次都市機能と居住機能の集積・誘導
- 歩行者主体のまちづくりによる賑わい形成
- 郡山駅東西の均衡ある発展と交通結節機能の強化

2-1 開成山公園・豊田貯水池周辺整備の促進

2-2 開成山公園等Park-PFI事業

2-3 開成山地区体育施設整備事業（PFI事業）

### 方針3 交通体系・立地を活かした広域交流機能の強化

新たな雇用や交流人口増加を目指し、人・モノ・情報の高密度な集積や活発な流動を促進

- 交通利便性を活かした商業・業務・物流等の拠点整備と観光・交流・産業等の機能強化
- 医療関連等の新規産業拠点の機能強化
- 震災復興を促進する広域交流促進道路の整備
- 高速交通・情報通信のハブ都市としての機能強化

3-1 再生可能エネルギー、医療機器関連を核とした地域開発の促進

3-2 郡山市下水道管理センター敷地利活用の検討

3-3 農業試験場跡地の土地利用の促進

3-4 既存インターチェンジ周辺開発事業の検討

3-5 スマートインターチェンジ周辺の土地利用の促進

3-6 郡山南インターチェンジ周辺の拠点整備の検討

### 方針4 市街地と森林・田園との環境共生

郡山市全域の活性化を目指し、市街地と森林・田園の環境共生を促進

- 秩序ある土地利用の推進
- 歴史・文化を活かしたアメニティ拠点の機能強化
- 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの有効活用
- 「環境保全」「防災」等多彩な機能を有するグリーンインフラの整備保全

4-1

立地適正化計画の策定によるコンパクト・プラス・ネットワークの推進

4-2

低炭素まちづくり計画によるカーボンニュートラルの推進

4-3 歴史・文化継承の拠点となる（仮称）歴史情報・公文書館の整備

# 基本理念の体系

本市の現状と課題を踏まえ、郡山市の将来都市構想である「みんなの想いや願いを結び、未来(あす)へとつながるまち 郡山 ～課題解決先進都市 郡山～」の実現に向けて、本市のまちづくりの方向性を示す「郡山市都市計画マスタープラン」の「基本理念」とその実現の柱となる「基本目標」を、次のように定めます。

## ●改訂の背景・ポイントと基本理念・目標

### 改訂の背景

俯瞰型都市計画

令和元年東日本台風

DXの進展

新型コロナウイルス感染症

SDGsの推進

### 改訂のポイント

- 1 上位計画の見直しに対応した俯瞰型の都市計画
- 2 社会経済情勢の変化に応じたバックキャスト思考による都市計画
- 3 まちづくりにおける防災・減災の主流化
- 4 SDGsの理念に基づいたまちづくりの取組推進

### 基本理念

市民が輝くまち 郡山  
『開拓の歴史を生かした躍動感あるまちづくり』

### 基本目標

#### 目標 1

安全・安心な  
まちづくり

#### 目標 2

交流の促進と  
産業の振興

#### 目標 3

地域特性を活かした  
暮らしの実現

#### 目標 4

脱炭素化の実現を  
目指したまちづくり



## 2-1 都市づくりの基本理念

本市は、安積疏水によって形成された豊かな田園風景の中に、様々な都市機能が集積した市街地が展開する都市です。先人の開拓の歴史を基礎とした、この美しい都市が、生き生きとした躍動感をもって発展していくためには、拠点となる郡山駅周辺地区を再生するとともに、これとネットワークする拠点地区における、地域特性に応じた多様な豊かさをもった暮らしの姿を示していくことで都市と田園が調和した土地利用を形成していくことが重要です。さらに、福島県の震災復興を牽引していくために、都市の魅力溢れる交流の促進と働く場となる産業を振興していくことが重要です。「市民が輝くまち」が実感できるよう、都市づくりの基本理念を定めます。

### 市民が輝くまち 郡山 『開拓の歴史を生かした躍動感あるまちづくり』



●郡山市の市街地

## 2-2 都市づくりの基本目標

都市づくりの基本理念及び上位計画である郡山市まちづくり基本指針（あすまちこおりやま）の将来都市構想である「みんなの想いや願いを結び未来（あす）へとつながるまち 郡山～課題解決先進都市 郡山～」の実現に向けて、交通インフラをはじめとする生活基盤の整備、安全・安心のための社会資本の充実、産業の振興、雇用の創出及び子育て支援や市民の健康づくりなど、人口減少社会に至っても十分に機能が果たせるような条件整備を行うため、4つの基本目標を定めます。

### 基本目標 1

### 『安全・安心なまちづくり』

エネルギー・都市インフラ・交通システムを見直し、社会構造全体として強くしなやかな郡山市を目指し、安全・安心の基盤の上に豊かな市民生活が展開するまちづくりを進めます。

#### 〔基本的な考え方〕

市民生活には、良好な「居住環境」、「雇用環境」、「地域の活動環境」が重要な要素であり、安全・安心に暮らせる環境が求められています。

東日本大震災及び、東京電力福島第一原子力発電所事故、令和元年東日本台風による水害及び新型コロナウイルス感染症を契機として、市民の安全・安心に対する重要性が再認識されていることから、安定的に供給されるエネルギー確保のための備えや交通システム、流域治水による防災まちづくり、ポストコロナの「新しい生活様式」などについて、非常時にも多様な代替手段を備えた社会システム全体として、強くしなやかな郡山市を目指します。

これら、安全・安心な都市基盤の上に医療、介護、健康、福祉等の高齢社会に対応した生活の質の向上に資する施設整備を効果的に事業展開し、持続可能な都市への転換を進めていきます。

#### （1）多様な居住ニーズに対応した生活環境の向上

誰もが快適で、安全・安心に暮らせる都市基盤を整備した上で、医療、介護、健康、福祉等の高齢社会に対応した施設や子育て環境を整備し、生活の質の維持、向上を図ります。

#### （2）安全・安心な暮らしの確保

安全・安心な市民生活を確保するため、防災減災を目的とした無電柱化の推進や老朽化した社会インフラ、電気・ガス・水道など公共公益施設の耐震化や雨水排水施設の整備、さらには、開成山地区を防災拠点とした救急医療の充実を図るなど、災害に強く、しなやかさを持ったまちづくりを進めていくとともに、近年の地球温暖化に起因する気候変動により頻発・激甚化する水災害リスクに対応した、防災コンパクト都市を目指します。

また、高齢社会や暮らしの多様化を受け、要配慮者をはじめとしたすべての人に配慮したユニバーサルデザインの考え方に基づいた都市施設の整備を進めます。

#### （3）地域コミュニティの充実

郡山駅周辺の空洞化や住宅地の拡散などに伴い、地域の活動を支えるコミュニティが低下しているため、定住人口の増加などにより、地域コミュニティの維持を図るとともに、身近な道路、公園などの管理を市民と協働で進めるなど地域活動を支援していきます。

#### （4）生き生きと暮らせる福祉環境の充実

高齢者が安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、保健・福祉施設の充実や健康づくりなどの活動を推進します。合わせて、子どもが安心して生まれ育つことができる「ベビーファースト」のまちづくりを目指し、子育て支援施設の整備など、子どもたちが健やかに成長するための環境づくりを進めていきます。

## (5) ポストコロナに対応した都市空間の形成

2020（令和2）年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行は、都市生活や都市活動に大きな影響を及ぼしています。この新型コロナ危機を契機に、都市内のゆとりあるスペースや快適な環境へのニーズが高まっており、安全性、快適性、利便性を備えた都市空間の形成を進めていきます。

## (6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の活用によるまちづくり

効率的で質の高い暮らしの実現や機能的なまちづくりを進めていくため、AI、ICT、ビッグデータを活用し、将来のデジタル社会に対応した都市計画を推進します。

また、自動運転車、MaaS等の交通サービスを見据え、誰もが移動しやすい交通環境の充実を図ります。

### 基本目標2

### 『交流の促進と産業の振興』

こおりやま広域圏全体の魅力を高めるための交流の促進を図るとともに、福島県の復興を牽引する産業振興及び交流人口や雇用人口の拡大と定住人口の維持を目指したまちづくりを進めます。

#### 〔基本的な考え方〕

こおりやま広域圏全体の魅力を高めるため、多様な賑わいと交流の感じられる魅力ある環境形成を推進します。

本市の発展を牽引してきた産業を強化するとともに、医療、福祉、環境、観光、農業、食品産業等、福島県の復興を牽引する新たな産業を振興します。また、これらの産業の持続的な発展や成長が可能な産業基盤の整備を進めるとともに、計画的な土地利用の誘導を進めることによって、多世代にわたり人口が安定的に維持できる、持続可能な都市づくりを進めます。

合せて、魅力ある地域特性を活かした観光拠点の創出や賑わい施設の誘導など、こおりやま広域圏全体の発展を牽引する交流人口の増加と企業間連携の促進に努めます。

## (1) 集客・交流の促進と都市機能の集約・充実

郡山駅周辺を中心に、官民一体となった賑わい形成や交流促進に資する都市機能を誘導し、高次の都市機能が複合的に集約・充実した拠点の形成を図ります。

## (2) 持続的な発展や成長が可能な産業基盤の整備

地域経済や雇用を支える産業については、産業構造の変化に対応できるよう、既存工業団地や低未利用地を含めた工業用地の形成に必要な都市基盤の整備や新産業集積のための産業用地の検討など、計画的な土地利用を進めます。

また、食糧自給や食の安全を支える農業の魅力を高めるため、営農環境の向上に努めるとともに、今後も優良農地を保全していきます。

## (3) 魅力あるアメニティ拠点の創出、活用

歴史、文化、自然などの本市独自の資源を活かしたアメニティ拠点の整備及び活用を図るなど、魅力的な観光振興に努めます。また、都市の魅力向上に資する文化・交流施設の集積を促し、交流人口の増加に努めます。

## (4) 立地特性を活かした地域振興

インターチェンジ周辺や主要幹線道路の沿道地域で、周辺の環境、景観と調和する工場及び研究開発施設、物流施設並びに地域振興に資する土地利用の誘導に取り組みます。

## 2-2 都市づくりの基本目標

### 基本目標3

### 『地域特性を活かした暮らしの実現』

都市と自然の魅力強化し、相互がネットワークした多様な暮らしが可能な環境を実現します。

#### 〔基本的な考え方〕

本市は郡山駅周辺を中心として、周辺にそれぞれの個性を持った地区拠点からなる多核クラスター状の都市構造を有しています。東西の周縁部には、森林や丘陵の自然ゾーンが控え、その間に安積疏水によって形成された豊かな田園風景の中に「まち」が展開しています。田園地域・自然環境と共生する市街地で、郡山らしい豊かな生活を送ることができるよう、特徴あるまちづくりを推進していきます。

#### (1) まちの個性を活かした景観形成

2016（平成28）年度に認定された日本遺産の構成文化財である安積疏水麓山の飛瀑など、地域にある歴史・文化などの貴重な資源については、次世代に継承し、賑わいを生むまちづくりへの効果的な活用を図り、魅力ある都市景観の実現に向けて、それぞれの個性と特性を活かした景観形成を進めていきます。

#### (2) 自然環境の保全と活用

森林、河川及び湖沼など本市の魅力ある自然環境については、憩いややすらぎ、潤いを与えるものであり、次世代に継承するため、今後とも保全していきます。

また、これら豊かな自然環境は、環境負荷の軽減や人を惹きつける役割を有していることから、地域の貴重な資源として積極的な活用を図ります。

#### (3) 多様な暮らしの実現

郡山駅周辺、市街地、既存集落など、それぞれのエリアの特徴を活かした様々な生活スタイルを市民が選択し、多様な暮らし方が持続するよう、田園環境と市街地が共存する本市の特性を活かした魅力ある個性あるまちづくりの推進を図ります。

また、鉄道、バス等の公共交通ネットワークを重視し、公共交通網の再編や土地利用の誘導等を図ります。

## 基本目標4

### 「脱炭素化の実現を目指したまちづくり」

都市構造、交通、エネルギー、緑の各分野において、郡山市気候変動対策総合戦略、郡山市総合交通計画マスタープランを踏まえた脱炭素まちづくりに向けた施策、取組を進めます。

#### 〔基本的な考え方〕

気候変動問題は、21世紀において、都市が積極的に取り組んでいかなければならない重要な課題の一つです。2020（令和2）年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。福島県では、地域の脱炭素化への転換という考えのもと、環境との共生が図られた新しい社会システムづくりを推進していくことを目標として掲げています。本市においても、各分野において温室効果ガス排出量の削減に積極的に取り組むこと、再生可能エネルギーや水素の利活用を推進していくことによって、持続可能な社会の実現に寄与します。

#### （1）脱炭素まちづくりの推進

脱炭素化を推進するため、エネルギーの効率的な利用を実現するための土地利用の誘導や自然再生、低未利用エネルギーの有効活用促進、ヒートアイランド現象を緩和する緑の配置などの取組を進めます。

#### （2）公共交通の利用促進

過度に自家用車に依存することなく、公共交通の利用を促進することにより、環境負荷の少ない都市づくりを進めます。また、モビリティマネジメントの推進を図るとともに、郡山駅周辺の歩いて暮らせる環境整備や使いやすい公共交通体系づくりを進めます。

#### （3）再生可能エネルギーの活用

原子力に依存しない社会を目指し、太陽光発電、風力発電、バイオマス、小水力発電、下水熱利用等の再生可能エネルギーを活用する先導的なモデル事業を推進していきます。

また、「国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所」を中核拠点として、再生可能エネルギーに関する新技術を生み出し世界に向けて発信するとともに、産学官連携によって、新たな価値を生み出す取組と再生可能エネルギー関連産業の振興を推進していきます。

#### （4）サーキュラーエコノミー社会の実現

大量生産、大量消費型の社会経済活動を転換し、資源の再利用やリサイクルを促進するなど、資源、製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を行うことで、気候変動問題への対応や自然環境の再生に努めます。



# 第3章

## 将来都市構造



- 3 - 1 将来都市構造
- 3 - 2 都市づくりの基本方針

## 3-1 将来都市構造

### 郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造

豊かな自然環境・田園環境の維持・保全を図りながら、福島県の広域的な拠点として生産性の高い産業活動や地域特性に応じた質の高い生活の展開を目指し、無秩序な都市機能の拡大・拡散を防止するため、コンパクトで周辺環境と調和した都市の形成を図ります。

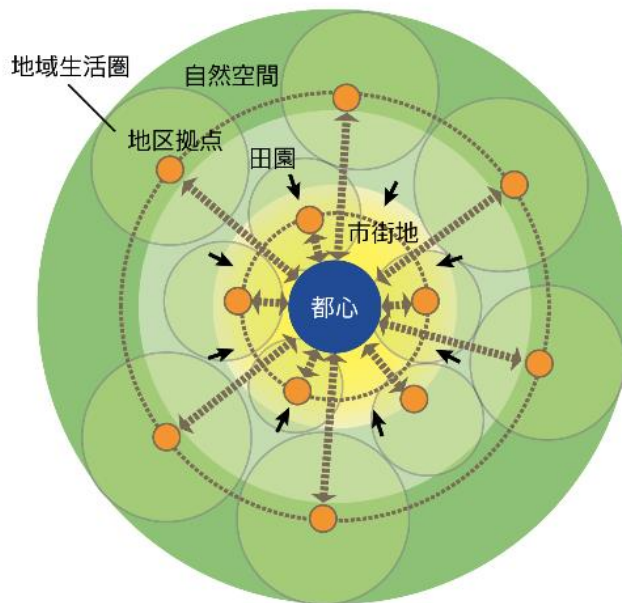
本市のまちづくりにおいては、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興、令和元年東日本台風による水災害を教訓とした流域治水への取組、人口減少・高齢化の進展、地球環境問題・環境意識の高まり、デジタル社会への対応、ポストコロナへの対応などといった背景に加え、高度成長期に整備した道路、下水道、学校施設などの公共資本ストックの老朽化、さらには、都市の顔である郡山駅周辺の活力の低下など、様々な問題に効果的・効率的に対応していくことが求められています。

今後も、福島県の経済県都として、人・モノ・情報が活発に交流する広域的な拠点性を高め、こおりやま広域圏域での存在感や中枢性をさらに高めていくことが、こおりやま広域圏域の発展、福島県の復興のためにも重要です。

本市の豊かな自然環境・田園環境の維持・保全を図りながら、こおりやま広域圏の中心市として、躍動感ある産業活動や多様な生活が展開するよう都市構造を定めます。

「郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造」としては、秩序ある土地利用を誘導するためのゾーンを定め、この上に多様な暮らしの展開する生活圏を設定します。また、各生活圏内には拠点があり、必要な都市機能を誘導し、躍動感ある都市づくりを推進します。

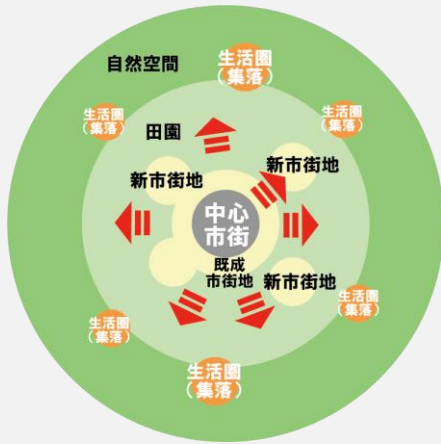
#### ●郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造





● (参考) 都市構造変更の変遷

「都市計画マスタープラン2000」における都市づくりのポイント (2000年)



人口増加

市街地の拡大  
(新市街地の整備)

【過度な車社会】

- ・自家用車に依存し、公共交通が衰退
- ・交通渋滞や環境負荷の増大

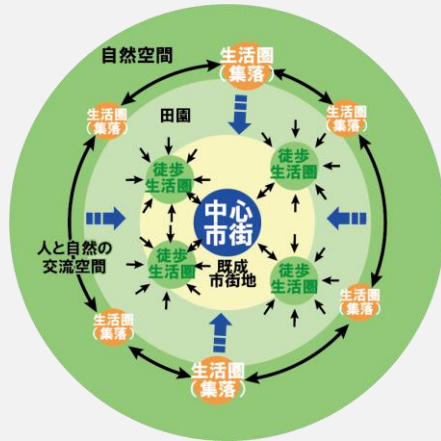
【都市経営にかかる費用】

- ・新たな基盤整備による維持管理費の増大

【まちの魅力低下】

- ・中心部の空洞化による地域コミュニティの低下

「都市計画マスタープラン改訂版」における都市づくりのポイント (2010年)

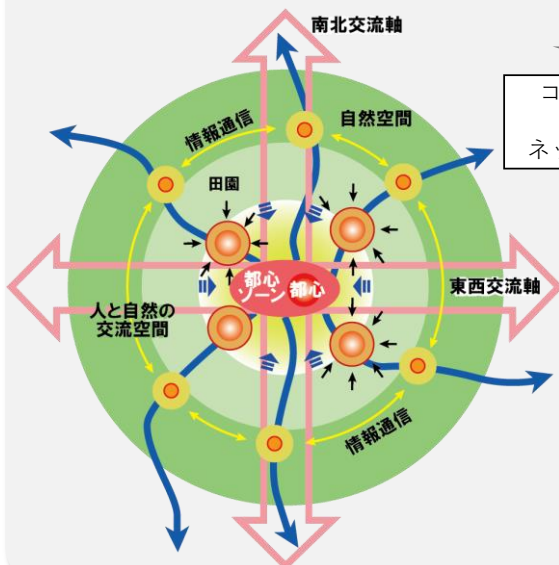


コンパクト

【コンパクト化で目指すもの】

- ・多様な交通手段、集約的な市街地
- ・環境への負荷を小さくする
- ・都市経営にかかる費用を小さくするため、ストックの有効活用
- ・徒歩生活圏の再生
- ・生活関連施設等を確保し、地域コミュニティを再生
- ・高齢者の自立した生活を支援
- ・自然保全

「都市計画マスタープラン2015」における都市づくりのポイント (2015年)



コンパクト & ネットワーク

【コンパクト & ネットワークで目指すもの】

- ・震災復興の基盤として重要な東西南北広域交流軸を重視
- ・2軸の中心を都心コアとして、交流拠点に相応しい都心再生を図る
- ・都心ゾーンの範囲を見直し、東西南方向への機能展開を重視
- ・バス、鉄道等、公共交通と連携した交流拠点、地区拠点それぞれの暮らしのイメージを示す
- ・豊かな暮らしの基盤となる、各地区相互関係(交通・情報通信等ネットワーク)を示す
- ・持続的に人口密度を維持すべき居住誘導区域と医療・福祉・商業等の生活をサポートするための都市機能誘導区域の考え方を示す

# 3-1 将来都市構造

## ●将来都市構造図

### 郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造



#### 【凡例】

##### <ゾーン>

- 都心ゾーン
- 市街地ゾーン
- 田園環境共生ゾーン
- 丘陵環境共生ゾーン
- 森林環境共生ゾーン

##### <地域生活圏>

- 地区拠点
- 既存集落(100戸以上)

##### <交流拠点>

- 広域交流中核拠点
- 交流推進拠点

##### <産業拠点>

- 工業拠点
- 流通業務拠点

##### <ネットワーク>

- 新幹線
- 鉄道
- 広域交流促進道路
- 幹線道路
- 構想道路

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

都心の基環を基本目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

地域別構想  
第5章

実現化の方途  
第6章

資料編



## 3-1 将来都市構造

### ゾーン

豊かな自然環境・田園環境の維持保全を図り、秩序ある土地利用を誘導するため、基本的な土地利用として、5つのゾーンを定めます。これらのゾーンを堅持していくことが、郡山市らしい風景を守っていく上で重要です。

#### 都心ゾーン

郡山駅を中心に、こおりやま広域圏の中心に相応しい拠点性と求心力を備えた様々な都市機能の集積を図り、都心再生を進めていくゾーンです。より効果的な機能集積を図るため、今後、広域交流促進に資する施設や医療・福祉・商業等、居住者の生活を支える都市機能施設の適正な誘導を図ります。

#### 市街地ゾーン

都心ゾーン周辺の居住空間として、地域特性に応じた生活機能の充実や公共交通の利便性向上などにより、快適な日常生活を支えるまちづくりを進めていくゾーンです。生活サービスやコミュニティが持続的に確保され、一定の人口密度が維持できるように鉄道駅やバス停などが徒歩圏内にあり自動車利用に依存せず生活が営めるエリアにおいては、居住者の居住を誘導すべき区域への誘導を図ります。

#### 田園環境共生ゾーン

市街地ゾーンの外側に広がる優良な農地として活用されている地域であり、食料生産機能や保水機能を有するとともに、都市に潤いを与える重要なゾーンです。営農環境の保全を基本としながら、地域の人々の居住空間として、豊かに住み続けられる集落環境の維持・向上を図るとともに、立地特性を活かした地域振興に寄与する土地利用について検討します。

#### 丘陵環境共生ゾーン

地域の東側に位置する阿武隈高地に連なる丘陵地一帯の地域で、優れた自然環境を残すとともに、緑に囲まれた美しい景観及び歴史的風土も備えた文化資源などを有するゾーンです。営農環境や優れた自然環境を保全し、地域内の人々の居住空間として、豊かに住み続けられる集落環境を維持・向上するとともに、レクリエーションなどの観光空間としての活用を図ります。

#### 森林環境共生ゾーン

地域の西側に位置する奥羽山脈に連なる山間部から猪苗代湖までの一帯の地域で、優れた自然環境を残すとともに、緑に囲まれた美しい景観及び歴史的風土も備えた観光・リゾート資源を有するゾーンです。営農環境や優れた自然環境を保全し、地域の人々の居住空間として、豊かに住み続けられる集落環境を維持・向上するとともに、レクリエーションなどの観光空間としての活用を図ります。

## 地域生活圏

歴史的に形成されてきた生活圏や既存集落に配慮し、多世代に渡って豊かな暮らしが継続していけるよう、生活支援型の都市機能を維持・誘導していきます。これにより、各生活圏が特色を持ちながらも、自立した存在となります。

### 地区拠点

地域の核となる行政センターがある地区は、公共交通等によるネットワークを強化した上で、日常生活に必要な各種サービスを楽しむことができるコミュニティ拠点として位置づけるとともに、持続的な生活圏の確保を支援していく仕組みづくりについて、検討していきます。

### 既存集落

自然と共生した生活が営まれている既存の集落においては、持続的な生活圏の確保を支援していく仕組みづくりについて、検討していきます。

## 3-1 将来都市構造

### 交流拠点と産業拠点

こおりやま広域圏全体の発展を牽引し、都市全体として躍動感あるまちづくりを推進していくために、都市機能の核となる交流拠点・産業拠点を定めます。

#### <交流拠点>

##### 広域交流中核拠点

郡山駅を中心とする拠点は、福島県全体並びにこおりやま広域圏全体の中核的な商業・業務地としての役割を担っています。都心再生や低未利用地の活用や再開発等によって、広域交流を実現する都心部に相応しい商業・文化・交流・コンベンションなど高次都市機能の集積を誘導するとともに、魅力ある商業・業務地の形成を図ります。

##### 交流推進拠点

各地域の特性を活かし、郡山駅周辺の広域交流中核拠点を補完する拠点として、商業・業務・コンベンション・スポーツ等の機能を強化していきます。

#### <産業拠点>

##### 工業拠点

郡山中央工業団地をはじめとする市内の工業団地は、本市の経済を支える重要な工場等が集積しており、工業拠点として位置づけます。また、現在造成中の郡山西部第一工業団地を合せて位置づけます。

##### 流通業務拠点

インターチェンジ周辺地区は、広域ネットワークの要となる特性を活かし、トラックターミナルや卸売施設、倉庫等の流通基地の立地を促す流通業務拠点として位置づけます。

## ネットワーク

人・モノ・情報の交流により、交流拠点、産業拠点、地区拠点が互いに機能連携を図りながら、地域生活圏における豊かな暮らしの基盤となる交通や生活サービス、情報通信などのネットワークを補完・形成していきます。

### 広域連携交通ネットワーク

新幹線、鉄道、高速自動車道、福島空港など、都市圏内外を連絡し、広域的な都市間の連携を高める交通ネットワークを位置づけます。

### 地区連携交通ネットワーク

都心ゾーンと市内の地域を結び、各地域が相互に連携しながら機能を補完していくための交通ネットワークを位置づけます。

### 生活サービス・情報ネットワーク

地域生活圏の暮らしを支えるため、交通ネットワークのみではなく、医療、福祉、子育て支援、商業などのサービスネットワークや、これらサービスの基盤となる ICT 等のデジタル技術を活用した情報通信等のネットワークの連携・強化を図ります。

## 3-2 都市づくりの基本方針

目指すべき将来都市構造の実現に向けて、都市づくりの基本方針を次のように定めます。

### 方針1 安全・安心に暮らせる生活圏とネットワークの形成

女性や子ども、高齢者も安全・安心に暮らせる健康・医療・福祉・子育て・教育・買い物等の機能やネットワークの維持・強化

- 安全・安心なまちづくり（セーフコミュニティへの取組）
- 生活支援機能の適正配置と地域包括ケア等サービスの連携
- 世代ニーズに対応した住環境の形成
- 地域生活を支えるネットワークの強化
- 気候情報等やDXを活用した浸水被害の軽減・震災対策の強化
- 「ベビーファースト」のまちづくり



### 方針2 市街地を東西につなぐ「歴史と緑の生活文化軸」の形成

郡山市の拠点性強化に向けて、都市の骨格軸の機能、アクセス性を強化

- 郡山市の魅力を発信する「歴史と緑の生活文化軸」の形成
- 高次都市機能と居住機能の集積・誘導
- 歩行者主体のまちづくりによる賑わい形成
- 郡山駅東西の均衡ある発展と交通結節機能の強化





### 方針3 | 交通体系・立地を活かした広域交流機能の強化

新たな雇用や交流人口増加を目指し、人・モノ・情報の高密度な集積や活発な流動を促進

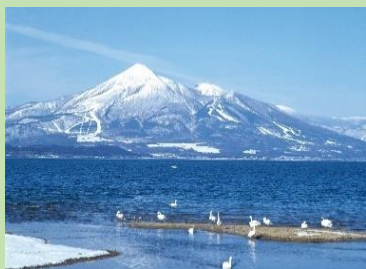
- 交通利便性を活かした商業・業務・物流等の拠点整備と観光・交流・産業等の機能強化
- 医療関連等の新規産業拠点の機能強化
- 震災復興を促進する広域交流促進道路の整備
- 高速交通・情報通信のハブ都市としての機能強化



### 方針4 | 市街地と森林・田園との環境共生

郡山市全域の活性化を目指し、市街地と森林・田園の環境共生を促進

- 秩序ある土地利用の推進
- 歴史・文化を活かしたアメニティ拠点の機能強化
- 再生可能エネルギーや未利用エネルギーの有効活用
- 「環境保全」「防災」等多様な機能を有するグリーンインフラの整備保全



## 3-2 都市づくりの基本方針

### 方針1 安全・安心に暮らせる生活圏とネットワークの形成

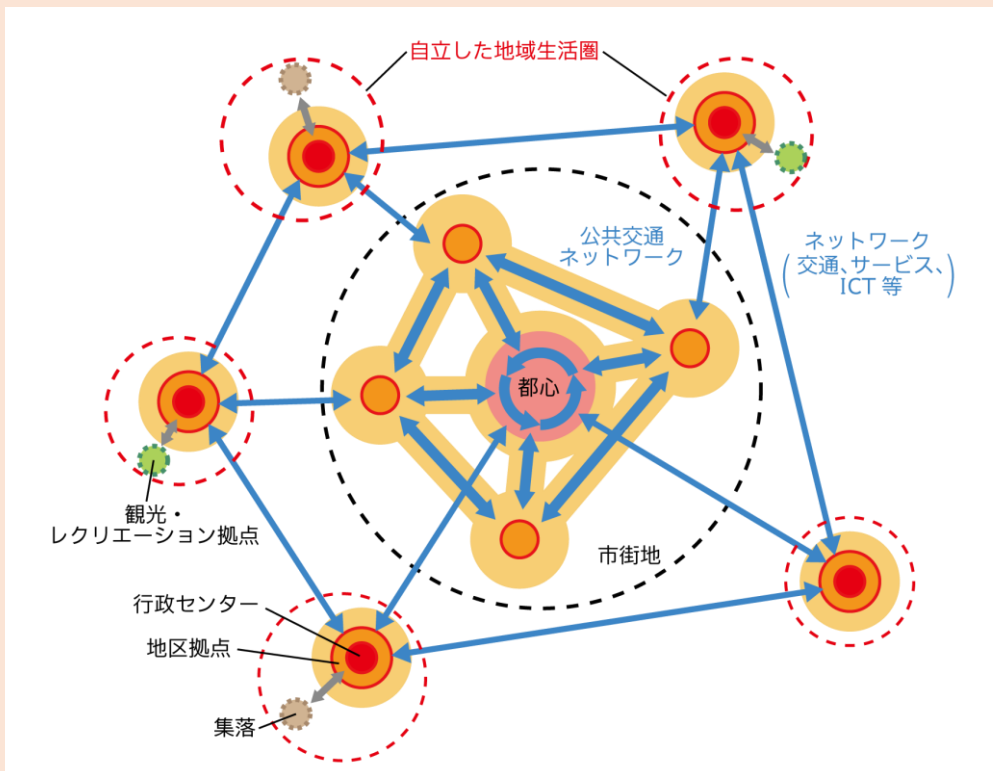
本市は、多くの市町村の合併によって形作られた都市であり、「様々な個性と個別の生活圏をもつ地域の複合体」と捉えられます。この住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、各地域がその歴史や環境を活かし、自立した圏域を確保します。

人口減少・高齢社会を見据え、女性や子ども、高齢者も含め全ての市民が安全・安心に暮らせるよう、健康・医療・福祉、子育て・教育、買い物等の生活支援機能の適正配置を図るとともに、地域包括ケア等サービスとの連携を図ります。

その上で、各地域が相互に連携しながら、人・モノ・情報の交流・出会いを活性化し、機能を補完できるよう、交通、サービス、ICT等のデジタル技術を活用した情報通信などのネットワークの強化を図ります。

また、セーフコミュニティの推進や流域治水による浸水対策、震災対策の強化、老朽化した社会インフラの効果的な更新や長寿命化に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

#### ●地域生活圏とネットワークのイメージ



## (1) 安全・安心なまちづくり（セーフコミュニティへの取組）

本格的な少子高齢化を迎え、地域の課題は、地域特性や地域の資源、固有の取組状況を踏まえて、行政が支援の枠組みを示すとともに、市民自らがその解決策を見だしていく必要があります。

本市の歴史的な経緯、地域特性や地理的条件などから、旧市町村の区域を基本とした15地域の単位で、生活利便性や健康・医療・福祉などの生活サービス、地域コミュニティの維持に向けて、自立した地域運営の仕組みづくりを支援します。地域コミュニティはその主体や支援するサービスによって圏域が異なり、近隣の相互扶助のコミュニティやこれらが複数集合してできている自治会、町内会等の地域コミュニティや学区のコミュニティ、また、医療・福祉のコミュニティなど、種類は様々です。これを踏まえ、地域住民や団体・行政等が連携・協働により対策を実施することで安全で安心なまちを目指します。

### ●各主体の連携による地域コミュニティ活性化イメージ



## 3-2 都市づくりの基本方針

### 方針1 安全・安心に暮らせる生活圏とネットワークの形成

#### (2) 生活支援機能の適正配置と地域包括ケア等サービスの連携

子育て世代や高齢者が暮らしやすいまちの実現に向けて、徒歩を前提とした距離圏で、日常生活に必要な各種サービスを受けられる生活圏域の形成を目指します。

地域の核となる行政センターがある地区は、日常生活に必要な各種サービスを受けられるコミュニティの拠点とするとともに、生活利便施設、医療施設、福祉施設、教育・文化施設、保育所・託児所、地域交流施設を、歩いて移動できる範囲でつなぎ、地域の人々が集い、交流する機会の拡大に努めます。

合せて、レクリエーションや健康維持などに向けて、豊かな時間を過ごせる公園・緑地や散策路などの空間を身近に確保していきます。



●大槻ふれあいセンター

#### ●地域生活圏における生活支援機能集積の基本的考え方

		集落	自立した地域生活圏 行政区（合併前の旧町村 市内15地域）	郡山市全域
人口規模		100~1,000 人単位	5,000~30,000 人程度	32 万人
面積規模		半径 0.5~ 1km 程度	10~20 km <sup>2</sup> 程度（山間部除く）	757 km <sup>2</sup>
各圏域拠点を構成する主要機能	医療・ 介護		診療所 地域包括支援センター 介護福祉に係る総合的な相談・支援 介護予防ケアマネジメント 権利擁護 地域ケアマネージャー支援 地域の見守り活動 生活支援サービス	一次医療圏（中核病院） 総合福祉センター 介護サービス拠点（郡山ビッグハート）
	子育て・ 教育	小学校	幼稚園・保育園 地域子育て支援センター 中学校 図書館分館	こども総合支援センター （ニコニコこども館） 高校・大学 図書館・文化施設
	行政サ ービス		行政センター	市役所
	交流 買い物・ 利便	地域集会所	公民館（ふれあいセンター）	交流拠点施設
		コンビニエ ンスストア	スーパーマーケット	交流推進型商業・業務地区

### (3) 世代ニーズに対応した住環境の形成

都市と自然が共生する地域特性、市民の年齢や家族構成、ライフスタイルに応じた多様な暮らし方が可能となるよう、自然地域や郊外においてはゆとりある戸建て住宅、都心ゾーンや拠点等の利便性の高い地域においては集合住宅など、多様な居住機能を確保します。

田園地域等においては、コミュニティの維持が可能となるよう、集落地域における定住人口の維持等、一定の誘導を図れるように努めます。

また、すべての子どもたちが笑顔で成長できるよう、「こども総合支援センター（ニコニコこども館）」を中心に、サテライト施設である「地域子育て支援センター」、子どもたちのための安全な遊びの広場である「パップキッズこおりやま」、レクリエーション拠点などと、都心ゾーン、地区拠点の連携により、子育てを支援する環境、子どもが元気に遊ぶことができる環境を実現します。

### (4) 地域生活を支えるネットワークの強化

地域コミュニティの再生・地域活性化等、地域が抱える様々な課題の解決に向け、交通、サービス、ICT等のデジタル技術を活用した情報通信等のネットワークの強化を進めます。

交通については、「交通手段が充実しすべての人が安心して円滑に移動できるまち」を基本的な方針として、まちづくり分野と連携した公共交通、道路、自転車・歩行者等に関する交通ネットワークの構築に向けた取組を進めます。

また、近年、MaaSやAI、IoT等の新たな技術の活用が進められており、地域の状況に応じた交通サービスの取組についても検討を進めます。

●MaaSのイメージ



資料：国土交通省

### (5) 気候情報等や DX を活用した浸水被害の軽減・震災対策の強化

「郡山市地域防災計画」を踏まえ、地震や風水害など、あらゆる自然災害から住民の身体・財産を保護し、災害による被害を軽減させるよう対策を講じるとともに、「自助」、「自助を核とした共助」、「公助」の連携による安全で安心なまちづくりに向けた取組を強化します。

特に、気候変動による浸水被害が頻発・激甚化していることから、阿武隈川流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進するため、「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」に位置づけられた河川改修事業等のハード対策の整備促進により、浸水被害の軽減を図るとともに、気候情報の収集、情報発信の見える化、3D都市モデルによる浸水エリアの可視化などのソフト対策により、地域の防災活動や日頃からの備えの強化を図ります。

### (6) 「ベビーファースト」のまちづくり

市民、事業者、郡山市などが一体となり、地域ぐるみで、子どもが安心して生まれ育ちやすいまちづくりを目指し、子育て応援に取り組みます。

## 3-2 都市づくりの基本方針

### 方針2 市街地を東西につなぐ「歴史と緑の生活文化軸」の形成

本市の発展の礎は、明治期における「安積開拓」と「安積疏水の開さく」の二大事業であり、旧郡山の市街地には、その貴重な遺産である公園・緑地や歴史的な建造物、公共公益施設や教育施設などが立地しています。

これらの歴史資源、都市機能の集積を活かし、さくら通り、麓山通りを中心に、開成山公園から郡山駅、阿武隈川に至る東西軸を、本市はもとよりこおりやま広域圏全体の成長を牽引する「歴史と緑の生活文化軸」として位置づけ、質の高い都市機能を誘導します。このような位置づけを行うことにより、これまで東京と東北を結ぶ縦軸を意識していた都市構造から、歴史と文化に配慮した、横軸の都市構造への展開を明確にし、郡山市の拠点性の向上に向けて、機能とアクセス性の強化を図ります。

#### (1) 郡山市の魅力を発信する「歴史と緑の生活文化軸」の形成

これまでに整備してきた都市基盤や歴史・文化的資源を活用した取組を推進し、魅力と賑わいのある本市の魅力を発信する「歴史と緑の生活文化軸」の形成を進めます。

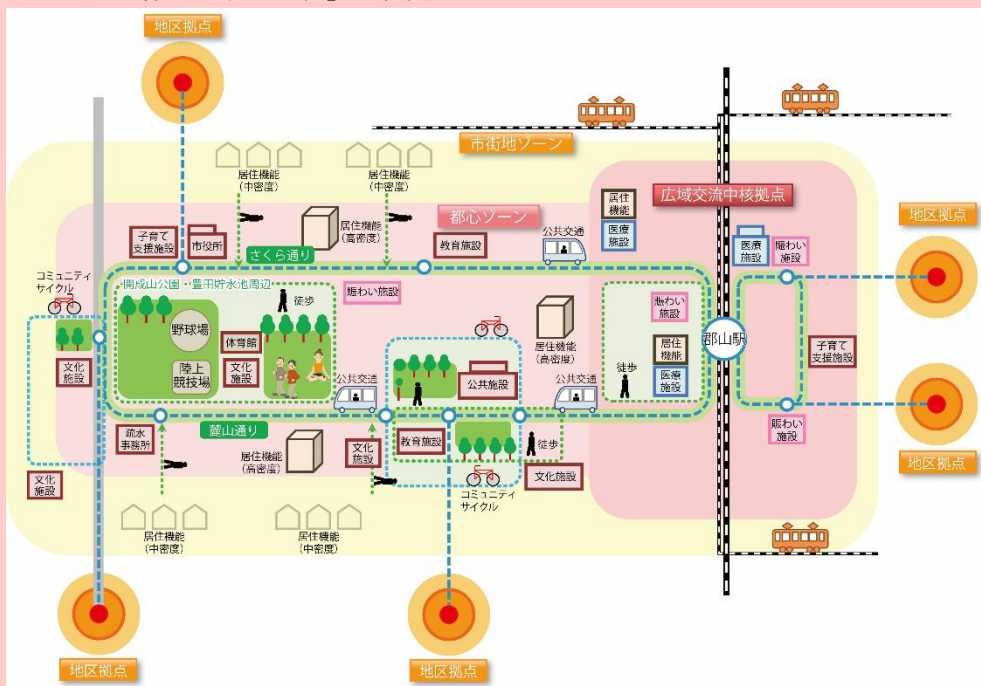
麓山通り沿いには、公会堂、合同庁舎などの近代建築や、安積開拓ゆかりの歴史・文化的な景観資産が多く存在することから、これらを保全・活用することにより、市民に親しまれ、訪れた人々を引きつける魅力ある景観をつくり、洗練された都市的空間としての価値と魅力を増進します。

さらに、豊田貯水池・豊田浄水場跡地については、本市の市街地形成のシンボルとして、隣接する開成山公園との役割分担に留意しつつ、健康増進や憩いの場、災害時における避難場所としての機能の確保を目指し、跡地利用について検討していきます。



●開成山公園、豊田貯水池・豊田浄水場跡地

#### ●「歴史と緑の生活文化軸」の展開イメージ



## （２） 高次都市機能と居住機能の集積・誘導

本市をはじめこおりやま広域圏のすべての人が、各種都市サービスを受けられる市街地の形成に向けて、さくら通り、麓山通り沿道を中心としたエリアに、日常生活の中で必要となる商業サービス機能や高齢者福祉、医療、教育、子育て支援などの立地を誘導します。

合せて、鉄道やバスなどの公共交通機関をはじめとして、歩行者や自転車を中心とした環境整備により、多種多様な都市サービスを楽しむ生活利便性の高い都心居住を推進する都市型住宅地の形成を目指し、各種誘導策について検討するとともに、都心ゾーンの人口密度の維持に向けて、居住環境の維持・改善、高度利用の促進、低未利用地の利活用の誘導、調整などを行います。

## （３） 歩行者主体のまちづくりによる賑わい形成

多くの人々が機会あるごとに訪れる商業施設や公共公益施設、文化施設などの既存施設の立地を最大限に活かすとともに、活性化の効果を都心ゾーンに波及させるため、「歴史と緑の生活文化軸」をつなぐ公共交通の利便性向上に向けた総合的な取組を実施し、人・モノ・情報が都心ゾーンへ行きわたる“回遊性の向上・強化”を図り、ウォーカブルで居心地よい環境整備を推進します。

また、自転車の走行環境整備や駐輪場整備により、歩行者・自転車などの人優先の安全で快適な道路空間の創出に努めます。

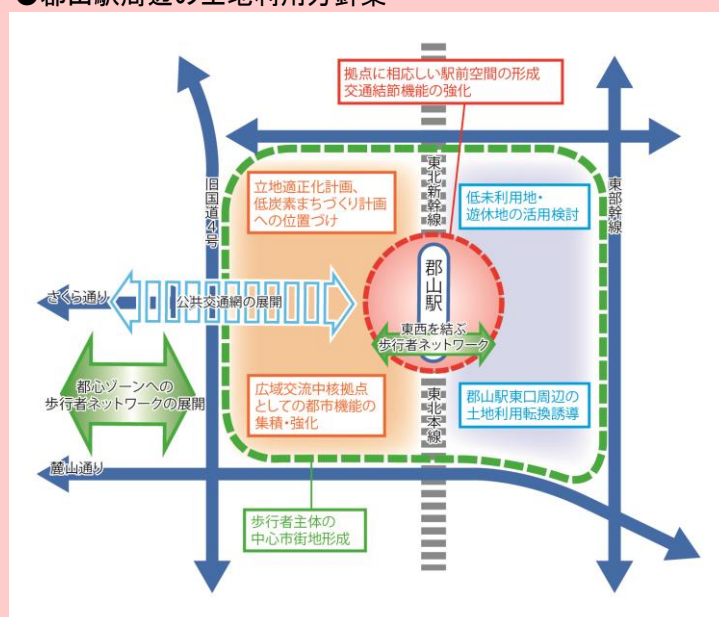
## （４） 郡山駅東西の均衡ある発展と交通結節機能の強化

郡山駅を中心とする中心市街地は、こおりやま広域圏を牽引する本市の将来都市構造の中心的な拠点であり、来訪者を引き付ける都市の顔としての価値向上が期待される場です。

広域交流中核拠点である郡山駅周辺は、各交通機関が乗り入れ、公共交通ネットワークの中心として機能していることから、公共交通の利用促進のため、鉄道とバスの連携、自転車・自動車から公共交通へスムーズな乗り継ぎが図られるよう、質的改善を中心に交通結節機能を強化します。

また、郡山駅東口周辺においては、郡山駅東西の均衡ある発展を図るため、産業構造の変化などに伴う低未利用地や遊休地について、必要となる都市基盤の配置を検討しつつ、周辺の状況及び地域特性を活かした都心ゾーンに相応しい土地利用の転換を誘導します。

● 郡山駅周辺の土地利用方針案



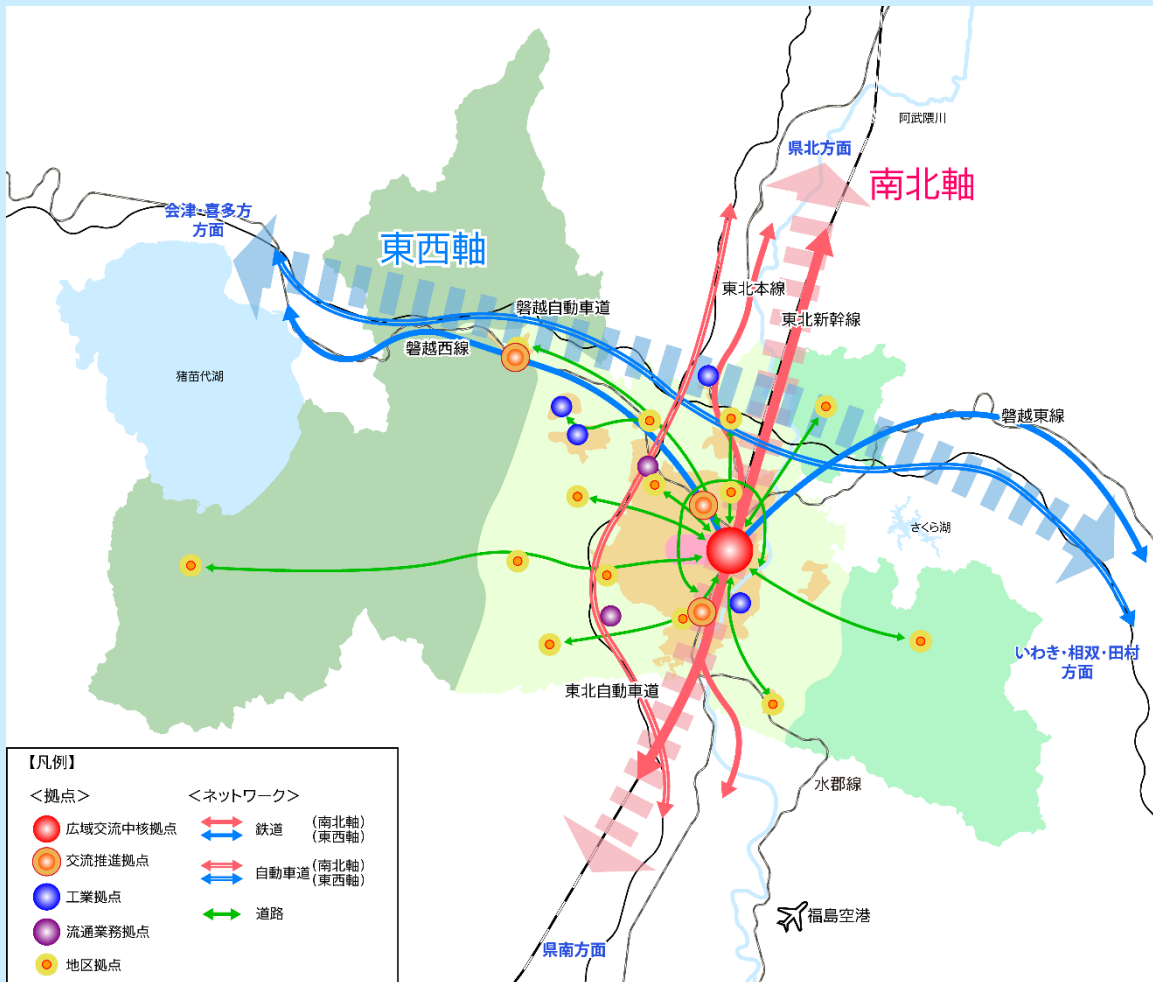
## 3-2 都市づくりの基本方針

### 方針3 交通体系・立地を活かした広域交流機能の強化

本市は、福島県の中央に位置する地理的な優位性や充実した高速交通網及び都市基盤などにより、こおりやま広域圏の中心市であるとともに、首都圏と東北地方を結ぶ南北軸と、太平洋に面するいわき地域と日本海に面する新潟地域を結ぶ東西軸が交差する重要な拠点地域です。東日本大震災の際には、本市は、東北地方への物流拠点としての役割を果たしました。また、福島空港と近接しており、国内外の交流拠点としての役割も担っています。

本市は、こおりやま広域圏の中心市として産業、教育、商業・業務、文化、医療、流通などの高次都市機能を圏域全体に提供する役割を担っており、今後もこおりやま広域圏構成市町村との広域的な連携を強化しながら、新たな雇用や交流人口増加を目指し、人・モノ・情報の高密度な集積や活発な流動を促す躍動感ある都市の形成を目指します。

#### ● 拠点配置と連携軸強化のイメージ





## (1) 交通利便性を活かした商業・業務・物流等の拠点整備と観光・交流・産業等の機能強化

広域交流中核拠点、交流推進拠点については、福島県全体及びこおりやま広域圏の中心市としての役割の強化、国内外の交流の活発化を目指し、福島県の経済県都に相応しい高次都市機能・交流機能の集積を促進します。

広域交流中核拠点に位置づけられている郡山駅周辺では、都心部に相応しい商業・文化・交流・コンベンションなどの高次な都市機能・交流機能の集積を誘導するとともに、魅力や特色ある商業・業務地の形成を図ります。

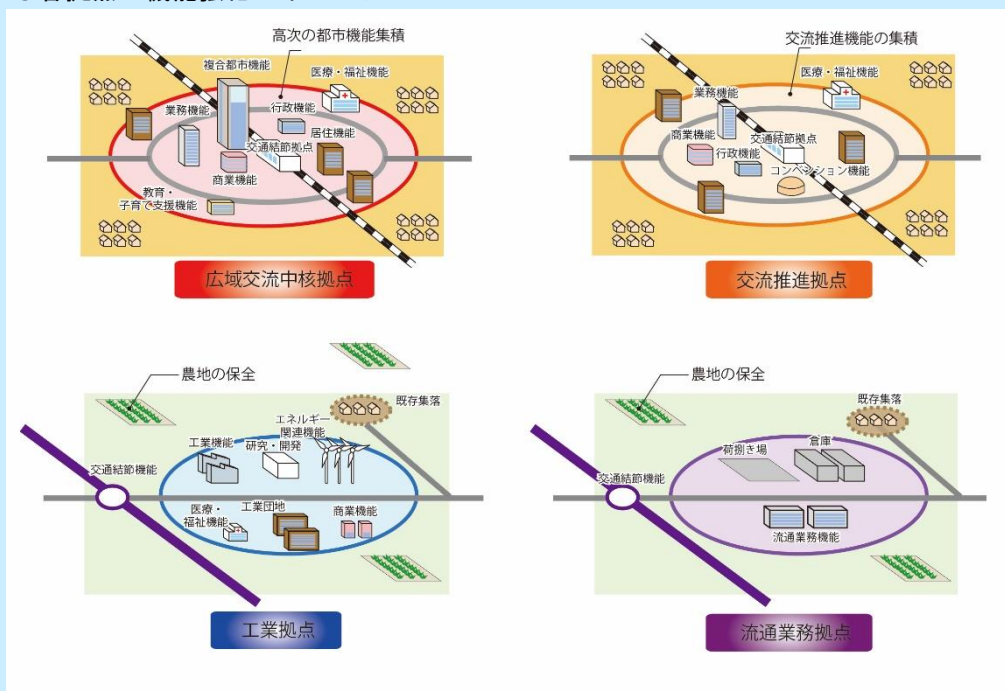
交流推進拠点に位置づけられている磐梯熱海駅周辺、郡山南拠点周辺については、広域交流中核拠点に準じて、広域的、国際的に郡山市の魅力と活力の向上を先導する拠点として、コンベンション機能等の広域交流中核拠点を補完する機能の立地誘導を図ります。

また、郡山富田駅及びふくしま医療機器開発支援センター周辺については、本市における医療福祉施設や医療福祉機器産業の集積を活かし、医療関連産業の振興やこれと連携する機能の集積に向け交流推進拠点としてその土地利用等の転換を促進します。

流通業務拠点に位置づけられている郡山インターチェンジ周辺、郡山南インターチェンジ周辺については、施設集積を活かし、引き続き、機能の充実や強化に努めます。

また、高速交通基盤による広域ネットワークを十分に活かすため、インターチェンジ周辺やスマートインターチェンジ周辺については、地域振興の役割と効果を十分検証した上で、土地利用転換や拠点形成について促進します。

### ●各拠点の機能強化のイメージ



## 3-2 都市づくりの基本方針

### 方針3 交通体系・立地を活かした広域交流機能の強化

#### (2) 医療関連等の新規産業拠点の機能強化

工業拠点として位置づけられている西部拠点、中央拠点、北部拠点については、本市の経済を支える重要な工場や試験・研究施設などの集積地として、引き続き、生産機能の維持や産業基盤の整備・充実を図ります。

また、本市における医療福祉施設や医療福祉機器産業の集積や再生可能エネルギーなどの研究機能の立地を活かすべく、「第2期福島県復興計画」に位置づけられる「新たな産業の創出・国際競争力の強化」に関する機能を積極的に立地誘導します。

#### ●拠点配置と連携軸強化のイメージ

区分		方針
広域交流中核拠点	郡山駅周辺	福島県並びにこおりやま広域圏の中核的な商業・業務地としての役割を担っており、広域交流を実現する、都心部に相応しい商業・文化・交流・コンベンションなどの高次な都市機能の集積を誘導するとともに、魅力や特色ある商業・業務地の形成を図ります。
交流推進拠点	磐梯熱海駅周辺	温泉、コンベンション、スポーツといった多様な機能を有することから、これらの集積や地域特性を活かし、広域的な観光・レクリエーション・スポーツの拠点として強化を図ります。
	郡山南拠点周辺	ビッグパレットふくしまを中心とする郡山南拠点は、コンベンション機能や関連施設、その他業務施設などの集積を促進するとともに、主要地方道郡山停車場線などの幹線道路沿道については、商業・業務やサービス機能などの適切な誘導を図り、郡山駅周辺の広域交流中核拠点を補完する拠点として強化を図ります。
	郡山富田駅周辺	ふくしま医療機器開発支援センターを核とし、市内における医療福祉施設や医療福祉機器産業の集積を活かし、医療関連産業の一体的支援や医療機器の研究開発拠点としていきます。周辺環境との調和に配慮しながら、研究拠点として企業の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を促進します。
工業拠点	西部	郡山西部第一工業団地第1期工区は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として多様な企業の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。また、新たな企業誘致の受け皿として、自然環境との共生を図りながら、企業ニーズに対応した第2期工区の整備を進めます。 郡山西部第二工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として多様な企業の集積に努めます。
	中央	郡山中央工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として多様な企業の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。
	北部	郡山北部工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として工場及び物流施設の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。

区分		方針
流通業務拠点	郡山インターチェンジ周辺	トラックターミナル、荷さばき場、卸売施設、倉庫など広域流通を中心とする施設の立地を活かし、流通業務施設などの集積を図り、流通業務拠点としての機能充実を図ります。
	郡山南インターチェンジ周辺	農産品などの流通基地、卸売施設、倉庫など地域流通を中心とする施設集積を活かし、物流拠点としての強化に努めます。

### (3) 震災復興を促進する広域交流促進道路の整備

福島空港、東北新幹線、高速道路及び国道バイパスなどの交通基盤を有する優位性を最大限に活かし、広域的な交流拠点としての交通アクセス機能と交通結節機能の充実強化を図ります。

広域交流促進道路である国道4号や49号、288号バイパス、294号は、放射型に広がる道路体系として広域的な交流を強化し、都市圏内外の交通の処理を目的に整備を進めます。

#### ●広域連携軸の種類と方針

区分		方針
南北軸	東北新幹線や東北本線、東北自動車道、国道4号など	首都圏と東北地方を結ぶ南北軸。郡山市の骨格をなす国土形成を図る広域連携軸として、今後も機能の維持・強化を図ります。
東西軸	磐越西線や磐越東線、磐越自動車道、国道49号など	いわき地域と新潟地域を結ぶ東西軸。物流や都市間交流を支える役割を担う広域連携軸として、今後も機能の維持・強化を図ります。

### (4) 高速交通・情報通信のハブ都市としての機能強化

人・モノ・情報の活発な交流を促進するため、首都圏と東北地方を結ぶ南北軸と、太平洋と日本海を結ぶ東西軸が交差する本市の地理的優位性を活かし、福島空港、東北新幹線、高速道路、広域交流促進道路などの高速交通網の活用や、生活サービス・情報ネットワークの形成により、本市を中心とする広域的な交流・情報の拠点となるハブ都市としての機能強化を図ります。



●福島空港

## 3-2 都市づくりの基本方針

### 方針4 市街地と森林・田園との環境共生

安積疏水によって形成された郡山の豊かな田園風景や自然環境の保全、秩序ある土地利用の誘導により、各ゾーンの魅力の向上を図るとともに、地域固有の歴史・文化を活かした観光やレクリエーション、スポーツ等の機能強化により、市街地と森林・田園の環境共生を実現します。

また、これら市街地と森林・田園の全体で、脱炭素まちづくりを推進するため、再生可能エネルギーの有効活用等を進め、環境負荷の低減を図ります。

#### ●市街地と森林・田園との環境共生イメージ



## （１）秩序ある土地利用の推進

本市の魅力である、森林、緑地、水辺などの自然環境及び農地を保全するため、現在の構成を基本に、その特徴を強化する方向でゾーン区分を定め、土地利用を誘導していきます。（「将来都市構造」参照）

また、今後の急速な人口減少・少子高齢化を見据え、都市における一定の生活サービスが持続的に確保できるよう、一定のエリアへ都市機能施設や居住の誘導を図るとともに、自然災害にも対応した土地利用の誘導について検討します。

## （２）歴史・文化を活かしたアメニティ拠点の機能強化

市民の健康で文化的な生活の維持・向上、郡山市の歴史・文化や自然環境の魅力の強化・発信に向けて、歴史・文化拠点、観光・レクリエーション拠点、スポーツ拠点について、引き続き機能の強化を図ります。

### ●アメニティ拠点の区分と方針

区分	方針	主な施設
歴史・文化拠点	市内に存在する歴史的な遺産や文化財などを歴史・文化拠点として位置づけ、これらを活用し、誇りと愛着の持てる、特色あるまちづくりを進めます。	（仮称）郡山市歴史情報・公文書館 郡山市開成館 郡山市歴史資料館 こおりやま文学の森資料館 郡山市立美術館 田村町の大安場史跡公園 西田町の雪村庵
観光・レクリエーション拠点	住む人や訪れる人が憩い、楽しめるような性格を有する観光地等を、観光・レクリエーション拠点として位置づけ、これらを活用し、交流人口の拡大をはじめとした地域振興を目指します。	郡山布引風の高原 郡山カルチャーパーク 平成記念郡山こどものもり公園 山ノ井農村公園（うねめ公園） 郡山ユラックス熱海 郡山石筵ふれあい牧場
スポーツ拠点	既存の運動施設をスポーツ拠点として位置づけ、各種運動施設を配置し、市民が気軽にスポーツを楽しめる場とします。	磐梯熱海スポーツパーク ふるさとの森スポーツパーク 開成山地区体育施設 西部地区体育施設

## （３）再生可能エネルギーや未利用エネルギーの有効活用

郡山布引高原風力発電所や国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所などの施設との連携により、再生可能エネルギーの推進や未利用エネルギーの有効活用に努めるとともに、カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素まちづくりを進めます。

## （４）「環境保全」「防災」等多彩な機能を有するグリーンインフラの整備保全

豊かな田園地域・自然環境は、地域の貴重な財産として適切に保全し、未来につなぐ「人と“みどり”」が協奏するまちづくりを推進します。



# 第4章

## 分野別方針



### 分野別方針の体系

- 4 - 1 土地利用の方針
- 4 - 2 交通施設の整備方針
- 4 - 3 都市施設の整備方針
- 4 - 4 都市環境の形成方針
- 4 - 5 都市景観の形成方針
- 4 - 6 都市防災の方針

# 分野別方針の体系

分野別方針では、第2章で示した基本理念と基本目標、第3章で示した将来都市構造と都市づくり基本方針を踏まえ、分野ごとに基本的な考え方や主な取組を示します。

なお、分野については、土地利用・交通施設・都市施設・都市環境・都市景観・都市防災の6つに分類しています。

## ●各分野におけるまちづくり方針

### 基本理念

市民が輝くまち 郡山  
『開拓の歴史を生かした躍動感あるまちづくり』

#### 目標1

安全・安心な  
まちづくり

#### 目標2

交流の促進と  
産業の振興

#### 目標3

地域特性を活かした  
暮らしの実現

#### 目標4

脱炭素化の実現を  
目指したまちづくり

### 分野別方針

#### 1. 土地利用の方針

集約型都市構造に向けた取組を推進するとともに、都市と自然が調和し、地域の特性に合った計画的な土地利用を進めます。

#### 2. 交通施設の整備方針

(道路、公共交通、歩行者・自転車利用空間)  
地域公共交通計画との整合を図ります。また、高齢社会に対応した、移動支援や渋滞緩和によるCO2削減に寄与する(自動運転をイメージ)誰もが移動しやすい公共交通体系の整備を進めます。

#### 3. 都市施設の整備方針

(公園緑地、河川、下水道、その他都市施設)  
機能的な都市活動の確保を図るため、災害にも考慮した、すべての人が安全で快適な社会基盤施設の整備を進めます。

#### 4. 都市環境の形成方針

自然環境の保全に努め、環境負荷の低減や周辺環境と調和した環境の形成に努めます。

#### 5. 都市景観の形成方針

地域固有の景観資源を保全・活用するとともに、周囲の街並みと調和した景観の形成に努めます。

#### 6. 都市防災の方針

東日本大震災や令和元年東日本台風など度重なる自然災害の教訓を踏まえ、事前復興の考えの下、災害に強い地域社会を形成し、様々な自然災害や事故、犯罪などに対応できる安全・安心なまちづくりを進めます。



# 4-1 土地利用の方針

本市の将来を俯瞰したまちづくりの将来都市構造である「郡山型 コンパクト&ネットワーク都市構造」の実現に向け、道路や公園、下水道などの都市基盤の有効活用や地域特性に配慮しながら、都市的な土地利用（住宅・商業・工業など）とグリーンインフラとしても機能する自然的な土地利用（農地・森林・原野など）の調和のとれた計画的な土地利用を進めるとともに、土地利用の誘導により浸水被害や土砂災害等の災害リスクの回避を図っていきます。

## 1 土地利用の区分の設定

### (1) 市街地と市街地外との区分

- ・都市と自然とが共生した郡山らしい豊かな暮らしを守り、都市全体の魅力と活力あるまちづくりを進めるため、都市的な土地利用を推進する市街地と自然的な土地利用を原則とする市街地外とを明確に区分し、市街地外の農地や自然環境を維持・保全し、秩序ある土地利用を維持します。

### (2) 市街地の範囲

- ・人口動態を踏まえ、市街地の範囲は現状の市街化区域とすることを基本とします。
- ・市街化区域の拡大については、福島県の復興牽引に向けた産業の再生及び創出の観点、市街化区域との一体性・連続性、公共交通の利便性等を踏まえ、その区域の設定を検討します。

### (3) 土地利用の区分

- ・土地利用区分は、地域特性や立地する施設用途に応じて、以下のとおり設定します。

●土地利用区分

大区分	中区分	小区分
市街地	住宅地区	①都心住宅地区 ②周辺住宅地区 ③住宅専用地区 ④住工商共存地区
	商業・業務地区	①交流推進型商業・業務地区 ②近隣型商業地区 ③地区型商業地区
	工業・流通業務地区	①工業専用地区 ②一般工業地区 ③流通業務地区
市街地外	①農業保全地区	
	②集落地区	
	③自然保全地区	
	④地域産業振興地区	

# 4-1 土地利用の方針

## 2 市街地の土地利用

### 〔基本的な考え方〕

これからの市街地は、人口減少・少子高齢化の進展、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故、令和元年東日本台風などの本市を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、一定の人口密度を維持し、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域への誘導を図ります。

さらに、都市の持続的な運営及び生活を支える機能の誘導により、持続可能なまちづくりの推進に向けて、都市機能を誘導すべき区域への都市機能施設の立地の誘導を図ります。

また、頻発・激甚化する水災害に対応するため、流域治水に基づいた安全・安心な生活を確保する土地利用や、「2050年二酸化炭素排出量ゼロ」を目指した環境負荷が少なく、ポストコロナにも対応したまちづくりを考慮した土地利用について検討を進めます。

## 住宅地区

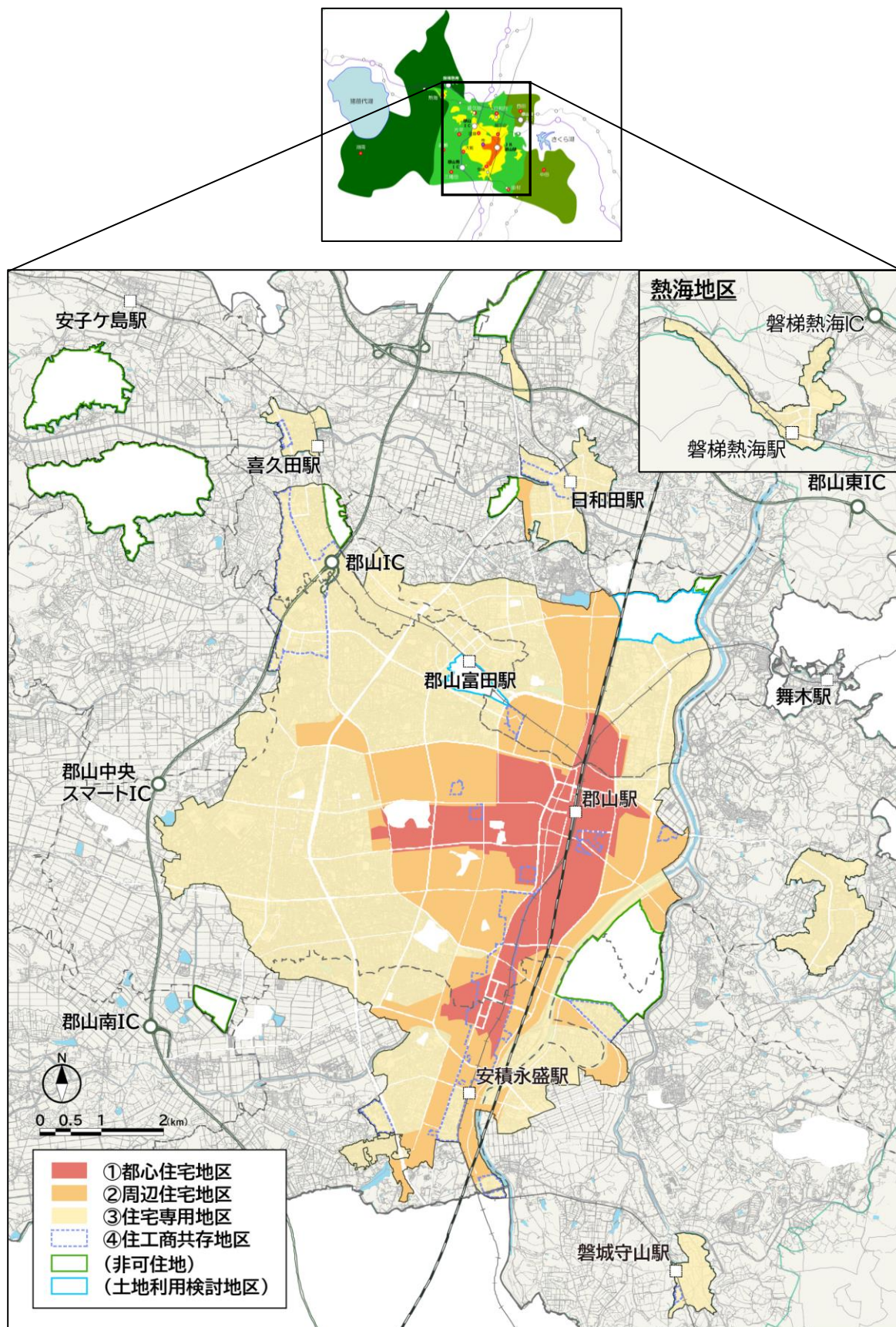
### 〔基本的な考え方〕

地域特性に応じた多様な住まいのあり方を推奨し、交通基盤と対応した秩序ある土地利用を誘導する観点から、住宅市街地の基本的な区分を定め、各区分に応じた住環境の保全と利便性の維持を図ります。

#### ●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①都心住宅地区 (高密度な複合市街地)	<p>鉄道やバスなどの公共交通機関をはじめとして、自転車や徒歩により、多種多様な都市サービスを受けられる生活利便性の高い居住を推進する中高層の防災・減災に配慮した都市型住宅地の形成を図ります。</p> <p>特に郡山駅を中心とする都心ゾーンにおいては、医療・福祉・商業等が集積した高度な都市機能のサービスを受けられる都心居住を推進します。</p>
②周辺住宅地区 (中密度な住宅地)	<p>住宅を主体としつつも、店舗や事務所などと共存した地域として、既存の都市基盤ストックを活用しながら、都心ゾーンへの近接性、生活サービス施設等の都市機能がある利便性を活かし、多様な住まい方を可能とする居住環境の形成や、戸建住宅と中高層の共同住宅などが調和した防災・減災に配慮した良好な住宅地の形成を図ります。</p> <p>また、鉄道駅やバス停などの徒歩圏内で、自動車利用に依存せず生活が営めるエリアにおいては、将来の人口減少を見据え、居住の誘導を図ります。</p>
③住宅専用地区 (低密度な住宅地)	<p>多様な住宅ニーズに配慮しつつ、高さや用途などの混在がない低層な戸建住宅を中心に誘導し、ゆとりある防災減災に配慮した良好な専用住宅地の形成を図ります。</p> <p>また、鉄道駅やバス停などの徒歩圏内で、自動車利用に依存せず生活が営めるエリアにおいては、将来の人口減少を見据え、居住の誘導を図ります。</p> <p>さらに土地区画整理事業などによる面整備が行われた地域では、現在の良好な居住環境の維持及び改善を図ります。</p>
④住工商共存地区	<p>土地利用の純化を目指すことを原則としつつ、市民のニーズを踏まえながら住宅以外の用途との調和に配慮するなど、居住環境の向上を図るため地域の特性に応じた土地利用の転換の検討に努めます。</p> <p>また、区域の一部で住宅団地などに土地利用転換される場合、都市基盤の整備など適切な誘導を図ります。</p>

●土地利用（住宅地区）構想図  
～市街地～



## 4-1 土地利用の方針

### 商業・業務地区

#### 〔基本的な考え方〕

商業・業務や交流を促進する都市機能の集積は、魅力ある都市の拠点的形成していくために重要です。

現在ある拠点地区の既存ストックの活用を基本に、本市の地域特性と様々な都市機能が相互に連携し、一体的な発展を促進する都市づくりの基本となる商業・業務等交流施設地区の維持・再生を目指します。

また、人口減少や少子高齢化を見据えた持続可能な都市運営を確保するため、市民の生活を支える様々な都市機能施設の適切な誘導を図ります。

#### ●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①交流推進型 商業・業務地区	<p>こおりやま広域圏の中心でもある郡山駅周辺地区は、駅東西の均衡ある発展を基本として、広域的な商業・業務機能を核に、文化、医療、福祉、教育等といった市民の多様なニーズに対応した高次な都市機能の集積及び強化を促進し、活気あふれた魅力ある広域交流中核拠点の形成を図ります。</p> <p>郡山南拠点周辺地区は、ビッグパレットふくしまを核に、広域的なコンベンション機能を中心とした交流推進拠点の形成を図ります。</p> <p>磐梯熱海駅周辺地区は、郡山ユラックス熱海を核に、広域的なコンベンション機能と合せて、県内有数の温泉施設を組み合わせた観光コンベンションを中心とした交流推進拠点の形成を図ります。</p> <p>郡山富田駅周辺は、ふくしま医療機器開発支援センターを核に、医療機器関連産業分野を中心とした新たな産業の集積拠点の形成を目指します。</p>
②近隣型商業地区	<p>主要な幹線道路の沿道などにおける地域の生活拠点として、交通環境や景観、周辺の住環境に配慮しながら、商業・業務やサービス機能などの適切な誘導を図ります。</p>
③地区型商業地区	<p>地域における日常的な商業機能のみならず、地域コミュニティに対するサービス機能などの充実及び集積を誘導し、周辺の住環境に配慮しながら、生活の利便性の向上を図ります。</p>



# 4-1 土地利用の方針

## 工業・流通業務地区

### 〔基本的な考え方〕

工業・流通機能の維持・発展は、一日も早い福島県の復興を牽引していくために重要です。広域交流促進道路等の都市基盤を活用し、既存産業の強化を図るとともに、医療・福祉・環境・観光・農業・食品産業等の成長が見込まれる新規産業の育成を図ります。

#### ●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①工業専用地区	事業中の郡山西部第一工業団地では、再生可能エネルギー、医療機器関連の工場の誘導を推進します。 既存の工業団地では、その生産機能を維持するとともに、産業環境の向上に向け、必要に応じて都市基盤の整備を推進します。 また、工業団地を形成していない地区では、土地利用の検討を進めます。
②一般工業地区	既存の工場、作業所、事務所などが集積している地区は、周辺の居住環境との調和を図るため、環境の悪化をもたらす恐れのない工業地の形成を図ります。 また、郡山駅東口周辺や住工混在地区については、現在の土地利用状況を鑑み、市民ニーズを踏まえながら周辺の環境と調和し、地域の特性を活かせるように土地利用の転換について検討に努めます。
③流通業務地区	郡山インターチェンジ周辺では、広域交通網を活用し、広域流通を中心とした流通機能の強化を図るとともに、郡山南インターチェンジ周辺では、流通業務団地等の拠点整備の検討を進めます。 また、既存の流通業務施設などの操業環境は維持しつつ、新たな関連施設などの立地を誘導し、流通機能の強化を図ります。

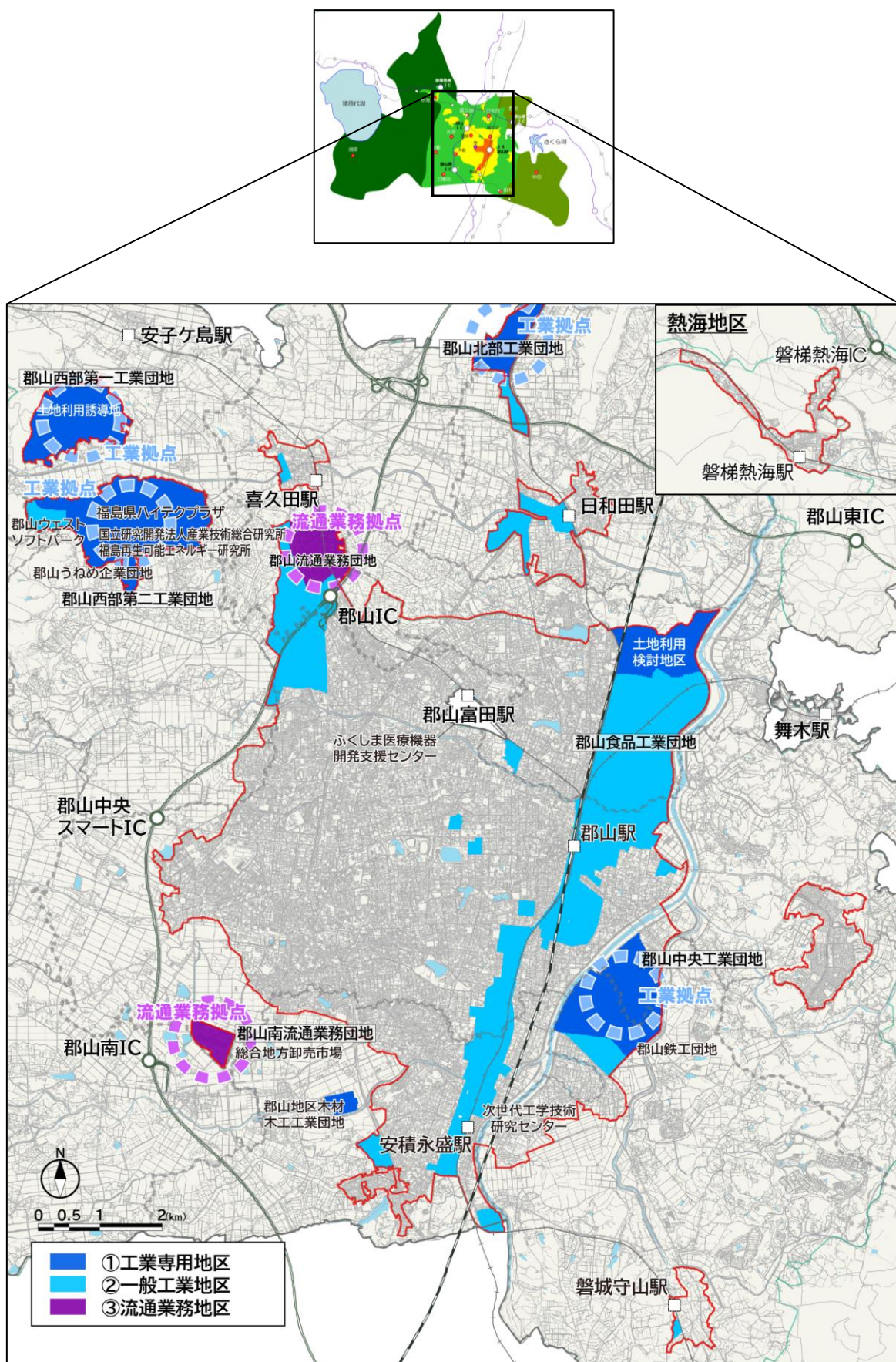


●中央工業団地



●西部第二工業団地

●土地利用（工業・流通業務地区）構想図  
～市街地～



## 4-1 土地利用の方針

### 〔主な取組〕

#### (1) 地域特性に応じた多様な都市機能の誘導

都市基盤の整備状況や機能集積の動向など各拠点の特性を踏まえ、防災・減災に配慮した集約型都市構造の実現に向けた都市計画の各種手法を効果的に活用してまちづくりを進めます。また、民間開発などの誘導・調整を進め、必要に応じて都市基盤の見直しなどを実施し、都市機能の誘導・集積を進めます。

#### (2) 質の高い空間づくりの誘導

ユニバーサルデザインの考え方に基づき、オープンスペースの創出や美しい都市景観の形成などの多様な観点から都市基盤整備を進め、魅力ある都市空間づくりを進めます。



●良好な住宅地

#### (3) 便利で質の高い住宅市街への誘導

鉄道駅やバス停などの徒歩圏内で、自動車利用に依存せず生活が営めるエリアにおいては、居住の誘導を図り、都市計画の各種手法を効果的に活用して、住宅地の質を持続的に確保します。

#### (4) 用途が混在する地域の土地利用誘導

従来想定していた市街地像とは異なる土地利用が展開されている地域においては、土地利用の純化や居住と工業及び商業などが共存する土地利用に配慮しながら、都市計画の各種手法を効果的に活用して、地区の特性に応じた住民ニーズに対応できるよう、良好な居住環境の向上に努めます。

#### (5) 大規模な土地利用転換への対応

市街地における大規模遊休地及び未利用地の利活用を検討します。また、産業構造の変化や立地企業の移転などに伴う土地利用転換を図る場合は、計画的な土地利用の誘導に向け、地区計画などの都市計画の各種手法を効果的に活用して、良好な都市環境の向上に努めます。

#### (6) 未利用地の土地利用誘導

市街地内に残されている農地など都市的な土地利用が進行していない地域については、地域の実情や周辺の土地利用の動向を考慮しつつ、地権者や住民の意向などを踏まえ、都市計画の各種手法を活用して、良好な居住環境の向上に努めます。



## (7) 大規模な集客施設の適切な規制・誘導

郡山駅周辺では、空洞化が深刻な問題となっていることから、官民一体となって、賑わい形成や交流促進に資する都市機能の誘導等を進めていくことが必要です。

大規模な集客施設の立地は、道路混雑など都市構造に大きな影響を与えることから、2006（平成18）年に改正された都市計画法などのまちづくり3法や2005（平成17）年に制定された「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」、2022（令和4）年に策定された「郡山市商業まちづくり基本構想」との整合を図りながら、地区計画などの都市計画の各種手法を活用し、適切な規制並びに誘導を進めます。



●郡山中町第一地区第一種市街地再開発事業

## (8) 水災害リスクに対応した土地利用の検討

浸水が想定されるハザードの外力が大きく、頻度が高い地域については、被害対象を減少させるためリスクの低いエリアへの誘導、住まい方の工夫等、被害を減少させるための土地利用の検討に努めます。



●郡山市の市街地

# 4 - 1 土地利用の方針

## 3 市街地外の土地利用

### 〔 基本的な考え方 〕

自然的な土地利用を原則とする市街地外では、市街地の拡大を前提とするのではなく、自然環境などの資源を適切に維持・保全していくとともに、今後の人口減少・少子高齢化を見据え、持続的な地域コミュニティの維持、立地特性を活かした地域活力の向上等、地域の実情に即したまちづくりを誘導していきます。

また、安積疏水によって形成された豊かな田園に囲まれた市街地の風景は本市の魅力であり、市街地外の優良農地等の保全は重要です。

特に農用地においては、安全・安心な農作物を安定的に供給するため、食料自給率の向上・耕作放棄地の減少・農業後継者不足の解消などを考慮しながら、良好な営農環境の保全や向上を図ります。

#### ●地区区分と誘導方針

区分	誘導方針
①農業保全地区	安定的な農業生産を維持していくために必要な農地を確保するとともに、虫食いの農地転用を抑制し、良好な営農環境の保全を図ります。
②集落地区	既存集落においては、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、周辺の自然環境や営農環境と共生した生活の維持を図るとともに、地域の核となる行政センターがある地区や一定規模を有する既存集落においては、持続的な地域コミュニティの維持について検討します。一定規模を有する既存集落においては、都市計画法を活用した持続的な地域コミュニティの維持について検討します。 大規模開発地などの住宅団地は、既存の公共公益施設を有効に活用し、良好な住環境の保全を図ります。
③自然保全地区	自然災害の防止機能、都市環境や市街地からの眺望景観を形成する重要な要素として維持・保全を図ります。
④地域産業振興地区	インターチェンジや主要幹線道路の既存ストックを活用し、周辺の土地利用と調和のとれた、物流施設等による産業振興に資するまちづくりを促進します。 また、本市の上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設のあり方の検討に努めます。

改定の背景 序章  
郡山の現状と課題 第1章  
都市の基盤と基盤 第2章  
将来都市構造 第3章  
分野別方針 第4章  
地域別構想 第5章  
実現化の方途 第6章  
資料編

## 〔 主な取組 〕

### （1）自然環境の保全と創出

豊かな自然環境を有する田園、森林、丘陵地帯などは、今後も無秩序な開発を抑制し、グリーンインフラとして適切に保全するとともに保水機能の確保による流域治水に努めます。

都市の魅力と活力の向上のため、地域特性に応じて自然環境を活用し、市民が自然に親しむことのできる場などの創出を検討します。

また、既に整備されているレクリエーション施設や文化施設などは、今後とも自然環境を保全しながら有効に活用します。

### （2）優良農地の保全と活用

集团的農用地及び各種農業投資が実施された区域は、優良な農地として保全します。

また、農地の有効活用を図るため、農業体験などの機会を提供するとともに、農業関連施設の計画的な誘導を検討します。



●既存集落

### （3）集落地域の維持・拠点づくり

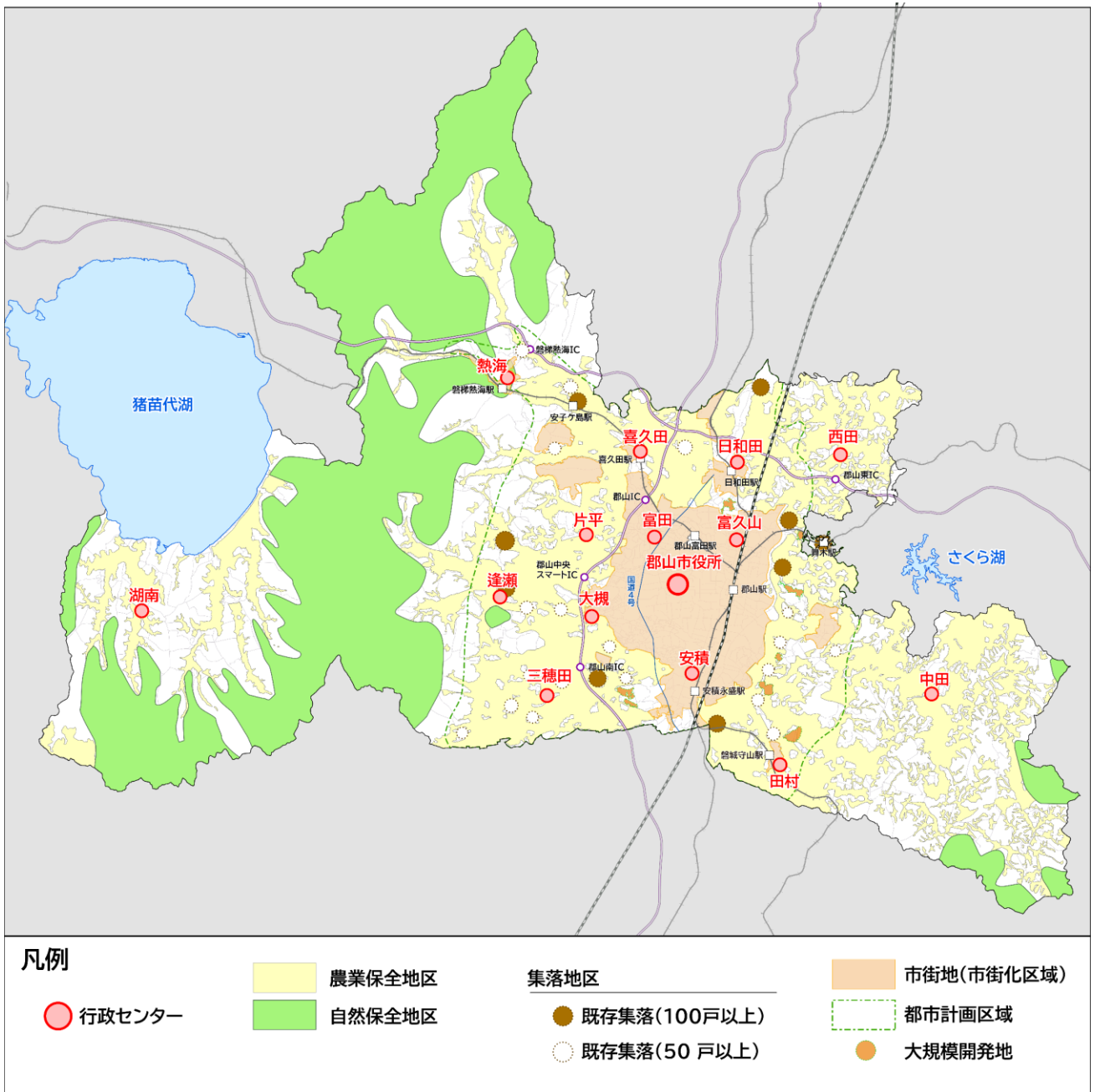
既存集落は、地域の中心として公共公益施設が立地し、地域コミュニティが形成されているため、地域の拠点として、都市計画の各種手法を効果的に活用した土地利用方策の環境整備に努めるとともに、生活利便施設を設置するなど、利便性や快適性の維持・向上を図ります。

### （4）立地特性を活かした地域振興

広域的な物流や交流を支えるインターチェンジの周辺や主要幹線道路の沿道においては、地域のポテンシャルを十分に活かし、地区計画を活用した周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた物流施設等の土地利用を促進するとともに、地域経済等に寄与する地域振興に資する施設の立地のあり方についての検討に努めます。

# 4 - 1 土地利用の方針

●土地利用構想図  
～市街地外～



改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡への基理と基目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

地域別構想  
第5章

実現化の方途  
第6章

資料編

## 4-2 交通施設の整備方針

### 1 道路

#### 〔基本的な考え方〕

道路は、多様な都市活動を支える社会基盤施設であり、現在の交通実態や将来の交通量を考慮しつつ、「郡山都市圏総合都市交通計画」に位置づけられた「道路マスタープラン」に基づき、まちづくりと一体となった道路ネットワーク整備を推進します。

道路計画においては、計画段階から市民意見の把握に努めるなど、市民との協力体制による事業推進に努めます。

また、整備にあたっては、すべての人が安心して円滑に移動できる道路ネットワークの形成を図るため、震災復興に資する道路等、必要性の高い道路を優先的に整備することで効果的・効率的な事業を推進するとともに、少子・高齢社会に対応した安全・安心なまちづくりの観点から、道路施設の長寿命化、電線類の地中化、質の高い道路空間づくりに取り組んでいきます。

さらには、長期にわたり未整備の都市計画道路については、今後の人口減少による市街地の拡大が見込まれないなどの社会情勢の変化や、将来都市構造への影響を踏まえ、その必要性や配置の検証を進め、都市計画道路全体の配置の見直しに取り組みます。



● 東部幹線



● 市道大町大槻線



● 内環状線



● 国道 288 号バイパス

## 4-2 交通施設の整備方針

### 〔主な取組〕

#### (1) 道路ネットワークの整備

##### 1) 広域交流促進道路

広域交流促進道路である国道4号や国道49号、国道288号バイパス、国道294号は、放射型に広がる道路体系として広域的な交流を強化し、都市圏内外の交通を処理するため必要な整備を進めます。

また、東北自動車道、磐越自動車道を、首都圏と東北地方、太平洋側と日本海側を連絡する道路として位置づけるとともに、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故、さらには令和元年東日本台風、2021（令和3）年2月、2022（令和4）年3月と発生した福島県沖地震等の自然災害を経て基盤強化された持続可能な地域公共交通ネットワークも活用します。

##### 2) 骨格幹線道路

骨格幹線道路は、国道49号や県道などを主軸とし、郡山市中心部に集中している交通を円滑に処理し、さらには地域間の交流強化とアクセス性の向上を図るため、その整備を進めます。

##### 3) 幹線道路

幹線道路は、物流拠点や観光拠点から広域交流促進道路、骨格幹線道路へ連絡する道路であり、骨格幹線道路を補完する機能を有していることから、移動の利便性向上と道路ネットワークの形成を図るため、その整備を進めます。

整備にあたっては、歩道や交通安全施設など、良好な道路空間の形成に努めます。

##### 4) 生活道路

生活道路は、住民の利便性を強化する道路として、歩行者や自転車などに配慮した交通安全施設の整備や段差の解消などを行い、安全で快適な人にやさしい生活空間の創出を図ります。

また、通学路については、教育委員会・学校・PTA・道路管理者・警察署等関係機関と危険箇所の合同点検を実施します。点検結果については、「郡山市通学路交通安全プログラム」に基づき、PDCAサイクルによる改善を図ります。

##### 5) その他

ハイウェイオアシスや道の駅については、道路利用者の利便性の向上を図るとともに道路や地域などの情報発信基地としての役割が期待されることから、その誘致を促進します。

#### (2) 道路施設の長寿命化

舗装や橋りょう、街路灯などの道路ストック（施設）は、安全・安心な道路環境を確保するため、定期点検と修繕計画による施設の長寿命化を図り、将来の更新に掛かる財政負担を軽減します。





#### (3) 魅力的な道路空間の創造

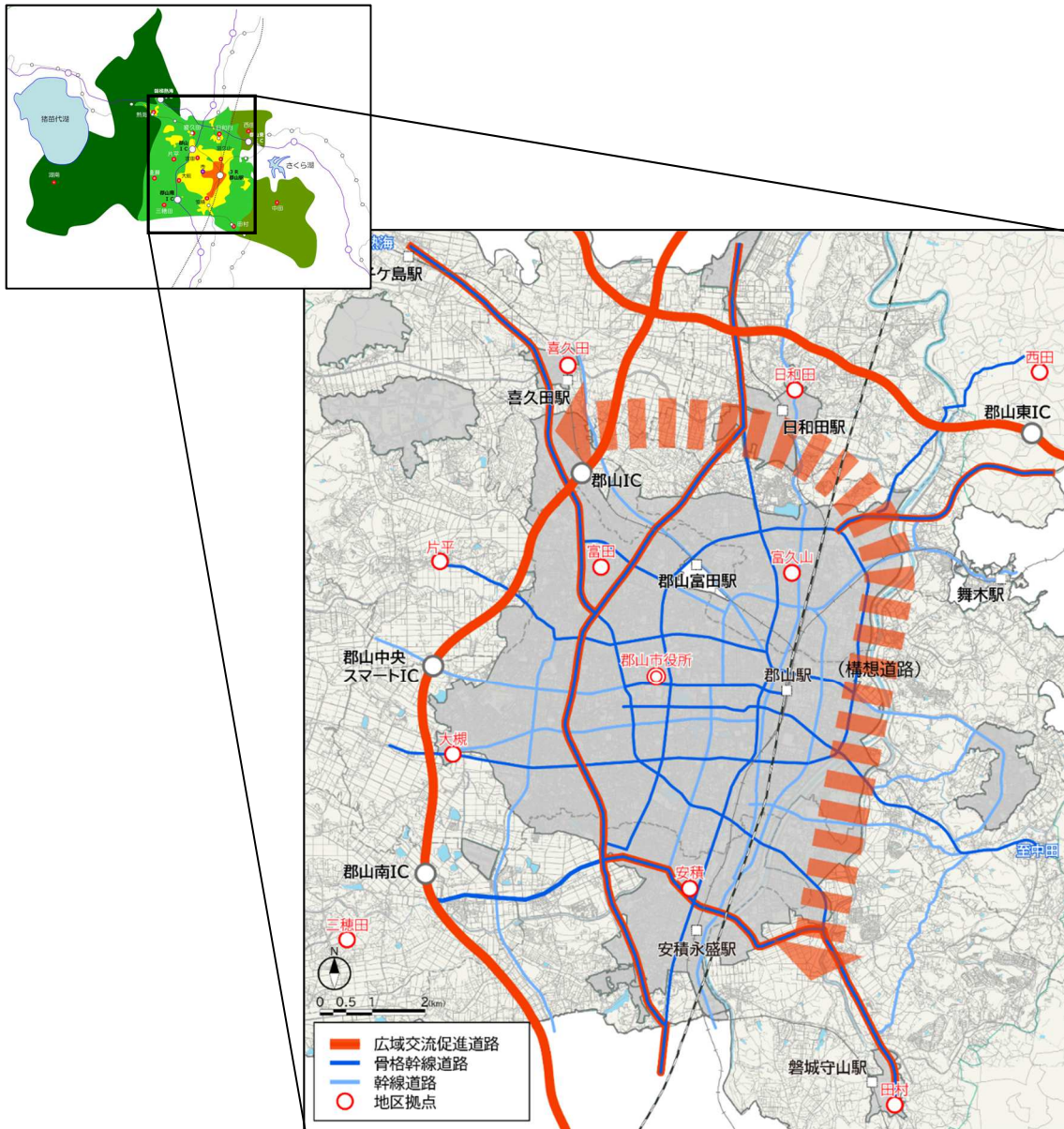
地域のニーズに応じた最大限の空間活用を実現するため、多様なニーズに応える道路空間の実現、道路空間の利活用の更なる高度化、良好な道路景観の形成及び民間団体等との連携による価値・魅力の向上に取り組みます。

#### (4) 都市計画道路に関する都市計画の見直し

長期にわたり未整備の都市計画道路については、都市計画基礎調査や都市交通調査の結果を踏まえ、その必要性や配置、構造等の検証を進め、現在のまちづくりに必要な役割を再確認し、魅力あるまちづくりを円滑に進めるため、長期的視点から都市計画の見直しについて検討します。

●道路の区分と役割

凡例	区分	誘導方針
	広域交流促進道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市圏内外を連絡し、広域的な都市間交流を促進する道路</li> <li>福島震災復興を担う道路</li> </ul>
	(構想道路)	
	骨格幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の骨格を形成し、中心市街地への過度な自動車流入を抑制しながら地域間交流の円滑化を図る環状道路</li> <li>中心市街地と地域拠点や周辺都市等、都市圏内外の主要な交通を処理するための放射道路</li> </ul>
	幹線道路	
	生活道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の、地域内の生活安全性や利便性を強化する道路</li> </ul>



資料：郡山都市圏総合都市交通計画道路マスタープラン

## 4-2 交通施設の整備方針

### 2 公共交通

#### 〔基本的な考え方〕

鉄道及びバスなどの公共交通は、市民の通勤・通学・通院・買い物時の移動や年齢的・身体的理由等から自ら運転できない交通弱者の足の確保、さらには交通渋滞の緩和や環境負荷の軽減など多様な有効性が考えられます。交通政策基本法のもとに、人口減少社会にあっても活力を維持・向上できるよう、居住や都市機能等が集約したまちづくりと連携し、効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの形成及び快適な利用環境の整備などを進めます。

また、交通事業者との連携により、ユニバーサルデザインの考え方に基づく関係施設・設備の改善、ICT等のデジタル技術による情報提供手段の拡充を図るとともに、モビリティ・マネジメントの推進により、公共交通の利用を促進します。

#### 〔主な取組〕

##### (1) 鉄道の利活用

鉄道網は、都市圏内外を広域的に結ぶ都市の基幹となる公共交通として、重要な役割を担っています。このため、交通事業者と連携し、在来線、新幹線の運行頻度の増加、鉄道の路線間や路線バスとの効率的な乗継、鉄道駅周辺の交通アクセスの充実など、既存ストックを有効活用しつつ、より利便性を高めるとともに、鉄道の利用促進及び交流推進拠点での新駅設置（郡山駅～安積永盛駅間）を進めます。

##### (2) バスの利活用

路線バスは、市内をきめ細かに網羅する移動手段であり、市民の地域生活に密着するとともに、高齢者や学生等の運転免許証を持たない方々の生活の足として、重要な役割を担っています。このため、交通事業者と連携し、定時制・速達性を確保した効率的な運行サービスや乗継、待合環境の改善・整備、環境に配慮した車両の導入など、今後も持続的で誰もが利用しやすい運行サービスを提供するとともに、路線バスの利用促進に努めます。



●郡山駅周辺



### (3) 交通結節点の機能向上

交通結節点では、様々な交通手段の乗り換えや歩行を効率的かつスムーズに行うことが求められます。鉄道・バス等の公共交通の利用促進や乗り場位置の変更等を含めた移動距離の短縮、バリアフリー動線の確保など、利用ニーズを踏まえた、交通結節点の機能向上について検討を進めます。

また、利用者への公共交通に関する情報提供、意識啓発などにより、交通手段が社会的にも個人的にも望ましい方向へ自発的に変化することを促し、過度な自動車利用から公共交通への利用転換を推進します。



●循環バス

### (4) 地域の実情を考慮した交通手段の検討

公共交通による移動手段の維持・確保は、地域ごとに状況は異なりますが、非常に厳しい状況にあり、特に郊外部においては、バス路線の廃止が進んでいます。これらバス路線の廃止に伴い、本市では、「デマンド型乗合タクシー」を2019（令和元）年6月から順次実施し、2023（令和5）年4月現在10地区で運行しています。

鉄道、バス等の公共交通が不便となる地域については、交通事業者との連携のもと、デマンド型交通など、地域の実情に応じた交通手段について、地域住民との協働により検討を進めます。



●乗合タクシーの出発式

### (5) 新たな交通サービスの活用検討

近年、移動手段の確保や費用の削減などの公共交通の課題解決に向けた有効な手段として、MaaSやAI、IoTなどの新たな技術の活用が期待されています。

地域に合った交通サービスの提供ができるよう、先進事例等を参考に取組の検討を進めます。

## 4-2 交通施設の整備方針

### 3 歩行者・自転車利用空間

#### 〔基本的な考え方〕

高齢者をはじめ、すべての住民の健康的な社会生活の実現及び気候変動を引き起こす地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素型のライフスタイルへの転換を促進する、自動車利用に依存しない、歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、「郡山都市圏総合都市交通計画」に位置づけられた「自転車・歩行者マスタープラン」に基づき、バリアフリーで回遊しやすい都市環境の確保など、健康増進につながる歩行者・自転車利用空間の形成に努めます。

特に郡山駅周辺では、広域的な中心拠点として、都市の魅力向上やまちなかに交流・滞在空間を創出し、居心地が良く歩きたくなるまちづくりが求められています。このため、地域住民や関係団体等と連携しながら、公民協奏による歩行者・自転車利用空間づくりを推進します。

また、整備にあたっては、高齢者や障がい者、車椅子やベビーカーの通行など、すべての人が安心して移動できるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を推進します。

#### 〔主な取組〕

##### (1) 歩行者利用空間

歩行者と車両との分離や、段差のない歩道づくりを進め、高齢者や障がい者、子どもなど、誰もが安心して歩けるような、安全で快適な歩行者空間の創出に努めます。

また、観光地の散策空間や都心部の商業空間、住宅地内の生活空間など、地域特性に応じた歩行者空間の形成を図ります。

##### (2) 自転車利用空間

自動車交通への過度の依存を避けるため、公共施設・学校施設・商業施設・交通結節点を連絡する利便性の高い自転車道ネットワークの形成や駐輪場の整備、シェアサイクルの普及促進などにより、通勤・通学や各施設間の自転車利用環境の向上に努めます。

また、自転車利用のマナー向上と事故防止を図るための情報提供やPRを行うとともに、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進することにより、自転車利用の安全性向上に努めます。



●自転車レーンの設置

## 4-3 都市施設の整備方針

### 1 公園緑地

#### 〔基本的な考え方〕

自然環境が持つ多様な機能を有する市街地内の公園緑地は、グリーンインフラとして都市全体の魅力の向上に寄与するとともに、環境保全、防災、景観形成のほか、子育てや教育、健康づくり、福祉の増進などの多様な機能を有しており、災害時の避難場所としての役割も有していることから、安全・安心な生活には欠かすことができない施設です。

整備にあたっては、誰もが安心して利用できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備に加えて、防災機能も兼ね備えた整備に努めるとともに、セーフコミュニティの視点やSDGsの達成に向け、流域治水を踏まえた緑の「環境保全」「防災」といった機能や、新型コロナウイルス感染症に対応した緑地・オープンスペースの整備など、多様な機能を発揮する緑の拠点づくりを進めていきます。

また、整備や維持管理において、官民協働型の取組を進め、地域との連携を図ります。

#### 〔主な取組〕

#### （1）歴史と緑を活かした「歴史と緑の生活文化軸」の形成

開成山公園から、さくら通り、麓山通りを中心とするエリアは、本市発展の礎である安積開拓の歴史ある場所であることから、市民の憩いの場となる質の高い公園緑地の機能を維持・発展させ、都心ゾーンのシンボルとなる「歴史と緑の生活文化軸」の形成に努めます。

さくら通りや麓山通り沿道、郡山駅周辺については、回遊、休憩、交流、レクリエーションなどの活動を創出する魅力的なオープンスペースの形成について検討します。また、開成館周辺の安積開拓発祥の地を本市のシンボルとして整備するとともに、豊田貯水池・豊田浄水場跡地は、「歴史と緑の生活文化軸」の中心として、市民の健康増進や憩いの場、災害時における避難場所としての機能の確保を目指し、跡地利用について検討します。

#### （2）防災・減災のための安全で快適な公園づくり

大規模化・激甚化する自然災害に対して、雨水の浸透・貯留のための緑を保全するとともに、グリーンインフラの観点から都市公園の防災・減災機能を強化します。特に浸水想定区域においては、公園に流域治水の取組の一つとしての貯留機能や浸透施設の整備を検討するなど、都市型災害の被害の低減に努めます。

また、出入り口の段差解消やトイレの改修などのバリアフリー化、さらには照明灯の設置や遊具の点検、樹木の剪定などの適正な管理に努めるとともに、市民が憩いとやすらぎを感じられる場としての魅力ある空間の創出を図ります。

## 4-3 都市施設の整備方針

### (3) バランスのとれた公園配置

公園は、市民の憩いの場となるほか、災害時の避難場所となることから、バランスのとれた配置に努めます。

また、整備にあたっては、市民に親しまれる公園づくりを目指し、計画段階から積極的に市民参加の場を設け、具体的にどのような施設や利用環境があれば利用したいと思えるか、利用のきっかけづくりに向けた需要調査を実施し、市民ニーズを反映した公園づくりを検討します。

### (4) 魅力ある公園づくり

歴史や文化を伝える公園や、防災機能をもった公園など、様々な特徴を有した公園が整備されていることから、これら公園の魅力向上を図るため、ストック効果の最大化を重視し、地域住民の意見を反映した、多様な利用を可能とする公園の整備に努めます。

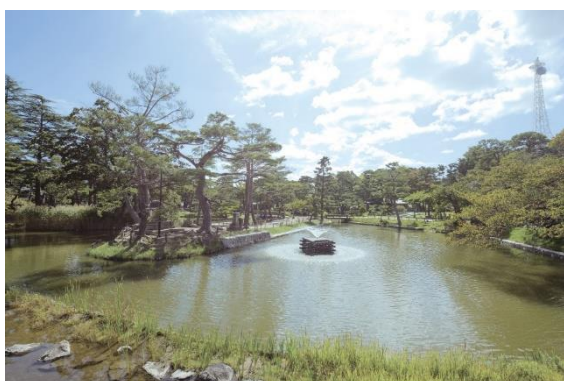
さらに、公園利用を促進するため、駐車場の整備や最新のデジタル技術を活用した取組を進めるとともに、需要調査を通じて公園利用のきっかけづくりを検討します。



●春の開成山公園とさくら通り



●春の開成山公園



●麓山公園



## 4-3 都市施設の整備方針

### 2 河川

#### 〔基本的な考え方〕

河川は、貴重なまちづくりの資源であることから、周囲の自然環境や景観などとの調和、人々の河川とのふれあいの機会の創出などに配慮しつつ、優れた都市環境として適切な整備・活用を図ります。

近年の気候変動による水害の頻発・激甚化に対する水害リスクを低減するため、流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進します。

さらに、市民や市民団体などと行政の協働による美化・清掃活動などを推進し、市民の憩いの場として、親水性を確保し生態系にも配慮した良好な水辺空間の保全に努めます。

#### 〔主な取組〕

##### (1) 治水対策

令和元年東日本台風により、甚大な浸水被害のあった準用河川（愛宕川、照内川、徳定川）の整備促進を図ります。

また、阿武隈川水系流域治水プロジェクトに位置づけた河川の治水対策に加え、流域からの流出を抑制する対策等が一体となった総合的な防災・減災対策を推進します。

##### (2) 親水性の確保

都市に残された貴重な水辺空間として、自然環境の保全と水に親しむことのできる良好な都市環境の形成に努めます。

また、河川においては、自然にふれあい親しまれる良好な水辺空間の形成を図るとともに、多目的な利用の推進に努めます。



● 笹原川千本桜

### 3 下水道

#### 〔基本的な考え方〕

下水道は、快適な生活環境の確保、湖沼や河川等の水環境の保全、さらには大雨時における浸水被害の軽減など、総合的で多面的な機能・役割を有していることから、市民生活に欠かすことのできない生活基盤のひとつです。

市民生活や生命・財産に大きな影響を与える浸水被害については、あらゆる関係者が協働して行う流域治水の考え方の下、計画的な雨水幹線、雨水ポンプ場や雨水貯留施設の整備など、ハード対策と浸水関連の情報提供などのソフト対策を効率的に組み合わせた総合的な浸水対策を推進します。

また、公共下水道などの汚水処理については、快適な生活環境の確保を図るため、地域の実情に合わせた効果的・効率的な汚水処理施設の整備促進に努めるとともに、下水処理水や下水道の持つ熱エネルギーの有効活用や照明のLED化などの省エネルギー機器の採用による消費電力の低減などを通じて脱炭素化の取組を進めます。

さらに、今後、老朽化が進行する下水道施設の持続可能な管理運営を実現するため、施設の長寿命化対策を進め、長期的な視点での施設の点検・調査・改築を計画的に進めます。

## 〔 主な取組 〕

### （1）浸水対策

都市化の進展に伴う雨水浸透機能の低下や局部的集中豪雨などにより発生する浸水被害を効率的に軽減させるため、雨水幹線や雨水貯留施設などの整備を推進し、安全性の向上を図ります。

また、浸水対策の緊急性が高い地域として「郡山市ゲリラ豪雨対策 9 年プラン（計画期間 2014(平成 26)年度～2022(令和 4)年度）」に位置づけられた郡山駅西側の合流式下水道区域や阿武隈川沿岸の内水被害が生じやすい地域においては、2022（令和 4 年）年度までに行った重点整備を踏まえ、更なる浸水被害の軽減に向けた事業を進めます。

さらに、災害による被害を最小限に抑えるため、下水道施設の計画的な耐震性の確保や応急体制の強化に努めます。

### （2）汚水処理

市域全体に汚水処理施設の整備を図るため、費用対効果や社会経済情勢など総合的に見定めながら、地域の実情に合わせた効率的な整備促進に努めます。

また、生活環境の改善を図るため、汚水処理施設の適正な維持管理や公共下水道及び農業集落排水施設の区域での下水道等への接続(水洗化)に関する普及啓発活動の推進に努めます。

さらに、下水道等区域以外においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

### （3）長寿命化対策

市民生活を支える重要な生活基盤として、経費節減などによる合理化を図り、下水道施設の長寿命化を図るため、ストックマネジメント計画に基づいた計画的な維持管理や、効率的な長寿命化対策などの改築更新によるコストの縮減や平準化を図り、より一層安定的・持続的なサービスの提供に努めます。



●浸水被害



●雨水管の整備



●湖南浄化センター



●下水道の長寿命化対策（管更正）

## 4-3 都市施設の整備方針

### 4 その他都市施設

#### 〔基本的な考え方〕

都市施設は、住みよい生活環境や円滑な都市活動を確保するうえで必要な施設を位置づけ、市民ニーズや利便性、地域バランスなどに配慮し、立地にあたっては、子どもから高齢者の誰もが容易にアクセスできるよう、土地利用計画や公共交通施策との連携を図ります。

また、各施設の整備にあたっては、誰もが安心して利用できるようユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備に加えて、流域治水の考えの下、防災機能や雨水流出抑制機能も兼ね合せた整備に努めます。

#### 〔主な取組〕

##### (1) 上水道

将来にわたり安全・安心でおいしい水を安定的・持続的に供給するため、効率的な運営による経営基盤の強化を図りながら、施設整備の推進や災害対策に努めます。

##### (2) 文教施設

計画的に義務教育施設の校舎や屋内運動場の増改築を進めることで、文教施設における教育環境の向上を図り、安全・安心な教育環境づくりの観点から、耐震化についても引き続き事業を進めていきます。また、高等教育機関などとの連携や活用により、地域における高度技術産業の集積や活性化を進めます。

また、「(仮称) 歴史情報・公文書館」は、歴史・文化継承の拠点施設として整備し、歴史・文化を活かしたアメニティ拠点の機能強化を図ります。

さらには、「ミューカルがくと館」や、歴史資源を活かした「大安場史跡公園」、高層の都市型科学館として全国から注目を集めている「郡山市ふれあい科学館」といった他の地域にはない本市特有の施設について、市民のみならず周辺地域の人たちを呼び込めるような観光拠点として活用していきます。



●郡山市民文化センター



### (3) 保健・医療・福祉施設

急速な少子高齢化の進行に対応するため、高齢者が住み慣れた地域で自立して安心・快適な生活ができるよう、「郡山ビッグハート」などを介護サービス拠点として、地域に密着した保健・福祉施設の充実を図ります。

また、今後の感染症危機に備えるため、市民生活に必要な感染症対策の拠点となる保健・医療施設を誘導し、地域包括支援によるきめ細かなサービスの充実を図ることにより、安全で安心な魅力あるまちづくりを推進します。



●郡山ビッグハート

### (4) 子育て支援施設

「ニコニコこども館」や地域子育て支援センターを拠点とした親子や子ども同士、親同士の交流の促進、さらには「ポップキッズこおりやま」に代表される子どもたちが元気に遊び、学べる場所の拡充など、社会全体で取り組む子育て支援の環境づくりに努めます。

### (5) 地域交流施設

地域集会所やふれあいセンター、スポーツ広場などの整備・充実により、地域におけるスポーツや文化活動などの余暇活動の振興及び活力ある地域コミュニティの形成に努めます。



●ポップキッズこおりやま



●緑ヶ丘ふれあいセンター

## 4-4 都市環境の形成方針

### 〔基本的な考え方〕

様々な都市活動のなかで、石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴って排出される温室効果ガスが、地球温暖化の要因であることから、温暖化対策の取組が世界各国で推奨されています。日本においても、都市の低炭素化の促進に関する法律が定められ、各種取組が行われています。

郡山市においても、「省・創・蓄エネ」の推進や再生可能エネルギーをはじめとする新エネルギーの普及促進に努めるなど、脱炭素まちづくりの考えを取り入れたまちづくりを推進します。

また、恵み豊かな環境を保全し、より良い環境を次世代に継承していくため、市民が安心して暮らすことができる環境を継続させ、社会経済システムと自然環境のバランスが保たれたサーキュラーエコノミー社会へ転換し、人と自然が共生できるまちづくりに努めるとともに、森林や農地などの緑や、河川・湖沼などの水辺空間は、良好な地球環境を形成する重要な資源としてその保全に努めます。

### 〔主な取組〕

#### (1) 環境負荷の軽減

脱炭素まちづくりを推進するため、公共交通の利用促進による自動車交通の削減や建築物等の省エネルギーの推進などにより、温室効果ガスの排出量を削減するとともに、二酸化炭素の吸収源である緑化に努めるなど、環境にやさしい都市づくりを進めます。

また、廃棄物の適正な処理や、ごみの分別収集・減量化を推進するとともに、再生利用に努め、循環型社会の実現を目指します。

#### (2) 再生可能エネルギー利用の推進

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故を契機にエネルギーを取り巻く情勢は大きく変化しました。2021（令和3）年に改定された「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン 2021」では、「再生可能エネルギーの導入推進」と「再生可能エネルギー関連産業集積」という2つの柱に、「持続可能なエネルギー社会の構築」、「水素社会の実現」の2つの柱が新たに加われました。本市においても、2023（令和5）年に「郡山市気候変動対策総合戦略」を改定し、市内における再生可能エネルギー導入拡大やそれに伴う再生可能エネルギーの利用の促進、水素社会実現のための施策を推進します。



● 郡山布引風の高原

### (3) 自然環境の保全・活用

本市には西に奥羽山脈、東に阿武隈高地が接しており、北には安達太良山を望み、西の猪苗代湖は全国で4番目の大きさを誇るなど、豊かな自然環境を有しており、これらの環境を保全するため、適切な土地利用の規制・誘導を図るとともに、市民の環境に対する意識の啓発に努めます。

また、自然の持つレクリエーション機能の活用や、良好な自然環境を観光資源として活用します。



● 湖南地域の豊かな自然

## 4-5 都市景観の形成方針

### 〔基本的な考え方〕

「こおりやまの景観をつくり、そだて、まもる」を基本に、豊かな水と緑を保全、育成し、「見る」「見られる」両方の観点から、都市の骨格を美しく整えます。

また、豊かな水と緑を背景に培われてきた歴史・文化を後世に伝えるとともに、新しく育ってきた文化の芽を开花させていくため、文化的環境に優れた空間をつくる視点から都市景観の形成に努めます。

さらに、水と緑に支えられてきたまちの発展の歴史を尊重し、今後とも維持・発展させるため、市民、事業者、行政が一体となって人が集い、賑わう都市の形成を推進します。

### 〔主な取組〕

#### (1) 都心ゾーンの景観づくり

都心ゾーンでは、ゆとりと潤いを感じられるよう敷地の積極的な緑化を推進するとともに、多様な都市機能が集積していることから、これらの特徴を活かした本市の玄関口として相応しい賑わいと活気あふれる景観づくりを進めます。

また、公会堂や合同庁舎などの近代建築、文化資源や安積開拓ゆかりの施設といった歴史的・文化的な景観資産が多く存在することから、これらを保全・活用することで、市民に親しまれ、訪れた人々を引きつける魅力ある景観の形成に努めます。



● 郡山駅前周辺

#### ● 都心ゾーンの代表的な景観・歴史資源



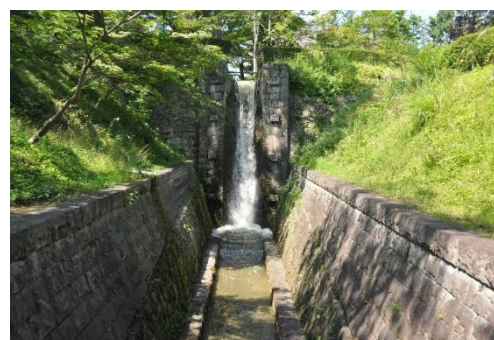
郡山市公会堂



開成館



旧福島県尋常中学校本館（安積歴史博物館）



安積疏水麓山の飛瀑

## (2) 市街地ゾーンの景観づくり

住宅地では、積極的に樹木を植えることにより、周囲の緑豊かな山並みの眺望景観と調和し、やすらぎや潤いが感じられる景観をつくります。

また、磐梯熱海温泉街や郡山南拠点では、特色あるそれぞれのまちの特徴を活かし、賑わいと活気あふれる市街地の景観づくりに努めます。

一方で、市街地内においては阿武隈川や逢瀬川といった水辺空間が存在し、阿武隈高地や奥羽山脈の山並みへの眺望が開けていることから、これらの眺望景観に配慮した街並みづくりを行うことで、やすらぎと潤いのある景観を保全します。

## (3) 田園環境共生ゾーンの景観づくり

広がりのある開放的な田園地域と周辺の山並みへの眺望を活かした魅力ある景観づくりを推進し、屋敷林やため池などの集落地景観を守ります。

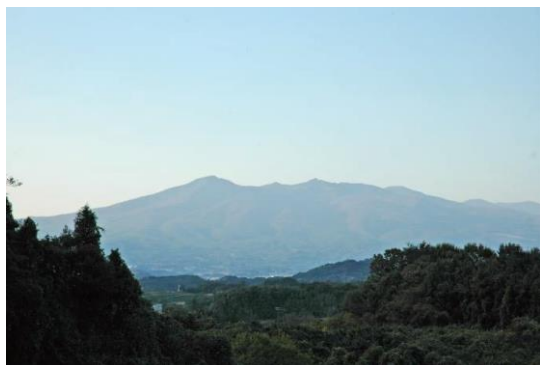
さらには、安達太良山や額取山などを背景とする美しい眺望景観や藤田川、逢瀬川、笹原川など周辺の自然と一体となった緑豊かな河川景観を守ります。



●額取山

## (4) 丘陵環境共生ゾーン・森林環境共生ゾーンの景観づくり

美しい自然景観や歴史・文化を活かした誇りと愛着の持てる景観づくりを推進し、安達太良山などの山並みへの眺望景観や東部に広がる丘陵地景観、さらには、湖南七浜などの湖岸景観といった美しい自然景観を守ります。



●安達太良山



●猪苗代湖（鬼沼）

## 4-6 都市防災の方針

### 〔基本的な考え方〕

防災・減災を主流とした安全・安心なまちづくりを推進するため、地震や水害、土砂崩れなど様々な自然災害や都市火災に対応できるまちづくり・住まい方の工夫を進めるとともに、地域防災計画に基づき災害発生時の避難・救命・防災活動を支える基盤の充実を図ります。

開成山公園内の野球場や陸上競技場、総合体育館などの広域防災拠点施設においては、災害時における人や物資の受け入れなどを考慮した、防災機能の充実を図ります。

一方、2018（平成30）年2月、2023（令和5）年2月にWHO（世界保健機関）が推奨するセーフコミュニティの国際認証を取得し、データを基に市民等との協働で防災や防犯に配慮したまちづくりを推進するとともに、道路や公共施設を中心に夜間照明の充実など安全・安心な環境整備を推進します。

今後市内での主な計画・開発においては、都市防災の方針に従って防災機能を高めます。

### 〔主な取組〕

#### （1）水害対策

近年の気候変動に伴い頻発・激甚化する水害に対し、流域治水の考えを基本に、浸水被害を軽減するため、河川・雨水幹線・水路などの雨水排除施設整備や雨水貯留施設の整備といったハード施設の整備と、ハザードマップや3D都市モデルを活用した防災教育や避難行動のための情報の共有化等ソフト対策を効果的に組み合わせ、浸水被害の軽減を図り、水害に強いまちづくりを目指します。

また、2021（令和3）年にとりまとめられた「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」を踏まえ、国・県・市が連携し、河川改修事業等の治水対策を推進します。



●古坦ポンプ場

#### （2）地震災害対策

住宅や公共公益施設の耐震化を促進し、地震に対する安全性の確保と向上を図ります。

また、震災時において防災活動の拠点になる施設や、指定避難場所となる小中学校・公民館・体育館などの公共公益施設、さらには、道路・橋りょうなどの都市基盤や、都市生活上必要となる電気・ガス・上水道・下水道などの耐震性向上を進め、災害時の安全・安心の確保を図ります。耐震化工事の実施に当たっては、高額な費用の発生や施設の利用停止も想定されることから、できる限り長寿命化工事実施時に行うなど、工事のコスト縮減と効率化に努めます。



●郡山河川防災ステーション

### (3) 延焼遮断帯、避難スペースの確保

居住人口の多い市街地では、木造住宅の不燃化を促進するとともに、道路・公園・河川などのオープンスペースを活用することにより、火災の拡大防止に努めます。

また、公園緑地、公民館、学校等公共施設を指定緊急避難場所に指定し、その施設の安全性を確保するとともに、感染症対策や車で避難する方を対象にした車中避難場所等を確保するなど、大規模化する自然災害に対応した避難環境の整備に取り組みます。

### (4) 防災拠点施設の整備・拡充

近年頻発する様々な自然災害に対し、迅速・的確な災害対応を行うため、地域ごとに防災拠点施設を設けるとともに、備蓄の基幹施設となる防災倉庫を配置し、災害用資機材や備蓄品の適正な配置及び充実に努めます。

### (5) 災害情報伝達体制の整備充実

災害時、避難情報等の災害情報を市民へ迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線や広報車による広報をはじめ、テレビ（データ放送）、防災ウェブサイト、メールマガジン、緊急速報メールやコミュニティFM、SNS（LINE、Twitter、Facebook）、電話ガイダンス等あらゆる手段を用いた災害情報の発信に努めます。

### (6) 防犯対策

夜間に発生しやすい事故や犯罪を未然に防止するため、道路の街路灯や防犯灯など夜間照明施設の計画的な設置を推進するとともに、地域における防犯活動の充実に向けて、警察や関係団体などと連携した自主防犯組織の育成や支援を推進し、犯罪抑止環境の形成を図り、安全・安心な環境整備に努めます。

また、空き地・空き家の増加による防犯面の不安を解消するため、適正な管理が図られるよう努めます。



●防災訓練



●防災訓練





# 第5章

## 地域別構想



### 地域別構想のねらいと地域区分など

- 5 - 1 旧郡山地域
- 5 - 2 富田地域
- 5 - 3 大槻地域
- 5 - 4 安積地域
- 5 - 5 三穂田地域
- 5 - 6 逢瀬地域
- 5 - 7 片平地域
- 5 - 8 喜久田地域
- 5 - 9 日和田地域
- 5 - 1 0 富久山地域
- 5 - 1 1 湖南地域
- 5 - 1 2 熱海地域
- 5 - 1 3 田村地域
- 5 - 1 4 西田地域
- 5 - 1 5 中田地域

# 地域別構想のねらいと地域区分など

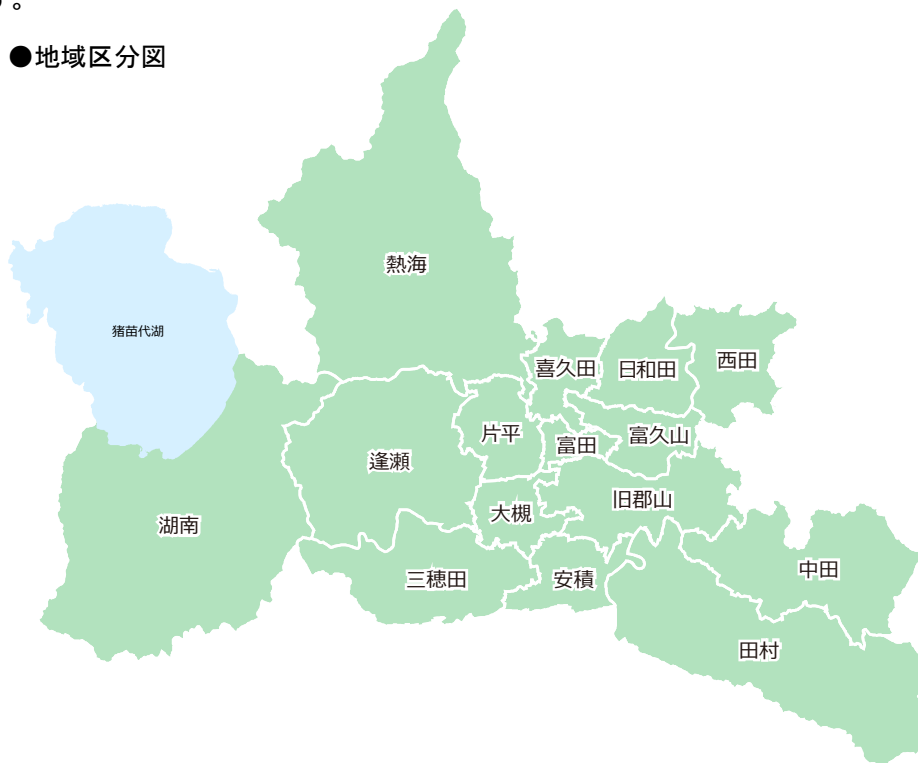
## 1 地域別構想のねらい

地域別構想は、全体構想に示された整備の方針等を踏まえ、地域の課題に対応した地域内に整備すべき施設、円滑な都市交通の確保、緑地空間の保全・創出、空地の確保、景観形成のため配慮すべき事項の方針を示すものです。

## 2 地域区分

地域区分は、本市の歴史的な経過、地域特性や地理的条件などから、旧町村の区域を基本に、15地域に区分します。

●地域区分図



●地域別基礎情報

	地域名	面積	人口
1	旧郡山	33.84 km <sup>2</sup> ( 4.5% )	122,348 人 ( 38.3% )
2	富田	6.43 km <sup>2</sup> ( 0.8% )	25,492 人 ( 7.9% )
3	大槻	16.35 km <sup>2</sup> ( 2.2% )	31,700 人 ( 10.0% )
4	安積	17.43 km <sup>2</sup> ( 2.3% )	33,319 人 ( 10.4% )
5	三穂田	44.47 km <sup>2</sup> ( 5.9% )	4,213 人 ( 1.3% )
6	逢瀬	72.02 km <sup>2</sup> ( 9.5% )	3,934 人 ( 1.2% )
7	片平	18.76 km <sup>2</sup> ( 2.4% )	6,146 人 ( 2.0% )
8	喜久田	15.57 km <sup>2</sup> ( 2.1% )	12,074 人 ( 3.7% )
9	日和田	22.53 km <sup>2</sup> ( 3.0% )	10,125 人 ( 3.2% )
10	富久山	16.56 km <sup>2</sup> ( 2.2% )	36,475 人 ( 11.4% )
11	湖南	167.76 km <sup>2</sup> ( 22.1% )	3,004 人 ( 0.9% )
12	熱海	151.20 km <sup>2</sup> ( 20.0% )	5,134 人 ( 1.6% )
13	田村	91.75 km <sup>2</sup> ( 12.1% )	17,040 人 ( 5.4% )
14	西田	27.29 km <sup>2</sup> ( 3.6% )	4,231 人 ( 1.3% )
15	中田	55.24 km <sup>2</sup> ( 7.3% )	4,467 人 ( 1.4% )
	合計	757.20 km <sup>2</sup>	319,702 人

資料（面積）：郡山市統計書

資料（人口）：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口（2022年）

### 3 地域別構想の構成

地域別構想では、地域の特性や現況と課題を整理し、これらを踏まえた整備方針を示します。各地域別構想の構成は、次のとおりです。

1 現況と課題	(1) まちづくりの現況
	(2) まちづくりの課題
2 整備方針	(1) まちづくりの目標
	(2) まちづくりの方針
	1) 土地利用の方針
	2) 交通施設の整備方針
	3) 都市施設の整備方針
4) その他の方針	



●せせらぎこみち



●美術館通り

# 5-1 旧郡山地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

都市基盤と基盤  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

第5章 地域別構想  
1 旧郡山地域

実現化の方途  
第6章

資料編



● 郡山駅西側



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 既成市街地の形成

郡山駅西側は全地域が市街化区域であり、商業系、住居系を中心とする既成市街地が形成されています。郡山駅周辺地区は、郡山市の中心市街地として各種都市機能の集積が図られています。また、官公庁が多く並ぶ朝日地区では、公園や緑地の整備が進められ、都市と自然の調和のとれた住居系市街地の整備が行われた一方で、当初想定していた用途以外の建築物の立地が見られるなど、商業系、住居系が混在している状況です。

郡山駅東側では、郡山市立美術館の立地などにより、歴史・文化拠点の役割を担っています。また、阿武隈川の東側では、豊かな自然と調和した集落などが点在しています。

#### 2) 駅周辺市街地の衰退

地域人口は2008（平成20）年をピークに減少傾向にあります。

郡山駅周辺の商業・業務地では、郊外への大型店舗の進出により商業拠点としての魅力が低下したことに加え、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、空き店舗や空き地が見られます。

また、駅前周辺の商店街には多くの夜間営業の飲食店が立地している状況であり、一部のエリアでは周辺の環境を悪化させる行為が見られます。

#### 3) 都市基盤の整備

郡山駅西口周辺では、市街地再開発事業など中心市街地活性化に向けた各種取組が行われています。

郡山駅東口周辺では、駅東口広場の整備をはじめ市街地の幹線道路、生活道路、公園、下水道などの都市基盤の整備により、居住環境の向上が図られています。



● 郡山駅東側

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用の方針

- ・ 郡山駅東西の均衡ある発展
- ・ 都市機能の集約的配置
- ・ 郡山駅周辺の低未利用地の土地利用転換の誘導
- ・ 郡山駅東口周辺の土地利用転換の誘導
- ・ 中心市街地の活性化
- ・ 居住環境の維持・改善
- ・ 営農環境の保全・向上
- ・ 水災害リスクの低減のための規制や支援

### 2) 交通施設

- ・ 郡山駅前の渋滞解消
- ・ 公共交通の利便性の向上
- ・ 郡山駅東西のアクセス機能の充実

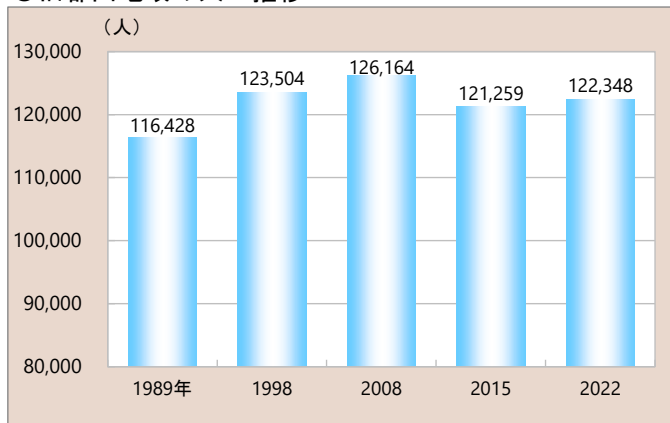
### 3) 都市施設

- ・ 浸水対策の推進
- ・ 災害リスク低減のための整備
- ・ 保健・医療・福祉機能の充実
- ・ 防災拠点の整備
- ・ 下水道の整備（汚水処理）及び接続普及
- ・ 都市計画道路の整備

### 4) その他

- ・ 地域資源の有効活用
- ・ 計画的な夜間照明施設の設置
- ・ 地域コミュニティの維持・活性化
- ・ 新しい生活スタイルに合った施設の誘導
- ・ 違法客引きやスカウト等による市民の体感治安の悪化
- ・ 駅前での違法客引き行為によるまちのイメージダウン

### ●旧郡山地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

### ●旧郡山地域の土地利用規制

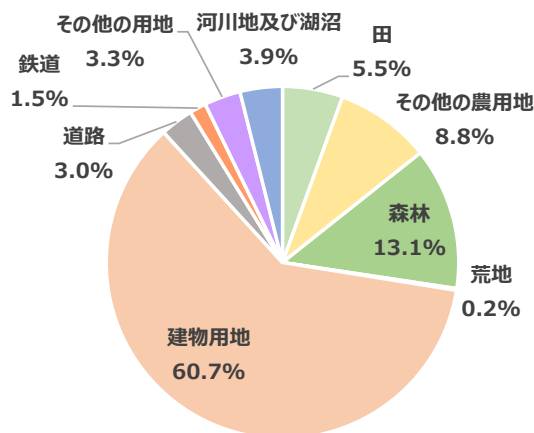
地域面積	3384.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	3384.0 ha ( 100.0% )
市街化区域	2459.6 ha ( 72.7% )
第1種低層住居専用地域	363.2 ha ( 10.7% )
第1種中高層住居専用地域	270.8 ha ( 8.0% )
第2種中高層住居専用地域	120.0 ha ( 3.6% )
第1種住居地域	736.7 ha ( 21.8% )
第2種住居地域	192.5 ha ( 5.6% )
近隣商業地域	238.1 ha ( 7.1% )
商業地域	147.0 ha ( 4.3% )
準工業地域	105.9 ha ( 3.1% )
工業地域	207.5 ha ( 6.2% )
工業専用地域	77.9 ha ( 2.3% )
市街化調整区域	924.4 ha ( 27.3% )
都市計画区域外	0.0 ha ( 0.0% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

### ●旧郡山地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ (H28年度) を基にGIS上で算出

# 5-1 旧郡山地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 福島県並びにこおりやま広域圏の中核的な交流拠点に相応しい高次な都市機能の集積

旧郡山地域では、福島県並びにこおりやま広域圏の中核的な交流拠点に相応しい高次な都市機能の集積を誘導するとともに、魅力や特色ある都市環境の形成を図ります。

#### 2) 都市の価値を高める都心ゾーンの形成及び駅東西の一体的なまちづくり

郡山駅周辺では、都市機能の集積・強化とともに、回遊性の高い駅前空間の形成により、都市の顔として新たな魅力を発信し続ける賑わいある都心ゾーンを形成します。

また、市街地整備事業や幹線道路の整備に努めるとともに、郡山駅東口周辺の土地利用転換を図り、郡山駅東西の均衡ある発展を促進します。

#### 3) 居心地が良く歩きたくなる「ウォークブルなまちづくり」の推進

公共交通体系の構築とともに、公民連携により歩行者中心のウォークブルな市街地の形成を図り、公共交通の利用促進など交通の円滑化に努めるとともに、カーボンニュートラルを目指した環境負荷の少ない脱炭素まちづくりを進めあらゆる世代が昼夜間に関わらず安全に安心して歩ける魅力あるまちづくりを進めます。

#### 4) 自然の魅力あふれる都市環境の形成

歴史や緑などの資源を活かし、さくら通り・麓山通りを中心として、都市と自然の魅力あふれる「歴史と緑の生活文化軸」の形成を図るとともに、カーボンニュートラルを目指した環境負荷の少ない脱炭素まちづくりによる先導的な取組を推進します。

#### 5) 水災害に強いまちづくり

頻発・激甚化する水災害に対し、水害リスクの低減に向けた計画的な雨水対策を進めるとともに、安全・安心な生活が確保できる土地利用の検討等、水災害に強い生活環境の確保に努めます。

## (2) まちづくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### 居住環境の維持・改善

##### (市街地)

- ・医療・福祉・子育て支援施設などの都市機能を計画的に誘導し、本市の都市生活を支える市街地環境の形成を図ります。
- ・さくら通り・麓山通りを中心とした「歴史と緑の生活文化軸」の形成に合せ、都市機能を誘導すべき区域を設定し、通りの沿道に都市機能や生活支援機能を誘導します。
- ・自動車利用に依存せず生活が営める基幹的公共交通路線周辺においては、居住を誘導すべき区域を設定し、誘導を図ります。
- ・水災害等の災害ハザードエリアにおいては、災害に対して被害を最小化するための土地利用や住まい方の工夫のあり方についての検討に努めます。

##### (市街地外)

- ・阿武隈川東側では、豊かな自然環境に囲まれたゆとりある居住空間の整備を進め、安定的で心やすらぐ地域社会の形成を図ります。
- ・既存の集落地及び住宅団地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落等においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・舞木駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、住みやすい居住環境・地域コミュニティの維持に努めます。

#### 商業・業務環境の充実

##### (交流推進型商業・業務地区)

- ・郡山駅周辺は、交流推進型商業・業務地区として、福島県並びにこおりやま広域圏の中核的な役割を担っており、都心部に相応しい商業・文化・交流・コンベンションなどの高次な都市機能の集積を誘導するとともに、魅力や賑わいある商業・業務地の形成を図ります。
- ・郡山駅西側の商業・業務地区においては、市民活動団体などのまちづくり組織の活動を支援し、洗練された都市的空間としての魅力向上など、まちの活性化に努めます。
- ・郡山駅東口周辺のうち、当初想定していた主たる建築物以外の建築物が相当程度かつ広範囲に立地している地域においては、良好な都市的土地利用環境を整えるため、市民のニーズを踏まえながら、土地利用転換の誘導についての検討に努め、郡山駅東西の均衡ある発展を促進します。
- ・公共交通によるアクセスの利便性が高く、都市機能が一定程度充実している区域については、都市機能を誘導すべき区域を設定し、市民の生活を支える様々な都市機能施設の適切な誘導を図るほか、「郡山市商業まちづくり基本構想」との整合を図りながら魅力ある小売商業施設を誘導し秩序ある市街地環境の形成を図ります。

#### 未利用地の有効活用

- ・「歴史と緑の文化軸」の中心に位置する旧豊田貯水池の利活用にあたっては、開成山公園をはじめとした地区全体の連携も含め、将来を見据えた跡地利用を検討していきます。また、下水道管理センターについては、2008（平成 20）年に県中浄化センターへの下水道接続替えに伴い、不要となった処理施設等の撤去・解体を進めており、今後は、跡地等を含め敷地全体の利活用について、民間対話等の手法を用いながら、公民連携による活用推進を図っていきます。

# 5-1 旧郡山地域

## 立地特性を活かした土地利用 (市街地外)

- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた物流施設等の土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

## 2) 交通施設の整備方針

### 道路網の整備

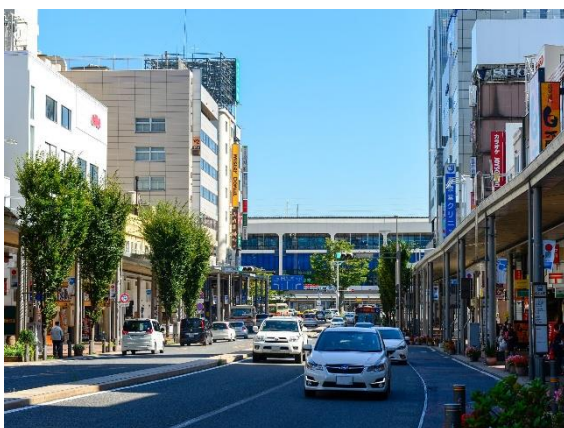
- ・骨格幹線道路は、拠点となる地区を連携する道路であり、「内環状線」などの整備を進めます。
- ・幹線道路は、物流拠点や主要観光拠点間を連絡する道路であり、「東部幹線」などの整備を進めます。
- ・東部地域とのアクセス性を高めるため、「郡山都市圏総合都市交通計画」の「道路マスタープラン」に基づき、橋りょう整備などについて検討を進めます。

### 公共交通の利用促進

- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバス等の運行維持に努めます。
- ・郡山駅周辺においては、交通混雑の緩和や環境負荷の軽減を図るため、エコ通勤、ノーマイカーデーの実施を推進し、通勤時のマイカー利用抑制に努めます。
- ・過度な自動車利用に依存することなく、公共交通の利用促進に向けた施策の展開を進めます。

### 人にやさしい道路整備

- ・自転車通行の安全性を確保し、良好な市街地形成や環境空間を創出するため、自転車利用空間の整備を検討します。
- ・郡山駅周辺においては、自転車走行の環境整備を推進し、歩行者・自転車などの人優先の安全で快適な道路空間の創出に努めるとともに、買い物等来街者へ配慮した駐輪場の整備について検討します。
- ・郡山駅周辺では、誰もが安全・安心に移動しやすい道路、駐車場、建築物の構造及び設備などのバリアフリー化に努めます。



● 郡山駅西口周辺



● 内環状線（芳賀地区）



### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・歴史や緑などの資源を活かし、開成山公園から、郡山駅、阿武隈川に至るさくら通り・麓山通りを中心とした横軸を「歴史と緑の生活文化軸」と位置づけ、都市と自然の魅力あふれる都市環境の形成を進めます。
- ・開成山公園、21世紀記念公園、酒蓋公園、麓山公園、五百淵公園、芳賀池公園は、住民の地域活動やレクリエーション活動の場として身近に利用できるよう充実を図るとともに、災害時における避難場所などの機能保全に努めます。

#### 河川の整備

- ・阿武隈川流域の本川、支川の治水対策と流域対策が一体となった防災・減災対策である「阿武隈川水系流域治水プロジェクト」を推進し、浸水被害の軽減を図ります。

#### 下水道の整備

- ・下水道施設及び阿久津地区の農業集落排水施設への接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、安全・安心なまちづくりを進めるため、郡山駅西側の合流式下水道区域である市街地や阿武隈川沿岸の内水が生じる恐れのある地域に対して「郡山市ゲリラ豪雨対策9年プラン（計画期間2014(平成26)年度～2022(令和4)年度)」を行ってきましたが、引き続き雨水幹線の整備を計画的に推進し、浸水被害の軽減を図ります。

#### 郡山駅東口広場の充実

- ・郡山駅東口は東部地域の玄関口であり、郡山駅東西の均衡ある発展を目指し、駅前広場としての交通結節点機能や市民の交流機能を高めるため、自由通路のバリアフリー対策等の整備を実施したことから、さらなる利用者の利便性向上に努めます。

## 5-1 旧郡山地域

### 4) その他の方針

#### 都市景観

- ・公会堂や合同庁舎などの近代建築物、文化資源や安積開拓ゆかりの施設といった歴史的・文化的資産を活かしながら、地域のもつ歴史や風土を守るとともに、郡山駅周辺においては、こおりやま広域圏の玄関口として相応しい景観の創出を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

#### 都市防災

- ・一般住宅については、建築物の耐震化や不燃化を推進することで災害によるリスクを軽減し、災害に強い地域社会の形成を図ります。また、公共公益施設については、災害発生時に避難場所となることから耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めます。
- ・市街地における幹線道路や河川などのオープンスペースは、火災の延焼を防止する機能を備えており、沿道の建築物の不燃化と合せ、延焼遮断帯として活用を促進します。
- ・事故や犯罪を未然に防止するため、防犯灯や道路照明などの夜間照明施設の設置を計画的に推進します。
- ・頻発・激甚化する水災害に対しては、阿武隈川や逢瀬川の河川整備等によるハード対策や、3Dによる浸水リスクの可視化等のソフト対策により水害リスクの低減に努めます。

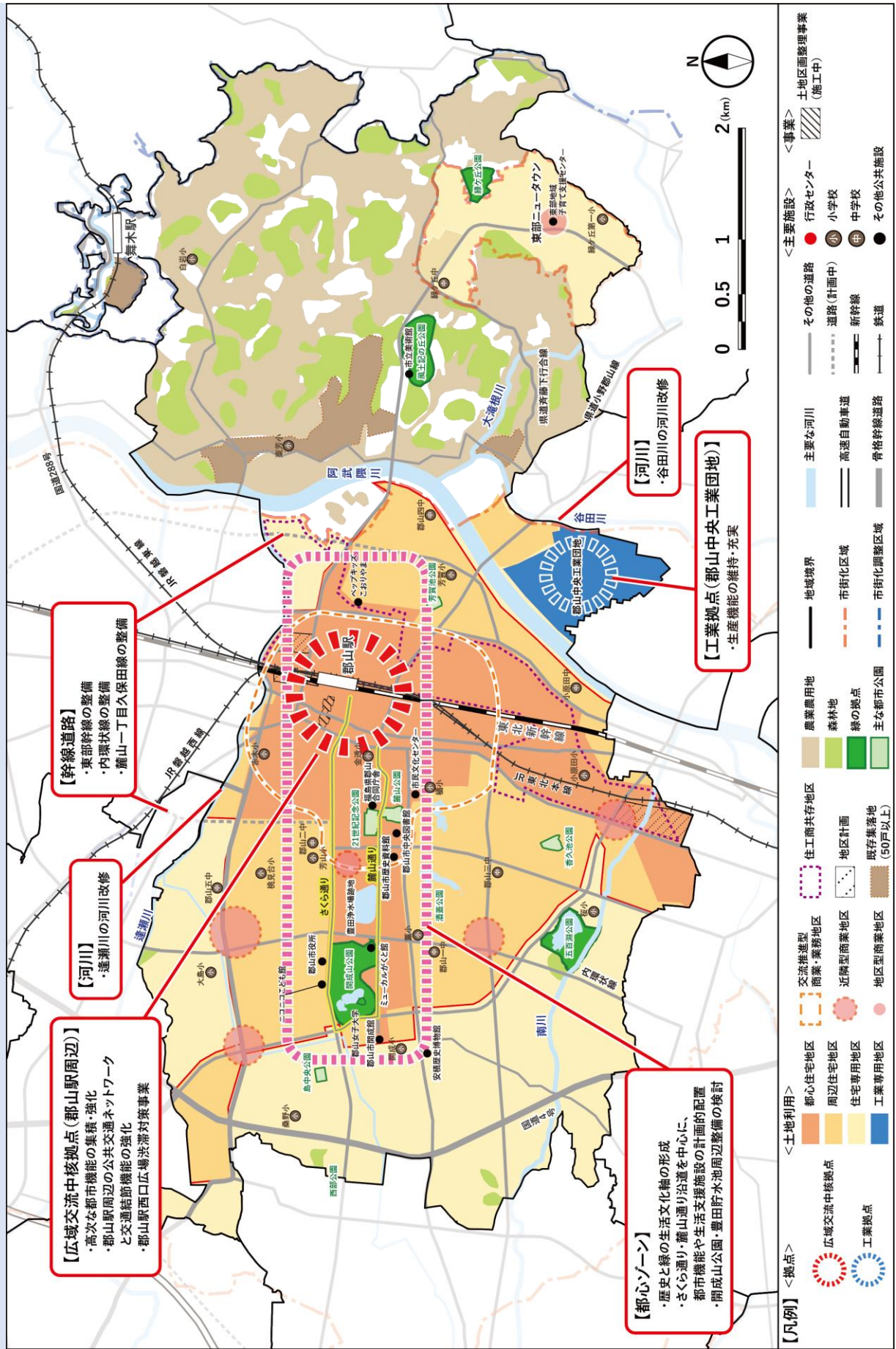


●21世紀記念公園



●公会堂から市街地を望む

# まちづくり方針図（旧郡山地域）



## 5-2 富田地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

第5章 地域別構想  
2 富田地域

実現化の方途  
第6章

資料編



●富田地域のまちなみ



### 1 現況と課題

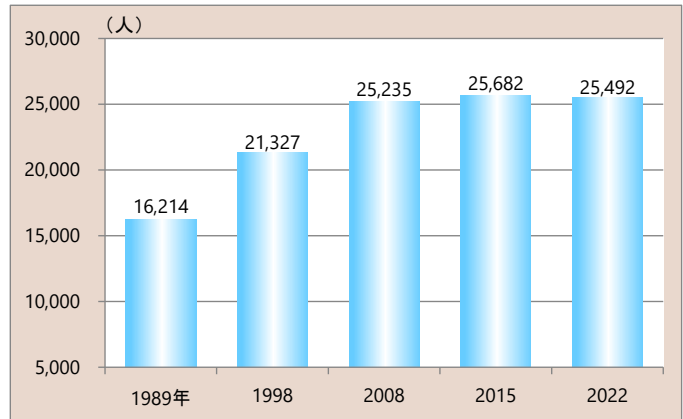
#### (1) まちづくりの現況

##### 1) 住宅市街地の形成

地域のほとんどが市街化区域であり、土地区画整理事業により良好な住環境が形成され、人口の増加が続いています。

また、それ以外の地域も幹線道路、生活道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進んでいます。

●富田地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用の方針

- ・郡山インターチェンジを活用した流通機能の強化
- ・居住環境の充実
- ・農業試験場跡地等の未利用地の有効活用

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上
- ・郡山富田駅の活用

### 3) 都市施設

- ・市民ニーズに配慮した公園整備
- ・下水道の整備（汚水処理）及び接続普及

#### ●富田地域の土地利用規制

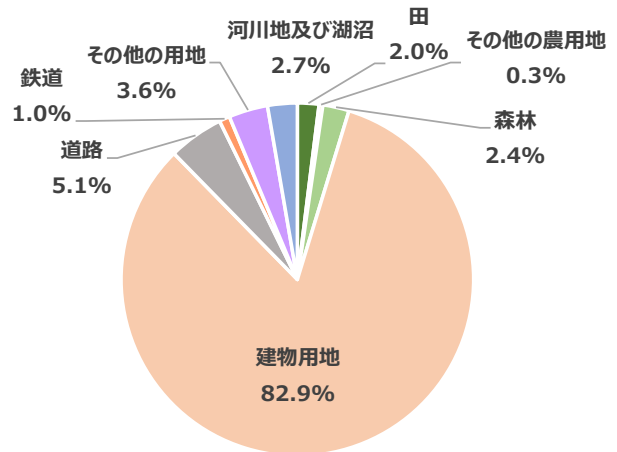
地域面積	643.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	643.0 ha ( 100.0% )
市街化区域	560.5 ha ( 87.2% )
第1種低層住居専用地域	114.2 ha ( 17.8% )
第1種中高層住居専用地域	215.3 ha ( 33.4% )
第1種住居地域	23.2 ha ( 3.7% )
第2種住居地域	80.3 ha ( 12.4% )
近隣商業地域	30.2 ha ( 4.7% )
準工業地域	97.3 ha ( 15.2% )
市街化調整区域	82.5 ha ( 12.8% )
都市計画区域外	0.0 ha ( 0.0% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

#### ●富田地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ（H28年度）を基にGIS上で算出

## 5-2 富田地域

### 2 整備方針

#### (1) まちづくりの目標

##### 1) 都心ゾーンと連携した秩序ある住環境整備

より良い住環境の形成を図るため、都心ゾーンとの連携強化や、日常生活の利便性を高める都市機能の集積・交通ネットワークづくりとともに、市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制しながら、住宅地の整備を進めます。

##### 2) 郡山富田駅周辺の土地利用促進

郡山富田駅周辺地区において、ふくしま医療機器開発支援センターを核に新たな高付加価値産業等の機能集積など、新産業の集積による交流拠点の形成を促進します。

##### 3) 郡山インターチェンジを活かした流通業務拠点の機能充実

郡山インターチェンジ周辺地区は、流通業務施設などの集積や、流通業務拠点としての機能充実を図ります。

#### (2) まちづくりの方針

##### 1) 土地利用の方針

###### 居住環境の維持・改善

- ・土地区画整理事業や民間開発により良好な住宅供給が進められた地区では、今後もその居住環境を維持していきます。また、伊賀河原土地区画整理事業の推進を図り、道路や公園などの都市基盤を有効に活用し、利便性の高い地域づくりに努めます。
- ・自動車利用に依存せず生活が営める基幹的公共交通路線周辺においては、居住を誘導すべき区域を設定し、誘導を図ります。

###### 商業・業務環境の充実

###### (交流推進型商業・業務地区)

- ・郡山富田駅周辺地区は、商業、業務施設等、多様な機能を有しており、また、新たな高付加価値産業等の機能集積を促進するため、交流推進拠点の充実を図ります。
- ・公共交通によるアクセスの利便性が高く、都市機能が一定程度充実している区域については、都市機能を誘導すべき区域を設定し、市民の生活を支える様々な都市機能施設の適切な誘導を図るほか、「郡山市商業まちづくり基本構想」との整合を図りながら魅力ある小売商業施設を誘導し秩序ある市街地環境の形成を図ります。

###### 流通業務機能の維持・強化

- ・郡山インターチェンジ周辺地区は、流通業務及び工業製品などの供給基地として整備されており、道路など交通環境の改善を図りながら、物流拠点の強化に努めます。

### 未利用地の有効活用

- ・農業試験場跡地に整備された「ふくしま医療機器開発支援センター」を核とした、医療機器関連産業分野を中心とする新たな産業拠点の形成や、郡山富田駅を中核拠点とした緑豊かな環境の中で、高付加価値産業の集積する新たな拠点として、周辺の土地利用を促進します。



●ふくしま医療機器開発支援センター[福島県提供]

### 住工商の混在と調和

- ・住宅地、工業地、商業地が混在する地区においては、土地利用の純化を基本としながらも、それぞれの地域特性に応じ、相互に共存しながら生活しやすい環境への誘導を図ります。

## 5-2 富田地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の有効活用

- 骨格幹線道路は、拠点となる地区を連携する道路であることから、「郡山インター線」の整備を進めます。

#### 公共交通の利用促進

- カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバスの運行維持に努めます。
- 郡山富田駅を交通結節点として、パークアンドライド等を含めた公共交通の利便性を高める検討を進め、公共交通への利用転換に向けた施策の展開に努めます。

#### 人にやさしい道路整備

- 郡山富田駅周辺では、誰もが安全・安心に移動しやすい道路、駐車場、建築物の構造及び設備などのバリアフリー化に努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- 地域の公園については、土地区画整理事業などに合わせて整備を進め、地域住民が身近に感じる公園づくりに努めます。

#### 河川の整備

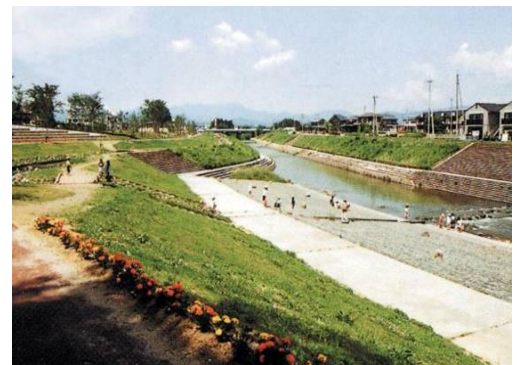
- 令和元年東日本台風で甚大な被害のあった逢瀬川流域の治水機能の向上のため、河川改修を実施します。また、整備が完了している親水公園については、地域住民と協働のもと自然に親しめる水辺空間として保全に努めます。

#### 下水道の整備

- 未普及地区の下水道整備を促進するとともに、既整備箇所における下水道への接続促進に取り組み、良好な都市環境及び水環境の保全・創出に努めます。



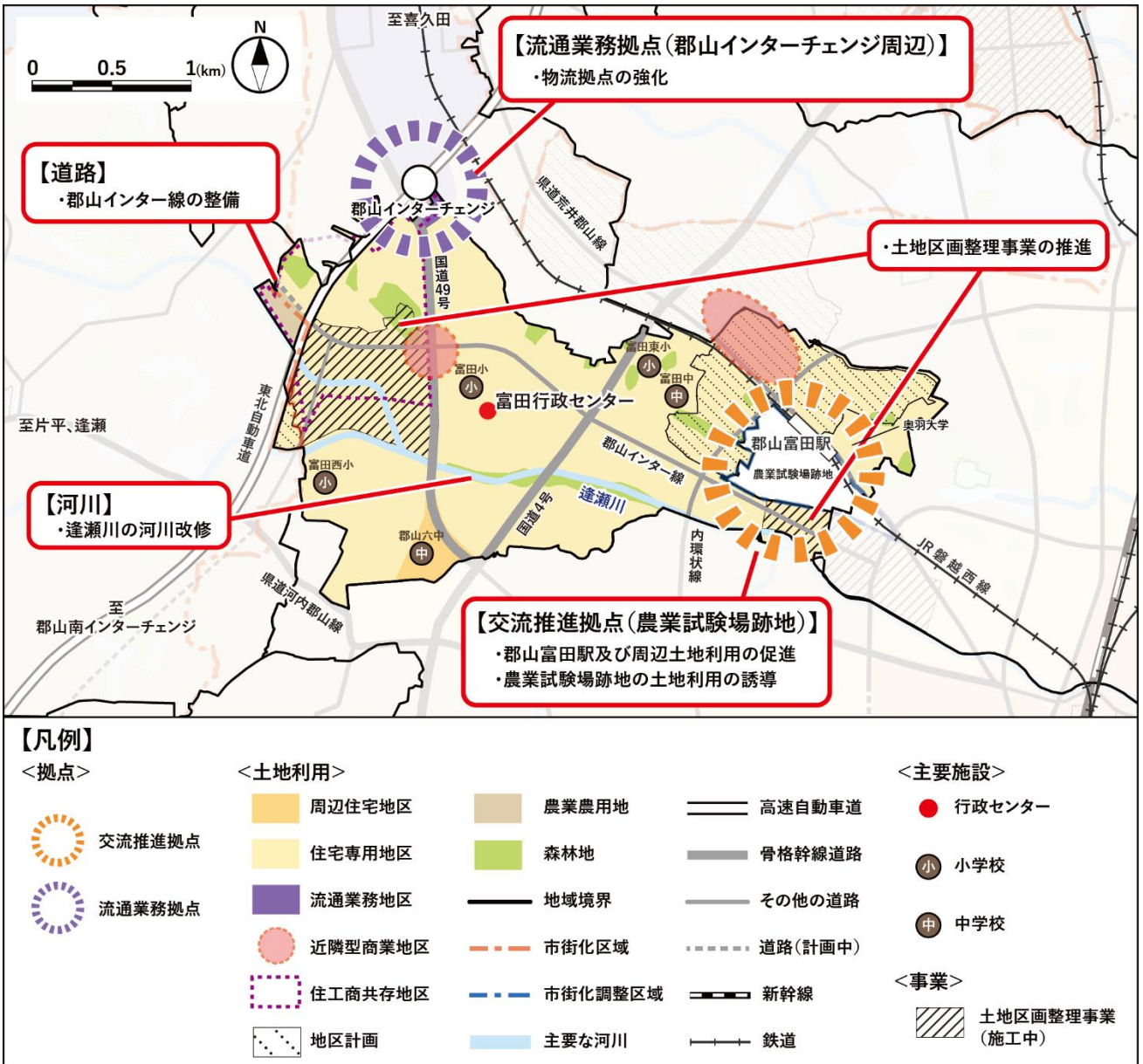
●内環状線（富田地区）



●富田親水広場



# まちづくり方針図〔富田地域〕



# 5-3 大槻地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

第5章 地域別構想  
3 大槻地域

実現化の方途  
第6章

資料編



●御前南地区



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

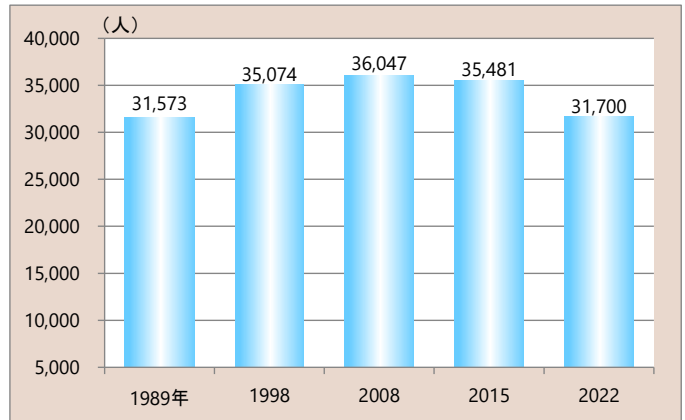
#### 1) 住宅市街地の形成

御前南土地区画整理事業などにより人口が増加し、地域内の住宅市街地が形成されています。それに対応した幹線道路、生活道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進められています。

#### 2) 豊かな自然・田園環境

南川や大槻公園など緑の環境にも恵まれています。地域の西側では、農業基盤整備により優良な田園が広く分布しています。

●大槻地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・現状を踏まえた区域区分の見直し
- ・居住環境の充実
- ・郡山中央スマートインターチェンジ周辺の土地利用促進
- ・営農環境の保全・向上

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

### 3) 都市施設

- ・浸水対策の推進
- ・適切な河川の整備
- ・市民ニーズに配慮した公園管理
- ・下水道の整備（汚水処理）及び接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換

### 4) その他

- ・計画的な夜間照明施設の設置

#### ●大槻地域の土地利用規制

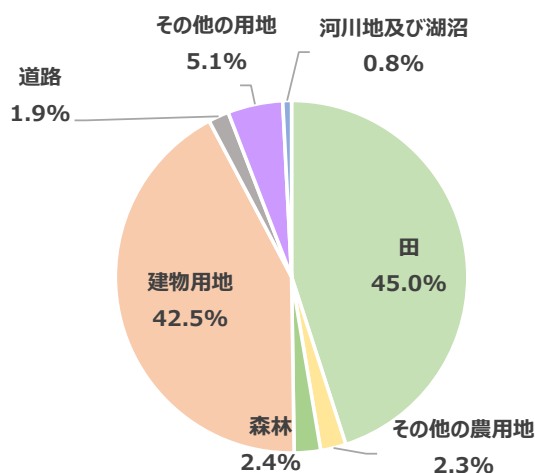
地域面積	1635.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	1635.0 ha ( 100.0% )
市街化区域	539.0 ha ( 33.0% )
第1種低層住居専用地域	114.5 ha ( 7.0% )
第1種中高層住居専用地域	204.2 ha ( 12.5% )
第2種中高層住居専用地域	75.3 ha ( 4.6% )
第1種住居地域	69.7 ha ( 4.3% )
第2種住居地域	26.1 ha ( 1.6% )
近隣商業地域	20.7 ha ( 1.3% )
準工業地域	28.5 ha ( 1.7% )
市街化調整区域	1096.0 ha ( 67.0% )
都市計画区域外	0.0 ha ( 0.0% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

#### ●大槻地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ（H28年度）を基にGIS上で算出

# 5 - 3 大槻地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 都心ゾーンと連携した秩序ある住環境の整備

市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制しながら、住環境を充実させるため、都心ゾーンとの連携強化や、日常生活を支える便利で快適な機能の集積を図ります。

#### 2) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

既存集落地は、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティを維持しながら、地域活力や生活環境の向上を図ります。

#### 3) 都市と自然環境・農地の調和したまちづくり

南川や既存の公園・緑地などを活用し、自然環境を活かした市街地形成に努めます。

#### 4) 郡山中央スマートインターチェンジを活用した周辺土地利用の促進

広域ネットワークの要となる郡山中央スマートインターチェンジのポテンシャルを活用し、地域の活性化を図る周辺土地利用の促進を図ります。

## (2) まちづくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### 居住環境の維持・改善

##### (市街地)

- ・土地区画整理事業や民間開発により良好な住宅供給が進められた地区では、今後もその居住環境を維持していきます。
- ・自動車利用に依存せず生活が営める基幹的公共交通路線周辺においては、居住を誘導すべき区域を設定し誘導を図ります。

##### (市街地外)

- ・既存の集落地では、営農環境の保全と生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・郡山中央スマートインターチェンジの利用を促進するとともに、流通機能等ポテンシャルを活用し、高速道路網と郡山市内の接続機能を活かした地域の活性化に努めます。

#### 商業環境の充実

- ・地域の拠点的な地区では、地域商業施設や公益施設など、都市機能の充実を図り、快適なまちづくりを推進します。

#### 流通業務機能の維持・強化

- ・郡山南インターチェンジ周辺地区は、流通業務及び生鮮食料品などの供給基地として整備されており、道路など交通環境の改善を図りながら、物流拠点としての強化に努めます。

#### 立地特性を活かした土地利用

##### (市街地外)

- ・郡山中央スマートインターチェンジ周辺においては、地区計画の活用により、工場、研究施設、物流施設等の土地利用を促進するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。
- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

#### 営農環境の保全・向上

- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。



●郡山市総合地方卸売市場

## 5-3 大槻地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・郡山中央スマートインターチェンジの今後の活用状況等を踏まえ、「諏訪前西ノ山線」の整備を検討します。

#### 公共交通の利用促進

- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバス等の運行維持に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された市街地外の地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。
- ・福島交通(株)大槻営業所を交通結節点として、パークアンドライド等を含めた公共交通の利便性を高める検討を進め、公共交通への利用転換に向けた施策の展開に努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・大槻公園は、市を代表する総合公園であり、休息や散歩、運動などすべての人が利用できるよう保全・充実に努め、市民の健康増進や憩いと遊びの場として活用します。

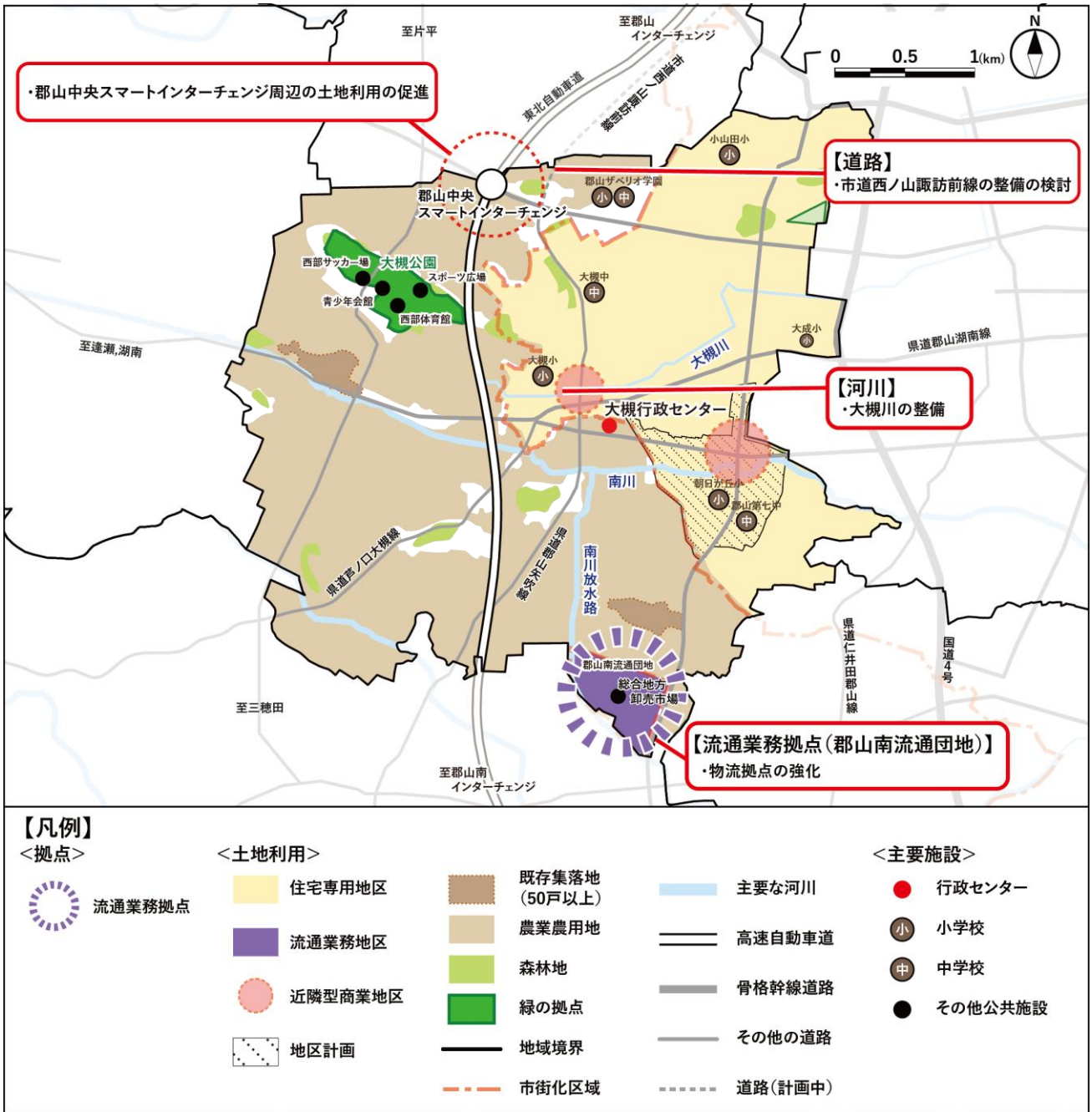
#### 河川の整備

- ・大槻川などについては、治水機能の向上や水辺空間の創出に向けた整備を推進します。

#### 下水道の整備

- ・未普及地区の下水道整備を促進するとともに、既整備箇所における下水道への接続普及に取り組み、良好な都市環境及び水環境の保全・創出に努めます。また、下水道施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及に努めます。

# まちづくり方針図〔大槻地域〕



## 5-4 安積地域



●ビッグパレットふくしま



### 1 現況と課題

#### (1) まちづくりの現況

##### 1) 業務機能の集積

郡山南拠点土地区画整理事業が実施され、コンベンション施設や業務施設の整備が進み、ビッグパレットふくしまを核として新たな都市空間が形成されています。

##### 2) 都市基盤の整備

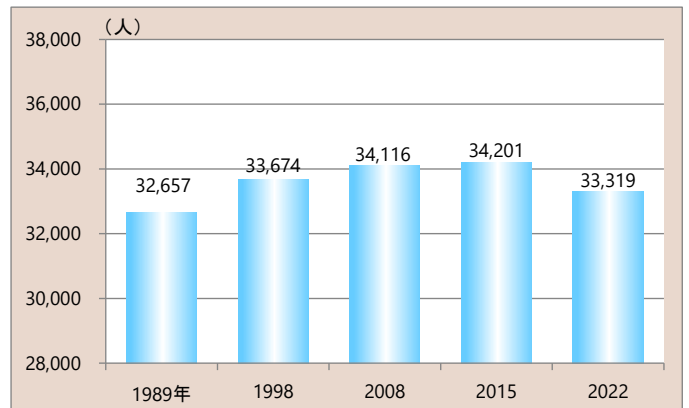
市街化の進展に対応して、幹線道路、生活道路、公園、下水道などの都市基盤の整備が進んでいます。

##### 3) 豊かな自然・田園環境

阿武隈川、笹原川周辺など、豊かな自然環境が残されています。

地域の西側では、農業基盤整備による優良な田園が広く分布しています。

●安積地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口



## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・ 居住地域の利便性・快適性の向上
- ・ 郡山南拠点の都市機能の充実
- ・ 営農環境の保全・向上
- ・ 水災害リスクの低減

### 2) 交通施設

- ・ 地域特性を踏まえた道路整備
- ・ 公共交通の利便性の向上
- ・ 安積永盛駅東西のアクセス機能の充実

### 3) 都市施設

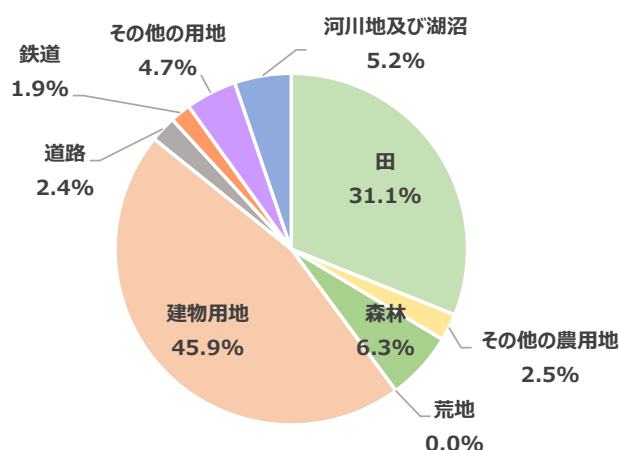
- ・ 浸水対策の推進
- ・ 地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・ 下水道への接続普及
- ・ 合併処理浄化槽への転換
- ・ 都市計画道路の整備

#### ●安積地域の土地利用規制

地域面積	1743.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	1743.0 ha ( 100.0% )
市街化区域	790.9 ha ( 45.4% )
第1種低層住居専用地域	106.9 ha ( 6.1% )
第1種中高層住居専用地域	190.1 ha ( 10.9% )
第2種中高層住居専用地域	10.2 ha ( 0.6% )
第1種住居地域	288.1 ha ( 16.6% )
第2種住居地域	33.0 ha ( 1.8% )
近隣商業地域	24.3 ha ( 1.4% )
準工業地域	129.3 ha ( 7.5% )
工業地域	9.0 ha ( 0.5% )
市街化調整区域	952.1 ha ( 54.6% )
都市計画区域外	0.0 ha ( 0.0% )

資料（地域面積・都市計画区域）  
：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用  
資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

#### ●安積地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ  
(H28年度)を基にGIS上で算出

## 5-4 安積地域

### 2 整備方針

#### (1) まちづくりの目標

##### 1) 交流・業務機能の集積による交流推進拠点の形成

郡山南拠点を核に周辺市街地の整備を進め、交流・業務機能の集積を図り、地域内外の連携と交流を推進し、生き生きとした地域社会を形成します。

##### 2) 都心ゾーンとの連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

市街地や田園・集落地では、市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制しながら、地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、生活の利便性・快適性の向上、居住機能の充実を図るとともに、道路などの都市基盤を整備することで都心ゾーンとの連携を強化します。

##### 3) 自然環境を活かした市街地形成

阿武隈川、笹原川や既存の公園緑地など、自然を活用した市街地形成に努めます。

##### 4) 水災害に強いまちづくり

頻発・激甚化する水災害に対し、水害リスクの低減に向けた計画的な雨水対策を進めるとともに、安全・安心な生活が確保できる土地利用の検討等、水災害に強い生活環境の確保に努めます。

#### (2) まちづくりの方針

##### 1) 土地利用の方針

###### 居住環境の維持・改善

###### (市街地)

- ・土地区画整理事業や民間宅地開発により良好な住宅供給が進められた地区では、今後もその居住環境を維持していきます。また、都市基盤整備が不十分な住宅地においては、今後の人口動態を検討した上で、計画的に道路や公園などの整備を進め、安全で快適な居住環境を維持していきます。
- ・安積永盛駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、計画的で住みやすい居住環境の形成を促進します。
- ・自動車利用に依存せず生活が営める基幹的公共交通路線周辺においては、居住を誘導すべき区域を設定し誘導を図ります。
- ・水災害等の災害ハザードエリアにおいては、災害に対して被害を最小化するための土地利用や住まい方の工夫のあり方についての検討に努めます。

### (市街地外)

- 既存の集落地では、営農環境の保全と生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。

## 商業、業務環境の充実

### (交流推進型商業・業務地区)

- 「ビッグパレットふくしま」を中心とする郡山南拠点地区は、コンベンション施設や関連施設、その他業務施設等の交流推進拠点の充実を図ります。
- 公共交通によるアクセスの利便性が高く、都市機能が一定程度充実している区域については、都市機能を誘導すべき区域を設定し、市民の生活を支える様々な都市機能施設の適切な誘導を図るほか、「郡山市商業まちづくり基本構想」との整合を図りながら魅力ある小売商業施設を誘導し秩序ある市街地環境の形成を図ります。

### (近隣型商業地区)

- 地域の拠点的な地区においては、地域商業施設や公益施設など、都市機能の充実を図り、快適なまちづくりを推進します。

## 生産機能の維持・充実

- 福島県郡山地区木材木工工業団地は、その立地特性を活かし、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮した地区計画による土地利用を促進します。

## 立地特性を活かした土地利用

### (市街地外)

- 主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた物流施設等の土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

## 営農環境の保全・向上

- 生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。



●郡山南拠点土地地区画整理事業

## 5-4 安積地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・交通渋滞対策については、交差点改良など、総合的な施策の展開を図り、円滑な都市交通の確保に努めます。
- ・広域交流促進道路は、広域的な都市間交流を促進する道路であり、「笹川大善寺線」などの整備を進めます。

#### 公共交通の利用促進

- ・安積永盛駅を交通結節点として、パークアンドライド等を含めた公共交通の利便性を高める検討を進め、公共交通への利用転換に向けた施策の展開に努めます。
- ・カーボンニュートラルの一助となり市民の身近な足となるバス等の運行維持や乗合タクシーといった公共交通の確保に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された市街地外の地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。
- ・郡山駅～安積永盛駅間において、新たな生活拠点形成された地域では、地域特性を踏まえて新駅の設置を検討していきます。

#### 人にやさしい道路等の整備

- ・安積永盛駅周辺では、誰もが安全・安心に移動しやすい道路、駐車場、建築物の構造及び設備などのバリアフリー化に努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・郡山カルチャーパークは、本市を代表する総合公園であり、休息や散歩、運動などすべての人が利用できるよう充実に努め、憩いと遊びの場として活用します。また、災害時における避難場所として機能確保に努めます。

#### 河川の整備

- ・地域の安全を確保するため、荒川や徳定川（古川池）の河川改修事業により、治水機能の保持に努めるとともに、自然にふれあい親しめる水辺空間の創出に努めます。

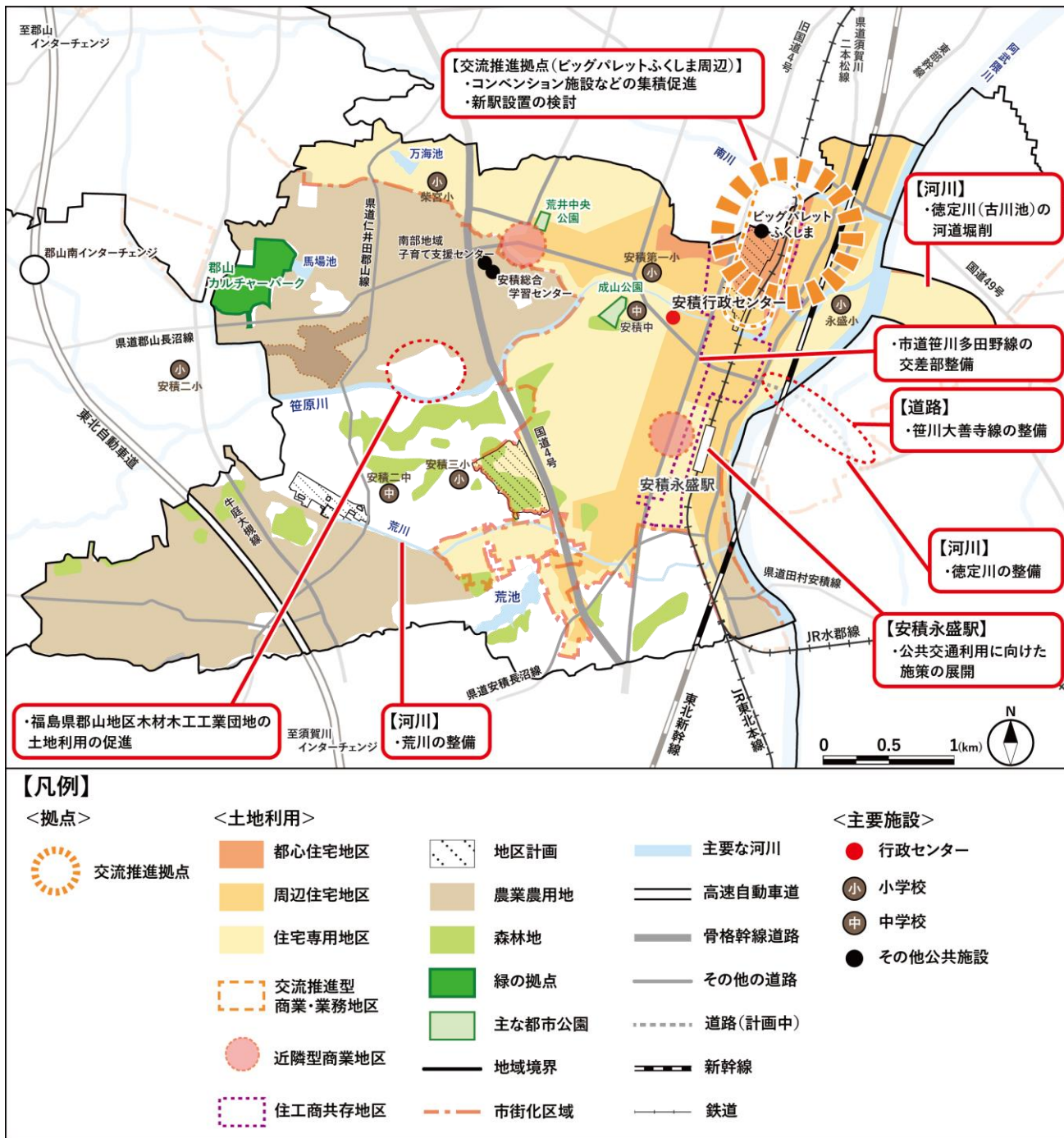
#### 下水道の整備

- ・既整備箇所における下水道への接続促進に取り組み、良好な都市環境及び水環境の保全・創出に努めます。また、下水道施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。
- ・安全・安心なまちづくりを進めるため、市街地の浸水の危険性が高い地区については、計画的に雨水幹線や雨水排水施設の整備を推進し、浸水被害の軽減を図ります。



●郡山カルチャーパーク

# まちづくり方針図〔安積地域〕



# 5 - 5 三穂田地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基礎と基盤  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

5 三穂田地域  
第5章 地域別構想

実現化の方途  
第6章

資料編



● 笹原川千本桜



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 豊かな自然と田園環境

笹原川、多田野川、鶴巻川、安積疏水、深田調整池などの水環境に恵まれています。

地域の東側は、市内有数の米どころであり、郡山産ブランド米「あさか舞」をはじめとした農業資源を活かした地域づくりが進んでいます。

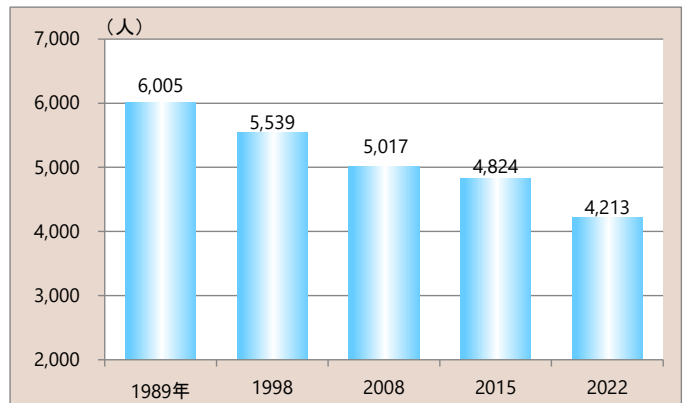
また、伝統の唐傘行灯花火や笹原川千本桜を活かした地域づくりが進められています。

#### 2) 郡山南インターチェンジ周辺

郡山南インターチェンジ周辺は、郡山市総合卸売市場及び郡山南流通業務団地などの流通業務拠点が形成されています。

また、地区計画を活用した民間活力による物流機能の強化も図られています。

### ● 三穂田地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

### ● 三穂田地域の土地利用規制

地域面積	4447.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	3466.7 ha ( 78.0% )
市街化調整区域	3466.7 ha ( 78.0% )
都市計画区域外	980.3 ha ( 22.0% )

資料 (地域面積・都市計画区域)

: 郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・郡山南インターチェンジを活用した流通機能の強化
- ・営農環境の保全・向上

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

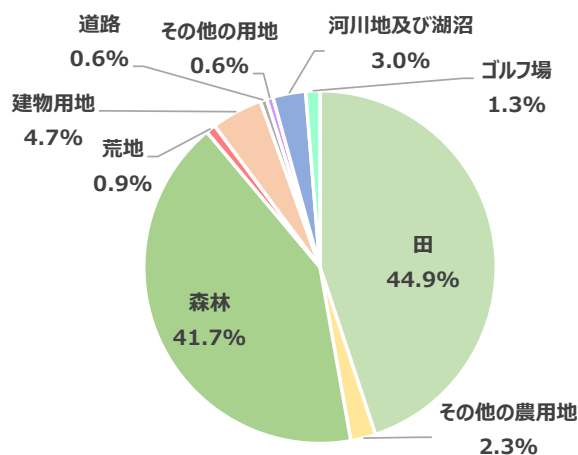
### 3) 都市施設

- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・農業集落排水施設への接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換

### 4) その他

- ・少子高齢化に伴う地域コミュニティの維持

●三穂田地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ (H28 年度) を基に GIS 上で算出

# 5 - 5 三穂田地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 郡山南インターチェンジを活かした流通業務拠点の機能充実

郡山南インターチェンジ周辺は、広域ネットワークの要となる特性を活かし、流通業務拠点として機能充実を図ります。

#### 2) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、地域における生活の利便性や快適性の向上など、居住機能の充実を図るとともに、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティの維持に努め、多世代が豊かに暮らせる地域社会の形成を目指します。

#### 3) 都市と自然環境・農地の調和したまちづくり

豊かな自然や優良な農用地は保全しながら、自然と人が調和した快適なまちづくりを進めます。



## (2) まちづくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### 居住環境の維持・改善

- ・既存の集落地では、営農環境の保全と生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・農林業や観光などの産業の振興及び地域住民の生活環境を向上するための社会基盤施設の整備を進め、地域の魅力を高める土地利用を推進します。
- ・郡山南インターチェンジの利用を促進するとともに、高速道路網と市内の接続機能を活かした地域の活性化に努めます。

#### 流通業務機能の維持・強化

- ・郡山南インターチェンジ周辺地区は、流通業務及び生鮮食料品などの供給基地として整備されていることから、道路など交通環境の改善を図りながら、物流拠点としての強化に努めます。

#### 立地特性を活かした土地利用

- ・郡山南インターチェンジ周辺においては、地区計画の活用により、工場、研究施設、物流施設等の土地利用を促進するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。
- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

#### 営農環境の保全・向上

- ・地域の東側一帯は、生産性の高い農地が広がっており、防災面や景観面などでも重要な役割を果たしていることから、これら営農環境の保全に努めます。
- ・ほ場整備により、農地集積促進や農業生産性の向上を図り、農業の振興・発展に向けた農業生産基盤の整備を図ります。
- ・生産性の高い優良農地については、今後も営農環境を維持していきます。また、生産環境を維持しながら収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。



●郡山南インターチェンジ



●三穂田地域の田園風景

## 5 - 5 三穂田地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・「郡山都市圏総合都市交通計画」の「道路マスタープラン」に基づき、幹線道路などについて適正な整備を促進し、円滑な交通の確保を進めます。
- ・生活に密着する道路については、狭あい部の改良及び舗装率の向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

#### 公共交通の利用促進

- ・路線バスが廃止された地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 河川の整備

- ・地域の安全を確保するため、川底川の河川改修事業により、治水機能の保持に努めます。

#### 下水道の整備

- ・川田、富岡、鍋山の農業集落排水施設への接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。



●富岡の唐傘行灯花火

# まちづくり方針図〔三穂田地域〕



# 5 - 6 逢瀬地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

第5章 地域別構想  
6 逢瀬地域

実現化の方途  
第6章

資料編



●御霊櫃峠の山ツツジ



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

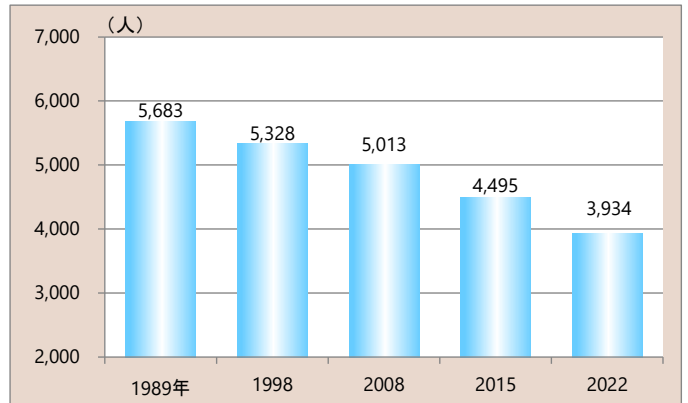
#### 1) 豊かな自然環境

浄土松公園や高篠山森林公園、逢瀬公園といった特徴的な公園や額取山、御霊櫃峠、三森峠、高旗山といった山々、また、逢瀬川、南川、藤田川、多田野川、安積疏水などの水環境を有し、自然環境に恵まれた地域です。

#### 2) 森林資源を活用したレクリエーション施設

森林資源を活用した高篠山森林公園周辺は、地域特性に応じたレクリエーション拠点として活用されています。

●逢瀬地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・地域資源を活用した土地利用の誘導
- ・居住環境の維持・改善
- ・営農環境の保全・向上

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

### 3) 都市施設

- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・農業集落排水施設への接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換

### 4) その他

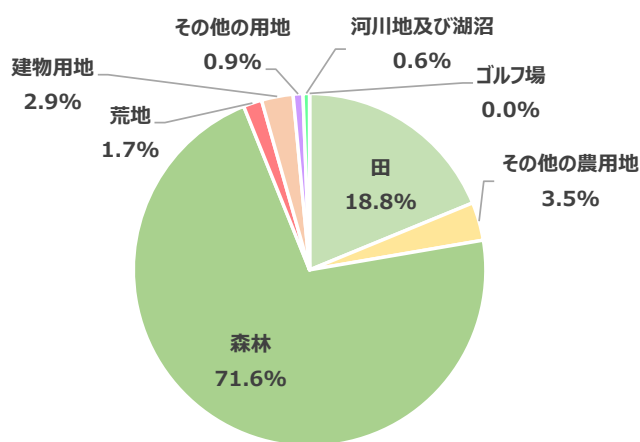
- ・計画的な夜間照明施設の設置

#### ●逢瀬地域の土地利用規制

地域面積	7202.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	2359.7 ha ( 32.8% )
市街化調整区域	2359.7 ha ( 32.8% )
都市計画区域外	4842.3 ha ( 67.2% )

資料（地域面積・都市計画区域）  
：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

#### ●逢瀬地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ  
(H28年度)を基にGIS上で算出

# 5 - 6 逢瀬地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

既存集落地域は、地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、生活の利便性、快適性の向上に努め、居住機能の充実を図るとともに、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティの維持に努め、多世代が豊かに暮らせる地域社会の形成を目指します。

#### 2) 都市と自然環境・農地の調和したまちづくり

森林・自然環境を活かし、都市との交流を通じた地域の活性化を推進します。

### (2) まちづくりの方針

#### 1) 土地利用の方針

##### 居住環境の維持・改善

- ・既存の集落地域では、営農環境の保全と生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・農林業や観光などの産業の振興及び地域住民の生活環境を向上するための社会基盤施設の整備を進め、地域の魅力を高める土地利用を推進します。

### 営農環境の保全・向上

- ・地域の東側一帯は、生産性の高い農地が広がっており、防災面や景観面などでも重要な役割を果たしていることから、これら営農環境について保全に努めます。
- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。
- ・首都圏在住者を対象とした農業体験や農家民泊などを通して、郡山の農業の魅力をPRし、中山間地域の活性化を図ります。

### 森林・丘陵地の環境の保全と活用

- ・グリーンインフラである森林・丘陵地においては、適正な維持管理を行うなど、豊かな自然環境を保全するとともに、自然資源を活かしたレクリエーション空間として活用を図ります。



●高篠山森林公園



●園芸振興センター

## 2) 交通施設の整備方針

### 道路網の整備

- ・骨格幹線道路は、拠点となる地区を連携する道路であり、「県道郡山湖南線」などの良好な交通機能の維持に努めます。
- ・生活に密着する道路については、狭あい部の改良及び舗装率の向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

### 公共交通の利用促進

- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバス等の運行維持に努めます。
- ・路線バスが廃止された地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。

## 5 - 6 逢瀬地域

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・逢瀬公園、浄土松公園、高篠山森林公園は、市を代表する公園であり、休息や散歩、運動などすべての人が利用できるよう充実に努め、市民の健康増進や憩いと遊びの場として活用します。

#### 河川の整備

- ・宮南川については、治水機能を向上するため、河川改修事業を推進します。

#### 下水道の整備

- ・多田野、河内の農業集落排水施設への接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。



● 県道郡山湖南線



● 浄土松公園 芝生広場



# まちづくり方針図〔逢瀬地域〕



# 5-7 片平地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基盤  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

第5章 地域別構想  
7 片平地域

実現化の方途  
第6章

資料編



●うねめ太鼓



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 産業基盤の整備

郡山西部第二工業団地や郡山ウエストソフパークを核として工場や試験・研究施設の集積が進み、地域経済の振興と雇用機会の創出につながっています。

#### 2) 都市基盤の整備

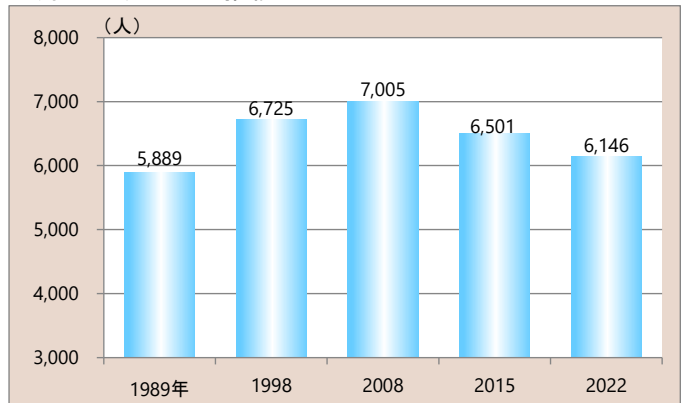
片平行政センター周辺の集落においては、自然環境と調和した秩序ある集落の形成を図るため、集落地区計画により都市基盤の整備が進められています。

#### 3) 豊かな自然環境、歴史・文化資源

豊かな自然環境、田園環境が広く残されています。

また、地域の歴史・文化をうかがわせる貴重な資源が分布しています。

●片平地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

●片平地域の土地利用規制

地域面積	1876.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	1876.0 ha ( 100.0% )
市街化区域	331.5 ha ( 17.7% )
第1種低層住居専用地域	42.7 ha ( 2.3% )
準工業地域	20.9 ha ( 1.1% )
工業地域	16.9 ha ( 0.9% )
工業専用地域	251.0 ha ( 13.4% )
市街化調整区域	1544.5 ha ( 82.3% )
都市計画区域外	0.0 ha ( 0.0% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・営農環境の保全・向上
- ・生産機能の維持・充実

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

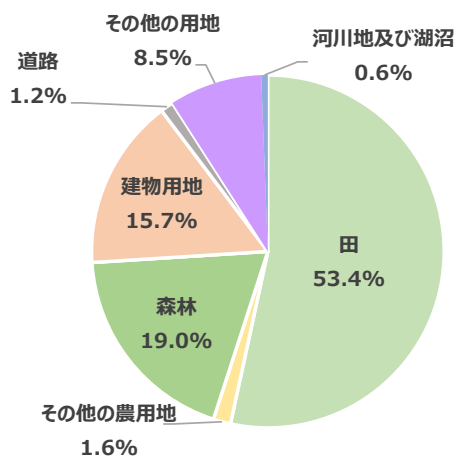
### 3) 都市施設

- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・下水道及び農業集落排水施設への接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換

### 4) その他

- ・地域資源の有効活用
- ・観光・レクリエーション拠点としての魅力向上

●片平地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ (H28年度) を基に GIS 上で算出

# 5 - 7 片平地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 郡山中央スマートインターチェンジを活用した周辺土地利用の促進

広域ネットワークの要となる郡山中央スマートインターチェンジのポテンシャルを活用し、地域の活性化を図る周辺土地利用の促進を図ります。

#### 2) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

工業拠点における生産機能の維持・充実に努めながら、豊かな自然環境に恵まれた地域の暮らしを維持します。また、生活利便施設の適正な配置と周辺地域との連携強化により、利便性・快適性の向上を図り、定住環境の充実と地域コミュニティの維持に努めます。

#### 3) 都市と自然環境・農地の調和したまちづくり

自然環境と営農環境の調和を図り、集落地区計画制度を活用した良好な住環境の整備を進めます。

## (2) まちづくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### 居住環境の維持・改善

##### (市街地)

- ・片平中ノ目土地区画整理事業や民間宅地開発により、良好な住宅供給が進められた地区では、今後もその居住環境を維持していきます。

##### (市街地外)

- ・既存の集落地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持と拠点づくりを進めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・郡山中央スマートインターチェンジの利用を促進するとともに、高速道路網と郡山市内の接続機能を活かした地域の活性化に努めます。

#### 生産機能の維持・充実

- ・郡山西部第二工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として工場及び研究開発施設の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。
- ・「国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所」と連携し、再生可能エネルギーの研究開発の促進とともに、地域産業への活用等により、脱炭素まちづくりの推進を図ります。



● 郡山西部第二工業団地

#### 立地特性を活かした土地利用

##### (市街地外)

- ・郡山中央スマートインターチェンジ周辺においては、地区計画の活用により、工場、研究施設、物流施設等の土地利用を促進するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。
- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

#### 営農環境の保全・向上

- ・地域内には、生産性の高い農地が広がっており、防災面や景観面などでも重要な役割を果たしていることから、これら営農環境の保全に努めます。
- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。

## 5 - 7 片平地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・幹線道路は、物流拠点や主要観光拠点間を連絡する道路であり、「郡山インター線」の整備を進めます。
- ・郡山中央スマートインターチェンジの今後の活用状況等を踏まえ、「市道西ノ山諏訪前線」の整備を検討します。

#### 公共交通の利用促進

- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバス等の運行維持に努めます。
- ・路線バスが廃止された地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・歴史ある「山ノ井農村公園（うねめ公園）」は、周辺の地域資源との連携を図り、観光資源としての活用を努めます。

#### 河川の整備

- ・逢瀬川などは、地域の安全を確保するため、治水機能の保持に努めます。

#### 下水道の整備

- ・下水道及び片平地区農業集落排水施設への接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、下水道及び農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

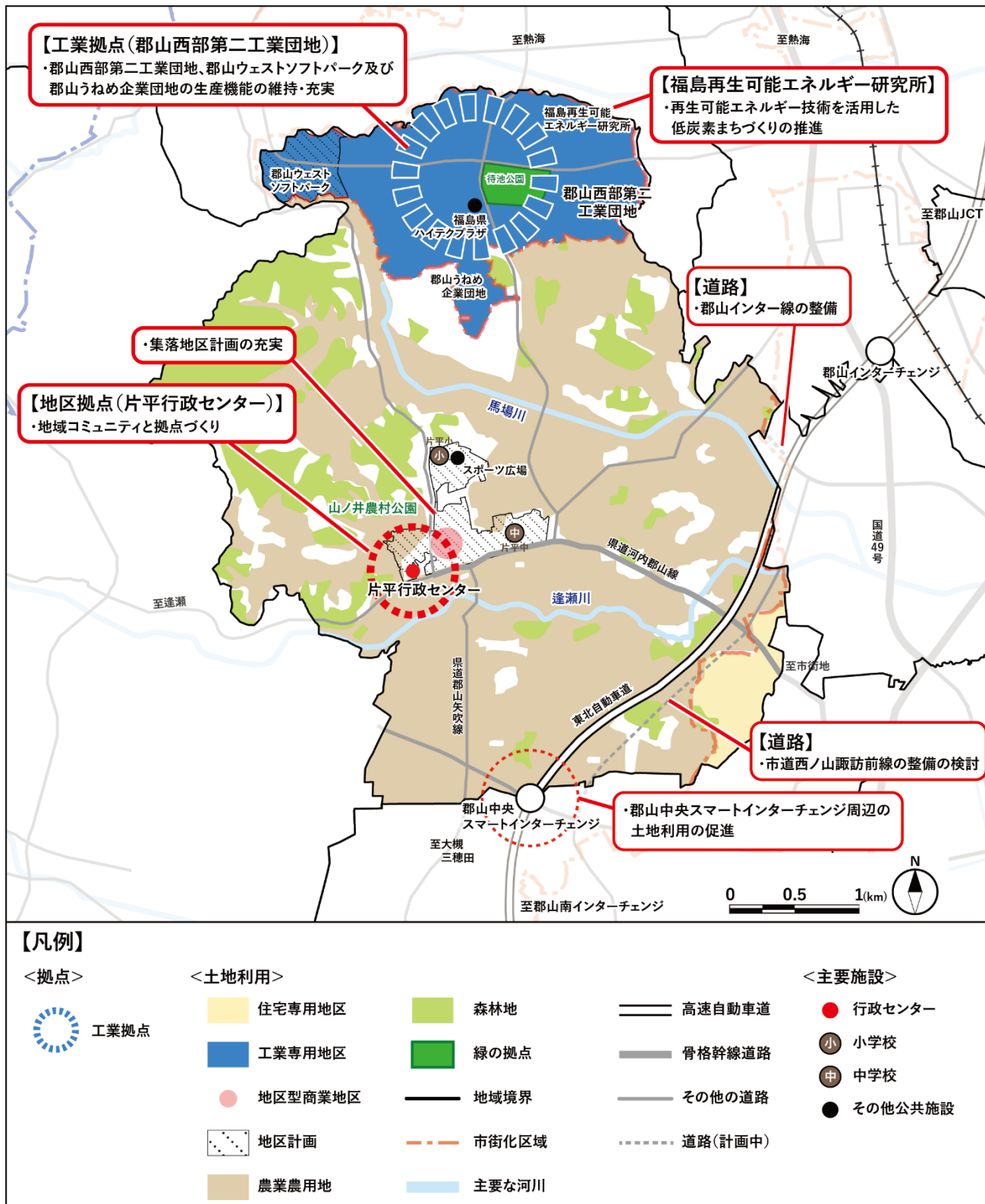


● 国立研究開発法人産業技術総合研究所  
福島再生可能エネルギー研究所



● 国立研究開発法人産業技術総合研究所  
福島再生可能エネルギー研究所

## まちづくり方針図〔片平地域〕



# 5 - 8 喜久田地域



●藤田川



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 住環境の形成

喜久田東原土地区画整理事業の実施による都市基盤整備の進捗に伴い、良好な居住環境の形成が図られ、人口も増加しています。

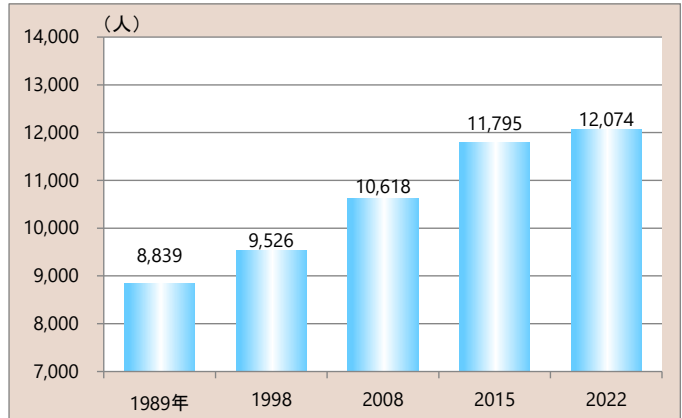
#### 2) 流通業務拠点の形成

郡山インターチェンジ周辺には、南東北総合卸センター及び郡山トラックセンターを核として、流通業務拠点が形成されています。

#### 3) 豊かな自然と田園環境

藤田川・五百川・安積疏水などの水環境に恵まれています。地域の北側には、農業基盤整備により優良な田園環境が広く分布しています。

●喜久田地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基盤  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

8 喜久田地域  
第5章 地域別構想

実現化の方途  
第6章

資料編



## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・ 居住環境の充実
- ・ 営農環境の保全・向上
- ・ 生産機能の維持・充実

### 2) 交通施設

- ・ 地域特性を踏まえた道路整備
- ・ 公共交通の利便性の向上

### 3) 都市施設

- ・ 市民ニーズに配慮した公園整備
- ・ 効率的な下水道整備（汚水処理）  
及び接続普及
- ・ 合併処理浄化槽への転換

### 4) その他

- ・ 計画的な夜間照明施設の設置

### ●喜久田地域の土地利用規制

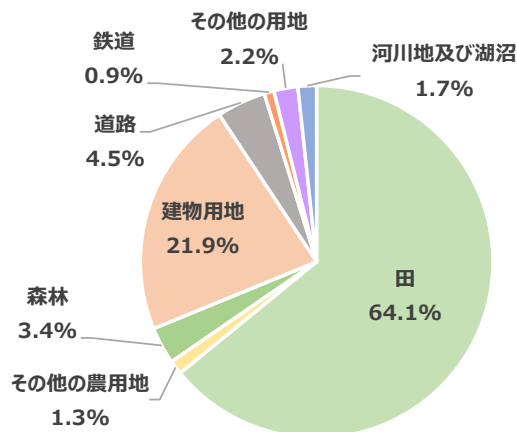
地域面積	1557.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	1557.0 ha ( 100.0% )
市街化区域	323.0 ha ( 20.7% )
第1種中高層住居専用地域	103.0 ha ( 6.6% )
第1種住居地域	33.1 ha ( 2.1% )
第2種住居地域	9.2 ha ( 0.6% )
商業地域	58.8 ha ( 3.8% )
準工業地域	115.0 ha ( 7.4% )
工業専用地域	3.9 ha ( 0.2% )
市街化調整区域	1234.0 ha ( 79.3% )
都市計画区域外	0.0 ha ( 0.0% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

### ●喜久田地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ  
(H28年度)を基にGIS上で算出

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 都心ゾーンとのアクセス性を活かした機能強化と秩序ある住環境整備

自然環境と営農環境との調和を図り、鉄道駅、インターチェンジを核として、流通業務機能の強化を図るとともに、居住を図る区域では、より良い生活環境の創出に努めます。

#### 2) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

工業拠点における生産機能の維持・充実に努めながら、豊かな自然環境、田園環境に囲まれた地域の暮らしを維持します。また、生活利便施設の適正な配置と周辺地域との連携強化により、利便性・快適性の向上を図り、定住環境の充実と地域コミュニティの維持に努めます。

### (2) まちづくりの方針

#### 1) 土地利用の方針

##### 居住環境の維持・改善

###### (市街地)

- ・喜久田東原土地区画整理事業や、民間開発により良好な住宅供給が進められた地区では今後もその居住環境を維持していきます。
- ・喜久田駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、計画的で住みやすい居住環境の形成を促進します。
- ・郡山インターチェンジの利用を促進するとともに、高速道路網と市内の接続機能を活かした地域の活性化に努めます。

###### (市街地外)

- ・既存の集落地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。

### 商業環境の充実

- ・国道49号などの幹線道路沿道においては、周辺の居住環境に配慮しつつ、地域生活の利便性向上のため、商業・業務やサービス機能などの立地を促進します。
- ・地域の拠点的な地区においては、地域商業施設や公益施設など、都市機能の充実を図り、快適なまちづくりを推進します。

### 流通業務機能の維持・強化

- ・郡山インターチェンジ周辺地区は、流通業務及び工業製品などの供給基地として整備されており、道路など交通環境の改善を図りながら、商業地域に小売商業施設及び流通業務施設の関連施設の立地を誘導し、物流拠点の強化に努めます。

### 立地特性を活かした土地利用

#### (市街地外)

- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた物流施設等の土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

### 営農環境の保全・向上

- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。



●喜久田東原土地区画整理事業



●郡山流通業務団地

## 5 - 8 喜久田地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・生活に密着する道路については、狭あい部の改良及び舗装率の向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

#### 公共交通の利用促進

- ・喜久田駅を交通結節点として、公共交通の利便性を高める検討を進め、公共交通への利用転換に向けた施策の展開に努めます。
- ・カーボンニュートラルの一助となり市民の身近な足となるバス等の運行維持に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された市街地外の地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。



### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・地域の公園については、地域住民が身近に感じる公園づくりに努めます。

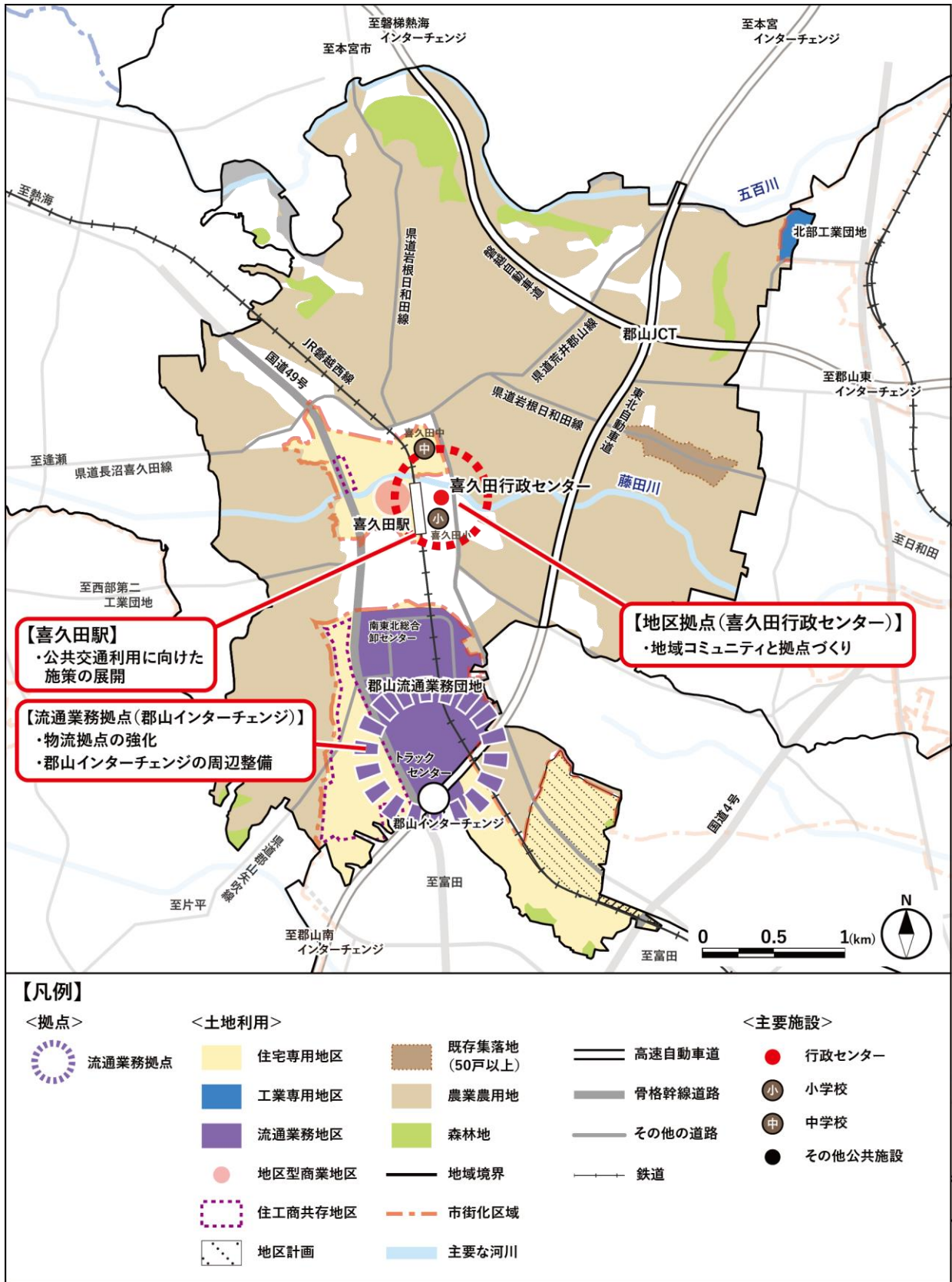
#### 河川の整備

- ・五百川や藤田川などは、地域の安全を確保するため、治水機能の保持に努めます。

#### 下水道の整備

- ・未普及地域への下水道整備を促進するため、効率的な普及拡大に努めるとともに、整備が完了した地域（早稲原、上伊豆島、前田沢の農業集落排水施設を含む）の接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、下水道及び農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

# まちづくり方針図〔喜久田地域〕



# 5 - 9 日和田地域



●安積山公園



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 住宅市街地の形成

既存の市街地においては、狭い道路が多く、都市基盤の整備が遅れています。

一方、土地区画整理事業区域においては良好な市街地が形成されています。

また、国道4号、国道288号沿道には大規模な商業店舗や工場などが立地しています。

#### 2) 豊かな自然と田園環境

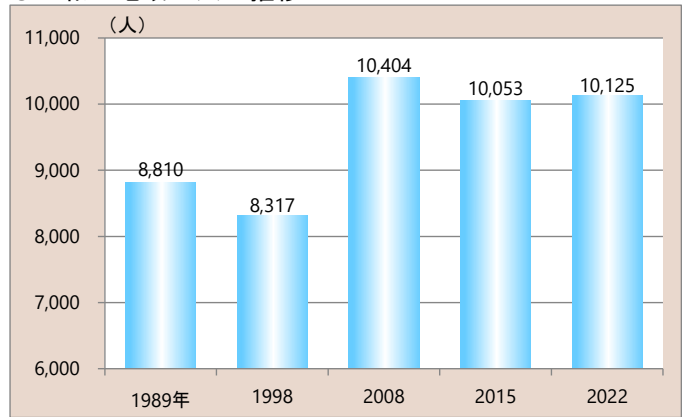
藤田川や五百川、高倉山などの豊かな自然環境に恵まれています。

また、地域の大半は田園地帯が広がり、県内有数の良質米の産地です。

#### 3) 歴史的環境

奥州街道の松並木など、地域の歴史・文化を感じさせる地域資源が存在しています。

●日和田地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

●日和田地域の土地利用規制

地域面積	2253.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	2253.0 ha ( 100.0% )
市街化区域	265.3 ha ( 11.8% )
第1種低層住居専用地域	24.2 ha ( 1.1% )
第1種中高層住居専用地域	46.7 ha ( 2.0% )
第1種住居地域	60.3 ha ( 2.7% )
準工業地域	31.6 ha ( 1.4% )
工業地域	43.9 ha ( 2.0% )
工業専用地域	58.6 ha ( 2.6% )
市街化調整区域	1987.7 ha ( 88.2% )
都市計画区域外	0.0 ha ( 0.0% )

資料 (地域面積・都市計画区域)

: 郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料 (用途地域): 国土数値情報 (R1 年度) を基に GIS 上で算出

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・生産機能の維持・充実
- ・営農環境の保全・向上

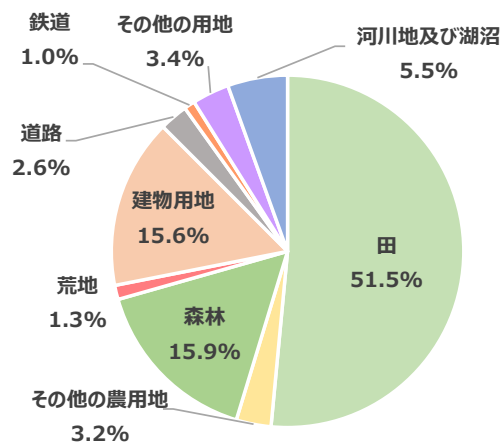
### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

### 3) 都市施設

- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・下水道及び農業集落排水施設への接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換
- ・市民ニーズに配慮した公園整備

●日和田地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ (H28 年度) を基に GIS 上で算出

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 都心ゾーンとのアクセス性を活かした機能強化と秩序ある住環境整備

良質米の生産地として営農環境や自然環境との調和を図り、鉄道駅を中心とした居住エリアについては、より良い生活環境の創出に努めます。

#### 2) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

奥州街道松並木などの歴史的環境を保全し、自然・田園環境に恵まれた地域の暮らしを維持するとともに、生活利便施設の適正な配置と周辺地域との連携強化により、利便性・快適性の向上を図り、定住環境の充実と地域コミュニティの維持に努めます。

### (2) まちづくりの方針

#### 1) 土地利用の方針

##### 居住環境の維持・改善

###### (市街地)

- ・日和田千峯坦地区は、土地区画整理事業の推進を図り、道路や公園などの都市基盤を有効に活用し、利便性の高い地域づくりに努めます。
- ・日和田駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、良好な居住環境の形成を促進します。

###### (市街地外)

- ・既存の集落地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。



### 商業環境の充実

- ・地域内の幹線道路沿道においては、周辺の居住環境に配慮しつつ、地域生活の利便性向上のため、商業・業務やサービス機能などの適切な立地を促進します。
- ・地域の拠点的な地区においては、地域商業施設や公益施設など、都市機能の充実を図り、快適なまちづくりを推進します。
- ・既存の大型商業施設が立地する地区は、「郡山市商業まちづくり基本構想」との整合を図りながら魅力ある小売商業施設を誘導し、秩序ある市街地環境の形成を図ります。

### 生産機能の維持・充実

- ・郡山北部工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として工場及び研究開発施設の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。

### 立地特性を活かした土地利用

#### (市街地外)

- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた物流施設等の土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

### 営農環境の保全・向上

- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。



●日和田土地区画整理事業



●郡山北部工業団地

## 5-9 日和田地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・「郡山都市圏総合都市交通計画」の「道路マスタープラン」に基づき、幹線道路などについて適正な整備を促進し、円滑な交通の確保を進めます。
- ・生活に密着する道路については、狭あい部の改良及び舗装率の向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。



●国道4号沿線

#### 公共交通の利用促進

- ・日和田駅を交通結節点として、公共交通の利便性を高める検討を進め、公共交通への利用転換に向けた施策の展開に努めます。
- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバスの運行維持に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された市街地外の地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・安積山公園は、奥の細道に記された松尾芭蕉ゆかりの地であり、ハイキングコースとして近隣住民に親しまれていることから、健康維持、レクリエーション活動の場として身近に利用できるよう充実を図るとともに、災害時における避難場所として機能確保に努めます。
- ・地域の公園については、土地区画整理事業などに合わせて整備を進め、地域住民が身近に感じる公園づくりに努めます。

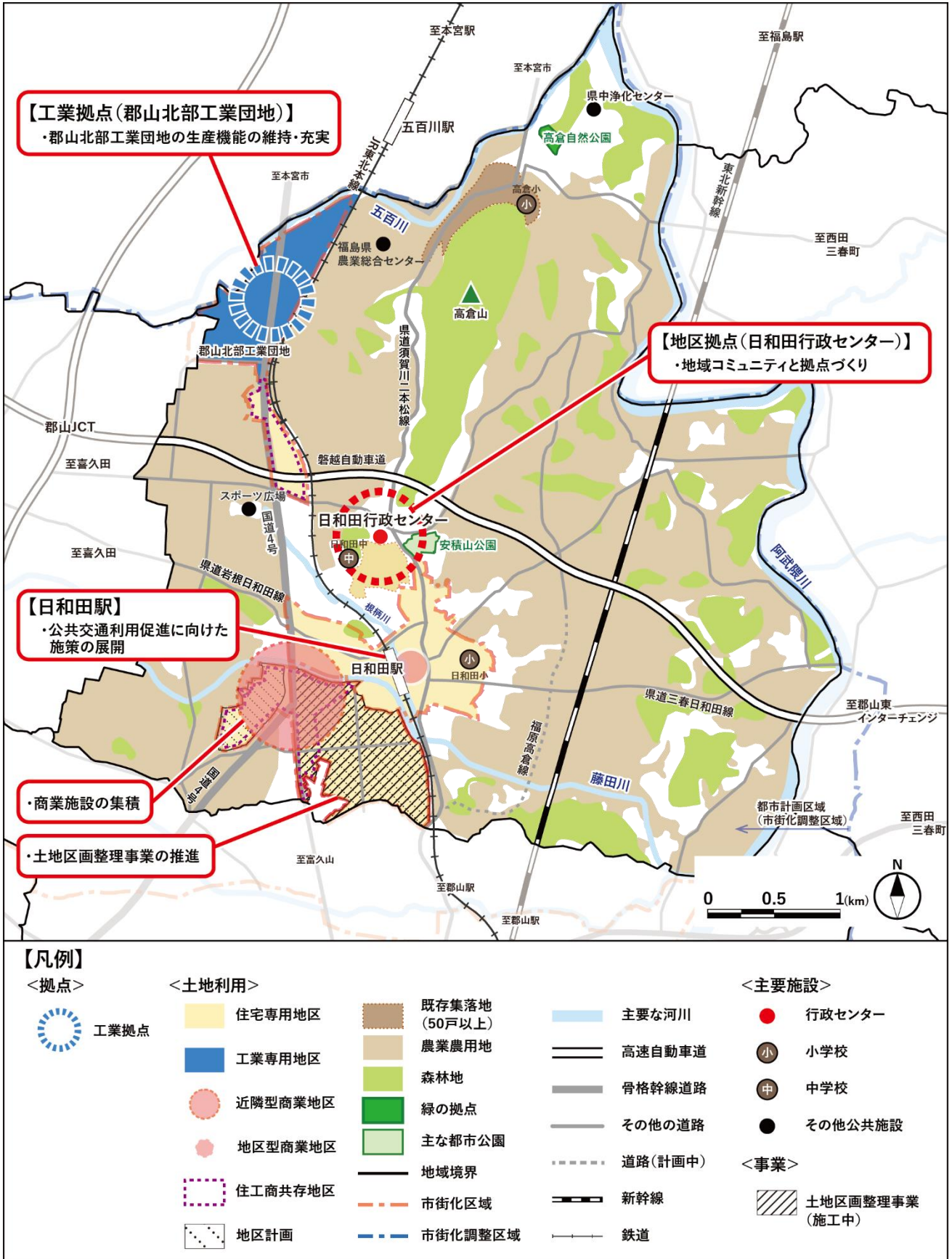
#### 河川の整備

- ・阿武隈川や藤田川などは、地域の安全を確保するため、治水機能の維持に努めます。

#### 下水道の整備

- ・下水道及び早稲原地区農業集落排水施設への接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、下水道及び農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

# まちづくり方針図〔日和田地域〕



# 5-10 富久山地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

10 富久山地域  
第5章 地域別構想

実現化の方途  
第6章

資料編



●ふくやま夢花火



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 住宅市街地の形成

土地区画整理事業などにより、幹線道路、生活道路、公園、下水道、教育施設など都市基盤の整備が進展し、人口は緩やかな増加傾向にあります。

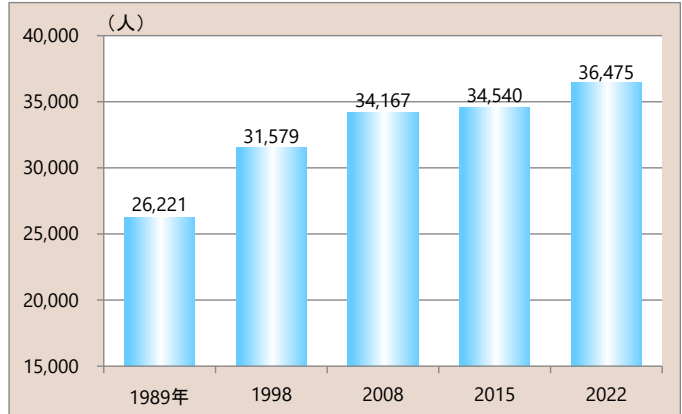
#### 2) 住工混在の進行

市街地の半分近くを占める工業系用途地域では、工場が立地しているほか、住宅地の開発が進行しています。

#### 3) 豊かな自然と歴史環境

地域内には、奥州街道松並木や阿武隈川、逢瀬川などの歴史・自然資源が広く分布しています。

●富久山地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

●富久山地域の土地利用規制

地域面積	1656.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	1653.0 ha ( 99.8% )
市街化区域	961.1 ha ( 58.0% )
第1種低層住居専用地域	46.4 ha ( 2.8% )
第1種中高層住居専用地域	112.8 ha ( 6.8% )
第2種中高層住居専用地域	40.9 ha ( 2.5% )
第1種住居地域	220.7 ha ( 13.3% )
第2種住居地域	93.5 ha ( 5.6% )
近隣商業地域	24.3 ha ( 1.5% )
準工業地域	17.0 ha ( 1.0% )
工業地域	305.3 ha ( 18.4% )
工業専用地域	100.2 ha ( 6.1% )
市街化調整区域	691.9 ha ( 41.8% )
都市計画区域外	3.0 ha ( 0.2% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・生産機能の維持・充実
- ・未利用地の有効活用
- ・水災害リスクの低減のための規制や支援

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備

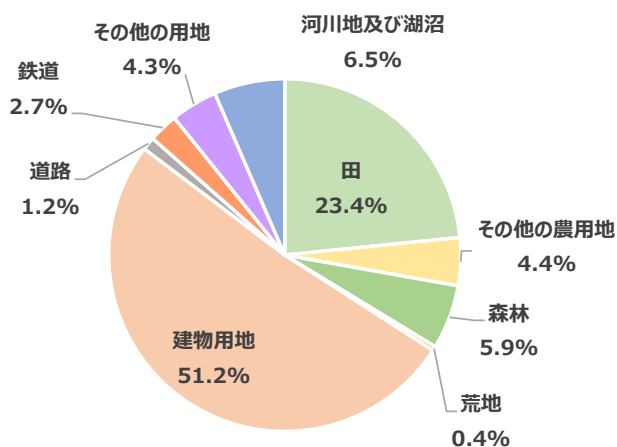
### 3) 都市施設

- ・浸水対策の推進
- ・効率的な下水道整備（汚水処理）及び接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換
- ・市民ニーズに配慮した公園管理

### 4) その他

- ・地域コミュニティの維持・向上
- ・地域資源の有効活用

●富久山地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ（H28年度）を基にGIS上で算出

# 5-10 富久山地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 既存ストックを活かした秩序ある住環境の整備

良好な住宅地や道路、公園などの整備を進めるとともに、地域の歴史や自然環境の活用などにより、市街地の無秩序な拡大・拡散を抑制しながら、より良い生活環境の創出に努めます。

#### 2) 都心ゾーンとの連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

住宅と生産機能などが共存する望ましい地域のあり方を模索し、都心ゾーンとの連携を強化しながら、生活利便施設の適正な配置により、良好な居住環境の形成と地域コミュニティの維持を誘導します。

#### 3) 水災害に強いまちづくり

頻発・激甚化する水災害に対し、水害リスクの低減に向けた計画的な雨水対策を進めるとともに、安全・安心な生活が確保できる土地利用の検討等、水災害に強い生活環境の確保に努めます。

## (2) まちづくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### 居住環境の維持・改善

##### (市街地)

- ・土地区画整理事業や民間開発により、良好な住宅供給が進められた地区では、今後もその居住環境を維持していきます。また、伊賀河原土地区画整理事業の推進を図り、道路や公園などの都市基盤を有効に活用し、利便性の高い地域づくりに努めます。
- ・自動車利用に依存せず生活が営める基幹的公共交通路線周辺においては、居住を誘導すべき区域を設定し誘導を図ります。
- ・水災害等の災害ハザードエリアにおいては、災害に対して被害を最小化するための土地利用や住まい方の工夫のあり方についての検討に努めます。

##### (市街地外)

- ・既存の集落地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。

#### 商業環境の充実

- ・地域内の幹線道路沿道においては、周辺の居住環境に配慮しつつ、地域生活の利便性向上のため、商業・業務やサービス機能などの適切な立地を促進します。

#### 生産機能の維持・充実

- ・郡山食品工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として計画的な産業基盤の整備・拡充を図り、さらなる高度化を推進します。

#### 未利用地の有効活用

- ・農業試験場跡地において、2016（平成28）年に開所した「ふくしま医療機器開発支援センター」と、2017（平成29）年に開業した「郡山富田駅」を核に、緑豊かな環境の中で、医療機器関連産業分野を中心とした高付加価値産業の集積する新たな産業拠点として、周辺の土地利用を促進します。

#### 立地特性を活かした土地利用

##### (市街地外)

- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた物流施設等の土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・広域交流促進道路は、福島県の復興を担う広域的な都市間交流を促進する道路であり、「国道288号バイパス」などの整備を進めます。
- ・骨格幹線道路は、拠点となる地域を連絡する道路であり、「内環状線」の整備を推進します。
- ・幹線道路は、物流拠点や主要観光拠点間を連絡する道路であり、「東部幹線」などの整備を進めます。

## 5-10 富久山地域

### 公共交通の利用促進

- ・カーボンニュートラルの一助となり市民の身近な足となるバス等の運行維持に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された市街地外の地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・「平成記念郡山こどものもり公園」は、市を代表する自然豊かな公園であり、環境保全に努めるとともに、子どもが自然に触れ、親しみを感じる場として活用します。また、災害時における避難場所として機能確保に努めます。



●平成記念郡山こどものもり公園

#### 河川の整備

- ・浸水被害の軽減を図るため、愛宕川・照内川において河川改修事業を推進します。また、阿武隈川、逢瀬川などは、治水機能が保てる河川整備を推進するとともに、地域住民と協働のもと自然に親しめる場として、良好な水辺空間の保全に努めます。

#### 下水道の整備

- ・未普及地域への下水道整備を促進するため、効率的な普及拡大に努めるとともに整備が完了した地域（小泉地区の農業集落排水施設を含む）の接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、下水道及び農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。



●豊景神社の太々神楽

### 4) その他の方針

#### 自然・伝統・文化資源の保全

- ・残された自然環境の保全に努めます。また、地域固有の伝統文化の継承に努めます。





# 5-11 湖南地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

11 湖南地域  
第5章 地域別構想

実現化の方途  
第6章

資料編



●郡山布引風の高原



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 都市基盤の整備

人口が減少し、過疎化や地域の高齢化が進行しており、幹線道路、生活道路など都市基盤整備や保健・医療施設の充実が求められています。

#### 2) 豊かな自然と観光資源

猪苗代湖や郡山布引風の高原など豊かな自然、三代集落などの歴史的街並み景観や白河・会津街道といった古道など、貴重な歴史・観光資源に恵まれています。

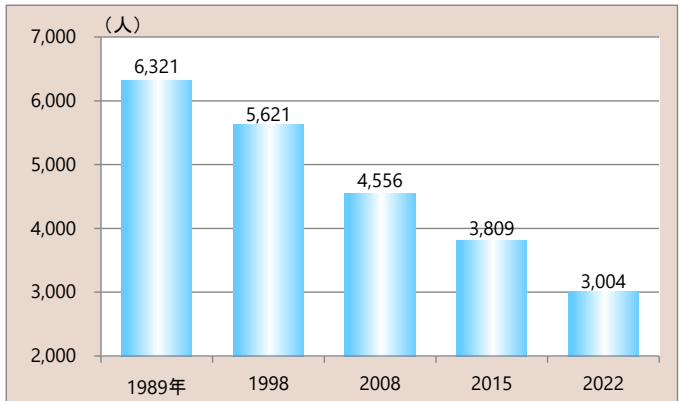
#### 3) 再生可能エネルギーの活用

郡山布引風の高原は、日本最大級の発電量(定格出力)を誇る風力発電所であり、脱炭素まちづくりを推進していくための拠点となっています。

#### 4) 他地域との連絡交通網

三森トンネルや黒森トンネル、勢至堂トンネルの整備により、郡山駅周辺や周辺地域を連絡する交通網が形成されています。

●湖南地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

●湖南地域の土地利用規制

地域面積	16776.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域外	16776.0 ha ( 100.0% )

資料(地域面積)：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・営農環境の保全・向上

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

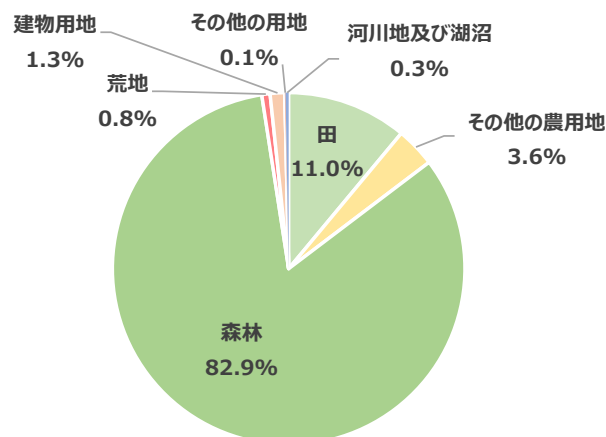
### 3) 都市施設

- ・良質な水源・水質の継承
- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・効率的な下水道整備（汚水処理）及び接続普及
- ・窒素りん除去型合併処理浄化槽への転換

### 4) その他

- ・少子高齢化に伴う地域コミュニティの維持
- ・自然に配慮した観光拠点の充実
- ・観光・レクリエーション拠点としての魅力向上
- ・地域特性を踏まえた環境対策

● 湖南地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ（H28年度）を基にGIS上で算出

# 5 - 11 湖南地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 自然環境を活かした観光・レクリエーション拠点の形成

猪苗代湖の自然環境や白河街道沿いの歴史的な街並みなどを活かし、また、道路網の整備を進めることにより、観光・レクリエーション拠点として魅力の向上に努めます。

#### 2) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

既存集落地域は、歴史的景観の保全に配慮しながら、地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、居住機能の充実に努めるとともに、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティの維持に努め、多世代が豊かに暮らせる拠点づくりを目指します。

#### 3) 脱炭素まちづくりの推進

再生可能エネルギー（風力等）の活用等による脱炭素まちづくりを推進していくなかで、周辺の地域環境との調和を図り、都市と自然との環境共生の実現を図ります。

## (2) まちづくりの方針

### 1) 土地利用の方針

#### 居住環境の維持・改善

- ・既存の集落地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。
- ・湖南七浜を中心とする観光振興及び生活環境の向上のための基盤整備を進め、定住と交流の魅力を高める土地利用を推進します。

#### 商業環境の充実

- ・地区拠点として位置づけている地域においては、地域商業施設や公益施設など、都市機能の充実を図り、快適なまちづくりを推進します。

#### 営農環境の保全・向上

- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。
- ・市民と農業者の交流の促進や担い手の育成など、多様な農業振興方策を進めながら、農地の有効活用を推進します。
- ・首都圏在住者を対象とした農業体験や農家民泊などを通して、本市の農業の魅力をPRし、中山間地域の活性化を図ります。

#### 森林・丘陵地の環境保全と活用

- ・グリーンインフラの一つである森林・丘陵地においては、適正な維持管理を行うなど、豊かな自然環境を保全するとともに、自然資源を活かしたレクリエーション空間として活用を図ります。



●湖まつり

## 5-11 湖南地域

### 2) 交通施設の整備方針

#### 道路網の整備

- ・広域交流促進道路は、広域的な都市間交流を促進する道路であり、「国道 294 号」などの整備を進め、広域的な交流を強化するとともに、観光の振興に努めます。
- ・骨格幹線道路は、拠点となる地域を連絡する道路であり、「県道郡山湖南線」などの交通機能の維持に努めます。
- ・生活に密着する道路については、狭あい部の改良及び舗装率の向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

#### 公共交通の利用促進

- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバス等の運行維持に努めます。
- ・公共交通については、地域の交通需要に応じた移動手段を検討するなど、すべての人が安心して円滑に移動できる施策の展開に努めます。

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園等・緑地等の整備

- ・猪苗代湖沿岸地域は、福島県を代表するレクリエーション拠点として、自然環境の保全に努めます。
- ・交流人口の増加と誘客拡大を目指した新たな観光ルートを確立し、広域連携による観光振興を図るため、布引高原を活用します。

#### 河川の整備

- ・舟津川や仲川などの河川については、治水機能の保持に努めるとともに、貴重な生態系を守るため、良好な水質の維持や水辺空間の保全に努めます。

#### 下水道の整備

- ・未普及地域への下水道整備を促進するため、効率的な普及拡大に努めるとともに、既整備箇所における下水道への接続促進に取り組み、猪苗代湖の水質保全に努めます。また、下水道が利用できない地域においては、窒素・りん除去型合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

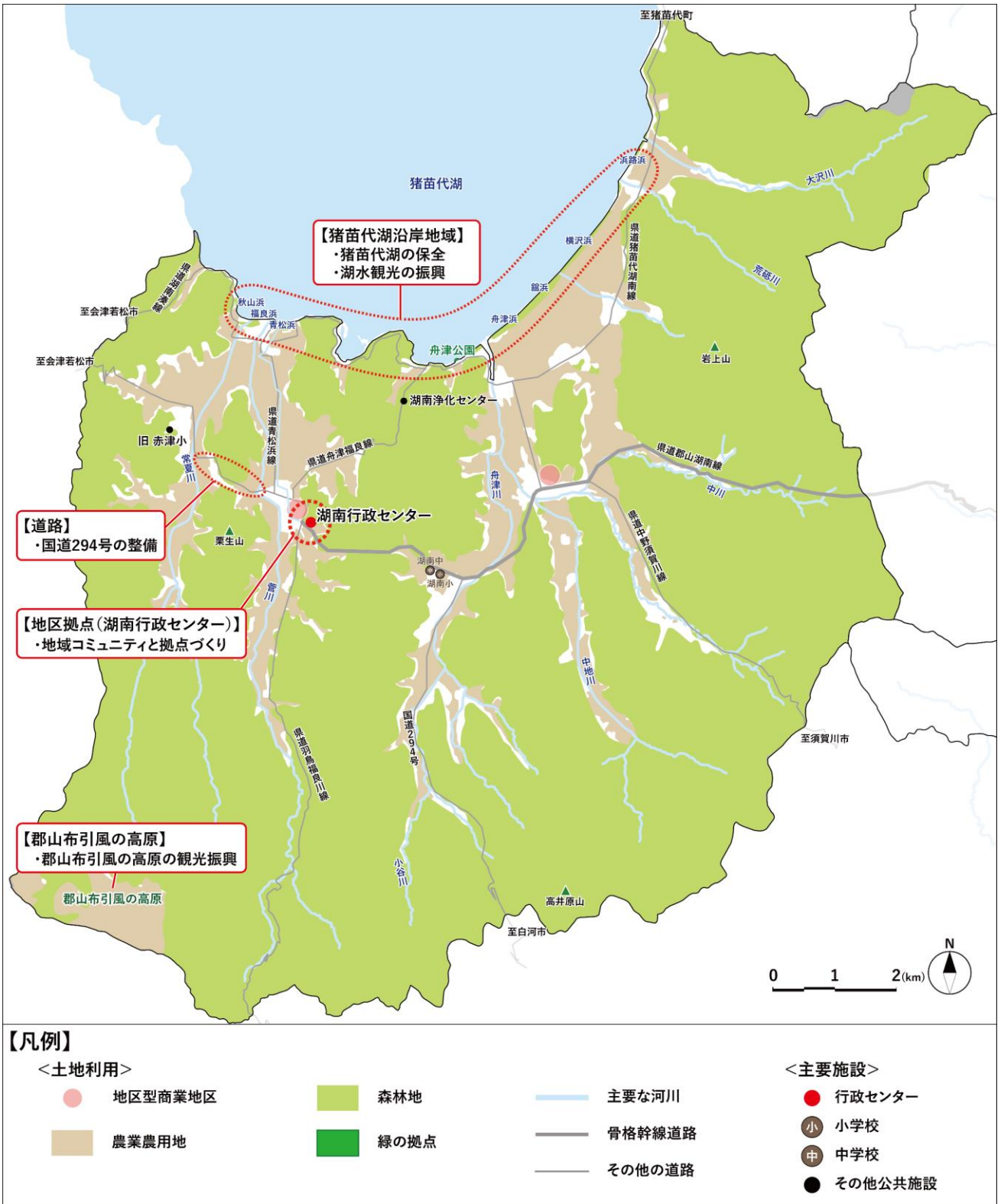


● 県道郡山湖南線の整備



● 郡山布引高原風力発電所

# まちづくり方針図〔湖南地域〕



## 【凡例】

### <土地利用>

- 地区型商業地区
- 農業農用地

- 森林地
- 緑の拠点

- 主要な河川
- 骨格幹線道路
- その他の道路

### <主要施設>

- 行政センター
- 小学校
- 中学校
- その他公共施設

# 5-12 熱海地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

第5章 地域別構想  
12 熱海地域

実現化の方途  
第6章

資料編



● 銚子ヶ滝



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

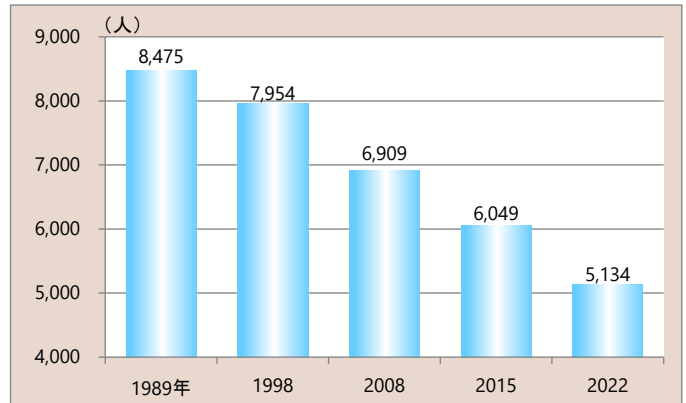
#### 1) 観光資源

熱海地域には、磐梯熱海温泉があり、また、「郡山ユラックス熱海」やスポーツ施設が整備されるなど、周辺地域から人を呼び込む観光資源が充実しています。

#### 2) 豊かな自然環境

磐梯朝日国立公園に指定されている安達太良山周辺や、銚子ヶ滝、石筵川・藤田川・五百川など、豊かな自然環境が保全されています。

● 熱海地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口



## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・営農環境の保全・向上
- ・集落の活性化

### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・磐梯熱海駅などの有効活用
- ・公共交通の利便性の向上

### 3) 都市施設

- ・地域交流施設の充実
- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・下水道及び農業集落排水施設への接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換

### 4) その他

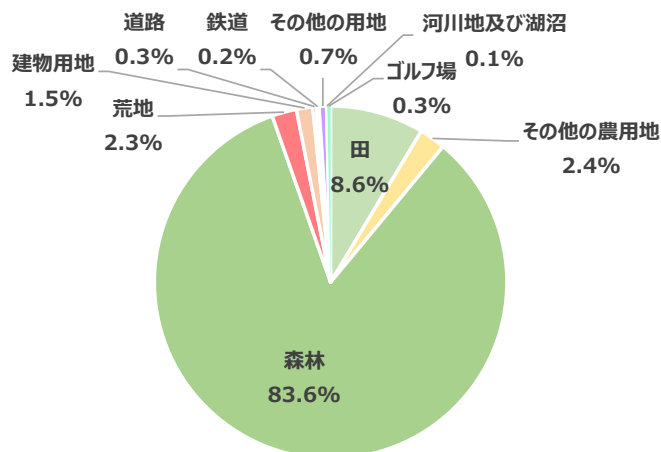
- ・少子高齢化に伴う地域コミュニティの維持
- ・観光・レクリエーション拠点としての魅力向上
- ・豊かな自然環境の保全・活用

#### ●熱海地域の土地利用規制

地域面積	15120.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	2382.3 ha ( 15.8% )
市街化区域	259.9 ha ( 1.7% )
第1種中高層住居専用地域	37.9 ha ( 0.3% )
第1種住居地域	8.6 ha ( 0.0% )
商業地域	64.7 ha ( 0.4% )
準工業地域	1.4 ha ( 0.0% )
工業専用地域	147.3 ha ( 1.0% )
市街化調整区域	2122.4 ha ( 14.1% )
都市計画区域外	12737.7 ha ( 84.2% )

資料（地域面積・都市計画区域）：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用  
資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

#### ●熱海地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ（H28年度）を基にGIS上で算出

# 5-12 熱海地域

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 自然環境を活かした交流推進拠点の形成

磐梯熱海駅及び磐梯熱海インターチェンジ周辺は広域からの交流推進を図る拠点として、自然環境を活かしたレクリエーション機能の充実を図り、観光施設のルート化に努め、観光振興を図ります。

#### 2) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

市街地や既存集落地域は、地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、生活の利便性、快適性の向上、居住機能の充実を図るとともに、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティの維持に努め、多世代が豊かに暮らせる拠点づくりを目指します。

### (2) まちづくりの方針

#### 1) 土地利用の方針

##### 居住環境の維持・改善

###### (市街地)

- ・磐梯熱海駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、良好な居住環境の形成を促進します。
- ・自動車利用に依存せず生活が営める基幹的公共交通路線周辺においては、居住を誘導すべき区域を設定し誘導を図ります。

###### (市街地外)

- ・既存の集落地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・農林業や観光などの産業の振興及び地域住民の生活環境を向上するための社会基盤施設の整備を進め、地域の魅力を高める土地利用を推進します。
- ・安子ヶ島駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、住みやすい居住環境の形成を促進します。

##### 商業、業務環境の充実

###### (交流推進型商業・業務地区)

- ・磐梯熱海駅周辺地区は、温泉・コンベンション・スポーツといった多様な機能を有することから、これら地域資源の活用により広域からの交流促進を図るとともに、観光市街地の形成、市民の健康やレクリエーションの場としての充実を図ります。
- ・公共交通によるアクセスの利便性が高く、都市機能が一定程度充実している区域については、都市機能を誘導すべき区域を設定し、市民の生活を支える様々な都市機能施設の適切な誘導を図るほか、「郡山市商業まちづくり基本構想」との整合を図りながら魅力ある小売商業施設を誘導し、秩序ある市街地環境の形成を図ります。



●郡山西部第一工業団地整備イメージ

## 工業団地の整備・充実

- ・郡山西部第一工業団地第1期工区は、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として多様な企業の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。また、新たに進出する企業の受け皿として、自然環境との共生を図りながら、企業ニーズに対応した第2期工区の整備を進めます。
- ・郡山西部第二工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として多様な企業の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。

## 立地特性を活かした土地利用

### (市街地外)

- ・磐梯熱海インターチェンジ周辺においては、地区計画の活用により、工場、研究施設、物流施設等の土地利用を促進するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設のあり方の検討に努めます。
- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設のあり方の検討に努めます。

## 森林・丘陵地の環境保全と活用

- ・グリーンインフラの一つである森林・丘陵地においては、適正な維持管理を行うなど、豊かな自然環境を保全するとともに、自然資源を活かしたレクリエーション拠点として活用を図ります。

## 2) 交通施設の整備方針

### 道路網の整備

- ・生活に密着する道路については、狭あい部の改良及び舗装率の向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

### 公共交通の利用促進

- ・磐梯熱海駅を交通結節点として、パークアンドライド等を含めた公共交通の利便性を高める検討を進め、公共交通への利用転換に向けた施策の展開に努めます。
- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバスの運行維持に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された市街地外の地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。

### 人にやさしい道路等の整備

- ・磐梯熱海駅周辺では、誰もが安全・安心に移動しやすい道路、駐車場、建築物の構造及び設備などのバリアフリー化に努めます。

## 5-12 熱海地域

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・地域に広がる山林は、水源かん養等の多様な公益的機能を有する緑の空間として保全します。
- ・熱海駅緑地、熱海湯けむり緑地は、磐梯熱海駅に隣接しており、地域の観光資源を活かした景観形成と大雨や土砂災害等に対する防災機能を持った公園等の整備を図ります。

#### 河川の整備

- ・五百川や石筵川などは、地域の安全を確保するため、治水機能の保持に努めます。

#### 下水道の整備

- ・下水道及び上伊豆島地区、中山地区の農業集落排水施設への接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、下水道及び農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

#### 上水道の整備

- ・水道水の安定供給を図るため、浄水施設等の適切な維持管理に努めます。

### 4) その他の方針

#### 都市景観

- ・地域のもつ歴史や風土を守り、温泉街に相応しい賑わいと活気あふれる景観の創出を図り、魅力あるまちづくりを進めます。

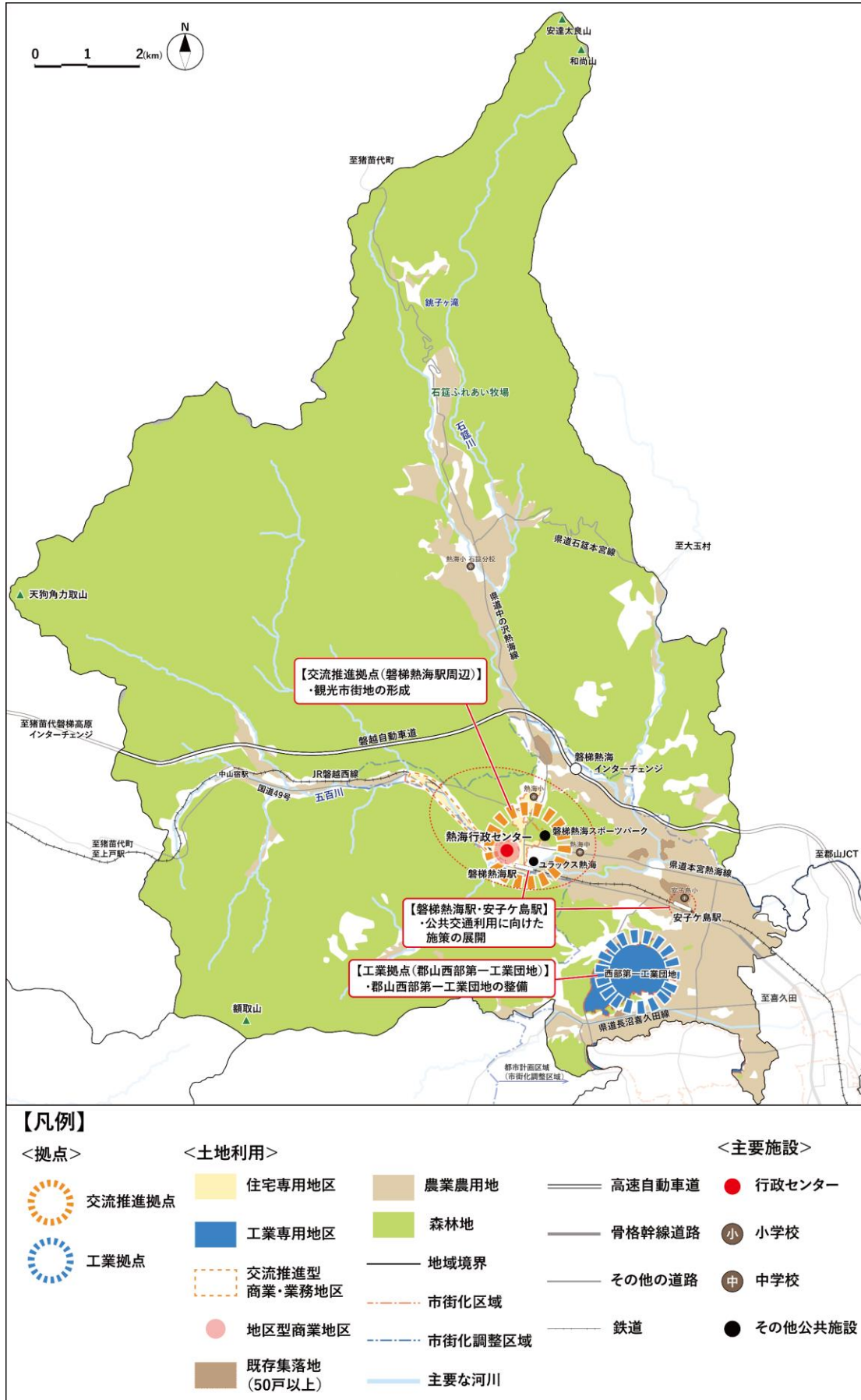


●郡山ユラックス熱海



●石筵ふれあい牧場

# まちづくり方針図〔熱海地域〕



# 5-13 田村地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

都市の基盤と目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

13 田村地域  
第5章 地域別構想

実現化の方途  
第6章

資料編



●大安場史跡公園



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 生活基盤の整備

市街地以外の地区で農地及びなだらかな丘陵地に点在する集落地では、幹線道路、生活道路などの都市基盤整備や農業の振興方策などが求められています。

#### 2) 新たな住宅市街地の形成

徳定地区においては、良好な住環境の形成を図るため、土地区画整理事業が進められています。

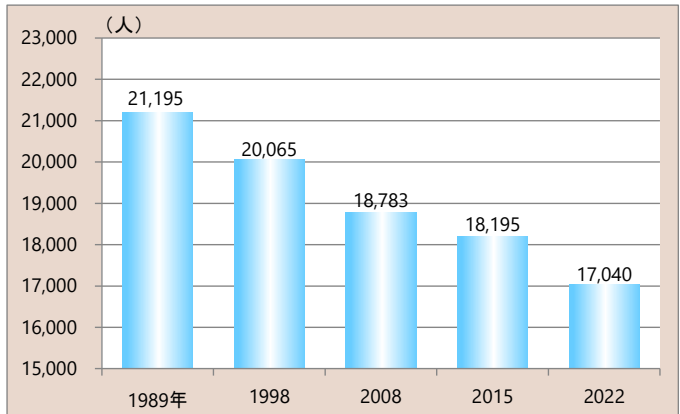
#### 3) 豊かな自然と文化資源

谷田川や黒石川、阿武隈山地といった自然環境のほか、国指定史跡宇津峰や数多くの古墳群が存在するなど文化資源に恵まれた地域です。

#### 4) レクリエーション拠点整備

国指定史跡大安場古墳とガイダンス施設を核とした「大安場史跡公園」が整備されています。

### ●田村地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

### ●田村地域の土地利用規制

地域面積	9175.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	3291.4 ha ( 35.9% )
市街化区域	394.6 ha ( 4.3% )
第1種中高層住居専用地域	124.5 ha ( 1.4% )
第1種住居地域	113.3 ha ( 1.2% )
準工業地域	35.1 ha ( 0.4% )
工業地域	121.7 ha ( 1.3% )
市街化調整区域	2896.8 ha ( 31.6% )
都市計画区域外	5883.6 ha ( 64.1% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

資料（用途地域）：国土数値情報（R1年度）を基にGIS上で算出

## (2) まちづくりの課題

### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・営農環境の保全・向上
- ・水災害リスクの低減

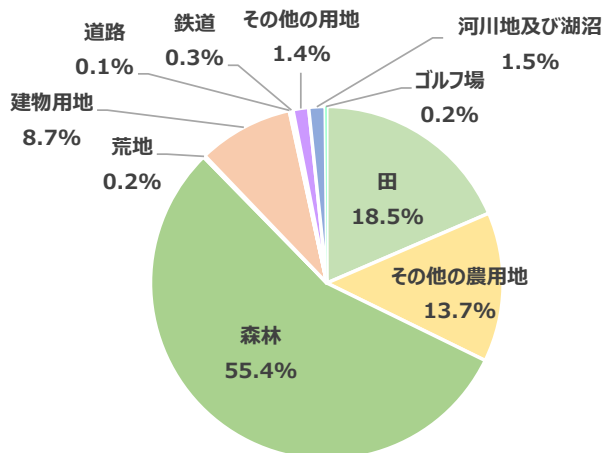
### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

### 3) 都市施設

- ・適切な河川の整備
- ・都市施設の適切な維持・管理
- ・効率的な下水道整備（污水处理）  
及び接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換
- ・浸水対策の推進

●田村地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ (H28年度) を基に GIS 上で算出



●徳定土地区画整理事業



●笹川大善寺線

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

既存市街地や磐城守山駅・谷田川駅を中心に、自然に囲まれたゆとりある居住空間の整備を進めるとともに、既存集落地域は、地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、生活の利便性、快適性の向上、居住機能の充実を図り、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティの維持に努め、多世代が豊かに暮らせる地域社会の形成を目指します。

#### 2) 都市と自然環境・農地の調和したまちづくり

自然環境や既存のレクリエーション施設の有効活用を促進するとともに、緑の豊かな生活空間を創造します。

#### 3) 水災害に強いまちづくり

頻発・激甚化する水災害に対し、水害リスクの低減に向けた計画的な雨水対策を進めるとともに、安全・安心な生活が確保できる土地利用の検討等、水災害に強い生活環境の確保に努めます。

### (2) まちづくりの方針

#### 1) 土地利用の方針

##### 居住環境の維持・改善

###### (市街地)

- ・徳定地区は、土地区画整理事業の推進を図り、道路や公園などの都市基盤を有効に活用し、利便性の高い地域づくりに努めます。
- ・磐城守山駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、良好な居住環境の形成を促進します。
- ・水災害等の災害ハザードエリアにおいては、災害に対して被害を最小化するための土地利用や住まい方の工夫のあり方についての検討に努めます。

###### (市街地外)

- ・既存の集落地では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・谷田川駅周辺においては、鉄道駅を活かした生活拠点として、住みやすい居住環境について検討します。

##### 生産機能の維持・充実

- ・郡山中央工業団地は、生産機能の維持に努めるとともに、水災害に対する防災・減災対策を促進し、周辺環境との調和に配慮しながら、工業拠点として多様な企業の集積や、計画的な産業基盤の整備・充実を図ります。



## 立地特性を活かした土地利用

### (市街地外)

- ・主要幹線道路沿線においては、そのポテンシャルを活かし、周辺の自然環境や農業的土地利用と調和のとれた土地利用のあり方について検討するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

### 営農環境の保全・向上

- ・地域の西側一帯は、生産性の高い農地が広がっており、防災面や景観面などでも重要な役割を果たしていることから、これら営農環境について保全に努めます。



●徳定土地区画整理事業



●郡山中央工業団地

### 森林・丘陵地の環境保全と活用

- ・グリーンインフラの一つである森林・丘陵地においては、適正な維持管理を行うなど、豊かな自然環境を保全するとともに、自然資源を活かしたレクリエーション拠点として活用を図ります。

## 2) 交通施設の整備方針

### 道路網の整備

- ・広域交流促進道路は、福島県の復興を担う広域的な都市間交流を促進する道路であり、「笹川大善寺線」などの整備を進めます。

### 公共交通の利用促進

- ・磐城守山駅を交通結節点として、パークアンドライド等を含めた公共交通の利便性を高める検討を進め、公共交通への利用転換に向けた施策の展開に努めます。
- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバスの運行維持に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された市街地外の地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。

## 5-13 田村地域

### 3) 都市施設の整備方針

#### 公園・緑地の整備

- ・「東山霊園」、「ふるさとの森スポーツパーク」の機能を拡充し、「東部森林公園」など、自然環境を活かした公園緑地の管理に努めます。また、地域の歴史・文化資源の保全を図りながら、「大安場史跡公園」を活用し、歴史を学ぶ文化レクリエーション拠点の形成を図ります。

#### 河川の整備

- ・地域の安全を確保するため、令和元年東日本台風で甚大な被害のあった谷田川について河川改修を実施し、治水機能の保持に努めます。また、徳定川は河川改修事業を推進するとともに、一部である通称「古川池」は、良好な環境の創出に向けた河川整備を推進します。

#### 下水道の整備

- ・未普及地域への下水道の効率的な整備に努めるとともに、整備が完了した地域（小川地区の農業集落排水施設等）の接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、下水道及び農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及に努めます。
- ・安全・安心なまちづくりを進めるため、浸水の危険性が高い郡山中央工業団地地区については、計画的に雨水幹線等の雨水排水施設整備を推進し、浸水被害の軽減を図ります。

#### その他都市施設の整備

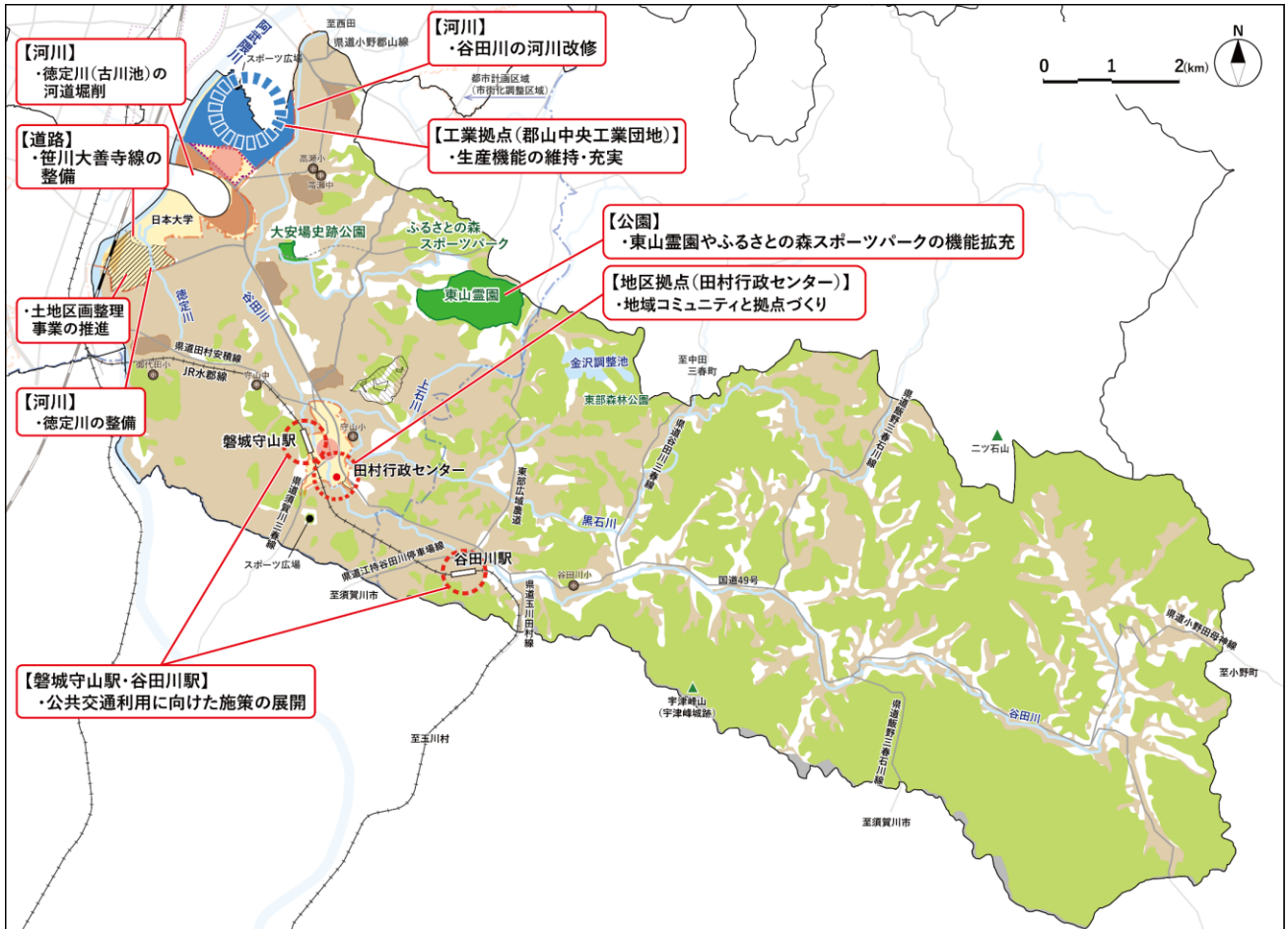
- ・「東山霊園」においては、来園者の利用環境向上のため、階段の補修や手すりの設置など、園内設備の維持補修に努めます。

### 4) その他の方針

#### 自然・伝統・文化資源の保全

- ・大部分がなだらかな丘陵地で、その中に農地と集落地が分布する地域構造であり、豊かな自然環境の保全に努めます。また、地域固有の伝統文化の継承に努めます。

# まちづくり方針図〔田村地域〕



## 【凡例】

### <拠点>



### <土地利用>

- 都心住宅地区
- 住宅専用地区
- 工業専用地区
- 近隣型商業地区
- 地区型商業地区
- 住工商共存地区
- 地区計画

- 既存集落地 (50戸以上)
- 農業農用地
- 森林地
- 緑の拠点
- 地区境界
- 市街化区域
- 市街化調整区域

- 主要な河川
- 骨格幹線道路
- その他の道路
- 道路(計画中)
- 新幹線
- 鉄道

### <主要施設>

- 行政センター
- 小学校
- 中学校
- その他公共施設

### <事業>

- 土地区画整理事業 (施工中)

# 5-14 西田地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

14 西田地域  
第5章 地域別構想

実現化の方途  
第6章

資料編



●高柴デコ屋敷 張子人形



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 豊かな自然と伝統・文化資源

大部分がなだらかな丘陵地でその中に農地と集落地が分布する自然に恵まれた地域です。

また、国指定天然記念物「ペグマタイト岩脈」や「高柴デコ屋敷」、「雪村庵」といった地域固有の資源を有しています。

### (2) まちづくりの課題

#### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・郡山東インターチェンジ活用による地域活性化
- ・営農環境の保全・向上

#### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

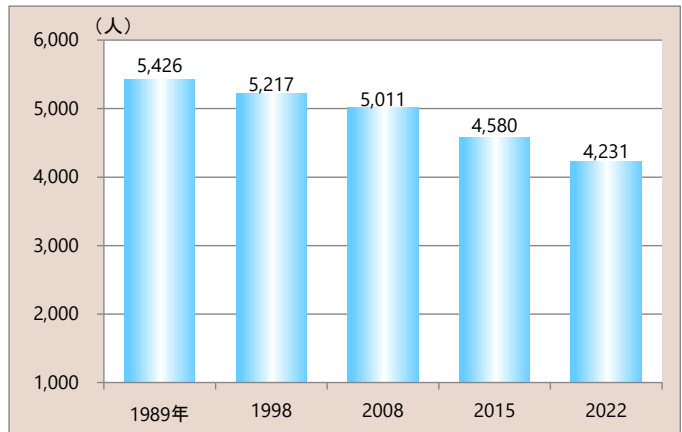
#### 3) 都市施設

- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・農業集落排水施設への接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換

#### 4) その他

- ・優良な自然景観の保全
- ・地域資源の有効活用

### ●西田地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

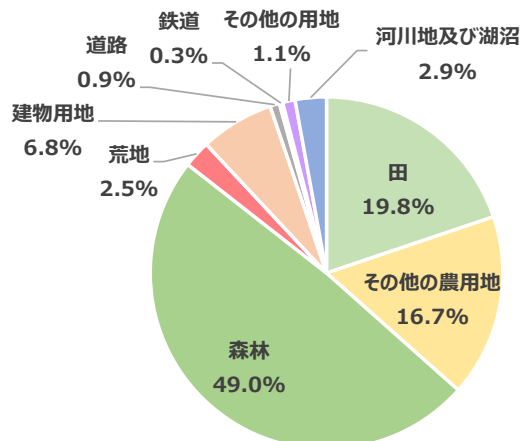
### ●西田地域の土地利用規制

地域面積	2729.0 ha ( 100.0%)
都市計画区域	58.8 ha ( 2.2%)
市街化調整区域	58.8 ha ( 2.2%)
都市計画区域外	2670.2 ha ( 97.8%)

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

### ●西田地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ (H28年度) を基に GIS 上で算出

## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

既存集落地域は、地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、生活の利便性、快適性の向上に努めるとともに、居住機能の充実を図り、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティの維持に努め、多世代が豊かに暮らせる地域社会の形成を目指します。

#### 2) 郡山東インターチェンジを活かした地域活性化

地域の活性化を図るため、自然環境、地元産業、伝統・文化資源を活かしながら、郡山東インターチェンジの活用による観光の振興などに努めます。

### (2) まちづくりの方針

#### 1) 土地利用の方針

##### 居住環境の維持・改善

- ・既存の集落地域では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。
- ・梅の里のPR、地域における伝統工芸・文化財などを活用した観光産業の振興及び地域住民の生活環境向上のための基盤整備を進め、定住と交流の魅力を高める土地利用を推進します。

##### 郡山東インターチェンジ周辺の土地利用

- ・郡山東インターチェンジ周辺について地区計画の活用により、工場、研究施設、物流施設等の土地利用を促進するとともに、上位計画等との整合を図りながら、地域振興に資する施設立地のあり方の検討に努めます。

##### 営農環境の保全・向上

- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。

##### 森林・丘陵地の環境保全と活用

- ・グリーンインフラの一つである森林・丘陵地においては、適正な維持管理を行うなど、豊かな自然環境を保全するとともに、自然資源を活かしたレクリエーション拠点として活用を図ります。

#### 2) 交通施設の整備方針

##### 道路網の整備

- ・生活に密着する道路については、狭あい部の改良及び舗装率の向上を図り、快適な生活環境づくりに努めます。

##### 公共交通の利用促進

- ・路線バスの運行が廃止された地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。



●国道 288 号バイパス

## 5-14 西田地域

### 3) 都市施設の整備方針

#### 下水道の整備

- ・三町目、木村地区の農業集落排水施設への接続普及促進を図り、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

### 4) その他の方針

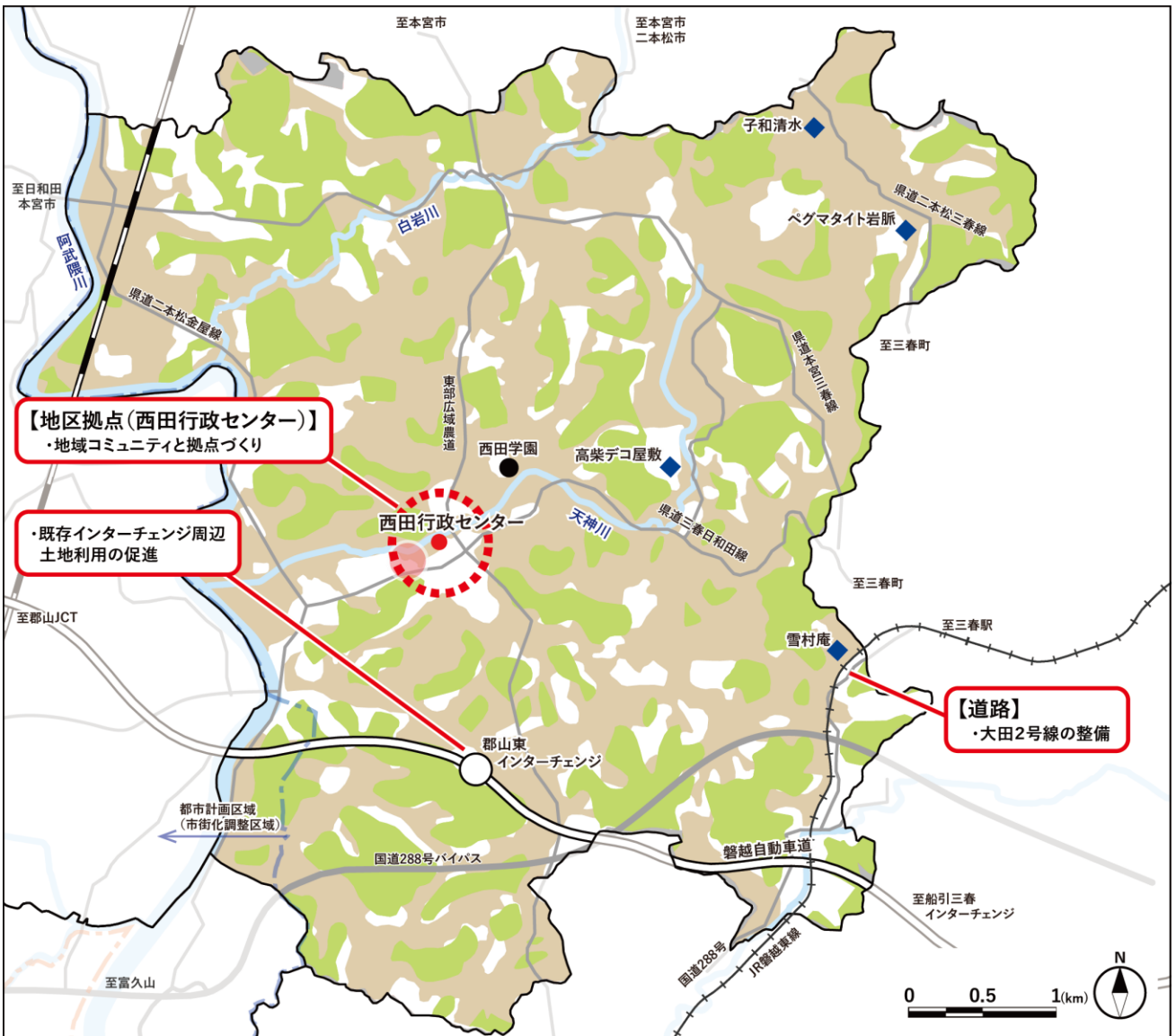
#### 自然・伝統・文化資源の保全

- ・農地と集落地の周辺にあるなだらかな丘陵地など、豊かな自然環境の保全に努めます。
- ・また、地域固有の伝統文化の継承に努めます。



●雪村庵

# まちづくり方針図〔西田地域〕



**【地区拠点(西田行政センター)】**  
・地域コミュニティと拠点づくり

・既存インターチェンジ周辺  
土地利用の促進

**【道路】**  
・大田2号線の整備

## 【凡例】

<b>&lt;土地利用&gt;</b>		<b>&lt;主要施設&gt;</b>		<b>&lt;その他&gt;</b>
● 地区型商業地区	— 地区境界	● 行政センター	◆ 主な文化財	
■ 農業農用地	- - - 市街化調整区域	小 小学校		
■ 森林地	— 主要な河川	中 中学校		
		● 其他公共施設		
		— 高速自動車道		
		— 骨格幹線道路		
		— その他の道路		
		— 新幹線		
		— 鉄道		

# 5-15 中田地域

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基盤  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

15 中田地域  
第5章 地域別構想

実現化の方途  
第6章

資料編



●紅枝垂地蔵ザクラ



## 1 現況と課題

### (1) まちづくりの現況

#### 1) 地域活性化の取組

地域の活性化を目指し、住民が主体となった中田町情報発信基地（農産物直売所）の開設など地域活動が盛んです。

#### 2) 豊かな自然と伝統・文化

農地及びなだらかな丘陵地に集落地が分布する自然環境に恵まれた地域であり、紅枝垂地蔵ザクラなど多数の一本桜が点在し、伝統行事の「柳橋の歌舞伎」と合わせて多くの観光客が訪れます。

### (2) まちづくりの課題

#### 1) 土地利用

- ・居住環境の維持・改善
- ・営農環境の保全・向上

#### 2) 交通施設

- ・地域特性を踏まえた道路整備
- ・公共交通の利便性の向上

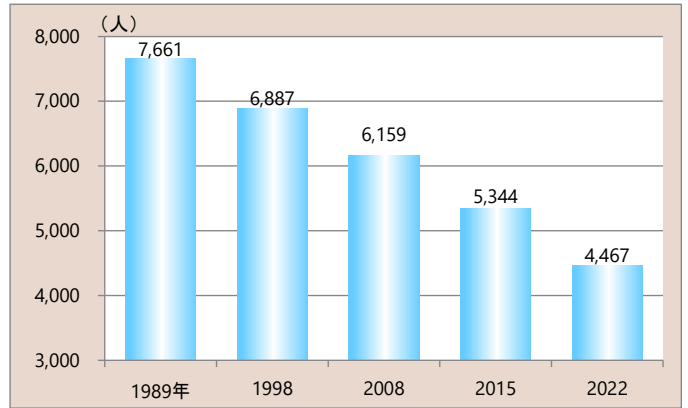
#### 3) 都市施設

- ・地域特性に配慮した生活環境づくり
- ・農業集落排水施設への接続普及
- ・合併処理浄化槽への転換

#### 4) その他

- ・地域資源の有効活用

### ●中田地域の人口推移



資料：統計こおりやま—郡山市住民基本台帳人口

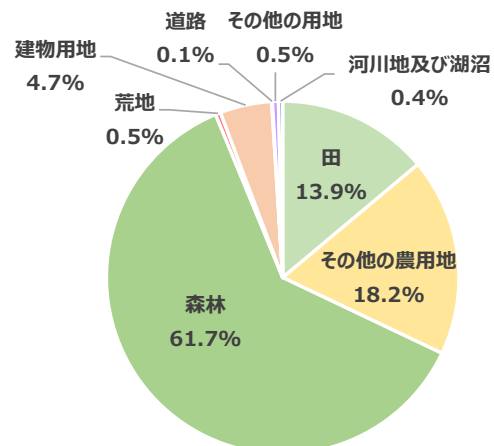
### ●中田地域の土地利用規制

地域面積	5524.0 ha ( 100.0% )
都市計画区域	720.6 ha ( 13.0% )
市街化調整区域	720.6 ha ( 13.0% )
都市計画区域外	4803.4 ha ( 87.0% )

資料（地域面積・都市計画区域）

：郡山市統計書、都市計画決定一覧から引用

### ●中田地域の土地利用現況



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュ (H28年度) を基に GIS 上で算出



## 2 整備方針

### (1) まちづくりの目標

#### 1) 周辺地域との連携強化による地域コミュニティと拠点づくり

既存集落地域は、地域の核となる圏域に生活利便施設を適正に配置し、生活の利便性、快適性の向上に努めるとともに、居住機能の充実を図り、周辺地域との連携を強化することで、地域コミュニティの維持に努め、多世代が豊かに暮らせる地域社会の形成を目指します。

#### 2) 既存ストックを活かした地域活性化

地元の特産品や桜などの地域固有の財産を活かすことにより地域の活性化に努めます。

### (2) まちづくりの方針

#### 1) 土地利用の方針

##### 居住環境の維持・改善

- ・既存の集落地域では、生活環境の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持に努めます。また、一定規模を有する既存集落においては、地域住民の意向を考慮しながら、持続的な地域コミュニティの維持・形成が図れるよう、都市計画の各種手法を活用した土地利用について検討します。
- ・地元の資源・特産品や地域に点在する桜を活用した農林業や観光などの産業振興及び地域住民の生活環境向上のための基盤整備を進め、定住と交流の魅力を高める土地利用を推進します。

##### 営農環境の保全・向上

- ・生産性の高い優良な農地については、今後も営農環境を保全していきます。また、収益性の高い農産物、特産品の開発を目指します。

#### 2) 交通施設の整備方針

##### 道路網の整備

- ・骨格幹線道路は、拠点となる地域を連絡する道路であり、「県道小野郡山線」などの整備を進めます。
- ・幹線道路は、物流拠点や主要観光拠点間を連絡する道路であり、「県道飯野三春石川線」などの整備を進めます。

##### 公共交通の利用促進

- ・カーボンニュートラルの一助となり、市民の身近な足となるバスの運行維持に努めます。
- ・路線バスの運行が廃止された地域については、住民が安心して円滑に移動できるよう、戸口と交通結節点とを結ぶデマンド型乗合タクシーの活用を努めます。



● 県道小野郡山線の整備



● 県道飯野三春石川線の整備

## 5-15 中田地域

### 3) 都市施設の整備方針

#### 河川の整備

- ・大滝根川などは、地域の安全を確保するため、治水機能の保持に努めます。

#### 下水道の整備

- ・赤沼、高倉地区の農業集落排水施設への接続を促進するため、普及啓発活動に取り組み、接続（水洗化）率の向上に努めます。また、農業集落排水施設が利用できない地域においては、合併処理浄化槽への転換の普及促進に努めます。

### 4) その他の方針

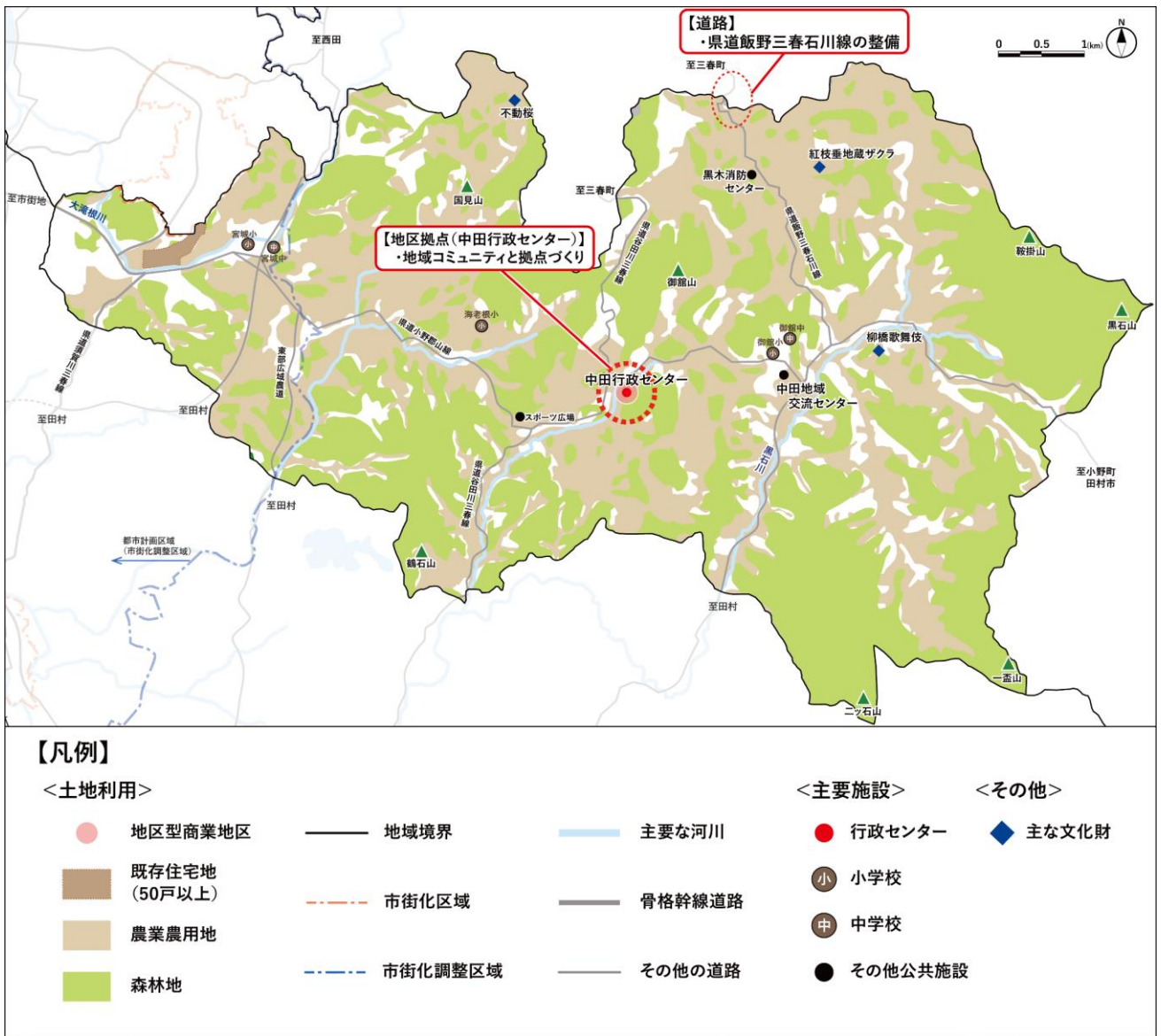
#### 自然・伝統・文化資源の保全

- ・農地と集落地の周辺にあるなだらかな丘陵地など、豊かな自然環境の保全に努めます。また、地域固有の伝統文化の継承に努めます。



●柳橋の歌舞伎

# まちづくり方針図〔中田地域〕





# 第6章

## 実現化の方途



- 6-1 先導プロジェクト
- 6-2 関係主体の連携
- 6-3 計画の進行管理

## 6-1 先導プロジェクト

新たな課題に対応し、目指すべき将来都市構造を着実に実現するために、優先度の高い事業や重要度の高い事業に重点的に投資を行い、積極的な推進を図ります。

### 1 個別計画などの作成

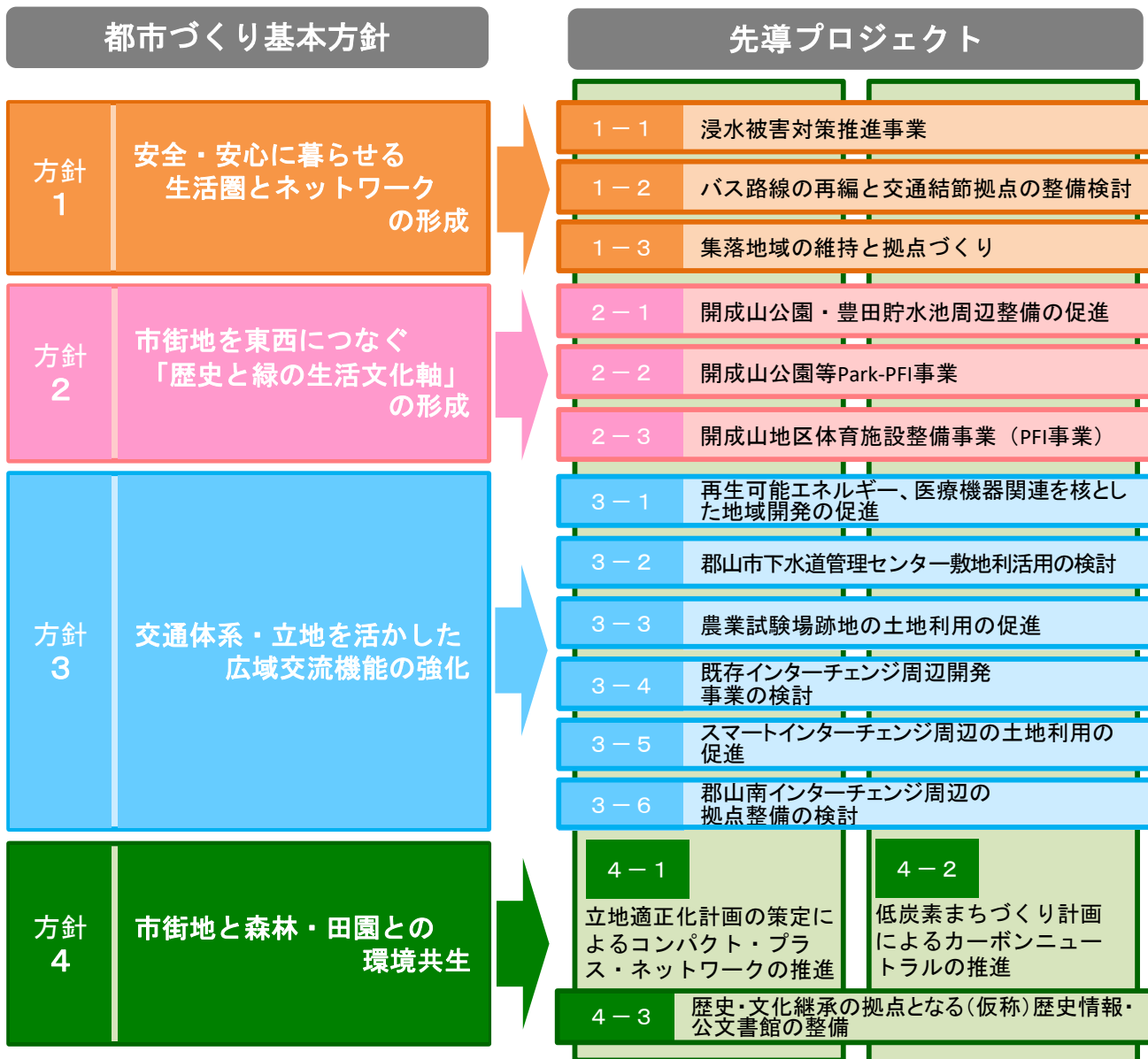
郡山市都市計画マスタープランで示されている内容は、都市計画に関する基本的な方針であり、個別の実施計画を位置づけるものではなく、今後、本マスタープランを基本として、個別計画などを策定するとともに、個々の計画や事業の熟度・効果などを考慮し、まちづくりを推進していきます。

### 2 先導プロジェクト

これまでの取組を踏まえつつ、本都市計画マスタープランに基づき、本市として取り組む先導プロジェクトを位置づけ、費用対効果を十分に検証し、市民・事業者の理解と協力を得ながら、積極的な推進を図ります。

一方で、社会経済情勢は常に変化していくことから、それらに対応した事業の必要性や整備手法の検討など、効率的な財政運営に必要な見直しを行っていきます。

●都市づくり基本方針を推進する先導プロジェクト



# 6-1 先導プロジェクト

## 方針1 安全・安心に暮らせる生活圏とネットワークの形成

### 1-1 浸水被害対策推進事業

浸水被害の軽減を図り、安全・安心に生活できるまちづくりを目指し、総合的な浸水対策を推進します。

### 1-2 バス路線の再編と交通結節点の整備検討

「交通手段が充実しすべての人が安心して円滑に移動できるまち」の実現に向け、日常生活等に不可欠な移動手段を維持・確保するとともに、各地区拠点と都心部のアクセス性の向上、地域生活圏における地区拠点へのアクセス確保、さらには都心ゾーンにおける利便性の高い公共交通軸の形成を図ります。また、利用者の利便性を十分考慮しながら、望ましい路線設定や運行形態、サービス水準を検討、さらには、交通結節点のあり方などについても検討を行います。

### 1-3 集落地域の維持と拠点づくり

本市の豊かな自然空間や田園空間と共生した暮らしの維持・向上のために、各地域の特徴や課題を丁寧に読み込んだ地域のまちづくりのあり方を市民とともに検討します。そのうえで、多様な世代の生活を支える地区拠点の機能強化を図ります。

## 方針2 市街地を東西につなぐ「歴史と緑の生活文化軸」の形成

### 2-1 開成山公園・豊田貯水池周辺整備の促進

さくら通りや麓山通り沿道、郡山駅周辺については、回遊、休憩、交流、レクリエーションなどの活動を創出する魅力的なオープンスペースの形成について検討します。また、豊田貯水池・豊田浄水場跡地については、「歴史と緑の生活文化軸」の中心として、市民の健康増進や憩いの場、災害時における避難場所としての機能の確保を目指し、跡地利用について検討します。

### 2-2 開成山公園等 Park-PFI 事業

開成山公園の体育施設を除く西側及び隣接する開成二丁目公園、水・緑公園、開拓公園において、公募設置管理制度（Park-PFI）を活用した特定公園施設（芝広場や駐車場など）及び公募対象公園施設（飲食店・売店など）の整備と、これら特定公園施設の維持管理・運営を行う指定管理者制度を一体的に導入することにより、市の財政負担の軽減及び公園の質・利便性・魅力の向上を図ります。

### 2-3 開成山地区体育施設整備事業（PFI 事業）

開成山公園内に設置されているスポーツ施設は老朽化が進行していることから、公園の魅力を高めるため、恵まれた立地環境を活かし、多様な世代が集う交流拠点として PFI 事業などの民間活力により、開成山公園に隣接する本市スポーツ施設の拠点である郡山総合体育館及び開成山公園内のスポーツ施設について、機能向上を目指した改修整備を実施することで、開成山公園のさらなる魅力向上を図るとともに、園路などの周辺外構施設を再整備します。



## 方針3 交通体系・立地を活かした広域交流機能の強化

### 3-1 再生可能エネルギー、医療機器関連を核とした地域開発の促進

国立研究開発法人産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所や先進的な医療施設、大学の集積など、本市の強みを最大限に活かした研究機関や事業所等の誘致に向け、産業育成に係るコンセプトの明確化や支援体制の整備、立地場所等について検討を行います。

### 3-2 郡山市下水道管理センター敷地利活用の検討

郡山市下水道管理センターは、県中浄化センターへの下水道接続替えに伴い、不要となった処理施設等の撤去・解体を進めており、当該敷地は、広域交流中核拠点としての機能発揮が求められることから、土地の魅力の享受エリア、都市の価値を高めるエリアとして、郡山駅周辺の集客力向上に繋がる土地利用を図るためにも、サウンディング（官民対話）を含め、跡地を含めた敷地の利活用について効果的・多角的に検討します。

### 3-3 農業試験場跡地の土地利用の促進

農業試験場本場跡地のふくしま医療機器開発支援センターを核とした、医療機器関連産業分野を中心とする新たな産業拠点の形成を促進します。

### 3-4 既存インターチェンジ周辺開発事業の検討

福島県全体の復興を視野に入れ、高速道路網の優位性を活かして新たな産業誘致を図るために、既存インターチェンジ周辺における新たな産業用地の整備について検討します。

### 3-5 スマートインターチェンジ周辺の土地利用の促進

郡山中央スマートインターチェンジのポテンシャルを活かし、地域の活性化に資する土地利用を促進します。

### 3-6 郡山南インターチェンジ周辺の拠点整備の検討

郡山南インターチェンジ周辺は、現在市街化調整区域ですが、高速道路網との接点として郡山の産業育成や交流の促進に寄与する拠点的な機能の整備について、検討を行います。また、郡山南インターチェンジのポテンシャルを活かし、地域の活性化に資する土地利用を促進します。

## 6-1 先導プロジェクト

### 方針4 市街地と森林・田園との環境共生

#### 4-1 立地適正化計画の策定によるコンパクト・プラス・ネットワークの推進

都市の持続的な発展のために必要な医療・福祉、子育て支援、商業等の生活サービスは一定の人口密度により支えられることから、国等の支援を効果的に活用しながら立地適正化計画に基づく都市開発の誘導を推進します。

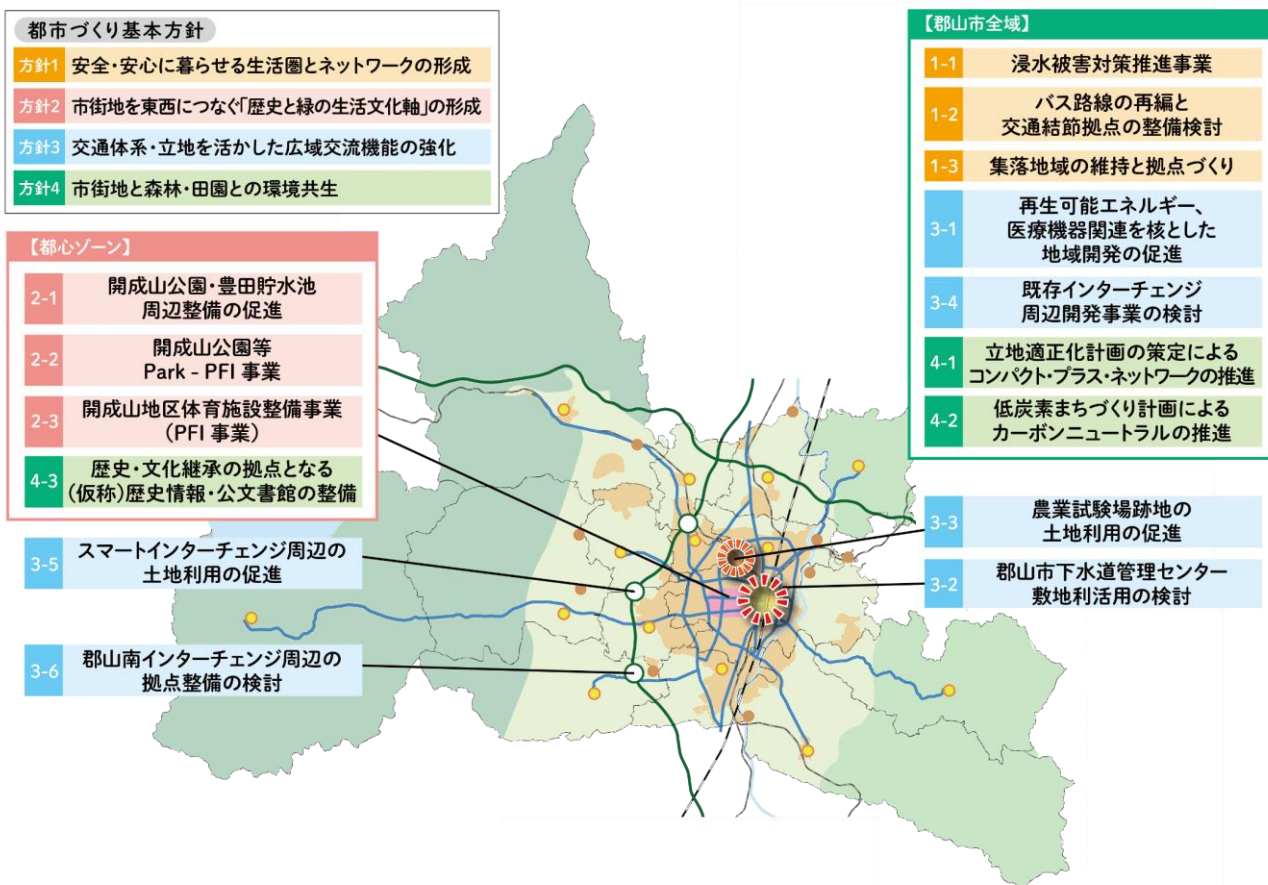
#### 4-2 低炭素まちづくり計画によるカーボンニュートラルの推進

2021（令和3）年3月に策定、2023年（令和5）年3月に改定した気候変動対策総合戦略においては、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の達成に向け、2030年度の温室効果ガス排出量を50%削減（2013年度比）することを目標に掲げ、再生可能エネルギーの活用やエネルギーの地産地消などに取り組むこととしていることから、都市計画マスタープランに示す将来都市構造の考え方を踏まえ、二酸化炭素排出量の少ない都市構造の実現に向けた方策等を示す低炭素まちづくり計画に基づき、太陽光発電施設の設置等、未利用エネルギーや再生可能エネルギーの利用を促進します。

#### 4-3 歴史・文化継承の拠点となる（仮称）歴史情報・公文書館の整備

歴史・文化継承の拠点施設として整備し、歴史・文化を活かしたアメニティ拠点の機能強化を図るとともに、地域の歴史・文化遺産をつなぐ回遊促進により、交流と賑わいの創出を推進します。

●先導プロジェクト位置図



# 6-1 先導プロジェクト

## ●都心ゾーン拡大図



改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

地域別構想  
第5章

実現化の方途  
第6章

資料編

## 6-2 関係主体の連携

魅力あるまちづくりを効果的に進めていくためには、市民協働のまちづくりの推進体制を充実するとともに、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、従来の枠組みにとらわれず連携して取り組んでいくことが重要です。

### 1 市民との協働

まちづくりにおける計画の早い段階から市民への説明や市民参加による意見の反映を行うことは、市民がまちづくりをより身近なものとして感じられるとともに、計画の円滑な実施のためにも重要です。このため、個別計画の策定においては、説明会や懇談会を行うなど、透明化と市民参加・参画機会の確保に努めます。

また、まちづくりに関する情報の広報誌への掲載、インターネットなどの活用などにより、行政からの積極的な情報提供や情報公開を推進します。

さらに、まちづくり活動を行っている市民や様々な活動団体への支援を行うとともに、協働のまちづくりの意識を啓発し、積極的に市民参加・参画の場を設けていきます。

### 2 行政の部局間連携と関係機関への働きかけ

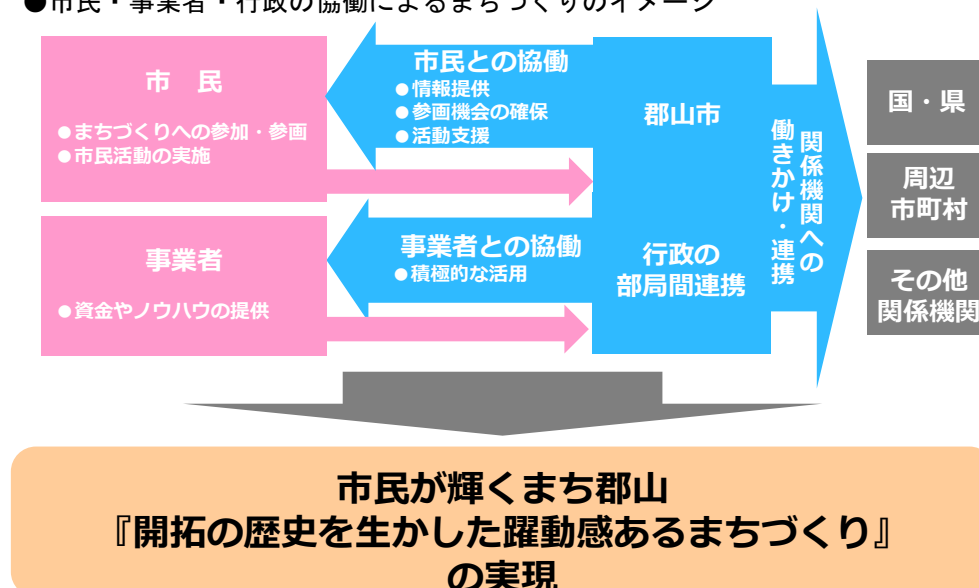
行政内部では、所属間の調整など横断的な取組を行うことができる組織体制の確立を図ります。国や県が主体となる事業では、市は関係機関として協力体制を構築し、事業の推進に協力するとともに、市民に最も身近な行政組織として、事業主体に対して市民意向の反映や事業の早期着手、実現化を要請します。また、関係機関及び周辺市町村との連携も強化し、個別計画の効果的な実現化を図ります。

### 3 事業者との連携

事業者による地域への貢献は、まちの活力源となり、まちづくりに対する大きな影響力を与えることとなります。

個別事業の推進にあたっては、財源負担の軽減化、事業の効率化のため、事業者、NPO などの民間活力を積極的に取り入れ、民間の持つノウハウの有効活用に努めます。

#### ●市民・事業者・行政の協働によるまちづくりのイメージ



## 6-3 計画の進行管理

まちづくりの推進には時間を要することから、中長期的な見通しに立って取り組み、実施過程を明らかにしながら、適切な政策判断を行う必要があります。

このため、「計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）」といった進行管理により、策定後における社会情勢や財政状況に的確に対応し、本計画の実効性を確保します。

### ■計画（Plan）

市民・事業者・行政が協働して、都市計画マスタープランを策定します。

### ■実施（Do）

本計画の各種方針に基づき、土地利用規制や都市計画事業を推進します。

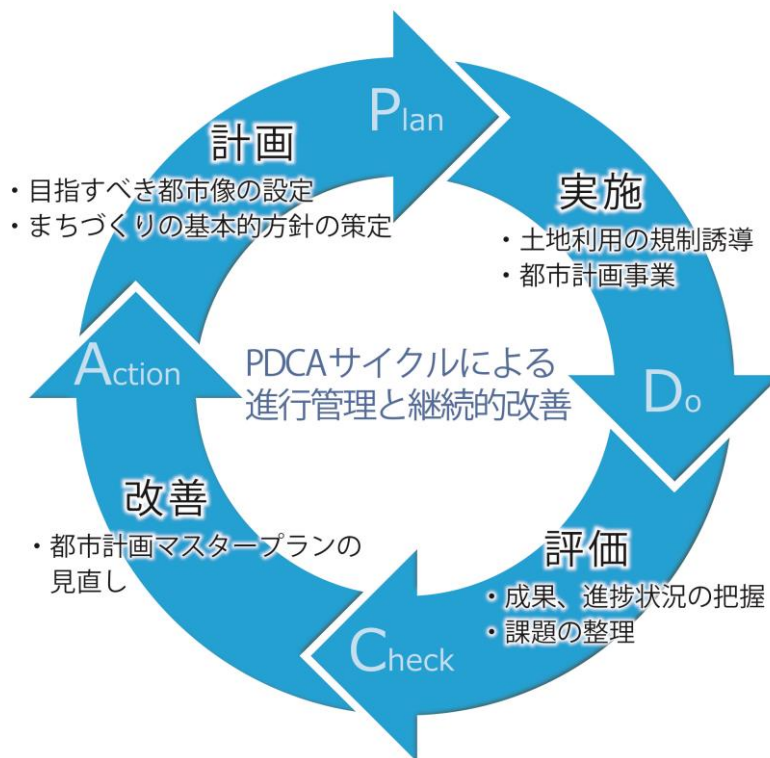
### ■評価（Check）

財政計画及び行政評価と連携しながら、定期的に都市計画マスタープランの成果や進捗状況を把握・分析します。

### ■改善（Action）

目標の実施状況や達成状況を踏まえ、都市計画マスタープランの見直しを行い、次の計画につなげていきます。

●PDCA サイクル概念図



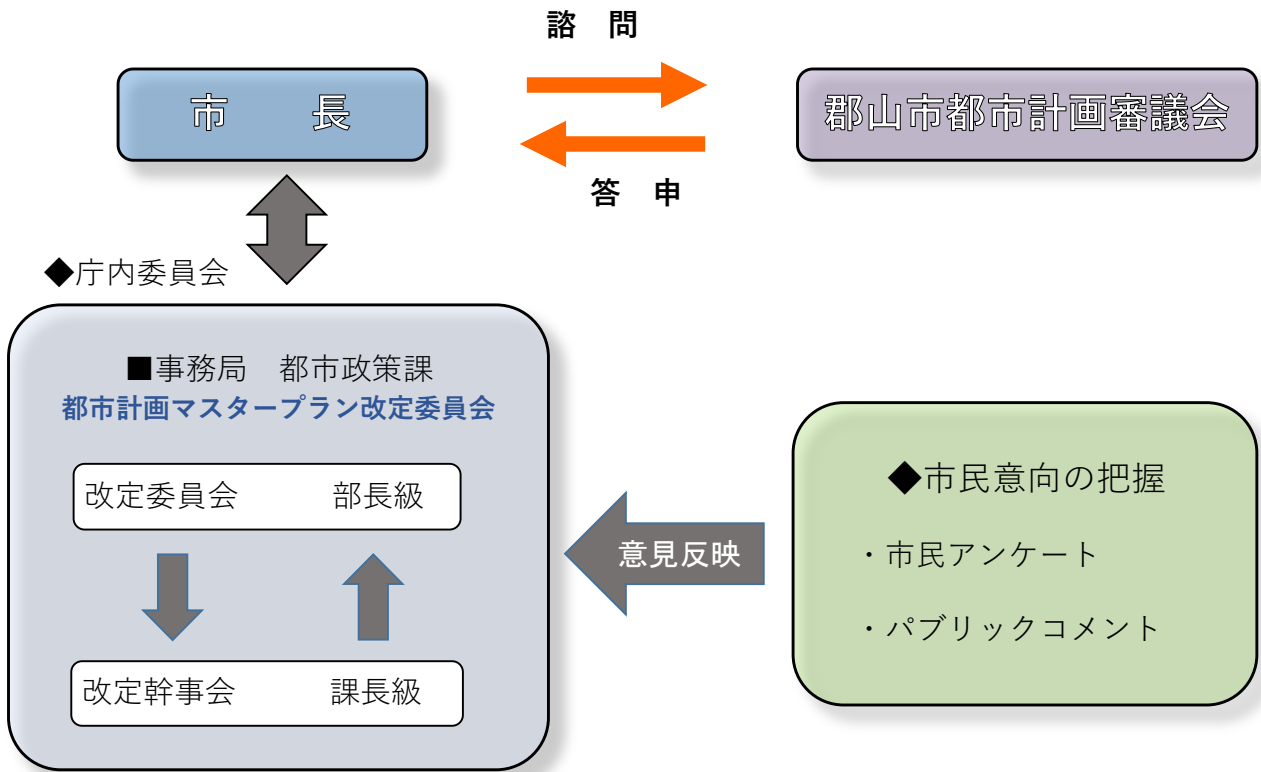
# 資料編



- 資－ 1 郡山市都市計画マスタープラン改定体制
- 資－ 2 郡山市都市計画マスタープラン改定経緯
- 資－ 3 市民意見の聴取
- 資－ 4 関連要綱など
- 資－ 5 用語解説

# 資-1 郡山市都市計画マスタープラン改定体制

## 1 改定体制



改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

都市の基盤と基盤  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

地域別構想  
第5章

実現化の方途  
第6章



## 2 郡山市都市計画審議会 名簿

区分	2022（令和4）年任期（令和4年5月27日～令和5年5月26日）		2023（令和5）年任期（令和5年5月27日～令和6年5月26日）	
	審議委員氏名	主な役職	審議委員氏名	主な役職
第1号委員 （市議会議員）	會田 一男	市議会議員	會田 一男	市議会議員
	近内 利男	市議会議員	近内 利男	市議会議員
	佐藤 栄作	市議会議員	佐藤 栄作	市議会議員
	名木 敬一	市議会議員	名木 敬一	市議会議員
	八重樫 小代子	市議会議員	八重樫 小代子	市議会議員
	山根 悟	市議会議員	山根 悟	市議会議員
第2号委員 （学識経験者）	阿部 亜巳	弁護士（弁護士法人クレイス法律事務所勤務）	阿部 亜巳	弁護士（弁護士法人クレイス法律事務所勤務）
	今泉 守顕	郡山商工会議所 副会頭 （株）郡山第一ビル 代表取締役社長）	今泉 守顕	郡山商工会議所 副会頭 （株）郡山第一ビル 代表取締役社長）
	今野 静	（公社）福島県看護協会 会長	今野 静 （～7/11） 佐藤 博子 （7/24～）	（公社）福島県看護協会 会長
	斎藤 陽一	東日本旅客鉄道（株）郡山 駅長	斎藤 陽一	東日本旅客鉄道（株）郡山 駅長
	佐久間 啓	（医）あさかホスピタル 理事長	佐久間 啓	（医）あさかホスピタル 理事長
	佐久間 俊一	農業委員会 会長	佐久間 俊一	農業委員会 会長
	佐藤 修朗	福島トヨペット（株） 代表取締役社長	佐藤 修朗	福島トヨペット（株） 代表取締役社長
	坪井 道子	（株）ツボイ 代表取締役 （（公社）福島県建築士会郡山支部 理事）	坪井 道子	（株）ツボイ 代表取締役 （（公社）福島県建築士会郡山支部 理事）
内藤 清吾	元（株）内藤工業所 会長	内藤 清吾	元（株）内藤工業所 会長	
速水 清孝	（学）日本大学工学部建築学科 教授	速水 清孝	（学）日本大学工学部建築学科 教授	
第3号委員 （関係行政機関の職員）	遠藤 雅司	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所長	遠藤 雅司	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所長
	中島 博	福島県 県中地方振興局長	小貫 薫	福島県 県中地方振興局長
	宗像 誠也	福島県 県中建設事務所長	芳賀 英幸	福島県 県中建設事務所長
	遠藤 勉	福島県 郡山警察署長	遠藤 勉	福島県 郡山警察署長

# 資-1 郡山市都市計画マスタープラン改定体制

## 3 郡山市都市計画マスタープラン改定委員会 名簿

役職名	職名【2022（令和4）年度】	職名【2023（令和5）年度】
委員長	副市長	副市長
副委員長	都市整備部長	都市構想部長
委員	総務部長	総務部長
	政策開発部長	政策開発部長
	財務部長	財務部長
	税務部長	税務部長
	市民部長	市民部長
	文化スポーツ部長	文化スポーツ部長
	環境部長	環境部長
	保健福祉部長	保健福祉部長
	こども部長	こども部長
	農林部長	農林部長
	産業観光部長	産業観光部長
	建設交通部長	建設部長
	教育委員会事務局 教育総務部長	教育委員会事務局 教育総務部長
	教育委員会事務局 学校教育部長	教育委員会事務局 学校教育部長
農業委員会事務局長	農業委員会事務局長	
上下水道局長	上下水道局長	



●改定委員会



●改定幹事会

改定の背景  
序章

郡山の現状と課題  
第1章

郡山の基盤と基目標  
第2章

将来都市構造  
第3章

分野別方針  
第4章

地域別構想  
第5章

実現化の方途  
第6章

## 4 郡山市都市計画マスタープラン改定幹事会 名簿

役職名	【2022（令和4）年度】		【2023（令和5）年度】	
	部局	職名	部局	職名
幹事長	都市整備部	次長	都市構想部	次長兼開発建築指導課長
副幹事長	都市整備部	参事兼都市政策課長	都市構想部	次長兼総合交通政策課長
				参事兼都市政策課長
幹事	総務部	総務法務課長	総務部	次長兼総務法務課長
	政策開発部	次長兼政策開発課長	政策開発部	次長兼政策開発課長
	財務部	次長兼財政課長	財務部	財政課長
	税務部	市民税課長	税務部	市民税課長
	市民部	市民・NPO活動推進課長	市民部	市民・NPO活動推進課長
	文化スポーツ部	次長兼文化振興課長	文化スポーツ部	次長兼文化振興課長
	環境部	環境政策課長	環境部	次長兼環境政策課長
	保健福祉部	次長兼保健福祉総務課長	保健福祉部	保健福祉総務課長
	こども部	こども政策課長	こども部	次長兼こども政策課長
	農林部	次長兼農業政策課長	農林部	次長兼農業政策課長
	産業観光部	産業雇用政策課長	産業観光部	産業雇用政策課長
	建設交通部	道路建設課長	建設部	道路建設課長
	教育委員会事務局 教育総務部	次長兼総務課長	教育委員会 事務局教育総務部	次長兼総務課長
	教育委員会事務局 学校教育部	学校管理課長	教育委員会 事務局学校教育部	学校管理課長
	農業委員会事務局	次長	農業委員会事務局	次長
	上下水道局	次長兼総務課長	上下水道局	総務課長

## 資-2 郡山市都市計画マスタープラン改定経緯

2022（令和4）年度	
月 日	内容
7月22日	【庁内調整】第1回改定委員会(部長級)
7月29日	【庁内調整】第1回改定幹事会(課長級)
8月3日～ 8月31日	【庁内調整】関係各課及び各行政センター意見照会
8月26日～ 9月30日	【市民意向の把握】中学校への協力依頼（生徒及びPTA） 郡山第二中学校、小原田中学校、富田中学校、大槻中学校、行健中学校、明健中学校、安積中学校、安積第二中学校、三穂田中学校、逢瀬中学校、片平中学校、喜久田中学校、日和田中学校、湖南中学校、熱海中学校、守山中学校、西田学園、宮城中学校（全18校、145件）
8月29日	【庁外調整】（第1回）郡山市都市計画審議会（108回） ・社会情勢の変化や上位計画の見直しに伴い都市計画マスタープランの改定を提案 ・郡山市都市計画マスタープラン2015の位置づけなどの説明 ・都市計画マスタープランの策定体制の説明
9月14日～ 9月30日	【市民意向の把握】行政区長等：直接依頼（一部郵送） 開成地区町内会連合会（旧市内西）、東部地区町内会連合会（旧市内東）、富田町正副区長会（富田地域）、大槻中央地区町内会（大槻地域）、富久山町連合町内会長 連絡協議会（富久山地域）、安積町自治会長会（安積地域）、三穂田町区長会（三穂田地域）、逢瀬町区長会（逢瀬地域）、片平町区長等連絡協議会（片平地域）、喜久田町区長会（喜久田地域）、日和田町町内会長協議会（日和田地域）、湖南町区長会（湖南地域）、熱海町行政区長会（熱海地域）、田村町自治会（田村地域）、西田町区長会（西田地域）、中田町内会連絡協議会（中田地域）（全16地域、16件） 各行政センター：窓口アンケート（43件）
9月20日～ 9月25日	【市民意向の把握】オープンハウス：市民ギャラリーアンケート（102件） ※9月22日(木)9月25日(日)職員説明
11月15日～ 11月30日	【庁内調整】第2回改定幹事会(書面開催)
1月20日 ～2月10日	【庁内調整】第2回改定委員会(書面開催)
3月6日	【庁外調整】（第2回）郡山市都市計画審議委員への中間報告（書面） ・スケジュール ・主な見直しのポイント ・新旧対照表 ・アンケート結果

2023（令和5）年度	
月 日	内容
4月25日	【庁内調整】第3回改定幹事会（課長級）
5月11日	【庁内調整】第3回改定委員会（部長級）
6月21日～6月30日	【庁内調整】各課 意見照会
7月28日	【庁内調整】第4回改定幹事会
8月7日	【庁内調整】第4回改定委員会

## 資-3 市民意見の聴取

### 1 市民意見調査等の開催

#### 〔実施概要〕

本計画の改定にあたり、郡山市の都市づくりに関する市民意向を確認するため、アンケート形式の調査を実施しました。実施要領は下記のとおりです。

調査内容：都市計画マスタープラン見直しに関連すること（次頁以降参照）

調査対象：都市計画区域内にお住まいの①中学生及びP T A ②行政区長

#### ①中学生及びP T A

箇所数：18校（旧市内2校+行政センター管内各1校（富久山・安積のみ2校））

依頼数：生徒6名（各学年2名（男女各1名）×3学年）

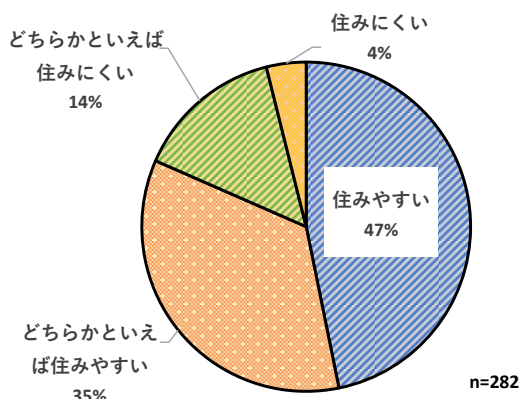
P T A 6名（調査依頼生徒の親以外）

#### ②行政区長：16団体（旧市内2団体+行政センター管内各1団体）

〔 主な調査結果 〕

(1) 現在お住まいの地域について住みやすいと感じていますか。

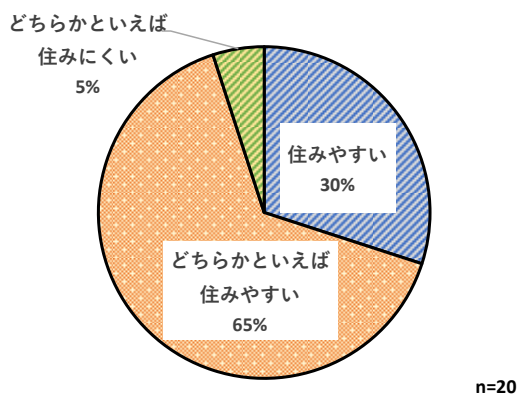
【市内】



○「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計が80%を超えており、市内の住みやすさにおおむね満足している市民が多いと言えます。

○一方で、「どちらかといえば住みにくい」「住みにくい」の回答は20%近くあり、市内の住みやすさの向上が求められていると考えられます。

【市外】



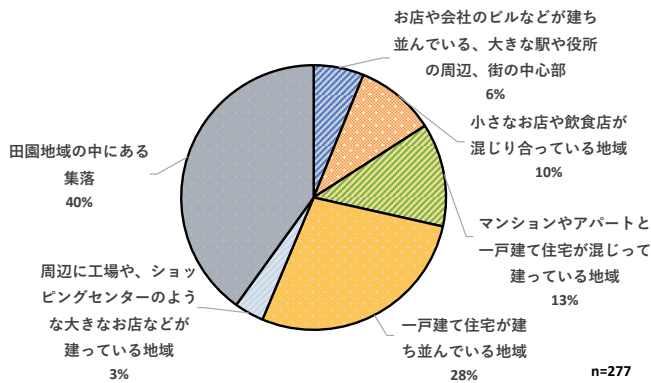
○「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」の合計が95%と市内の満足度を上回っており、市外の住みやすさの満足度は非常に高いといえます。

○また、「どちらかといえば住みにくい」は5%にとどまり、「住みにくい」と回答した人はいませんでした。

# 資-3 市民意見の聴取

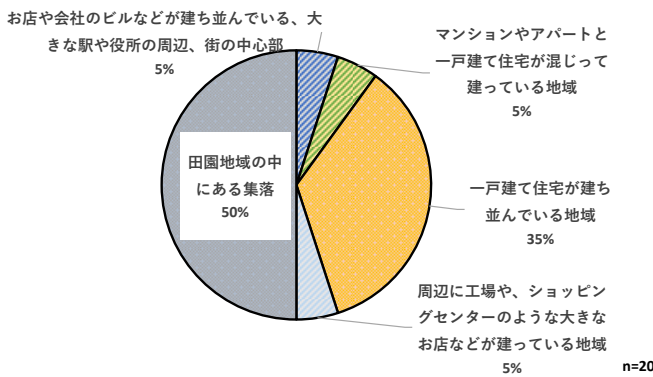
## (2) 現在住んでいる地域はどのような地域ですか。

### 【市内】



- 「田園地域の中にある集落」と回答した方が40%と最も多く、次いで「一戸建て住宅が建ち並んでいる地域」が28%と多くなっています。
- また、「マンションやアパートと一戸建て住宅が混じって建っている地域」が13%、「小さなお店や飲食店が混じり合っている地域」が10%と順に多くなっています。

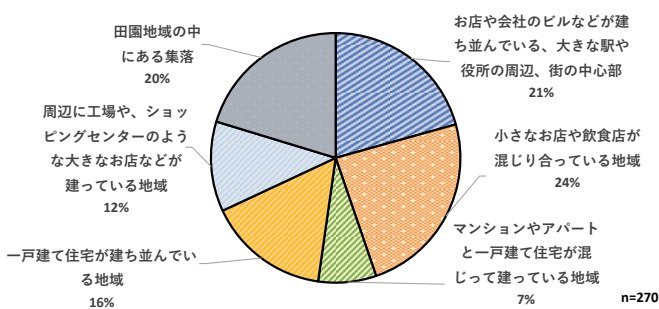
### 【市外】



- 市外では「田園地域の中にある集落」が50%と最も多く、全体の半数を占めています。
- 次いで「一戸建て住宅が建ち並んでいる地域」が35%と多くなっています。

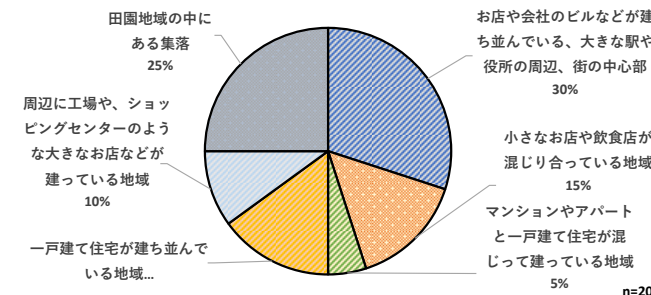
## (3) 今後住みたいと思う地域はどのような地域ですか。

### 【市内】



- 「小さなお店や飲食店が混じり合っている地域」が24%と最も多く、次いで「お店や会社のビルなどが建ち並んでいる、大きな駅や役所の周辺、街の中心部」が21%であり、現在の住まいよりもまちの中心部に近い地域を希望する回答が比較的多くなっていると言えます。

### 【市外】

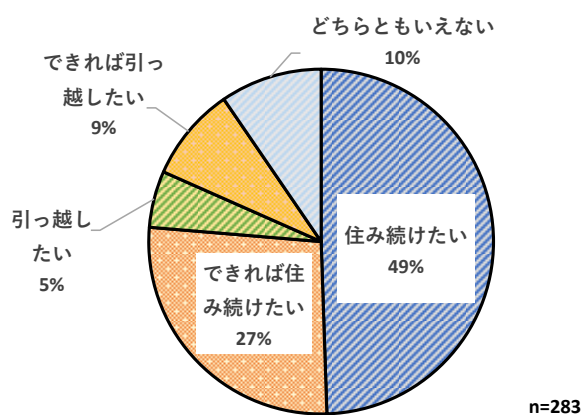


- 市外では「お店や会社のビルなどが建ち並んでいる、大きな駅や役所の周辺、街の中心部」が30%と最も多く、次いで「田園地域の中にある集落」が25%でした。
- 市内の結果と同様に、市外の方も現在の住まいよりもまちの中心部に近い地域を希望していると考えられます。



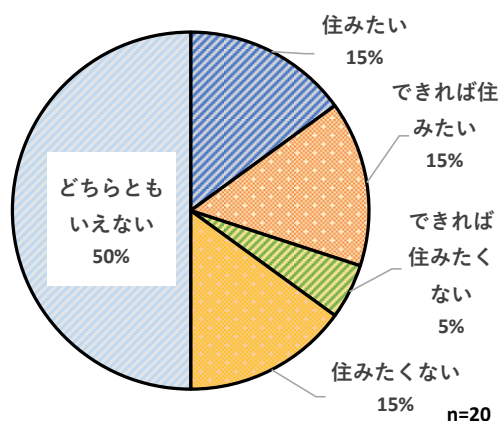
## (4) 今後、郡山市に住みたいと思いますか。

### 【市内】



- 「住み続けたい」が49%、「できれば住み続けたい」が27%であり、今後も住み続けたいと希望している市民が比較的多いと言えます。
- 一方で、「引越したい」が5%、「できれば引越したい」が9%であり、このような市民に今後も住み続けてもらうための取組が重要になると考えられます。

### 【市外】



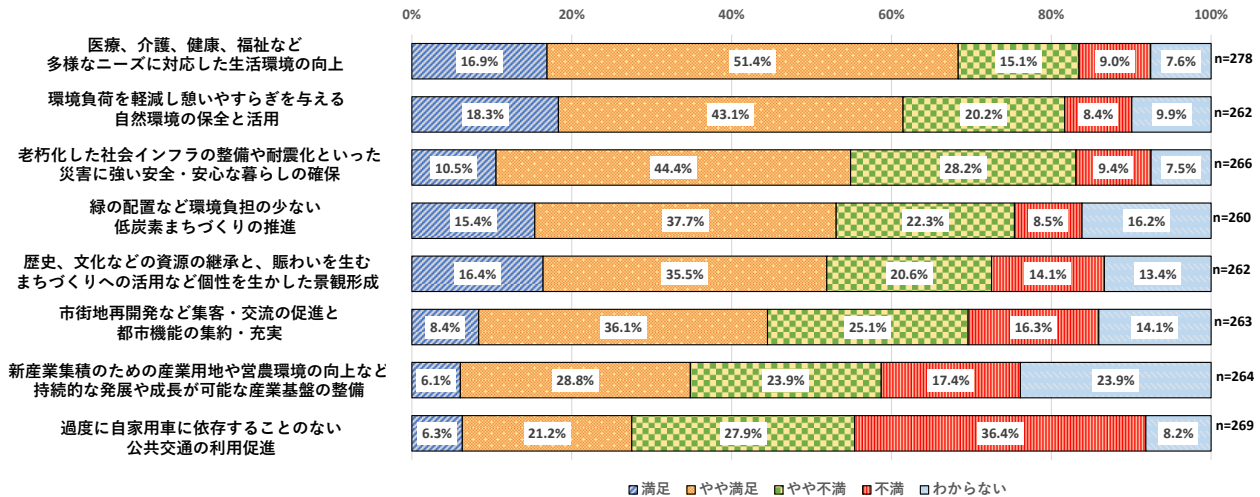
- 「住みたい」が15%、「できれば住みたい」が15%である一方で、「できれば住みたくない」が5%、「住みたくない」が15%となっています。
- また、「どちらともいえない」が50%であることから、「郡山市に住みたい」と思ってもらえるよう、暮らしやすさや中心部の魅力を高める取組が重要であると考えられます。

# 資-3 市民意見の聴取

## (5) お住まいの生活圏について、各項目の満足度と特に重要と思われる項目を教えてください。

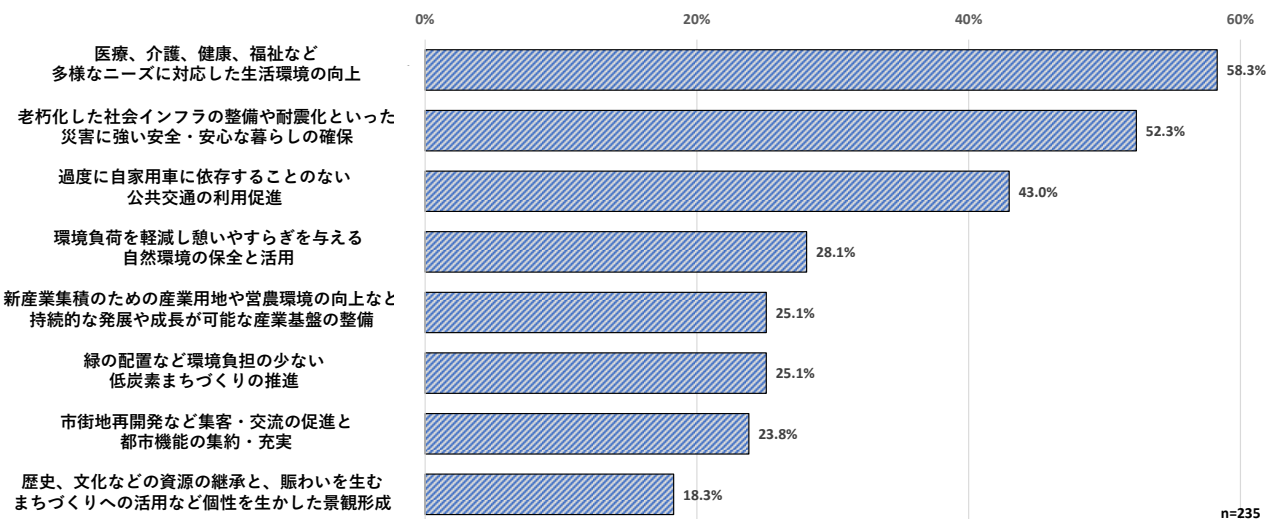
### 【市内】

#### ■満足度



- 最も満足度が高いのは「医療、介護、健康、福祉など多様なニーズに対応した生活環境の向上」であり、市内の医療・福祉体制に比較的満足している様子がうかがえます。
- 一方で「過度に自家用車に依存することのない公共交通の利用促進」は満足度が低いことから、公共交通の利便性を向上させる取組の推進が求められていると考えられます。

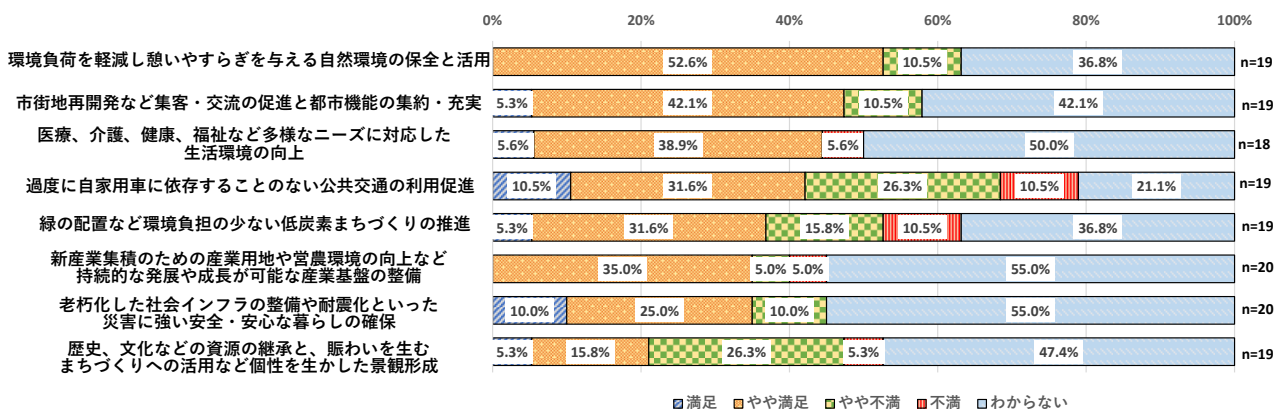
#### ■重要度



- 最も重要視されているのは「医療、介護、健康、福祉など多様なニーズに対応した生活環境の向上」であり、今後も高い満足度を維持する必要があります。
- 次いで「老朽化した社会インフラの整備や耐震化といった災害に強い安全・安心な暮らしの確保」の回答も多かったことから、近年頻発する自然災害への対応やインフラ整備が求められていると言えます。

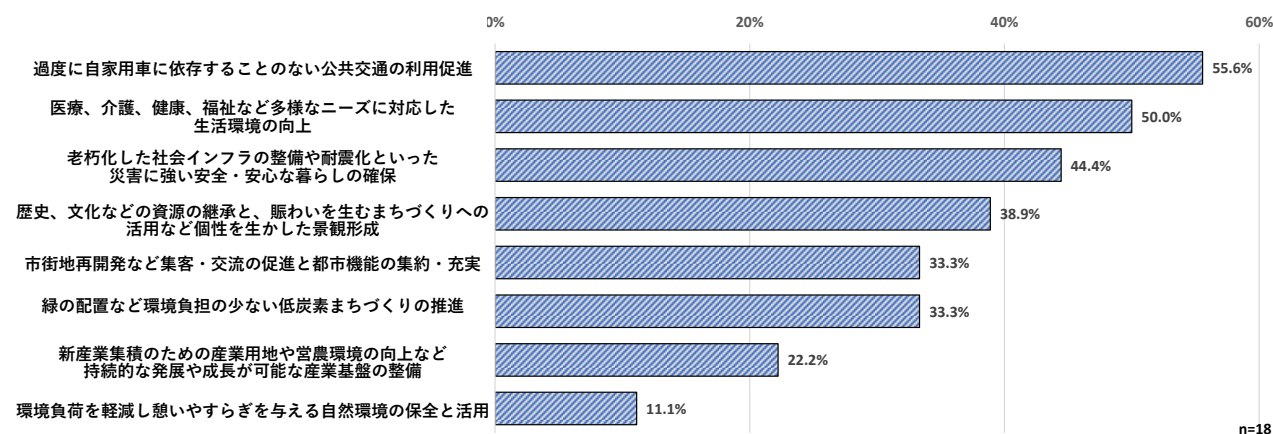
## 【市外】

### ■満足度



- 満足度が最も高かったのは「環境負荷を軽減し憩いやすらぎを与える自然環境の保全と活用」であり、市外の方は豊かな自然環境に満足している方が多いと言えます。
- 一方で満足度が低かったのは「歴史、文化などの資源の継承と、賑わいを生むまちづくりへの活用など個性を生かした景観形成」や「老朽化した社会インフラの整備や耐震化といった災害に強い安全・安心な暮らしの確保」であり、市外におけるまちの賑わい創出や安全面での機能向上が求められています。

### ■重要度



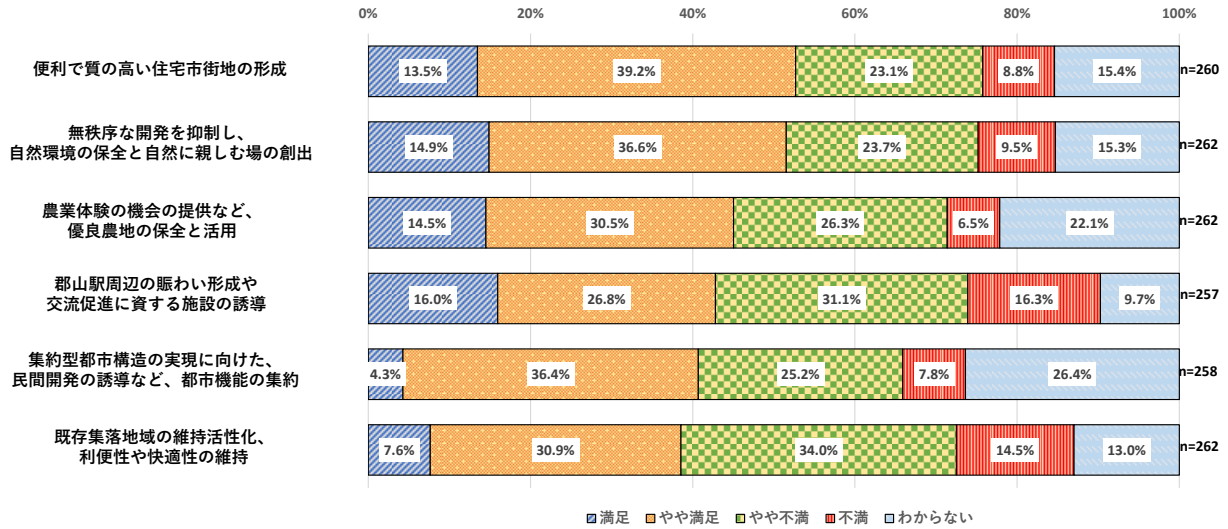
- 最も重要視されているのは「過度に自家用車に依存することのない公共交通の利用促進」でした。一方で、同項目の満足度は40%程度に留まっていることから、今後も市外における公共交通の充実が求められていると言えます。

# 資-3 市民意見の聴取

(6) 郡山市の都市づくりについて、各項目の満足度を教えてください。  
また、特に重要と思われる項目を教えてください。

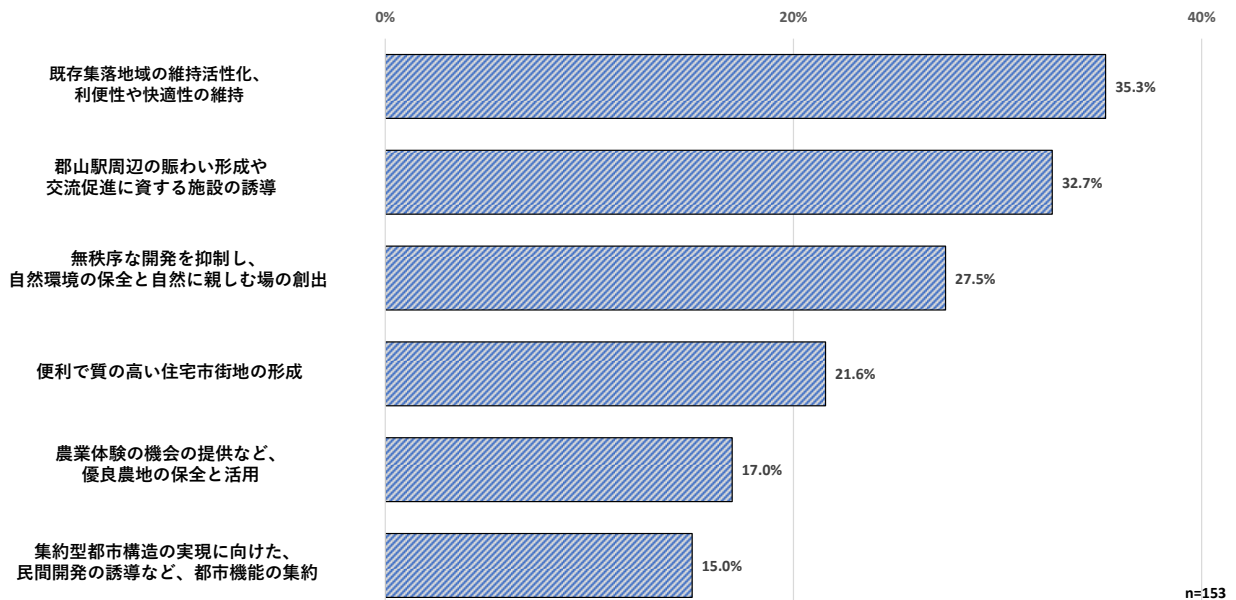
## ①-1 土地利用 【市内】

### ■満足度



○満足度が高いのは「便利で質の高い住宅市街地の形成」や「無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全と自然に親しむ場の創出」であり、市内の住環境・自然環境に対する満足度は比較的高いと言えます。

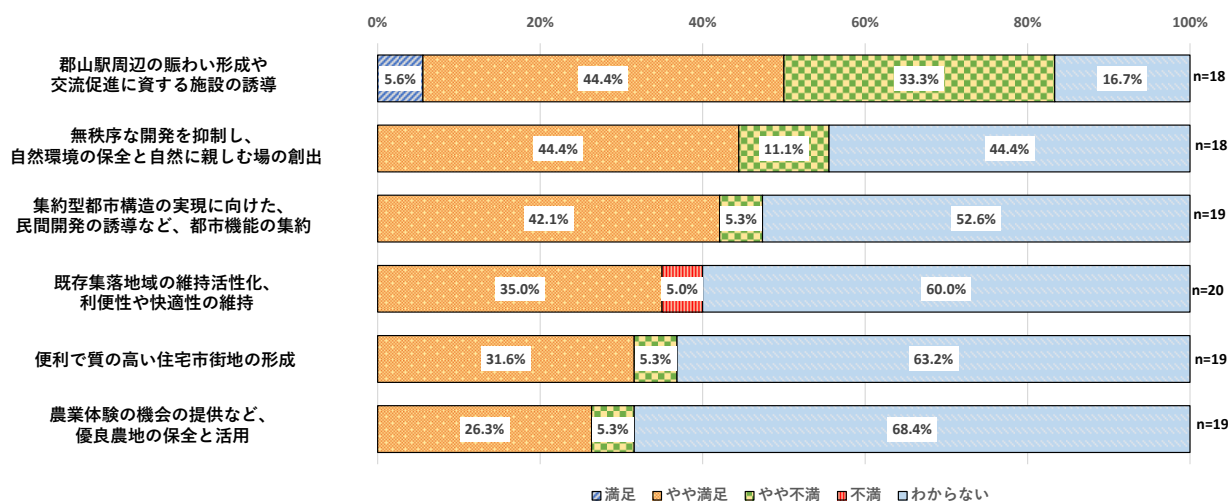
### ■重要度



○重要度が最も高いのは「既存集落地域の維持活性化、利便性や快適性の維持」でした。しかし、同項目の満足度は最も低かったことから、今後は市内の既存集落地域における活性化が強く求められていると言えます。

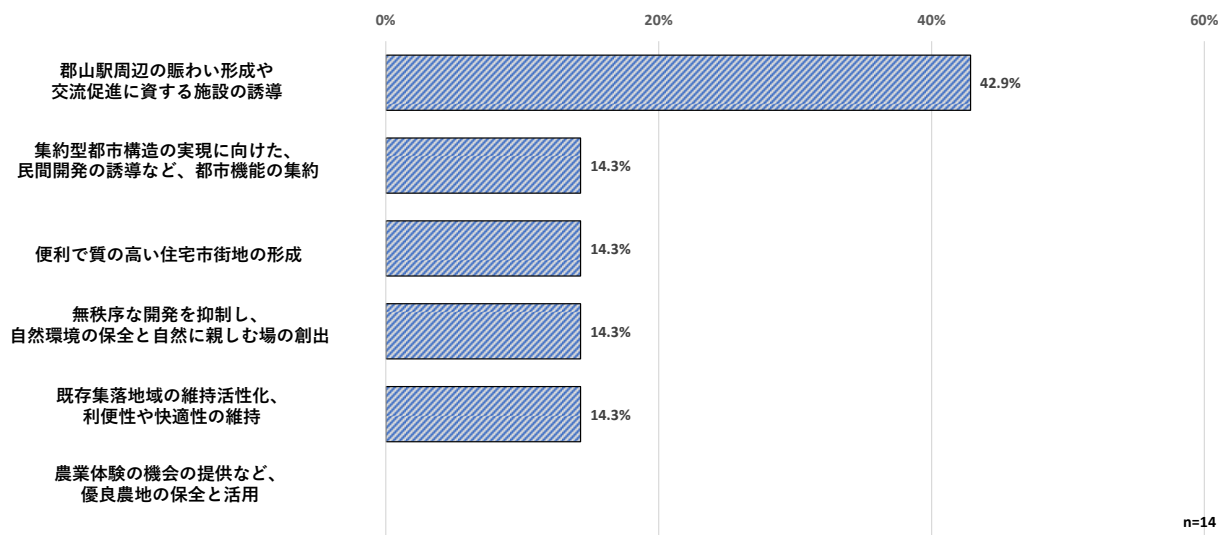
## ① - 2 土地利用 【市外】

### ■満足度



○最も満足度が高かったのは「郡山駅周辺の賑わい形成や交流促進に資する施設の誘導」でした。「わからない」の回答を除き、「やや不満」と回答した方も多かったことから、郡山駅周辺における賑わい創出や施設誘導については特に注目されている取組であると考えられます。

### ■重要度

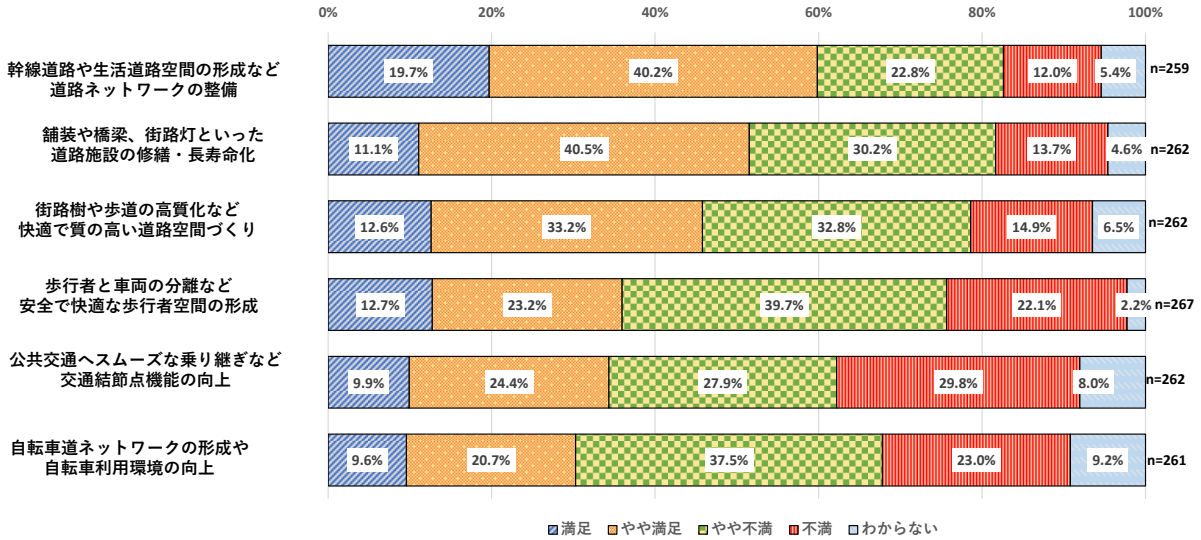


○重要度が最も高かったのは「郡山駅周辺の賑わい形成や交流促進に資する施設の誘導」であり、満足度の結果と同様に、郡山駅周辺の充実が求められていると言えます。

# 資-3 市民意見の聴取

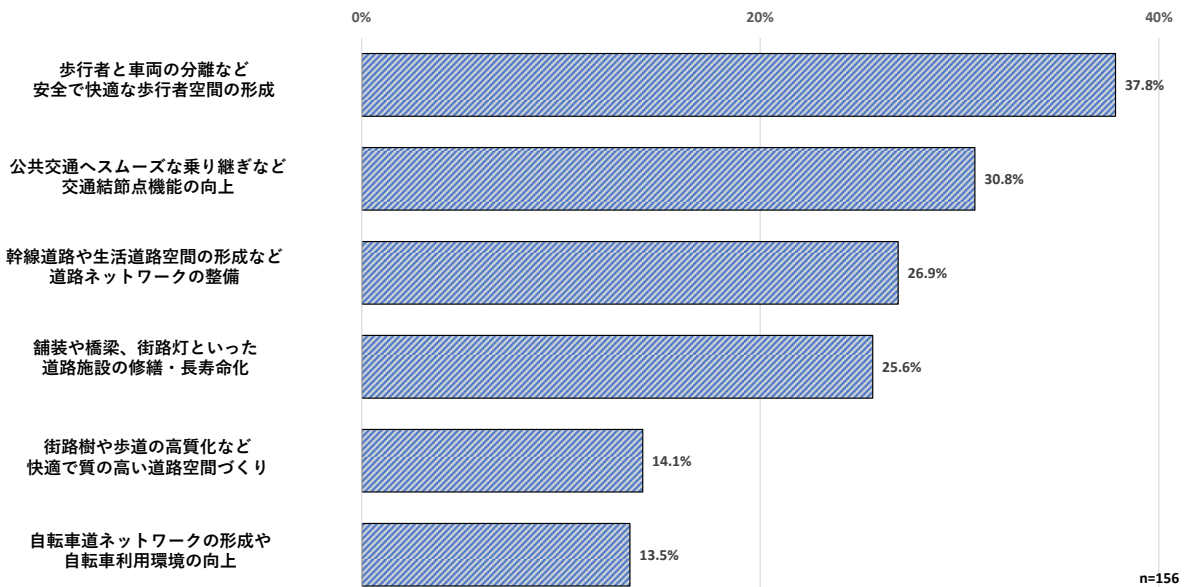
## ②-1 道路・交通 【市内】

### ■満足度



- 満足度が最も高かったのは「幹線道路や生活道路空間の形成など道路ネットワークの整備」であり、市内の道路ネットワークの状態については比較的満足されていると言えます。
- 一方で満足度が低かったのは「自転車道ネットワークの形成や自転車利用環境の向上」や「公共交通へスムーズな乗り継ぎなど交通結節点機能の向上」であり、自動車に頼らない移動手段に関する環境整備も求められていると考えられます。

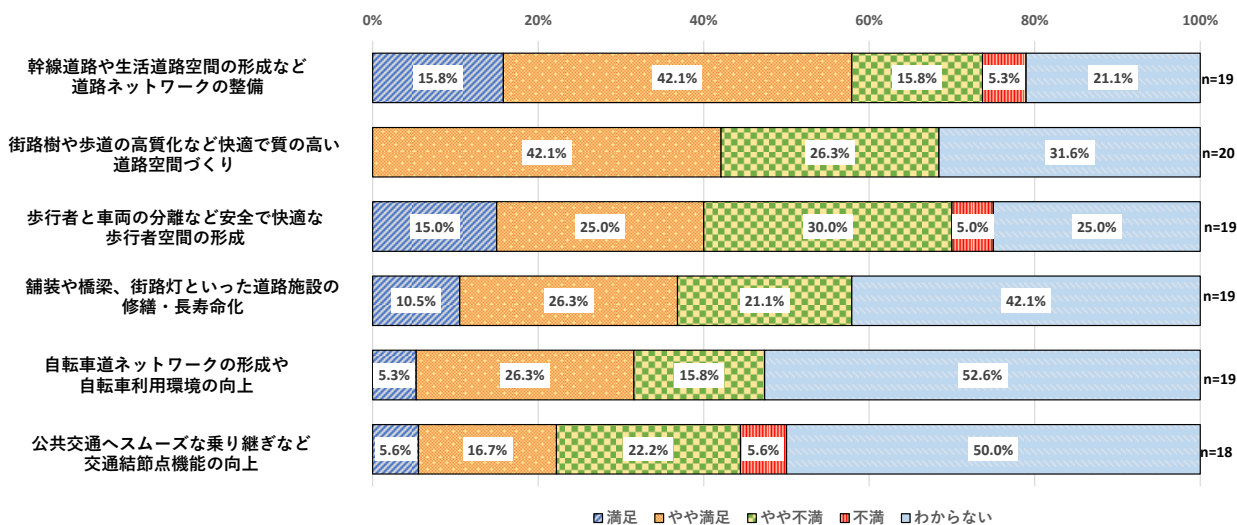
### ■重要度



- 重要度が最も高かったのは「歩行者と車両の分離など安全で快適な歩行者空間の形成」ですが、満足度は比較的低かったことから、歩行者空間に関する今後の取組推進が求められていると言えます。
- 次いで「公共交通へスムーズな乗り継ぎなど交通結節点機能の向上」も重視されており、これも満足度が低かったことから、利用促進とあわせて機能の向上が求められていると考えられます。

## ②-2 道路・交通 【市外】

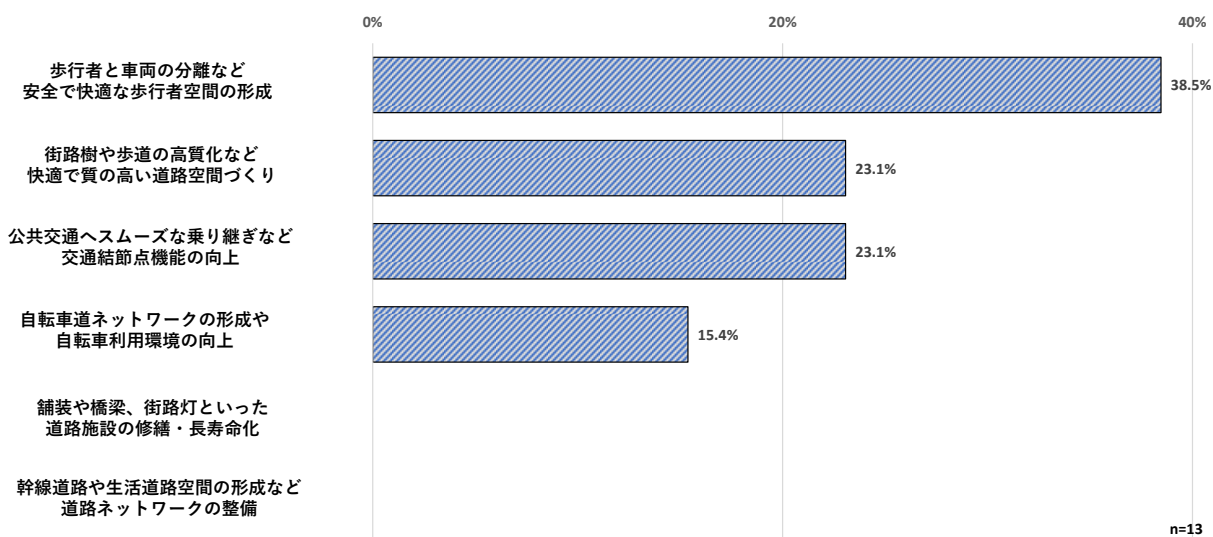
### ■満足度



○満足度が最も高いのは「幹線道路や生活道路空間の形成など道路ネットワークの整備」でした。

○一方で満足度が最も低かったのは「公共交通へスムーズな乗り継ぎなど交通結節点機能の向上」であり、市内だけでなく市外の方からも公共交通の充実が求められていると考えられます。

### ■重要度

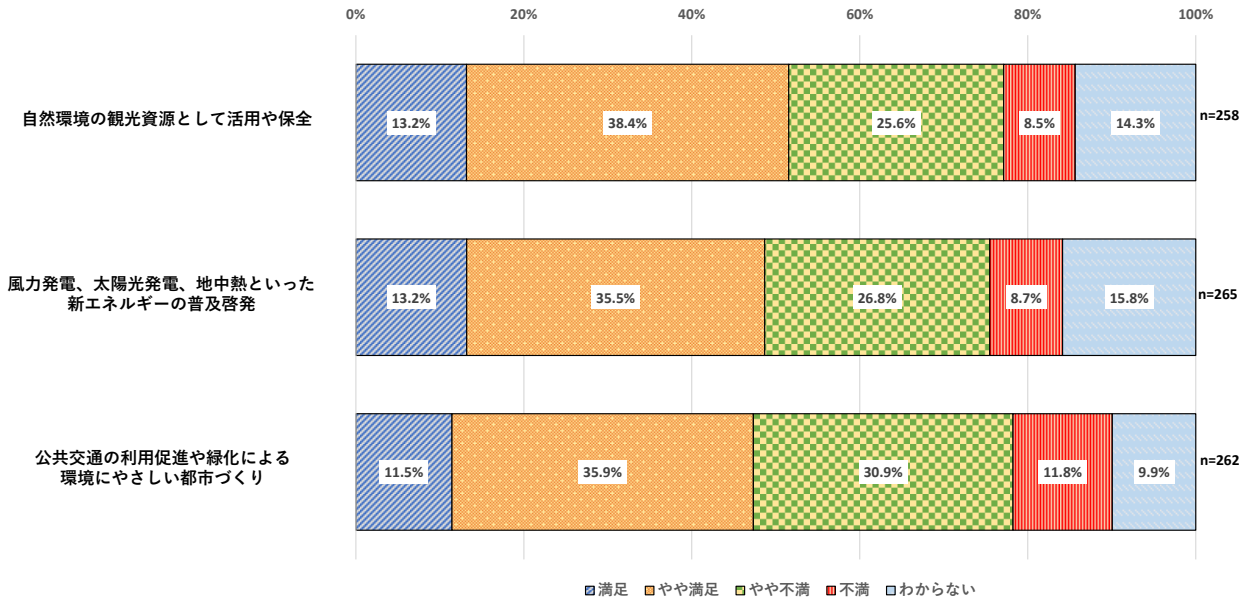


○「歩行者と車両の分離など安全で快適な歩行者空間の形成」の重要度が最も高く、市内の方と同様に、市外の方も歩行者空間の充実を求めていると考えられます。

# 資-3 市民意見の聴取

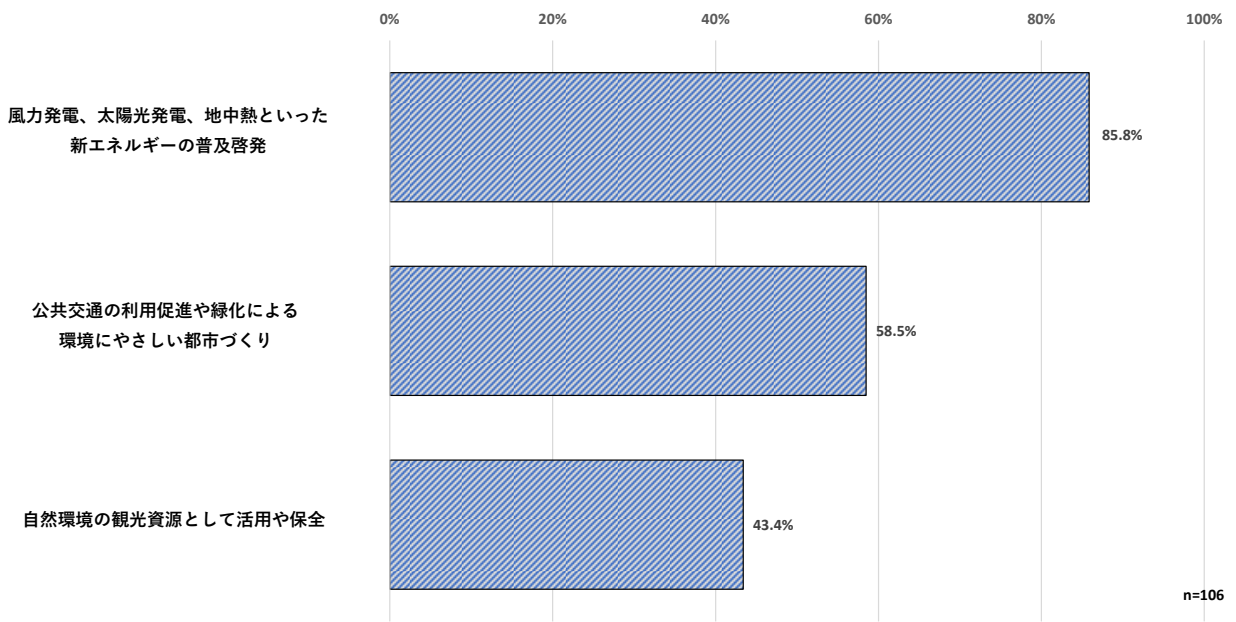
## ③-1 緑・環境 【市内】

### ■満足度



- 最も満足度が高いのは「自然環境の観光資源としての活用や保全」であり、豊かな自然環境の保全・活用については満足されていると考えられます。
- 一方で「公共交通の利用促進や緑化による環境にやさしい都市づくり」は満足度が比較的低く、環境負荷の低減に向けた取組の推進が求められていると言えます。

### ■重要度

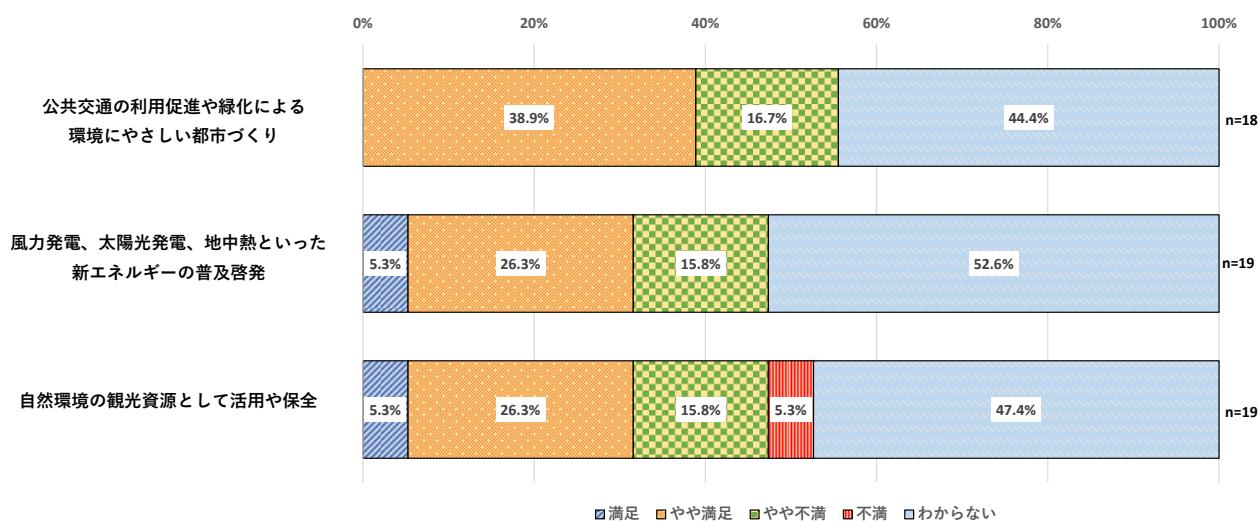


- 最も重要度が高いのは「風力発電、太陽光発電、地中熱といった新エネルギーの普及啓発」であり、新たなエネルギーの活用に関して、今後の取組推進が求められていると考えられます。



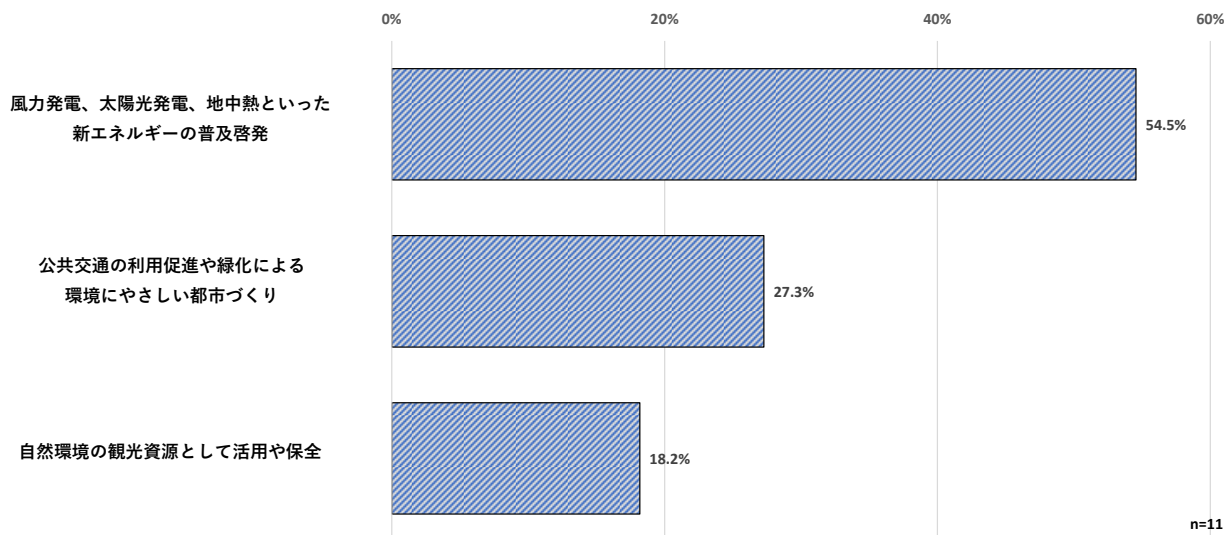
## ③ - 2 緑・環境 【市外】

### ■満足度



○最も満足度が高いのは「公共交通の利用促進や緑化による環境にやさしい都市づくり」ですが、全体の40%未満に留まっており、今後も良好な自然環境に配慮したまちづくりが求められていると考えられます。

### ■重要度

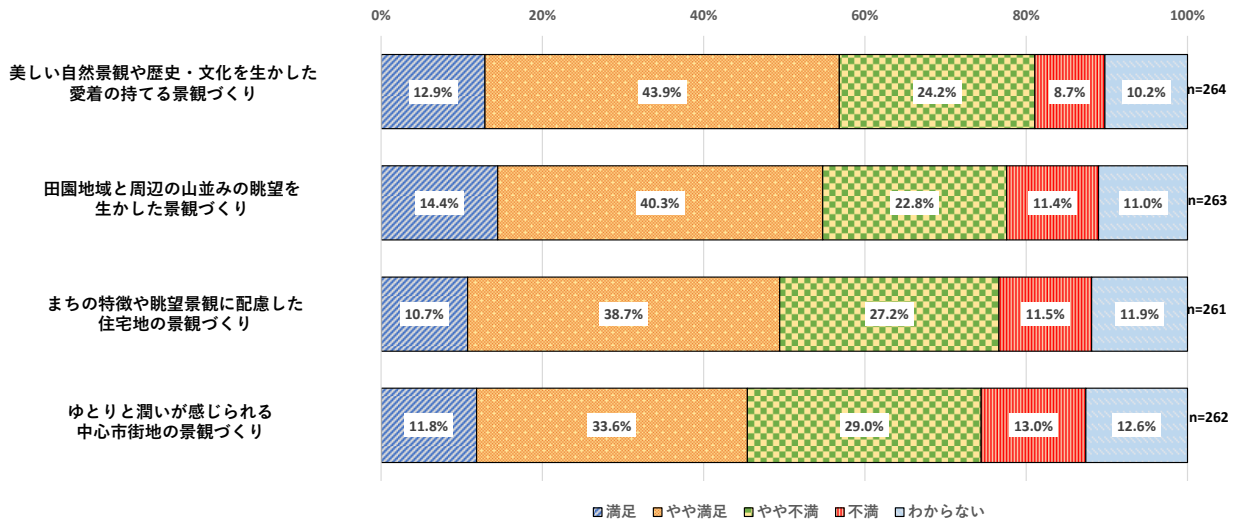


○最も重要度が高いのは「風力発電、太陽光発電、地中熱といった新エネルギーの普及啓発」であり、市内の方と同様に、市外においても今後の新エネルギーの活用が求められていると考えられます。

# 資-3 市民意見の聴取

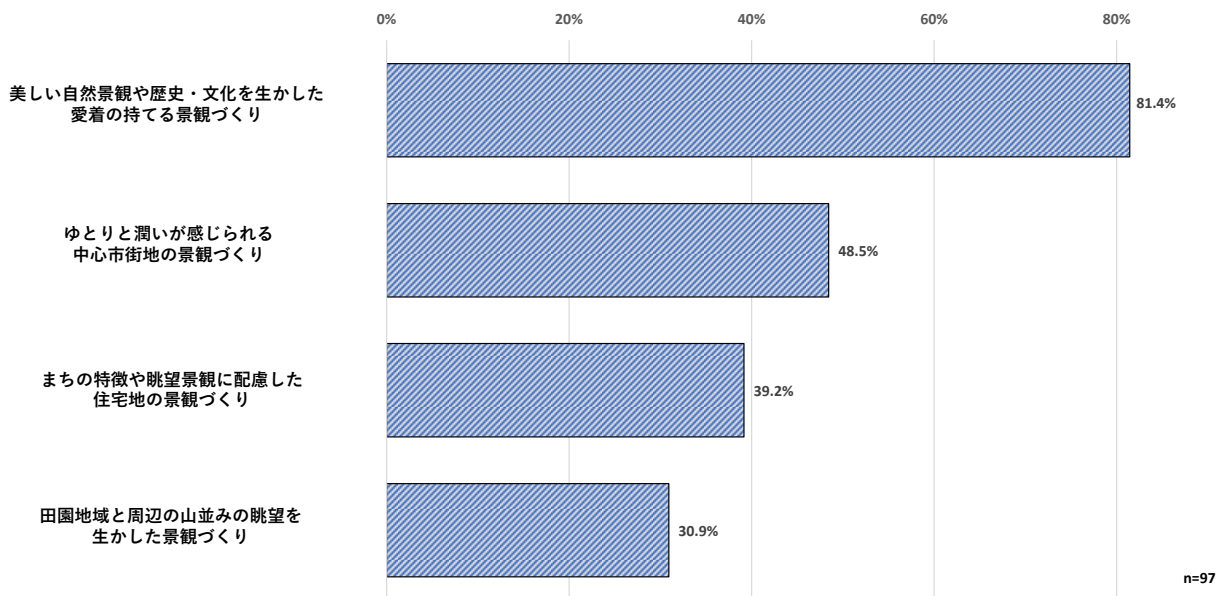
## ④-1 都市景観【市内】

### ■満足度



- 最も満足度が高いのは「美しい自然景観や歴史・文化を生かした愛着の持てる景観づくり」であり、市内の美しい自然景観についてはおおむね満足していると考えられます。
- 一方で「ゆとりと潤いが感じられる中心市街地の景観づくり」の満足度が低かったことから、今後はまちなかにおける景観の改善が求められていると言えます。

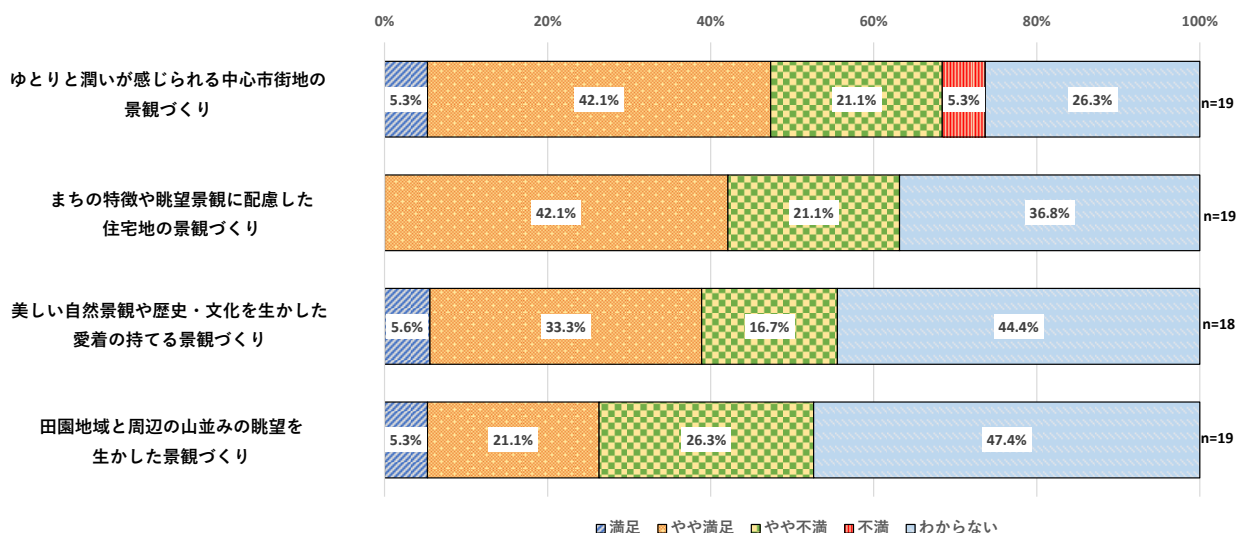
### ■重要度



- 最も重要度が高いのは「美しい自然景観や歴史・文化を生かした愛着の持てる景観づくり」であり、満足度の高さから分かるように今後も市内の自然景観を維持・向上していく必要があると考えられます。

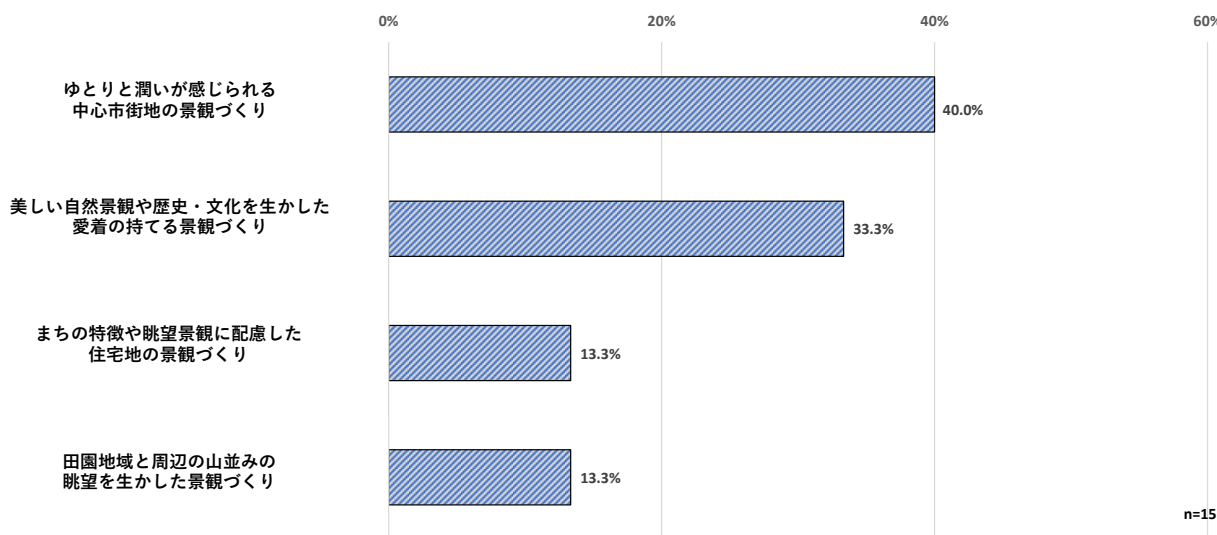
## ④ - 2 都市景観 【市外】

### ■満足度



○最も満足度が高いのは「ゆとりと潤いを感じられる中心市街地の景観づくり」でした。これは市内の方からは最も満足度が低かった項目であり、市外の方から見ると中心市街地の景観は比較的満足されていると考えられます。

### ■重要度

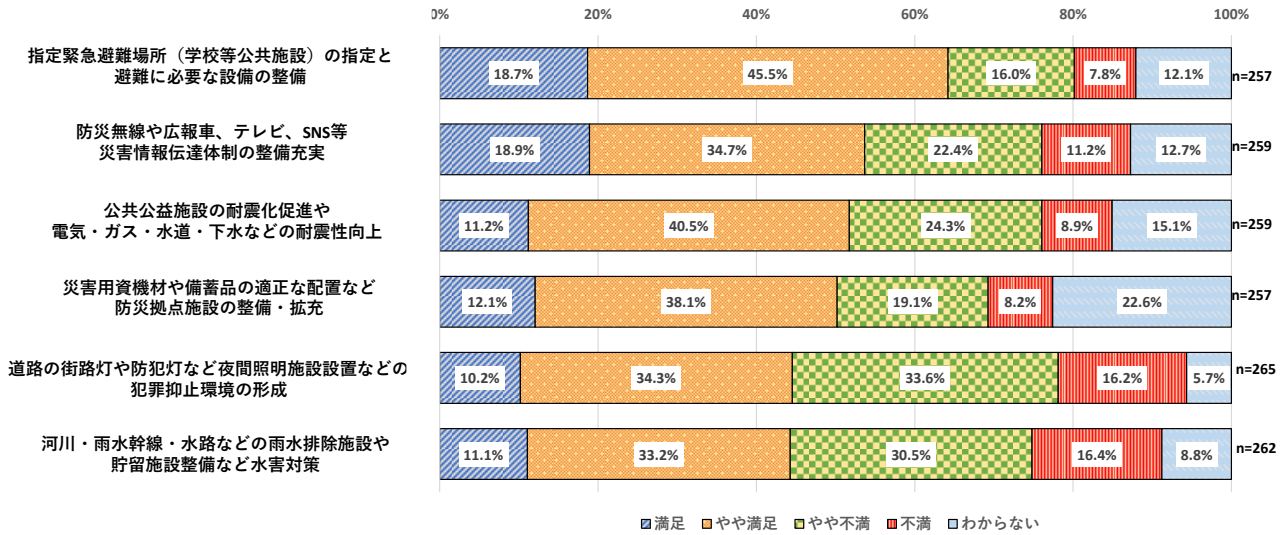


○最も重視されている項目も「ゆとりと潤いを感じられる中心市街地の景観づくり」であり、市内の方の回答と同様に、今後はまちなかの景観整備が求められていると言えます。

# 資-3 市民意見の聴取

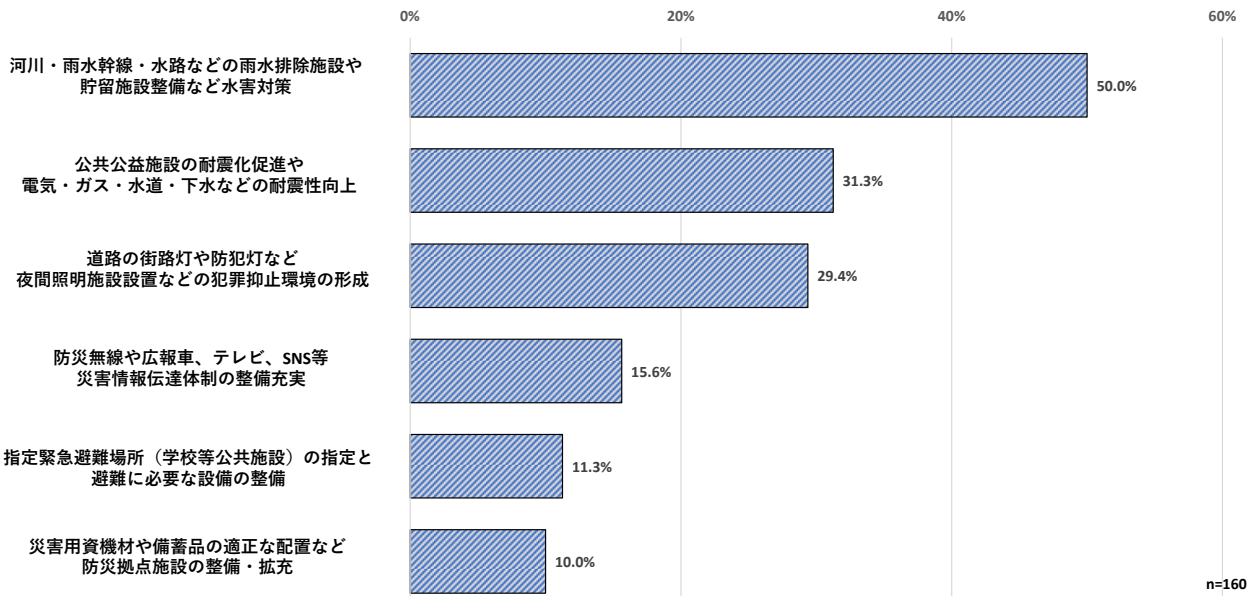
## ⑤-1 都市防災 【市内】

### ■満足度



○最も満足度が高いのは「指定緊急避難場所（学校等公共施設）の指定と避難に必要な設備の整備」であり、市内の避難設備については比較的満足されていると考えられます。

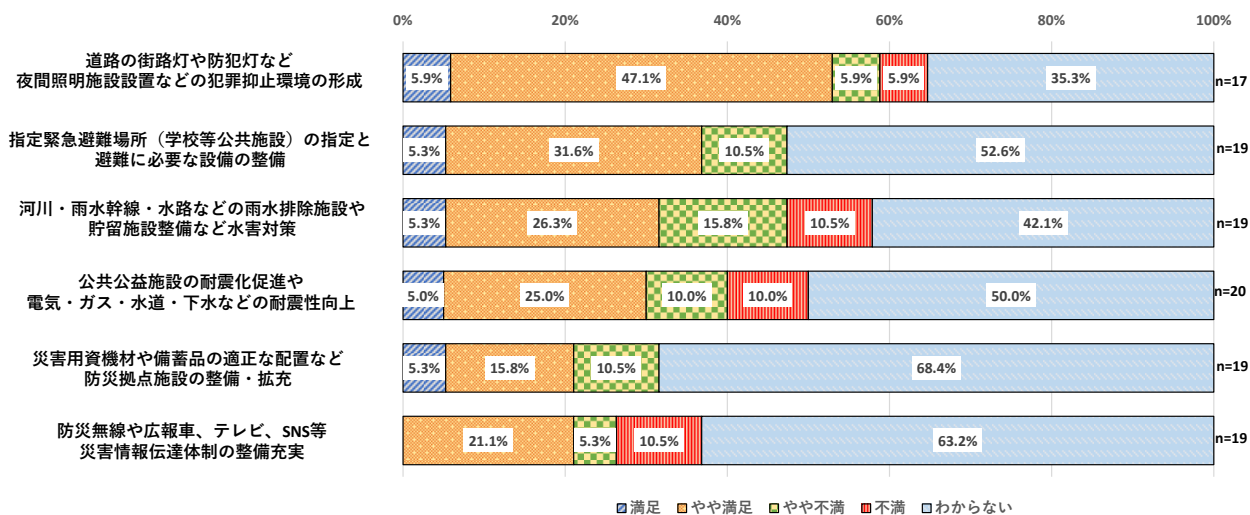
### ■重要度



○最も重要度が高いのは「河川・雨水幹線・水路などの雨水排水施設や貯留施設整備など水害対策」であり、令和元年東日本台風等の被害の影響から、市内でも多くの方が水害対策を重視していると考えられます。

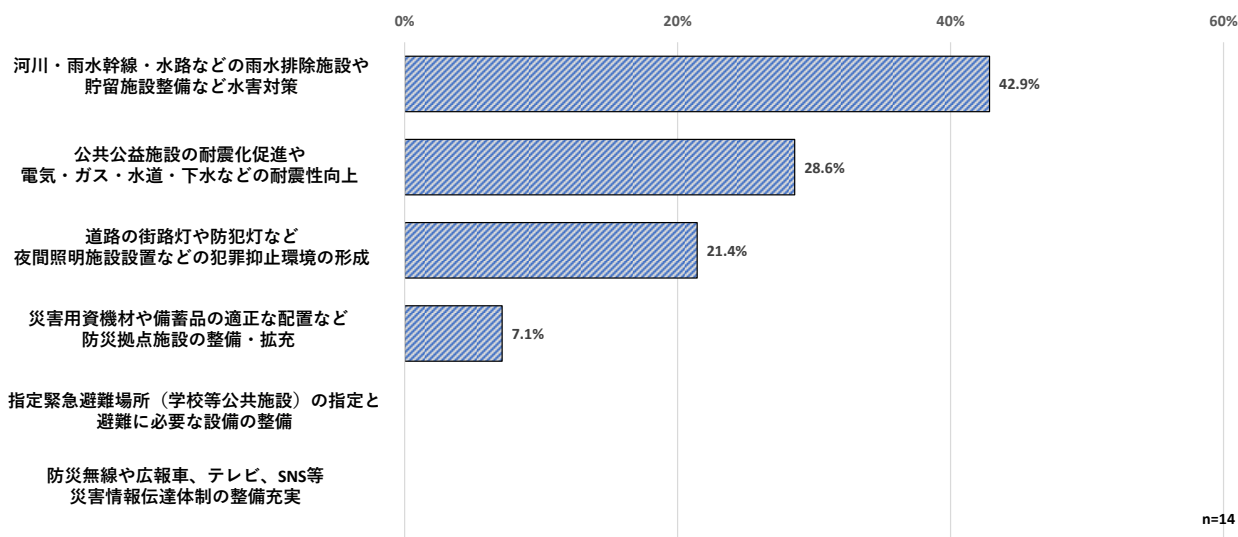
## ⑤ - 2 都市防災 【市外】

### ■満足度



○最も満足度が高いのは「道路の街路灯や防犯灯など夜間照明施設設置などの犯罪抑止環境の形成」であり、安全・安心なまちづくりへのニーズが高まっていると考えられます。

### ■重要度

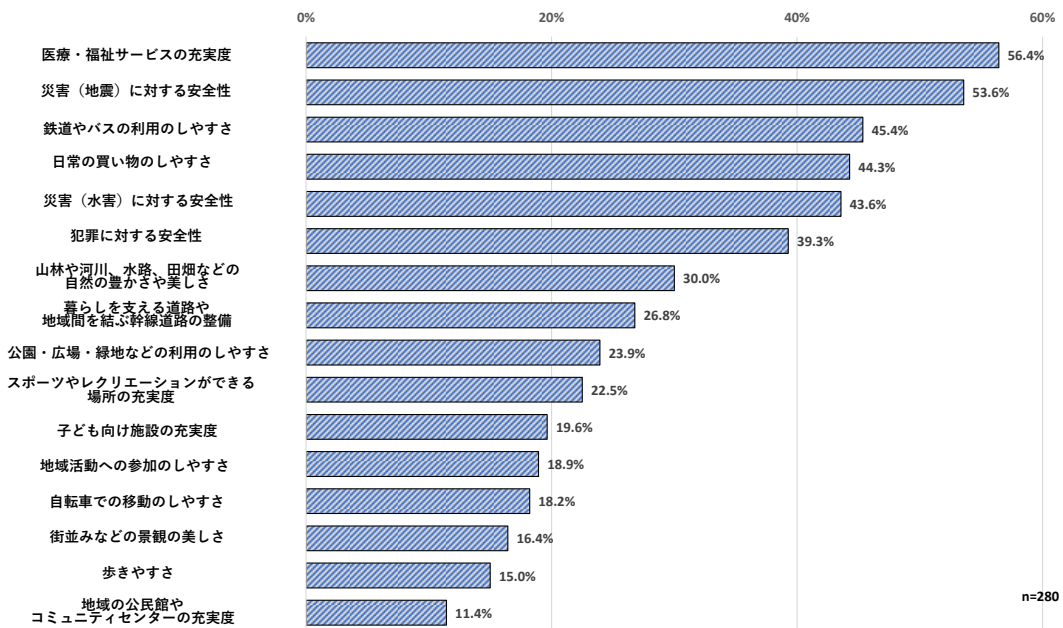


○最も重要度が高いのは「河川・雨水幹線・水路などの雨水排水施設や貯留施設整備など水害対策」であり、市内の方の回答と同様に、市外でも多くの方が水害対策を重視していると考えられます。

# 資-3 市民意見の聴取

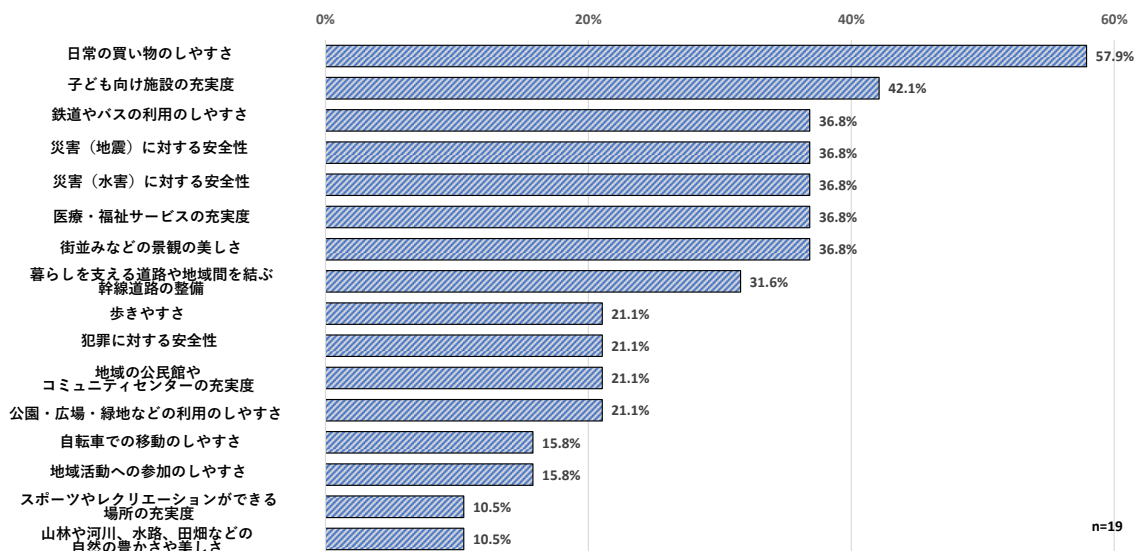
## (7) あなたが住んでいる生活圏での、これからの都市づくりにどのような考え方が大切だと思いますか。

### 【市内】



- 「医療・福祉サービスの充実度」が56.4%で最も多く、次いで「災害（地震）に対する安全性」が53.6%と多い回答となっています。
- 市内ではこうした安全・安心に暮らせるまちの機能が今後の都市づくりにおいて重要だと認識されていると考えられます。

### 【市外】



- 「日常の買い物のしやすさ」が57.9%と最も多く、次いで「子ども向け施設の充実度」が42.1%と多い回答となっています。
- 市外ではこうした日常的に利用する施設やサービスの利便性向上が今後の都市づくりにおいて重要だと認識されていると考えられます。

## 2 パブリックコメントの実施

実施後に更新予定

### ■ 募集期間

2023（令和5）年9月4日（月）～2023（令和5）年10月5日（木）

### ■ 意見提出者数等一覧集計結果

- ・ 意見提出者数 ●人
- ・ 意見の件数 ●件
- ・ 内容別の意見件数

項目		件数
素案記載内容に関する意見		●件
	都市の現状と課題に関する意見	●件
	全体構成に関する意見	●件
	地域別構成に関する意見	●件
その他の意見		●件

## 資-4 関連要綱など

### 郡山市都市計画審議会条例

昭和 44 年 9 月 12 日 郡山市条例第 40 号  
改正 昭和 48 年 6 月 20 日 郡山市条例第 29 号  
平成元年 6 月 29 日 郡山市条例第 40 号  
平成 11 年 12 月 21 日 郡山市条例第 41 号  
平成 20 年 3 月 27 日 郡山市条例第 5 号  
平成 22 年 3 月 17 日 郡山市条例第 3 号  
平成 30 年 3 月 26 日 郡山市条例第 39 号  
令和 4 年 9 月 26 日 郡山市条例第 21 号

#### (設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、郡山市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平 11 条例 41・一部改正)

#### (組織)

第 2 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(平 11 条例 41・一部改正)

#### (委員及び臨時委員)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市の議会議員 6 人以内
- (2) 学識経験のある者 10 人以内
- (3) 関係行政機関の職員 4 人以内

2 臨時委員は、必要のつど、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(平 11 条例 41・一部改正)

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該特別の事項の審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平 11 条例 41・一部改正)

#### (会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平 11 条例 41・一部改正)

#### (専門調査員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、当該専門の事項に関して学識経験のある者その他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(平 11 条例 41・全改)



(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平11条例41・一部改正)

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市構想部において処理する。

(平元条例40・平11条例41・平20条例5・平22条例3・平30条例39・令4条例21・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平11条例41・一部改正)

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(昭和48年郡山市条例第29号)抄

1 この条例は、昭和48年7月1日から施行する。

附則(平成元年郡山市条例第40号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附則(平成11年郡山市条例第41号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(郡山市都市計画審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第10条の規定による改正前の郡山市都市計画審議会条例第3条第1項第3号の規定により任命され、この条例の施行の日の前日において委員である者(以下「旧第3号委員」という。)は、同日をもって解任されるものとする。この場合において、第10条の規定による改正後の郡山市都市計画審議会条例第3条第1項第3号の規定により委嘱される委員(以下「新第3号委員」という。)の任期については、新第3号委員は、旧第3号委員の補欠の委員とみなす。

附則(平成20年郡山市条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附則(平成22年郡山市条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成30年郡山市条例第39号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則(令和4年郡山市条例第21号)抄

(施工期日)

1 この条例は、令和4年11月1日から施行する。

## 資-4 関連要綱など

### 郡山市都市計画マスタープラン改定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づき策定された本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の改定について調査及び検討、原案の作成等を行うため、郡山市都市計画マスタープラン改定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの改定に関し、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 調査及び検討に関すること。
- (2) 原案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する都市構想部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。
- 3 副委員長には、都市構想部長をもって充てる。
- 4 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、都市計画マスタープランの改定について調査及び検討を行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長には都市構想部次長を、副幹事長には都市政策課長をもって充てる。
- 4 幹事には、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会の会議は、委員長の命を受け、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。
- 6 幹事長は、調査及び研究の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 7 幹事長は、会議の運営上必要があると認めるときは、幹事会の会議に幹事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会及び幹事会の庶務は、都市構想部都市政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が、幹事会の運営に必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設部長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、農業委員会事務局長、上下水道局長

別表第2（第5条関係）

総務法務課長、政策開発課長、財政課長、市民税課長、市民・NPO活動推進課長、文化振興課長、環境政策課長、保健福祉総務課長、こども政策課長、農業政策課長、産業雇用政策課長、道路建設課長、教育委員会事務局教育総務部総務課長、教育委員会事務局学校教育部学校管理課長、農業委員会事務局次長、上下水道局総務課長

## 資-5 用語解説

### あ行

#### 安積開拓

全国初の国の直轄事業として安積平野の開拓と安積疏水の開さくを行った事業。

#### 安積疏水

猪苗代湖から安積原野に水を供給している疏水。日本三大疏水の一つ。

#### アメニティ

健康で文化的な生活環境。

#### インフラ

インフラストラクチャー (infrastructure) の略。経済活動や社会生活の基盤を形成する構造物。ダム・道路・港湾・発電所・通信施設などの産業基盤、及び学校・病院・公園などの公共の福祉に関わる施設が該当する。

#### ウィンドファーム

集合型風力発電所。多数の風力発電機が一箇所に集まっている発電所。

#### ウォーカブル

ウォーカブルは、「歩く」を意味する「walk」と「できる」の「able」を組み合わせた造語で、文字どおり「歩きやすい」「歩きたくなる」「歩くのが楽しい」といった語感をもっている。国土交通省では、コンパクトシティをより進化させた取組のひとつとして「居心地がよく、歩きたくなる」まちなか～ウォーカブルなまちなかの形成～を推進している。

#### 越水・溢水

川などの水があふれ出ること。堤防がないところでは「溢水」、堤防のあるところでは「越水」を使う。

#### エリアマネジメント

特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営 (マネジメント) を積極的に行おうという取組のこと。

#### 温室効果ガス

地球の気温上昇をもたらすガスで、地球温暖化の原因とされるもの。二酸化炭素やメタンなど。

### か行

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出を全体としてゼロとすること。排出せざるを得なかった分については同じ量を「吸収」または「除去」することで、差し引きゼロを目指す。

日本が目指す「カーボンニュートラル」とは、CO<sub>2</sub> だけに限らず、メタン、N<sub>2</sub>O (一酸化二窒素)、フロンガスを含む「温室効果ガス」を対象にしたものであり、「全体としてゼロに」とは、「排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにする」ことを意味する。

#### 開発許可

一定規模以上の面積の土地に、建物を建てる場合に必要となる許可。

#### 河川防災ステーション

水防活動を行う上で必要な土砂などの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するもの。

#### 居住誘導区域

人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。

#### 区域区分

どこまでを市街地の範囲とするか、市街化区域と市街化調整区域を区分すること。

#### クラスター

ぶどうの房。地域拠点が集めたひとつの集合体を「ぶどうの房」に例えている。

#### グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面における課題解決に活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

## こおりやま広域圏

郡山市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、大玉村、鏡石町、天栄村、磐梯町、猪苗代町、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町からなるこおりやま広域連携中枢都市圏の略称。

## 郡山市通学路交通安全プログラム

未来を担う郡山の子どもたちを、交通事故から守るために、通学路における交通安全確保に向けた取組。

## 郡山都市圏

郡山市を中心とする通勤・通学などの区域。

## コミュニティ

地域社会。市民が連帯感や信頼関係をもって支えながら生活を営む基礎的な生活空間。

## コミュニティバス

従来の路線バスによるサービスを補うため、自治体が関与し、地域住民の交通利便性の向上を目的に運行されるバスのこと。

## コンパクト

機能が集約して充実すること。

## コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進める考え方。住宅及び医療・福祉・商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した地域公共交通ネットワークの再編を行うことにより実現を図る。

## コンベンション

会議や大会など、多くの人々が集まり、人・モノ・情報などが交流する場、イベント。

## さ行

### サーキュラーエコノミー社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして、提示された概念のことであり、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動をすることで、環境負荷の削減だけでなく、経済成長も同時に実現させる社会の仕組みのことを指す。

### 災害ハザードエリア

災害危険区域、土砂災害特別警戒区域など、被災の恐れが大きい区域のこと。

### 再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、枯渇せず繰り返し使えて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少ないエネルギー。

### 産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所

2014（平成26）年4月に福島県郡山市に開所した。「世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の推進」と「新しい産業の集積を通じた復興への貢献」を大きな目的とした、国内外の研究者をはじめとする様々な人々が集う、日本を代表する再生可能エネルギー研究発信拠点。

### 市街化区域

既に市街地になっている区域や積極的に市街地の整備を進めていくために定めた区域。

### 市街化調整区域

無計画に市街化が進まないように、原則として開発を抑制するよう定められた区域。

### 市街地開発事業

都市内の一定のエリアにおいて、公共施設の整備や宅地の開発などを総合的な計画に基づいて行う事業。

## 資-5 用語解説

### 市街地再開発事業

市街地開発事業の一つで、老朽化した建物や細分化された土地にある小さな建物が密集する地区において、敷地を統合し、不燃化された共同建物を建てるための事業。

### 小水力発電

水力発電の内、発電機の規模が、1000kW 以下のものを呼ぶ。

### 人口集中地区

人の住む都市的な地域のこと。指標として、人口密度が1 ha あたり 40 人以上で、互いに隣接して人口が 5000 人以上の地区とされている。

### ストック効果

整備された社会資本が機能することで、整備直後から継続的かつ中長期にわたって得られる効果のこと。また、ストック効果には、耐震性の向上や水害リスクの低減といった「安全・安心効果」や、生活環境の改善やアメニティの向上といった「生活の質の向上効果」のほか、移動時間の短縮等による「生産性向上効果」といった社会のベースの生産性を高める効果がある。

### ストックマネジメント

長期的な視点で施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改善を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化すること。

### スマートインターチェンジ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジであり、通行可能な車両を、ETC を搭載した車両に限定しているインターチェンジのこと。

### スマートコミュニティ

電力、水、交通・物流、医療、情報など、あらゆるインフラを統合的な管理・最適制御を実現したネットワークインフラのこと。

### セーフコミュニティ

「生活の安全と安心を脅かすけがや事故は、原因を究明することで予防することができる」という理念のもと、地域の実情をデータを用いて客観的に評価し、地域活動団体、関係機関、行政等が協働により「市民が安全に安心して暮らすことができるまちづくり」に取り組む活動を行っている地域のこと。

### 生活圏

人が行動する範囲・地域を指し、買物、医療、レクリエーション、教養、通勤・通学などの行動が主として行われる範囲（地域）をいう。

### 生活支援機能

日常生活を支える機能のこと。診療所、地域包括支援センター、子育て支援センターなどを指す。

### 生活利便施設

住宅の周辺にある、生活に必要な諸々の施設のこと。具体的には、銀行、郵便局、病院、スーパーマーケット、商店街、飲食店、クリーニング店、コンビニエンスストアなどを指す。

### 生産年齢人口

15～64 歳の人口。

### 総合計画

地方自治体が策定する自治体のすべての計画の基本となる、行政運営の総合的な指針となる計画。

### 総合都市交通計画

徒歩・自動車・公共交通などの適正な分担や交通課題の対応を図る計画。

## た行

### 第一次産業

産業を三部門に分類したうち、主に農業や林業、漁業、鉱業などの産業分野のこと。

### 第二次産業

産業を三部門に分類したうち、主に製造業や建設、電気・ガス業などの産業分野のこと。

### 第三次産業

産業を三部門に分類したうち、主に小売業やサービス業などの産業分野のこと。

### 大規模集客施設

床面積1万㎡超の店舗など。

### 太陽光発電

太陽光を直接的に電力に変換して発電する仕組みのこと。

### 脱炭素化

地球温暖化の原因となっている二酸化炭素の排出量を削減しゼロにすること。

### 地域包括ケア

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるように、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供されるサービスのこと。

### 地区計画

地区の課題や特性を踏まえた、住民参加によって進められるまちづくりの手法。目標や方針を定めた上で、道路・公園の位置や建物の建て方のルールを定める。

### 中核市

人口20万人以上の都市で、国から指定された都市。

### 中心市街地

商業・業務など様々な都市機能が集まり、都市の「顔」とも言うべき場所。

### 超高齢社会

65歳以上の人口が総人口に占める割合（高齢化率）が21%を超えた社会のこと。高齢化率が7%～14%未満の社会を「高齢化社会」、14%～21%未満を占める社会を「高齢社会」という。

### 調整池

集中豪雨などにより発生する局地的な出水を一時的に溜める池。

### 低炭素まちづくり計画

2012（平成24）年12月に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき策定される計画で、域内のそれぞれの地域特性を考慮したまちづくりにおいて、総合的な都市の低炭素化の取組を推進するための指針となるもの。

### テクノポリス

先端技術産業や大学・研究機関を中核とした地域経済の発展を目指す高度技術集積都市。

### デマンド型交通

バスや電車などのようにあらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。

### 都市機能

都市の生活を支える機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業など）のこと。

### 都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することで、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

### 都市計画

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための計画。

### 都市計画区域

都市計画法の適用を受ける区域。区域区分を定めている場合、市街化区域、市街化調整区域で構成される。

## 資-5 用語解説

### 都市計画区域マスタープラン

都市計画法第6条の2に基づき、都道府県が広域的見地から定める都市計画の基本的な方針のこと。

### 都市計画法

都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業、その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とした法律。

### 都市計画マスタープラン

都市の将来像を明確にして、その実現に向けた大きな道筋を明らかにするために定められる指針のこと。

### 都市構造

市域全体の特徴や骨格を空間的かつ概念的に表したもので、都市の将来像や都市づくりの目標を踏まえて、将来の都市の姿を分かりやすく示したものの。

### 都市再生特別措置法の一部を改正する法律

市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するため、都市全体の構造を見渡しなが、住宅及び医療、福祉、商業その他の居住に関連する施設の誘導と、それと連携した公共交通に関する施策を講じることを目的とした法律。

### 都市施設

道路、公園、下水道など、都市における諸活動や生活を支えるために必要な施設。

### 都市の低炭素化の促進に関する法律

地球温暖化対策の推進に関する法律と両輪となって、都市の二酸化炭素排出量の削減を図り、都市の健全な発展を寄与することを目的とした法律。

### 土地区画整理事業

狭い道路や不整形な区画を整形に改善し、土地利用の増進を図るために行われる事業。

### 土地利用

市街地や農地など、目的をもって土地を活用すること。

### トラックターミナル

(和製) truck + terminal 長距離輸送用トラックと集配用トラックとが、荷物を積み替える中継施設。

### な行

#### ネットワーク

相互に連携すること。

### 年少人口

0～14歳の人口。

### は行

#### パークアンドライド

車を郊外に駐車し、公共交通機関に乗り換えて目的地に向かうシステム。

### パーソントリップ調査

人の動きを調べ、交通の実態を把握する調査。

### ハイウェイオアシス

高速道路のサービスエリアまたはパーキングエリアなどと、周辺の公園や商業施設等を一体化させたもので、高速道路および一般道のどちらからでも乗り入れや利用が可能なもの。

### バイオマス

動植物などから生まれた生物資源の総称。バイオマス発電では、この生物資源を直接燃焼したり、ガス化するなどして発電する。現在では技術開発が進み、様々な生物資源が有効活用されている。

### バイパス

市街地の交通混雑を避け、車を迂回(うかい)させるために設ける道路。

### バックキャスト

過去の実績や現状や課題から未来を考えるのではなく、「ありたい姿/あるべき姿」を描いたうえで、そこから逆算して“いま何をすべきか”を考える思考法のこと。



## ヒートアイランド現象

都市の郊外部に比べ、都市部の方が気温が高くなる現象。

## ビジョン

将来のあるべき姿を描いたもの。構想。

## 風力発電

風の中で風車をまわして、その回転運動を電力に変換して発電する仕組みのこと。

## ふくしま医療機器開発支援センター

郡山市に整備された医療機器の安全性評価、企業のマッチングやコンサルティング、医療従事者のトレーニング等を総合的に実施し、医療機器の開発から事業化までを一体的に支援する我が国初の医療機器開発支援拠点のこと。

## ベビーファースト

子育て世代が子どもを産み育てたくなる社会を実現する取組。

## ま行

### まち・ひと・しごと創生法

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、「まち・ひと・しごと創生」に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために策定された法律。「まち・ひと・しごと創生」とは、「まち：国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成」、「ひと：地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」、「しごと：地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進することが目指されている。

## 未利用地

土地の有効利用が行われていない土地。

## モータリゼーション

自動車が生計必需品として、社会に広く普及すること。

## モビリティマネジメント

地域や都市を、「過度に自動車に頼る状態」から、「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に（=かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組のこと。

## や行 遊休地

どのような用途でも使われておらず有効利用されていない土地。

## ユニバーサルデザイン

障がいの有無や年齢、国籍、性別などの違いにかかわらず、はじめから、できるだけ多くの人が使しやすい製品や建築・都市環境、サービス等の提供を目指そうという考え方。

## 用途地域

工場と住宅を分離するなど、用途の混在を防ぎ秩序ある土地利用を誘導するため、建物の用途に一定の制限を行う地域。第一種低層住居専用地域など13種類が都市計画法で定められている。

## ら行 流域治水

集水域（雨が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）までを一つの流域と捉え、流域に関わるあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる考え方。

## レクリエーション

休養、娯楽。日常生活に潤いを求めて行う余暇活動。

## 老年人口

65歳以上の人口。

## 資-5 用語解説

### 英字

#### DX (デジタルトランスフォーメーション)

企業がビッグデータなどのデータと AI や IoT を始めとするデジタル技術を活用して、業務プロセスを改善してだけでなく、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

#### GX (グリーントランスフォーメーション)

2050 年カーボンニュートラルや、2030 年の国としての温室効果ガス排出削減目標の達成に向けた取組を経済の成長の機会と捉え、排出削減と産業競争力の向上の実現に向けた、経済社会システム全体の変革のこと。

#### MaaS

Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるものをいう。

#### NPO

行政・企業とは別に社会的行動をする民間非営利組織。福祉、まちづくり、環境など様々な分野で活動を行っている。(非営利組織 Non Profit Organization の略語)

#### Park-PFI 事業

民間事業者が公園内に設置する飲食店、売店等から得られる収益を公園の整備・管理に還元することを条件に、公園利用者の利便の向上、市の財政負担の軽減を図る事業。

#### PDCA サイクル (PDCA cycle、Plan-Do-Check-Action cycle)

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Action (改善) の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

### SDGs

2015 年 9 月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っている。

**郡山市都市計画マスタープラン  
2023（令和5）年改定**

---

発行 郡山市  
編集 都市構想部都市政策課  
〒 963-8601  
福島県郡山市朝日一丁目 23 番 7 号  
Tel 024-924-2321 Fax 024-938-2720  
E-mail [tosiseisaku@city.koriyama.lg.jp](mailto:tosiseisaku@city.koriyama.lg.jp)

ウェブサイト <https://www.city.koriyama.lg.jp/>

